

2019（令和元）年度

博士論文

公営電気事業と近代の都市形成に関する研究

—仙台市を事例にして—

東北学院大学大学院

経済学研究科経済学専攻博士後期課程

雲 然 祥 子

論 文 要 旨

本論文は、仙台市を事例にして、公営電気事業が近代の都市形成にいかなる役割を果たしたかを明らかにする目的で作成されたものである。

この目的に到達するために参考とした分析方法は「行財政分析」の方法であり、文字通り行政分析と財政分析を駆使して地方都市の特徴を明らかにしようとするものである。その中でとくに注目したのは、都市財政の解明を行う際には公営事業の役割に関する分析が不可欠であるという指摘である。このような指摘を嚆矢として、やがて行財政分析の対象を、電気事業をはじめとする公営事業に焦点をあてて、都市史を再考する研究も次第に登場することになる。本論文では、このような一連の先行研究に学びつつ、仙台市の市営電気事業の近代都市形成において果たした役割を明らかにすることにした。

本論文が対象とした時期は、全国的に都市整備事業の構想が登場した明治後期から、その構想が具体的に展開していった昭和初期までの時期であった。そしてこの時期をいくつかの時期に区分しつつ、各時期に設定した課題を解明する作業を行った。

この時期の財政分析を行うにあたって重視した仙台市の財政データは、『電気事業報告書』各年度や『宮城県仙台市一般会計特別会計歳入歳出決算書』各年度などに記載されている特別会計電気事業・特別会計電気事業積立金の記述、または仙台市役所所蔵資料などに記載されているものに依拠した。また、行政分析を行うにあたって重視した資料は、『仙台市会会議録』各年度、『仙台市会決議録』各年度をはじめ、『仙台市事務報告書』各年版などである。さらに、これら一次資料の利用の制約を補うためや事実経過の確証を行うために、新聞記事の利用も重視した。

以上のようなかたちで行われた作業の結果は、以下の通りである。

まず、「第1章 明治末期における『五大事業』の登場と仙台市営電気事業の成立」では、仙台市の体系的な近代都市整備事業の出発点といえる「五大事業」（仙台市の5つの公営事業、すなわち上水道、電気、市区改正、市電敷設、公園整備）の登場と、これらの事業のその後の展開をトレースする作業を行った。その結果、「五大事業」は、仙台市を近代以降の「軍都」「学都」「杜（森）の都」として呼称された「消費都市」から、六大都市のような近代工業が集積する「生産都市」への転換を意図して提唱された「都市改造」の構想そのものであったこと、そしてこの事業のなかでも、近代都市化を目指すうえで最も重視されていたのが仙台市営電気事業であったことが明らかになった。

次に「第2章 大正中期における仙台市営電気事業の新展開」では、大正中期において実施された仙台市営電気事業の電灯・電動力使用料金（電気料金）の値上げに関する事実経過を検証する作業を行った。その結果、当該期に行われた電気料金値上げが、同市における本格的な都市整備事業に着手するために必要な資金を確保するために行われたものであったことを明らかになった。そしてここから、仙台市営電気事業が、従来の電気供給事業として

の役割＝公共的事業としての役割だけでなく、財源調達機能としての役割＝収益的事業としての役割を果たすようになったことが明らかになった。ちなみにこの時期には、第一次世界大戦の勃発後、都市部で深刻化した社会問題に対応するために、さまざまな都市整備事業の実施が求められるようになり、そのための財源調達が急務の政策課題となっていた。仙台市でも同様の動きがみられたが、同市の場合、市営電気事業の順調な経営状況に注目し、電気料金を値上げすることで、安定的な財源を確保しようとしたのである。それが、1919（大正8）年の仙台市会で提議された「市区改正事業資金設置及管理規則」の財源、および1921（大正10）年度以降の一般会計の財源というかたちであらわれてきたのであった。

さらに「第3章 『財政の宝庫』としての仙台市営電気事業」では、「財政の宝庫」と呼ばれた仙台市営電気事業の具体的な諸相を、当時の財政資料を利用して明らかにする作業を行った。ここから、仙台市営電気事業の事業概要（供給区域の変遷、電灯・電力需要の推移など）から、同事業が好調な経営状況にあったことを明らかにしえた。また、財政データの分析・検討によって、仙台市財政の中に占める電気事業特別会計（特別会計電気事業費・特別会計電気事業積立金）の特徴がクリアになった。また、仙台市の一般会計や他の事業会計（特別会計）における「電気事業収益金」に関するデータの検討により、「財政の宝庫」と呼ばれた所以が明らかになった。

以上に加え、「第4章 『大仙台』構想の展開と仙台市営電気事業」では、大正中期に登場した「大仙台」構想と仙台市営電気事業の関わりを考察した。とくに、市区改正事業・市電敷設事業、都市計画事業の財源として市営電気事業の収益金が充当されていることが明確になった。また、同時期に展開した都市計画関連の事業のうち、街路計画については、市内各地の住民の要求を市当局が取り入れるかたちで進められていったことが、仙台市役所所蔵資料で裏付けられた。

総じて、仙台市において、公営電気事業が、とくに都市インフラ整備の財源として、近代の都市形成に極めて大きな役割を果たしたことが明らかになったように思われる。

博士論文

タイトル：公営電気事業と近代の都市形成に関する研究—仙台市を事例にして—

【目次】

序章	1
1. 本論文の課題・意義	1
2. 先行研究の検討	1
3. 仙台市営電気事業の概要	8
4. 本論文の構成	9
第1章 明治末期における「五大事業」の登場と仙台市営電気事業の成立	11
はじめに	11
第1節 「五大事業」の登場と市営電気事業の構想	12
1. 「五大事業」の登場に至る経緯	12
2. 「五大事業」の登場	16
3. 市営電気事業構想への注目	18
第2節 市営電気事業構想の「再燃」と「市営水利事業起工」	22
1. 仙台電力株式会社と宮城紡績電灯株式会社	22
2. 市営電気事業構想の「無期延期」と「再燃」	24
3. 「市営水利事業起工ノ件」の提出	26
第3節 仙台電力株式会社の買収と仙台市営電気事業の成立	28
1. 買収交渉の開始	28
2. 仙台電力株式会社との買収契約と市営電気事業の開始	29
第4節 宮城紡績電灯株式会社の買収	37
1. 宮城紡績電灯株式会社の買収交渉の難航	37
2. 宮城紡績電灯株式会社との買収契約	40
おわりに	44
第2章 大正期における仙台市営電気事業の新展開	45
はじめに	45
第1節 明治40年代仙台市における近代的都市基盤整備とその財源問題	45
1. 「五大事業」の展開と仙台市財政	45
2. 1911（明治44）年の市制改正と特別会計の設置	47

3. 仙台市営電気事業の経営状況	50
第2節 大正期仙台市の電気料金の値上げ	51
1. 電気料金値上げの背景・契機	52
2. 1919（大正 8）年の電気料金値上げ	55
3. 1921（大正 10）年の電気料金値上げ	59
おわりに	64
第3章 「財政の宝庫」としての仙台市営電気事業	66
はじめに	66
第1節 仙台市営電気事業設立後の供給区域の変遷および電気需要の増大	66
1. 仙台市営電気事業の成立	66
2. 供給区域の変遷と電気需要の増大	67
第2節 電気事業特別会計の諸相	75
1. 仙台市財政における電気事業特別会計の位置	75
2. 特別会計電気事業費の動向	76
3. 特別会計電気事業費歳出（臨時部）「編入金」の動向	80
4. 特別会計電気事業積立金	82
第4節 仙台市財政と電気事業特別会計	86
おわりに	88
第4章 「大仙台」構想の展開と仙台市営電気事業	89
はじめに	
第1節 「大仙台」構想の展開過程	89
1. 都市計画法・市街地建築物法の成立と「大仙台」構想	89
2. 仙台市都市計画区域の策定から第一次合併・第二次合併まで	90
第2節 市区改正事業資金設置及管理規則の制定と市区改正事業	98
1. 市区改正事業資金設置と「焼跡市区改正」事業の登場	98
2. 特別会計市区改正事業資金・特別会計火災地道路改修費にみる「電気事業収益金」	100
第3節 仙台市における都市計画事業と市営電気事業	102
第4節 都市整備に関する地元からの要求	107
第5節 市電敷設事業の登場と展開	108
1. 交通調査委員会の設置	108
2. 仙台市営電気事業の郡部財産の売却	109
3. 市電敷設事業の本格的な展開	112

おわりに116
終章 本研究の結論117
参考文献・収集資料一覧120
図表一覧131

序 章

1. 本論文の課題・意義

本論文の課題は、仙台市を事例にして、公営電気事業が近代の都市形成に及ぼした影響を明らかにすることである。

この論文の主な意義は、次のような2点が明らかにされることにある。

第一に、仙台市の公営電気事業（仙台市営電気事業）が、近代において同市の政策主体（為政者ら）によって選択された都市整備構想、すなわち明治40年代に登場した「五大事業」や、大正中期に登場した「大仙台」構想の中で、工業都市を形成するための基礎的産業として位置づけられていたことが明らかにされることにある。

第二に、「財政の宝庫」と呼ばれた仙台市営電気事業が、各種の都市インフラ整備事業（市区改正事業、市電敷設事業など）において果たした役割が明らかにされることにある。具体的には、仙台市営電気事業に関わる2つの特別会計（特別会計電気事業費・特別会計電気事業積立金）の収益金が、仙台市の一般会計や他の特別会計に財源として充当されていたことが明らかにされることにある。

2. 先行研究の検討

(1) 1980年代以降の都市史研究

ここでは、本論文に関連する先行研究のサーベイを行う。

周知のように、日本の近現代史における都市史研究は、1980年代から1990年代にかけて相次いで登場した。その代表的なものとしては、石田頼房、小路田泰直、原田敬一、芝村篤樹らの研究が挙げられよう¹。これらに共通する主な問題関心は、明治維新以降における六大都市を中心とする大都市の市区改正事業・都市計画事業といった一連の都市整備事業の具体的展開を明らかにすることにあった。

2000年代になると、大都市中心の都市史研究には、多面的・多角的視点からのアプローチが顕著になっていく。たとえば、工場立地の問題を取り上げて日本の都市形成の特質について論じている沼尻晃伸の研究²や、東京市を事例にして政治構造の実証分を行っている櫻井良樹の研究³のほか、伊藤之雄らによる京都市を事例とした共同研究⁴なども登場した。こ

¹ 石田頼房『日本近代都市計画の百年』（自治体研究社、1987年）、同『日本近現代都市計画の展開 1868-2003』（2004年）、小路田泰直『日本近代都市史研究序説』（柏書房、1991年）、原田敬一『日本近代都市史研究』（思文閣出版、1997年）、芝村篤樹『日本近代都市の成立—1920年・30年代の大阪—』（松籟社、1998年）など。

² 沼尻晃伸『工場立地と都市計画—日本都市形成の特質 1905-1954』（東京大学出版会、2002年）。

³ 櫻井良樹『帝都東京の近代政治史—市政運営と地域政治—』（日本経済評論社、2003年）。

⁴ たとえば、伊藤之雄編著『近代京都の改造—都市経営の起源 1850~1918年—』（ミネルヴァ書房、

のような事例には枚挙に遑がない⁵。また、鈴木勇一郎・高嶋修一・松本洋幸編著『近代都市の装置と統治 1910～1930年代』（日本経済評論社、2013年）では、東京を事例にして、近代日本における都市の諸活動を維持・改善するために必要な「都市装置」⁶（都市の基幹施設・組織・体系など）をキーワードとして、近代日本都市史研究の再考がなされている。そこでは、都市の諸主体、すなわち「帝都」＝「大東京」の形成・発展の中で複雑に関連しあう様々な「アクター」（行政担当者、都市装置の経営・維持担当者、市民、政党、官僚、資本など）の相互作用によって、設置された「都市装置」がいかにして「公共性」や「公益性」を獲得していったのかを分析している。

このような大都市を対象とした研究の進展過程で、地方都市の研究も台頭してきた。特に1990年以降になると、ある意味では当然のごとく、大都市だけではなく、地方都市をも研究対象に加えて、日本の近現代都市像を構築すべきだとする論者の登場を招来するようになる。かくして地方都市史研究の分野においても優れた研究が登場することになったが、これらの中でも特に、大石嘉一郎・金澤史男編著『近代日本都市史研究—地方都市からの再構成—』（日本経済評論社、2003年）が一段階を画する研究であったと評価できよう。

（2）公営事業と都市財政に関する研究

大石・金澤らの分析の中で特に注目したいのは、都市財政における「市営事業のもつ意義の『再発見』」⁷という指摘がなされたことである。換言すれば、都市財政の解明を行う際に

2006年）などがある。

⁵ その一方で、1990年代以降の都市史研究は「都市をめぐる議論・分析対象の多様化・個別分散化が進み、課題と方法が暗中模索状況」にあり、「ある種の『閉塞』状況に陥った」という認識も提示されていた（「戦間期におけるデモクラシーと地域—近代都市史研究の視点から— 趣旨説明」（日本史研究会『日本史研究』第464号、2001年、156ページ）。中村元は日本近現代史における都市史研究の整理を行う中で「二〇〇〇年段階に示された、都市をめぐる議論と分析対象の多様化・個別分散化に伴い課題と方法が暗中模索状況に陥る『閉塞』状況は、基本的には持続」されており、「都市史をめぐる『閉塞』状況は、依然として持続している」と述べている（中村元『近現代日本の都市形成と「デモクラシー」——20世紀前期／八王子市から考える』吉田書店、2018年、5ページ）。こうした「閉塞」状況の克服を目指して、近年では都市の特質をとらえ直す動きや、都市における「デモクラシー」の展開、すなわち都市における政治的大衆化のあり方を解明する、あるいは見直す研究が行われるようになっていく。

⁶ 同書では、「都市装置」を「都市の中で生活・活動する市民や事業体の共同の需要に応じ、都市活動を維持し、能率化し、快適化するために欠くことのできない基幹的施設・組織、もしくはそれらの体系のことである」と述べている（同書1ページ）。この「都市装置」という概念には、「都市インフラ」といわれた電気・水道などの施設、道路・鉄道・港湾などの交通施設などにとどまらず、神社・寺院・墓地などの宗教施設、娯楽施設といった「近代都市の中で新たな機能を付与され、都市の維持・再生産に不可欠な存在となっている施設」も含んでいる（1～2ページ）。

⁷ 大石嘉一郎・金澤史男「近代都市財政史研究の課題と方法」（明治学院大学産業経済研究所『研究所年報』第11号、1994年、97ページ）。

は公営事業の役割に関する分析が不可欠であるという指摘である。

これに連なる研究の系譜をたどってみることにしよう。

近代日本の都市財政や地方都市財政の歴史的研究は、藤田武夫による一連の研究⁸を嚆矢として取り組まれてきたが、1970年代後半になると都市財政における公営事業の役割に関する分析が取り上げられるようになり、1980年代～1990年代になるとその重要性が指摘されるようになった。また、日露戦争後から第一次世界大戦を経て昭和恐慌に至る時期の都市部の地方債累積の原因などの解明が重視され、そのためには公営事業の役割の検討が不可欠であるという指摘が、岩波一寛⁹および坂本忠次¹⁰らによって行われた。その後も、同じような問題意識から、公営事業に関する立ち入った都市財政の歴史的な分析が次々に行われるようになり、金澤史男の場合も、明治末期に成立した東京市電気事業を事例として「市営企業財政についての多面的な要因を歴史的に検討する」ことを主張している¹¹。

その後についてみると、公営事業が都市財政にとってどのような役割を担っていたのかを一層緻密に検討する研究も行われるようになる。関野満夫は、大阪市の関一による一連の政策を事例とし、公営事業の歴史的な位置づけがどのようなものであったのかについて詳細な検討を行っている¹²。その際、戦前の日本の都市財政問題を考察するうえで、市営事業の位置づけをどう行うかが重要な課題として提起されていることにも留意しておくべきであろう。また関野は、当該期における各都市で行われている市営事業には2つの側面が存在していたことも指摘している。一つは「市営事業の拡大は戦前の都市膨張の主要な原因」であったこと、もう一つは、都市自治体にとって「市営事業のもたらす収益は重要な都市財源として機能していたこと」である。つまり、戦前の日本の都市財政において、市営事業が「一方で財政危機要因でありながら、他方では財源調達手段として機能していた」という、きわめて重要な指摘である¹³。

市営事業が財源調達機能を有していたことは、その後の持田信樹による都市財政の研究¹⁴で確立したとあって差し支えないように思われる。持田は、近代日本における都市の財政分

⁸ たとえば、藤田武夫『日本資本主義と財政』実業之日本社、同『日本地方財政発展史』河出書房（いずれも1949年）。

⁹ 岩波一寛「昭和恐慌下の地方債の累積と財政矛盾」、中央大学経済学研究会『中央大学経済研究所年報』第4号、1973年、1～37ページ。

¹⁰ 坂本忠次「1920年代地方債問題の量と質」、大内力編『現代資本主義と財政・金融2 地方財政』東京大学出版会、1976年、141～188ページ、および同『日本における地方行財政の展開』御茶の水書房、1989年。

¹¹ 金澤史男「1920年代の都市財政の一考察—東京市電気事業の成立を中心に—」、東京大学経済学研究会『経済学研究』第22号、1979年、77ページ。

¹² 関野満夫「関一の大阪市営事業」、京都大学経済学会『経済論叢』第129巻第3号、1982年、77～96ページ。

¹³ 関野満夫「関一と大阪市営事業—戦前日本における改良主義的都市財政論の検討（2）—」、京都大学経済学会『経済論叢』第129巻第3号、1982年3月、77ページ。

¹⁴ 持田信樹『都市財政の研究』東京大学出版会、1993年。

析を行うにあたり、公営事業（市営事業）がその都市の財政に与えた影響を分析・検討することが不可欠であるとして、六大都市を事例に、市営事業の成立・展開によって近代都市および近代都市財政がどのように確立していくかを明らかにした。その中でも特に、日清・日露戦争後から第一次世界大戦期にかけて、全国の諸都市で着手されていた市営事業と都市財政の関連について詳細な分析を行っている。

加えて持田は、明治期の日本の近代都市化は『『封建』都市から継承した都市構造にはあまり手をつけず、むしろ受け継いだ敷地を前提にして電気軌道や上水道といった都市インフラを整備していった』¹⁵という特徴があるという。ここでは、都市の活動の発展・維持を図るために、都市＝公共団体として水道・道路整備・教育などの公共的・公益的性格の強い市営事業、すなわち公共性を重視し、剰余金を積立金または使用料金の引き下げというかたちで市民に還元するという「実質主義的経営」を前提とした市営事業の実施が重視されていた。このような特徴を有する市営事業は、日露戦争後には積極的に取り組まれるようになった。その要因の一つは、市制改正（1911年）が行われたことである、市制改正では市長の権限強化や特別会計の設置などが行われたことで「都市財政の公共的事業団体化を経営組織面からうながす新機軸」¹⁶が形成されたという。

そして、持田によれば、この市営事業の役割に変化がもたらされるのが大正期以降、特に第一次世界大戦期以降である。市営事業は公共的・公益的性格を維持しつつ、収益（利益）的性格の強い市営事業、すなわち収益優先の「収益主義的経営」を前提とした事業として取り組まれるようになる。とりわけ、都市計画法・市街地建築物法の制定（1919年）は、そうした市営事業の変化に大きな影響をもたらした。市営事業は、その剰余金の獲得そのものが目指されただけでなく、それを一般会計や他の特別会計などに充当することが期待されるようになった。「市営事業は『特別会計』として形式的には独立しているが、一般会計の不可欠な構成要素として都市財政に組み込まれた」¹⁷のである。

こうした市営事業の実施、またその事業収益金を利用した都市財政の展開から、日本の近代都市は「公共団体」というより「公共的事業団体」ともいうべき性格を有するようになったといえる。公営事業は「都市経営」における不可欠な財源調達手段であり、公営事業の収益を都市財政の財源として充当することで、さらに様々な事業（例えば都市インフラ整備など）が実施できるのである¹⁸。これは、近代日本における都市形成過程を考察するうえで、

¹⁵ 持田信樹、前掲書 110 ページ。

¹⁶ 持田伸樹、前掲書 90 ページ。

¹⁷ 持田伸樹、前掲書 174 ページ。

¹⁸ 同様の指摘は、その後の都市財政研究でも行われている。たとえば高寄省三は、「公営企業は都市経営のかけがえのない手段」であり、公営事業の収益を市財政の財源として充当することで、様々な都市整備事業・都市計画事業を行う、すなわち「都市経営」が行われていたことを、明治期から昭和期における六大都市あるいはその中の神戸市の事例から詳述している（高寄省三『明治地方財政史』第1巻～第6巻、勁草書房、『大正地方財政史』上下巻、『昭和地方財政史』第1巻～第5巻、『神戸・近代都市の形成』2017年、『近代日本都市経営史』上巻、2018年（いずれも公人の友社）。

きわめて重要であるといえるだろう。

とはいえ、持田の研究でも、主として六大都市をはじめとする大都市部が事例として取り上げられている。これについて金澤史男は、地方都市財政史の分析を行うにあたって「細部を深く掘り下げなければ浮かび上がってこない問題」のひとつとして「地方公営企業にかかる問題領域」があると改めて指摘し、「日露戦後や第一次大戦後の都市財政の膨張は、当該期の地方公営企業の成立、拡充の事実抜きには、十全に理解できない」¹⁹としている。

その後、伊藤之雄は、『「大京都」の誕生—都市改造と公共性の時代 1895～1931 年—』（ミネルヴァ書房、2018 年）において、戦前の京都市における 2 つの「都市改造事業」、すなわち日清・日露戦争後に行われた三大事業（第二琵琶湖疎水の建設、上水道の建設、道路拡張・私営市街電鉄の敷設）と、第一次世界大戦後の都市計画事業（周辺市町村をも包含した市街地拡充）について、その計画の登場・策定から実施に至る経緯を「市当局」（政策主体）・市会・市民の動向をふまえつつ実証的に検討している。「この二つの都市改造事業は、京都市以外の六大都市でも展開し、近世から維新後に形成された古い町並みを一変させ、中心市街に現代に繋がる新しい町並みを作った」²⁰とあるように、この作業を通して、近代都市から現代都市へと都市が変化していくことや、その変化の過程には政治主体による「都市経営」のあり方だけでなく、市民をもふくめての「主体性」と「公共性」があったことに注目している。

伊藤によれば、「都市経営」とは、人口増加などによる都市の膨張、衛生・人口過密・貧困などの都市問題に対応するために「各都市当局が、土木・衛生・産業振興、福祉などの様々な分野に関与し、公債や税収の問題まで考慮し、都市の経営をしていこうとする考え方」²¹であるとし、日本では 20 世紀初頭に広まりをみせたという。その「都市経営」の展開にあたり、日露戦争後、特に 1910 年代から 1930 年代にかけて、各都市において「大」に都市名をつけ、「都市経営」に基づく「都市改造」を強力に推進させていこうとする動きが顕著となった。そこには「公共性」、つまり「その対象となる空間は多くの人々の利用に便利のように改造すべき、という公共性の概念も含まれていた」²²としている。

その「都市改造」は、都市計画法・市街地建築物法（1919 年）の成立により、より本格化していった。従来、その都市計画事業の計画立案・策定の主導権は内務省・内務官僚が握っており、各都市や市民の主体性は脆弱であったという評価が一般的であった。しかし、伊藤は都市計画の形成において、その意思決定過程や事業の展開を、『京都市市会会議録』などの公文書から綿密に検討し、都市計画事業の決定にあたっては、市民の意思が反映されるかたちで市会の意思が決定され、やがてそれが都市計画地方委員会でも取り入れられていく過程を明らかにした。つまり、「京都市の都市計画事業の主導権は、内務省や内務官僚で

¹⁹ 金澤史男『近代日本地方財政史研究』日本経済評論社、2010 年、430～431 ページ。

²⁰ 伊藤之雄『「大京都」の誕生—都市改造と公共性の時代 1895～1931 年—』（以下、『「大京都」の誕生』とする）ミネルヴァ書房、2018 年）、2 ページ。

²¹ 伊藤之雄、『「大京都」の誕生』4 ページ。

²² 伊藤之雄、『「大京都」の誕生』5 ページ。

はなく、京都市の状況を知り、主な財源を支出する京都市当局・市会、市民ら京都市側にあった」²³ことを論じている。

伊藤之雄による一連の分析・指摘は、京都市という大都市を対象としているが、その分析は近代の地方都市における都市形成過程を検討するにあたって極めて有効であると考えられる。

以上のような先行研究をふまえて、本論文においては仙台市を事例として取り上げ、公営電気事業が近代の都市形成に与えた影響について考察する。公営電気事業は、仙台市をはじめ、多くの都市・公共団体において旺盛な電力需要の伸びに支えられ、着実な事業拡大とそれにとまなう収益増大が顕著にみられた事業であったからである。

(3) 「拠点性の付与」

さて、以上のような研究史において、ここで特に注目してみたいのは、大石嘉一郎・金澤史男らの研究である。大石・金澤らは「1980年代前後から本格的に開始された近代都市史研究」が「大都市特に東京・大阪・京都などの巨大都市だけに視点を集中させ、それだけを基礎にして日本の近代史像を再構成しようとする傾向がある」²⁴と指摘し、近代都市史の全体像を明らかにするためには、地方都市に関する歴史的研究を進める必要があることを強調している。そして、そのためには、「近世都市から近代都市への転成」²⁵にあたる明治前期において行われた、国家による「拠点性の付与」、および地方都市における近代工業（産業）の集積度という2つの視点が、地方都市の分析にあたってきわめて重要であると主張している。

「拠点性の付与」とは、都市の中心性を支える都市機能（行政、教育、文化など）のあり方を規定する概念である。近代日本における都市形成過程を考察するにあたり、都市の中心性が国家によって全国的かつ意図的に付与され、都市の階層的編成を構築していく役割を果たしていた。この国家による都市の中心性の創出を、大石・金澤らは「拠点性の付与」と定義した²⁶。

そして、これに加えて大石・金澤らは、明治期に創設された制度・施設を指標として、この拠点性を次の4種類に分類している。すなわち①政治的拠点＝県庁所在地の設置、または市制施行地、②軍事的拠点＝鎮台（1888年以降は師団）・鎮守府（海軍工廠）の設置、③港湾拠点＝重要港湾の指定（1907年）、④文化的拠点＝帝国大学・旧制高校の設置である²⁷。それらが設置されるかどうかで、その都市のあり方が大きく規定され、都市の「原型」といえるべきものが形成されるということが出来る。

²³ 伊藤之雄、『「大京都」の誕生』7ページ。

²⁴ 大石嘉一郎・金澤史男編著『近代日本地方都市史研究—地方都市からの再構成—』日本経済評論社、2003年（以下、大石・金澤編著とする）、3～5ページ。

²⁵ 大石・金澤編著43ページ。

²⁶ 大石・金澤編著25～26ページ。

²⁷ 大石・金澤編著36ページ。

こうした国家による「拠点性の付与」は、明治前期から後期にかけて、具体的には市制施行からその萌芽が見られ、日清戦争後に強化され、日露戦争後に確立していったという。また、こうした拠点性を維持・強化するために次第に構築されていく重工業施設（軍工廠など）や社会資本（道路・鉄道など）等も、国家の公共政策の展開により拠点性が付与されていくようになる。大石・金澤らはこの都市を「標準的地方都市」と定義している。

一方、日露戦争や第一次世界大戦を背景として工業化あるいは重工業化が進展した中で、市制施行地のうち「工業化の担い手として成長する」²⁸都市、あるいは市制未施行地でありながら、民間工業の急速な集積に支えられるかたちで工業都市化の進展がみられた都市であるとされ²⁹、「新興工業都市」として定義している。

同書では、仙台市は軍事的・政治的・文化的な拠点性が付与された「標準的地方都市」であるという特徴が断片的に指摘されているものの、具体的な分析は行われていない。それどころか、従来の地方都市史研究においても、仙台市を事例として取り上げたものはほとんどない。

そこで本論文では、上述のような「拠点性の付与」という視点を導入し、仙台市の分析を行うことにする。そうすることで、「軍都」「学都」「森の都」（「杜の都」）などと呼ばれてきた仙台市の特徴を、より具体的に把握できると考えられる³⁰。

²⁸ 大石・金澤編著 44 ページ。

²⁹ 大石・金澤編著 46～48 ページ。

³⁰ このような呼称は、仙台市においては明治中期頃から使用されていた。「軍都」については、仙台には明治初期に東北鎮台（1873 年〔明治 6〕）に仙台鎮台と改称されたのち、1888 年〔明治 21〕に第二師団へ改編）が置かれ、当時の新聞記事などでもこの呼称が用いられてきた。「学都」についても同様で、たとえば 1887（明治 20）年に第二中学校（1894 年に第二高等学校と改称）が設立されたことや、1907（明治 40）年に東北帝国大学が設立されたこと、そのほか各種教育機関（1886 年に仙台神学校〔のち東北学院に改称〕など）の設立が相次いだことなどから、このような呼称がしばしば用いられていた。

また、「森の都」（杜の都）の呼称は明治後期から使用されていたが、明治末期になると頻繁に使用されている。たとえば、1910 年 9 月 29 日の『河北新報』において、仙台市は「『森の都』『風の少き市』『学府』『三月より十一月まで活動に適する都』」として紹介されている（「電力市営（三）」）。また、大正期の『河北新報』の社説では、「仙台市は完全なる消費の都市である。学生と軍人と樹木の都市である。大銀行と大工場と大会社とを枢軸とし、生産を心臓として回転する商工都市が所謂近代都市の概念だとすれば、仙台市は近代都市の圏外に立つ特殊なる意味における特別な都市だと言わねばならぬ。事実、仙台には旧都市の残骸があって、今日の意味における都市の呼吸はないのである。市が過去数年来、新興都市の間に伍して原形以上に一歩も出るを得なかったのはこれのために他ならぬ。森の都とは美麗である。けれども、その美は内部に充溢する目まぐるしい活動が造りなす美とは本質を異にする。都市の実質は活動だ。活動を外にしては今日の都市の意味がなく、従って都市の創る美はありえない。森の都とは活動が休止した状態を指した言葉、非活動を象徴した言葉である。仙台市は森の都から活動の都へ、静穏なる消費都市から騒々しい産業都市へと転回して行かねばならない」と述べられている（『河北新報』1923 年 9 月 17 日）。つまり、「森の都」（杜の都）の呼称は、近代工業の基盤が脆弱な消費都市という仙台市の特徴を表す言葉として使用されているのである。

3. 仙台市営電気事業の概要

ここで、仙台市営電気事業³¹の歩みを簡単に述べておこう。同事業は、1911（明治44）年7月から1942（昭和17）年3月までの約30年間にわたり、仙台市が実施していた公営事業である。後述するように、当時仙台市内で電気事業を行っていた2つの民間会社を買収し、その事業譲渡を受けて成立した。仙台市営電気事業では5つの水力発電所と1つの火力発電所を有し、旧仙台市域のみならず、塩竈・白石などの郡部にも電気供給を行っていた。大正中期以降は電気事業の収益が次第に仙台市財政に充当されるようになり、「財政の宝庫」として、一般会計、特別会計（市区改正事業、市電敷設事業、都市計画事業など）の財源として大きな役割を果たすようになった。大正末期以降は市電事業の経営をも担うようになるが、1930年代後半以降の戦時体制下において電力国家管理体制が強化されると、市電事業を除く電気供給事業の一切を東北配電株式会社に強制統合されることとなり、1942（昭和17）年3月をもってその終焉を迎えた。

この仙台市営電気事業の構想は、1907（明治40）年に「五大事業」という5つの市営事業として登場した。これは、上水道・電気事業という水利事業を行って市内の上水道・電灯・電力供給を確保したうえで、市区改正（道路〔街路〕の拡張および公園整備）と市街電気鉄道（市電）の敷設を行うことで、仙台市の近代都市としての基盤整備をしようという、いわば地域総合開発事業の計画であったといえる。

1911年に成立した仙台市営電気事業は、同年の市制改正にともない、特別会計で行われることとなった。当初は低廉かつ安定的に電気供給を行うという「公共事業」としての側面を強く有している事業体であった。しかし、それが大正中期以降、とりわけ都市計画法（1919〔大正8〕年）制定の動きが活発化する頃に登場する「大仙台」構想に呼応するかたちで、その役割が変化していった。すなわち、同事業の収益金や積立金が「繰入金」「運用金」という名称で、仙台市の一般会計や他の市営事業の特別会計の財源として流用され、市民の生活を支える都市整備事業に投下されていったのである。つまり、公共事業体としての側面に加えて「公益事業」としての側面を有するようになり、次第にそれが市政を執行するにあたり重視されるようになっていく。その市営電気事業の特徴を、のちの仙台市長・渋谷徳三郎は市営電気事業こそ「財政の宝庫」³²と表現したのである。

³¹ 仙台市営電気事業は、1923（大正12）年2月までは主に水力発電のみの電気事業を行っていたため、事業名や特別会計の名称については「仙台市水利電気事業」「特別会計水利電気事業費」などと表記されていた。しかし、同年に土樋火力発電所が完成されたことによって、それ以降は「仙台市電気事業」「特別会計電気事業費」などと表記されるようになる。そのため、本論文では表記を統一し、「仙台市営電気事業」「特別会計電気事業費」を用いることにする。

³² 「財政の宝庫」という言葉は、「昭和十五年度予算市会に於ける渋谷市長演述要旨」（仙台市『仙台市公報』第117号、1940年）にみられる。その一部をみると、渋谷徳三郎は、仙台市営電気事業が発足以来発展を続け、一般会計や都市計画事業、水道事業などの事業会計に対して「年々多額の繰入金を支出し」ているため、「本市各種事業の企画遂行に当つては」電気事業の存在が大きいことを述べ、「本市が全国殆んど最下位の市税負担を以て安んじ得る所以のもの蓋し我が市営電気事業に負ふ所甚大なるものあるのでありまして、電気事業は所謂本市財政の宝庫として燦然たる業績を残して来たのでありま

なお、序1の図は、明治後期から大正期において、地方都市をめぐる政治・経済・法律などの動向をあらわしつつ、その中で仙台市における都市整備政策の展開も合わせて記したものである。これにより、いつの時期に、どのようなことを背景として、仙台市の施策が展開したのかを示している。本論文では、この流れに沿って論を進めていきたい。

4. 本論文の構成

本論文の構成は以下の通りである。

まず、「第1章 明治末期における『五大事業』の登場と仙台市営電気事業の成立」では、仙台市の体系的な近代都市整備事業の出発点といえる「五大事業」の登場（1907〔明治40〕年）とその展開について言及する。「五大事業」（仙台市の5つの公営事業、すなわち上水道、電気、市区改正、市電敷設、公園整備）は、仙台市を近代以降の「軍都」「学都」「杜（森）の都」として呼称された「消費都市」から、六大都市のような近代工業が集積する「生産都市」への転換を意図して提唱された「都市改造」の構想そのものであった。本章では、その事業の中でも特に、近代都市化を目指すうえで最も重視された仙台市営電気事業の成立過程を詳細に検証する。

次に、「第2章 大正中期における仙台市営電気事業の新展開」では、大正中期における仙台市営電気事業の電気料金値上げが、同市の本格的な都市整備事業に着手するために行われたものであり、市営電気事業が従来の電気供給事業＝公共的事業としてだけでなく、「財源調達手段として機能」する事業＝収益的事業としての役割を担うようになったことを明らかにする。具体的には、仙台市会で電気料金の値上げを決議し、1919（大正8）年に設置された特別会計市区改正事業資金の財源、および1921（大正10）年度以降の一般会計の財源というかたちであらわれてくることを、当時の市会議事録などを利用して述べる。

さらに、「第3章 『財政の宝庫』としての仙台市営電気事業」では、先に述べたように渋谷徳三郎が「財政の宝庫」と呼んだ仙台市営電気事業の具体的な諸相を、財政資料の分析を行うことで明らかにする。本章では、仙台市営電気事業の事業状況、電灯・電力需要の推移、供給区域の変遷などについて言及したうえで、仙台市財政の中に占める電気事業特別会計（特別会計電気事業費・特別会計電気事業積立金）の特徴を浮き彫りにする。それをふまえたうえで、仙台市の一般会計や他の事業会計（特別会計）における「電気事業収益金」の位置づけを検討することで、「財政の宝庫」と呼ばれた所以を明らかにする。

そして「第4章 『大仙台』構想の展開と仙台市営電気事業」では、大正中期以降の「大仙台」構想の展開と、その過程における仙台市営電気事業の役割を明確にする。特に、市区

す」と述べている。このとき渋谷が使用した「財政の宝庫」という言葉が、仙台市営電気事業の特徴を端的に表すものとして、その後の文献などに広く用いられるようになった（たとえば、仙台市『仙台市電気事業史』1943年など）。

なお、この点に着目して、その意義について簡潔かつ明確に述べているものに越智洋三「『財政の宝庫』としての電気事業」（『仙台市政だより』2002年12月号「市史編さんこぼれ話」に掲載）がある。

改正事業・市電敷設事業、都市計画事業といった、市民生活に関わる都市インフラ整備事業の重要な財源として充当されていたことを明らかにする。

第1章 明治末期における「五大事業」の登場と仙台市営電気事業の成立

はじめに

本章の課題は、日露戦争後の仙台市における「五大事業」（上水道整備、電気事業、市区改正、市電敷設、公園整備の5つの市営事業）の登場と、その1つとして提起された市営電気事業の成立に至る過程を詳細にたどる作業を通して、仙台市の近代都市化過程における「五大事業」の位置づけを明確にすることである。

この「五大事業」は、当時の仙台市にとっては近世城下町的な都市構造を近代的都市構造へと改造する画期的な都市整備事業と位置付けられて然るべきであると思われる。特に「五大事業」の中でも市営電気事業は、中核的役割を果たす事業として位置づけられていた。というのも、同事業には、低廉かつ安定的な電気供給体制を整えることで近代工業の集積を図ろうとするねらいが込められていた。また、電気供給体制が確立した後は、市区改正の実施とともに市電の敷設および経営が行われることも企図されていた。つまり、仙台市にとって市営電気事業は、「軍都」・「学都」・「森（杜）の都」といった呼称をもつ「消費都市」から、近代的工業の集積する「生産都市」へと抜本的に転換させる可能性を有する事業とされており、「五大事業」の中でも中心的な事業として位置付けられていたのである。

ところで、明治末期に登場した「五大事業」の歴史的意義に関する体系的な研究はこれまで皆無といっても過言ではない。前述のように、同事業は仙台市の近代都市化につながる大胆な都市改造事業であると思われるにもかかわらず、そのような視点から分析された研究はほとんどみられない。これまで刊行されてきた『仙台市史』においても、断片的な記述がなされているにすぎない³³。近代以降の仙台の水道事業、電気事業、市区改正事業、市電敷設事業、公園整備事業についていえば、それぞれ個別的な記述がなされているものの、「五大事業」との有機的な関連を視野に入れた研究は進められていない。

なお、本章では、「五大事業」の登場から成立に至る過程を分析するにあたり、仙台市の行政文書（市営電気事業関連文書、市会議事録、市参事会議事録など）を多用した。また、紆余曲折を経た事実経過の検証に際しては、資料の不足を補う意図もあって『河北新報』の記事を多用した。

本章の構成は次の通りである。第1節では、「五大事業」の登場前後の動きを、当時の新聞記事を中心にたどる。また「五大事業」の登場と、その中での市営電気事業の構想の実現

³³ ちなみに、先行研究においてその都市の原型を形成した大事業を取り上げていないということは、仙台市に限ってのことではない。伊藤之雄は、京都市の事例を取り上げた分析を行っているが、そのなかで、同時期において京都市でも「三大事業」（上水道整備・琵琶湖疏水の建設〔電気事業〕・道路拡張）が行われているが、「この事業は、現在の京都市街の原型を作った都市改造大事業でありながら、『京都の歴史』（第八巻）などで通史的に叙述されているにすぎない」と述べている（伊藤之雄「都市経営と京都市の改造事業の形成」、伊藤之雄編『近代京都の改造—都市経営の起源 1850～1918年—』第二章、ミネルヴァ書房、2006年、34ページ）。

に注目される背景・経緯について述べる。第2節では、市営電気事業の成立に向けた仙台市会での議論の中で「無期延期」となった同事業の構想が「再燃」し、「市営水利事業起工ノ件」が提起され、2つの民間電気会社の買収交渉が開始されるまでの動きを述べる。第3節では、仙台市と仙台電力株式会社との買収契約が締結されるに至る経緯について言及するとともに、宮城紡績電灯株式会社との買収交渉が難航していることを述べる。さらに第4節では、仙台市側にとって名実ともに「市営」となるために必要不可欠であった宮城紡績電灯株式会社との買収交渉、および同社の事業譲渡により本格的な仙台市営電気事業の成立に至ることを述べる。

第1節「五大事業」の登場と市営電気事業の構想

1. 「五大事業」の登場に至る経緯

近代における仙台市の都市インフラ整備の歩みをたどってみると、1907（明治40）年に「五大事業」が提起される以前にも、その原型ともいべき様々な事業構想が仙台市、あるいは市内の民間会社によって提起され、着手されていたものもある。しかし、それらの事業は体系的な近代都市整備事業というよりも、衛生面などを中心とする都市問題に応急的に対応するために提案・実施されたものが多かった³⁴。

³⁴ たとえば、上水道・下水道事業を取り上げてみよう。仙台市は明治中期頃から、近代以前に使用されていた四ツ谷用水の水質汚染や市内の井戸水の水質悪化などの深刻化、および仙台市の人口増加などに対応するかたちで、上水道・下水道の整備に着手した。このなかの下水道整備（「排水工事」ともよばれた）についてみると、明治20年代以降、腸チフスやコレラなどの伝染病の発生・深刻化したことによって大きく進展することとなった。仙台市は1890年前後から水質調査や上下水道の測量などに着手していた。下水道整備を行うにあたっては、1888（明治21）年に井戸水の水質検査が行われたほか、1891（明治24）年8月の仙台市会でも「市内測量議案理由書」が提出されている。1893（明治26）年にはイギリス人のW.K.バルトンに本格的な調査を依頼し、その調査結果をまとめた「バルトン報告書」にもとづき下水道整備計画が提案されたが、この計画では下水を広瀬川に放流することとなるため、仙台市の採用するところとならなかった。その後、仙台市は、1897（明治30）年には中島鋭治に調査を依頼し、その設計をもとに下水道整備に着手した。その後も下水道整備は仙台市参事会・仙台市会の議題として取り上げられるが、紆余曲折を経て、明治後期から大正初期にかけて一応の完成をみることとなる。ちなみに、中島によって設計された下水道も、下水の多くを広瀬川に排水していたため、のちに広瀬川の汚染の原因をつくったとされている。そのため、「バルトン、中島ともに浄水処理という発想はなかった」（仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編7 近代2』、仙台市、2008年、178ページ）という評価がなされている。

一方、上水道整備については、下水道整備と同時期に調査が行われた。そして、バルトンや中島に調査を依頼するが、両者ともに上水道整備には巨額の費用を要するため、当時の仙台市の財政ではまかなえないという結論に達し、「下水道工事から着手し、上水道工事は後回しにされた」（同『仙台市史 資料編5 近代現代1 交通建設』仙台市、1999年、496ページ）。そのため、仙台市における本格的な上水道整備は、「五大事業」の登場まで待たねばならなかった。

その後、本格的な都市整備を行うための市営事業の実施は、日露戦争後に全国的に提唱されるようになっていった³⁵。こうした動きは、六大都市（東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸）において特に顕著であったが、仙台市においても電気鉄道の敷設³⁶や公園の開設、市区改正事業や上水道整備³⁷などが市民の大きな関心事となっていたのである。

ここで、仙台市での動きを『河北新報』の記事を手掛かりにしてたどってみることにしよう。1906（明治39）年12月15日付の同紙には、「現在の仙台市は何がため斯くの如く衰靡せるか、仙台の将来は如何にして発達を計るべきか、仙台は是非共工業を発達せしめざるべからず……此問題は即ち仙台市に取りて由々しき緊急の問題」であるとし、「仙台市民は目下の急務として資本の大小を問はず、是を生産的に使用する事を考へねばなら」ないという意見が掲載され、そのためにはきわめて低廉な動力を供給することで、「当市の産業発達に資する」べきであるという意見が掲載された³⁸。また、数日後の『河北新報』でも、「戦後の情況に徴して是を見るに、東京並びに京坂地方に於いて頻りに新事業の勃興するは即ち此趨勢に支配されるに過ぎず、国力の充実に是等新事業の成就に依頼する外之れあらざる也、翻つて東北の各地を見るに産業の萎靡は旧に依りて旧の如くなるのみならず、地方人の企画する一の新起業あるを見ず」、「東北の産業は旧に依りて旧の如くなれど、時勢は最早其の旧態に任するを許さず」³⁹として、仙台市においても大都市部と同じような産業振興の必要性を力説する一文が掲載されている。これらのことから、市内に近代工業を集積・発達させることが、仙台市の近代工業化の遅れを克服すること、ひいては同市の発展につながるという世論が広がっていったことがうかがえる⁴⁰。

³⁵ 日露戦争が日本経済に与えた影響については、様々な研究がなされている。詳細についてはここでは省略するが、さしあたり、藤田武夫『日本資本主義と財政』（実業之日本社、1949年）、高橋誠「大正デモクラシーの財政学」（狭間源三編『講座・日本資本主義発達史論 第2巻 第一次世界大戦前後』第六章、日本評論社、1968年、185～231ページ）、井口和起編『近代日本の軌跡3 日清・日露戦争』（吉川弘文館、1994年）などを参照されたい。

³⁶ これについて、「仙台電気鉄道の設計」（『河北新報』1906年11月7日）では、水力発電による電気を使用した電気鉄道の構想が述べられている。その敷設の計画は、「先づ第一設計として仙台市街電気鉄道を布設し、長町、荒町、釈迦堂、仙台停車場間を始終運転して、恰も東京補外濠線の如くなし、其外市内枢要の場所に及ぼし、其延長七哩の見込みなり。第二設計としては仙台停車場を起点として塩釜に至り、夫れより松嶋海岸に沿ふて松嶋停車場に通じ、追ては石巻まで延長する目論見なり」というもので、のちの仙台市電、仙石線の構想につながるものと考えられる。

³⁷ たとえば、『河北新報』1907（明治40）年1月20日には「飲料水欠乏と上水工事」という見出しで、仙台市が提唱した大倉川における上水工事に着手する必要性があるということを伝えているほか、同2月8日には「上水工事と市区改正」という見出しで、市は公営事業として上水工事と市区改正事業に着手すべきであるという意見も掲載されている。

³⁸ 「仙台市と工業」、『河北新報』1906年12月15日。

³⁹ 「時代の趨勢と現在の東北」、『河北新報』1906年12月18日。

⁴⁰ ちなみに、仙台市内に近代工業がまったくなかったわけではない。1906年7月20日の『河北新報』では、「当宮城紡績電灯株式会社に於て市内の各工場に供給しつゝある電力は、精米場二十七個所に百十馬力、刻煙草工場四個所に四十馬力、製粉工場一個所に卅五馬力、挽材工場同廿馬力、印刷工場二個所

1907（明治40）年に入ると、工業化を推進する政策の必要性がより強く主張されるようになった。同年1月12日の『河北新報』では、「戦勝の結果として各種の事業勃興し来りたるに依り、卅八年後半期より長足を以て膨張の域に進みしは戸数と人口の増加に依りて明かに証拠立てられ居る所なるが……之れに伴ふ事業の発展は市の面目を一新して、関東北に於ける大都会たるに恥ざる設備を見るに至らんか、之れ等は将来市政に参与する人々の最も注意を払ふべきものなるべし」と報じており、人口の増加にともなう仙台市の政策的対応の必要性が説かれている⁴¹。

電気事業の実施については、1906（明治39）年時点で、仙台市の将来の発達のために工業を発展させることが「緊急の問題」であり、そのためにはきわめて低廉な動力を供給することで、産業発達を促進する必要があるとされていた。そして、こうした動きに呼応するかたちで、既存の民営の電気会社でも事業拡大などが図られようとしていた⁴²。このほか、民間のガス会社・電気会社⁴³の設立や、電気鉄道敷設⁴⁴の動きがさかんにみられるようになっていたことから、市当局においても公営事業として何らかの対応が求められるようになっていた。

こうした様々な事業構想が登場する中で、市民からは市区改正事業の実施も要望されるようになり、当時の新聞記事の論調も市区改正事業を待望するものとなっていた。たとえば、1906（明治39）年12月27日の『河北新報』では、「漸次市の発展に伴う新施設としては

に十四馬力二分の一、製油工場一個所に十二馬力、鉄工場二個所に六馬力、計二百卅七馬力余にして、近々製綿工場に七馬力半を供給する筈なれば、其計は二百四十五馬力となる訳なり」という記事が掲載されている（「仙台市内工業と電力」）。これは、当時仙台市内に電気供給を行っていた宮城紡績電灯株式会社の電気供給量について報じている記事であるが、ここで紹介されている工場をみても、本文で取り上げたような「工業」だけではないことがわかる。しかし、1907年1月15日の『河北新報』によれば、「仙台市内に於て諸種の工場増設するは市の発展上最も喜ぶべき事なるが、其内二十名以上の職工を有するは……煙草製造所、製糸場、封筒製造場、硝子製造所及原田燐寸製造場等なり」となっている（「市内の工場と職工」）。同記事によれば、100人以上の職工を有しているのは「林業場二百七十七人」、「煙草製造所 五百四十六人」、「製糸場 三百七十人」、「封筒製造場 百四十七人」、「燐寸製造場 二百四十六人」となっており、いわゆる大規模工場が少ないことがうかがえる。

⁴¹ 「仙台市の膨張」、『河北新報』1907年1月12日。

⁴² 「仙台市と工業」、『河北新報』1906年12月15日。

⁴³ たとえば、1906年11月14日の『河北新報』によると、市議員の有志数名による、大倉川の水力を利用した発電を行う「奥羽水力電気会社」の設立が取りざたされている。同社は資本金20万円で、このとき株式の募集も行っていた。しかし、この会社が開業したあかつきには「同氏等はこれを市営に売付くる場合には三十万円を要求する趣に声明し居れり」とあり、仙台市が公営で電気事業を行う際には同社の事業を売却しようと試みていたことがうかがえる。なお、同社は結局開業せず、のちの仙台電力株式会社に引き継がれることとなる。

⁴⁴ たとえば、1906年11月7日の『河北新報』には、「仙台電気鉄道の設計」という見出しで、市議員有志が仙台電気鉄道株式会社を設立させ、大倉川の水力を利用した発電によって電気鉄道を経営するという計画が掲載されている。このときの路線は、のちの仙台市電、あるいは仙石線の路線とほぼ同じようなルートとなっている。この電気鉄道の敷設計画は、奥羽水力電気会社のほか、宮城紡績電灯株式会社においても同様の構想が登場している。

市区の改正を為し、市の北方及び南方を開拓して、茲に一繁華の地を設くる」ことが主張されていた⁴⁵。

さらに翌年なると、より具体的なかたちで市区改正事業の実施が提案されるようになる。たとえば、1907（明治40）年2月8日の『河北新報』では、市区改正は上水道整備とは異なり多額の費用を投入せずとも完成できるものであるとし、「東北の都市たる面目に対しても最も急施すべきものなり」としている。しかも、そのうえで仙台市が当時計画していた下水道整備事業に着手する際には、「市街道路の幅員を調査したる處に依れば、各町共（已に取上げた町区を除き）両側約三尺宛を侵して家屋を建造しあるを以て」街路が狭くなっているため、これを無理に破壊することはできなくても「幾分の補助金を給することゝ為さば極めて容易に」取り締まることができるとし、「市区改正即ち道路幅員復旧に関する前記の補助費たけをも計上して該工事」に着手すべきであるということを主張している⁴⁶。

ただし、ここで注意しておきたいのは、このときの「市区改正」が、のちの「五大事業」や大正期の市区改正事業、あるいは都市計画事業の一環として行われたような道路幅員の拡張（拡張）を前提とした本格的な都市改造計画ではなく、あくまでも「道路幅員復旧」を前提と考えられていたことである。つまり、本来は街路であったところに建造している家屋の取り締まりを行うことなどで、道路の幅員を“復旧”しようとしていただけであった⁴⁷。

なお、上水道整備に関しても、水道整備の必要性の高まりを反映して、同年4月の新聞記事でも「事業費額の多少と経営の難易との相違はあるも、齊しく市の事業として計画せんに

⁴⁵ 「市区改正と上水工事」、『河北新報』1906年12月27日。また、1907（明治40）年1月には、仙台商業会議所（のちの仙台商工会議所）から仙台市会に対して市区改正に関する建議がなされた（「市区改正と墓地」、『河北新報』1907年1月21日）。このなかで商業会議所は、市区改正事業を行う際、「市内に散在する墓地に土葬禁止の励行を促す必要あり」として、その建議についても提出している。

⁴⁶ 「上水工事と市区改正」、『河北新報』1907年2月8日。このような道路整備のほかにも、市内の学校や病院、官公署などの敷地選定なども頻繁に行われており、それらの土地をどのように確保するかが課題となっていた。そのため、市区改正ではこれらの区画整理を行うということも盛り込まれていたと考えられる。

⁴⁷ この構想については、市民レベルからも主張されていた。たとえば、1907年2月上旬には、市内名掛町（名掛丁）の有志が会合し、自主的に市区改正を行うことについての協議を行っている。同年2月9日の『河北新報』では、「市の膨張と繁華の増進とに伴ひ、市街道路の狭隘を感じ来りし為め市区改正を必要とし、……市内名掛町有志家は……市内道路の取括めに関する件を協議」を行っていることが報じられている（「市区改正の先鞭」、『河北新報』1907年2月9日）。このほか、同年2月18日の『河北新報』では「現今に於ける当市の膨張率を以てすれば、数年ならずして市区改正の必要を見るは当然の結果なるべきにより、当市に於いては数年前より各街路沿道の新築家屋に対し、両側に於いては各三尺宛道路の拡大を計らしむるの方針を取り来れる由なるが、右は元より何等の取締規則に制せらるゝ訳にも非ず、言はゞ市民としての公德に訴ひて、寄附的の方針に準拠し来れるのみなるにより、従つて此間には何等の干渉及び制裁等もなきため、当局に於いて留意せざる部分は依然旧来の俣新築し来れる者の由なれど、斯くては将来市区の改正を要する場合に於いて益困難を来すべきにより、新築家屋に対しては是非共様の取締をなすべき必要あり」という主張もあった（「市区改正と当市の各街路」、『河北新報』1907年2月18日）。

は此の際不急の小工事を起さんよりも、寧ろ市民の生活に必須なる上水工事を経営するに若かず」という声が紹介されている⁴⁸。

このように、当時の新聞の論調を追ってみても、仙台市の政策として計画的な都市整備事業の実施が求められていたことがわかる。これらの世論を背景にして、仙台市における近代都市形成への具体的な目標が設定された。それが1907（明治40）年8月に仙台市会で提起される「五大事業」である。

2. 「五大事業」の登場

1907（明治40）年8月、仙台市会において「五大事業」の構想が提起された。8月3日の『河北新報』では、それまでは「机上の空論に過ぎ」なかった各種事業、特に「上水下水の水利工事」、「市区改正」、「市街電鉄布設（附工業原動力供給の電気事業）」、「公園設置」について具体的に調査するために、近日中に市会へ建議書を提出するという動きがあると伝えている⁴⁹。

やがてこの建議書は、1907（明治40）年8月12日付で当時の仙台市長遠藤庸治⁵⁰へ提出

⁴⁸ 『河北新報』1907年4月3日「急施を要する市街上水事業」。なお、この時期の『河北新報』では、市街電気鉄道や電気事業、公園整備などに関する報道も多くみられる。

⁴⁹ 「市発展策の建議出でん」、『河北新報』1907年8月3日。また、この間、「五大事業」に対してさまざまな世論が登場していた。たとえば『河北新報』1907（明治40）年8月8日には「所謂五大問題の建議愈々出つ」という記事のほか、その翌日の同紙には「五大問題の調査」という見出しの記事が掲載されている。この記事によれば、「五大問題」は、将来仙台市の繁栄を遂げようとしたときに「適切なる事業」であるが、問題は「仙台市の財政に鑑みて、将た将来の仙台市にとりて、斯る大事業を而も五件までも実行して」よいのか、「克く其の負担に耐ゆるや否やを調査する」必要があるとしている。また、時期尚早論が唱えられたために「時機を逸」したこともあるため、調査を行う際は、「五大事業」の可否ではなく、「順次之を執行するの方針によりて調査するの覚悟」で行うべきであるという世論も登場している（『河北新報』1907年8月9日）。また、同日の『河北新報』では、「五大事業」に対する商工会（のちの仙台商工会議所）の意見についての記事が掲載されている。それによれば、商工会は上水工事と市区改正の2つの問題については「無論賛成」であるが、「非常に多くの調査費を要する」ため再び会議を開き、意見を述べることとし、慎重な構えをみせている（「所謂五大問題に対する商工会の意見」、『河北新報』1907年8月9日）。

ちなみに、これまでに「五大事業」について言及している文献をみると、「上水道」「上下水道」などの記述が混同している（たとえば仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編6 近代1』、仙台市、2008年、同『仙台市史 通史編7 近代2』、仙台市、2009年など）。この新聞記事でも「上水下水」、あるいは「上下水」という記述がなされているため、これがのちの文献などで混合されて使用される原因と考えられる。なお、その後の「五大事業調査建議書」をみると、「下水」については除かれているが、これは仙台市がすでに下水道事業に着手していたことから、仙台市にとっての新規事業である「五大事業」に加えられなかったものと思われる。

⁵⁰ 遠藤庸治は、初代（1889〔明治22〕年5月2日～1893〔明治26〕年6月25日）、2代（1893年7月31日～1898〔明治31〕年3月7日）、6代（1910〔明治43〕年7月2日～1914〔大正3〕年11月4日）の市長を務めた（仙台市史編さん委員会編『仙台市史 資料編8 近代現代4 政治・行政・財

され、8月15日の仙台市会において「一、仙台市会議員別所直温外二十九名ノ建議ニ係ル仙台市営上水道他四項調査ノタメ臨時委員設置ノ件」として提議された。その原文は次の通りである。

建議書

市営工事ノ調査機関ヲ設置セラレシコトヲ請フノ建議

- 一、仙台市営上水工事ヲ起工スルノ得失
- 二、仙台市営水利工事ヲ起シ工事者ニ原動力ヲ供給スルノ得失
- 三、仙台市区改正事業ヲ起工スルノ得失
- 四、仙台市内へ市営ヲ以テ電気軌道布設スルノ得失
- 五、仙台市営ノ公園ヲ設置スルコト

右五項ヲ調査セシカ為メ、臨時委員議設置スル件提案アランコトヲ市参事会へ請求スヘキコト

右建議致候也

明治四十年八月十二日 市会議員 別所直温 外二十九名

仙台市会議長 遠藤庸治 殿⁵¹

この建議書は原案通り可決された。次いで、具体的な調査を行うための調査委員会が発足されることとなった。その後、同年9月2日の臨時の仙台市参事会において「第五百十四号 仙台市営事業調査委員設置ノ件」が提案・決議され⁵²、同時に「五大問題調査委員設置規程」が仙台市会に提出された。この規定では、市営事業（「五大事業」）の調査のために臨時の調査委員会を設け、そのメンバーは市参事会員2名、市会議員7名から構成されること（第1条）、調査委員は「五大事業」について調査すること（第2条）、これらの事項の調査が完了したときは市参事会に報告し（第5条）、その際は自ら解職するか市参事会の必要に応じて調査終了まで在職すること（第6条）などが定められた⁵³。この調査委員については9月7日の市会で議論され、原案通り可決されるとともに、市会議員間の投票により市会議員7名が調査委員に任命された⁵⁴。

政』別冊資料、仙台市、2008年、6ページ）。

⁵¹ 仙台市役所『明治四十年 仙台市会会議録』193～194ページ。なお、欄外には「一字削除Ⓞ」と記されている。

⁵² なお、これより前の同年8月22日にも臨時の仙台市参事会が開催されたが、そのときは「仙台市営事業調査委員設立ノ件ハ次回マテ延期」となっている（仙台市役所『明治四十年 仙台市参事会決議録』）。

⁵³ 仙台市史編さん委員会編『仙台市史 資料編5 近代現代1 交通建設』仙台市、1999年、298ページ所収。このなかで、第1条の各項の人数は、8月23日時点では「何名」という記述がなされているのみで、具体的な人数は決まっていなかった。この人数が決定されたのは、9月2日の臨時市参事会においてである（「臨時市参事会と五大問題」、『河北新報』1907年9月3日）。

⁵⁴ このときの投票の結果選出された市会議員の委員7名は、別所直温、小野平一郎、遠藤庸治、小西儀

その後、仙台市営事業調査委員会は、1907（明治40）年10月21日に第1回、同年11月27日に第2回の会議を開き、具体的な調査に乗り出していく⁵⁵。

3. 市営電気事業構想への注目

仙台市営事業調査委員会の第2回の会議では、「五大事業」の具体的な調査方針が決定された。すなわち、「市区改正及び上水工事は全国各市に照会し既設のもの並に計画中のものに就いて其方法財源等を調査したる上決定すること」とされ、「電力事業は専門技師を招聘し調査を托すべく、市会に向て調査費六百円の支出を請ふことに決し」たという⁵⁶。

この間、仙台市営事業調査委員会の一員であった仙台市長の遠藤庸治は、市営電気事業をまず実現させてから、市区改正や市電敷設に取りかかるべきであると主張した⁵⁷。また、第2回調査委員会において、仙台市営電気事業を実現するには、①仙台市独自に、大倉川または熊ヶ根（鳳鳴ヶ瀧）の水力を用いた新設の電気事業を起工するか、②既設の民間電気会社（このときは宮城紡績電灯株式会社の1社のみ）を買収して市営とする、という2つの案を提起した。そして、「専門技師ヲ聘シニヶ所（大倉川と鳳鳴ヶ瀧のこと……引用者）ノ水カヲ調査シ、併テ三居沢在来ノモノヲ仙台市ニ買上グルモノトスルモ、其価格ニ就テハ技師ノ調査ヲ要スルヲ以テ……高等工業学校教授工学博士降矢芳郎ニ依頼」したことを報告した。すなわち、市営電気事業の実現に関するさまざまな調査を、当時、仙台高等工業学校教授を務めていた降矢芳郎⁵⁸に依頼したのである。その後、1907（明治40）年12月、降矢の

助、村松亀一郎、横山儀三郎、福島與惣五郎である（仙台市役所『明治四十年 仙台市会議事録』211～216ページ）。このときの経緯については「五大問題と仙台市会」（『河北新報』1907年9月8日）にも詳述されているため、そちらも参照されたい。

⁵⁵ このとき、調査委員会のなかに「特別委員」というものが設けられているが、同委員は事前に様々な調査を行い、その報告をもとに調査委員会で議論をしていた。しかし、それがいつから設置され、どれくらいの人数が担当していたのかは今のところ不明である。

⁵⁶ 「五大問題調査委員会」、『河北新報』1907年11月28日。その調査内容について、翌日の同紙では「其实……紡電買収に関する調査なるものゝ吉^(ママ)にて、他の問題は今日に於て同調査会が目し居らざるものゝ如し」と報じている（「五大問題中の電力事業」、『河北新報』1907年11月29日）。ここから、「五大事業」について調査を行っている市営事業調査委員会では、5つの市営事業のうち市営電気事業の構想についての調査に注力されつつあることがうかがえる。

これを受けて、12月の仙台市会において、1908（明治41）年度の歳入歳出追加予算の1つとして「市営事業調査費」として616円が計上された。これは「市の五大問題と称する市営事業中の電気事業調査に要するなり」としている（仙台市『明治四十年 仙台市会会議録』231～232ページ）。

⁵⁷ たとえば『河北新報』1907年11月14日「五大問題の消息」などを参照されたい。

⁵⁸ 降矢芳郎は、1870（明治3）年に北海道釧路郡で生まれ、1896（明治29）年に第一高等学校を卒業後、東京帝国大学工科大学に入学した。同大学を卒業後、鉄道技手を経て1899（明治32）年に長野県の松本電灯株式会社や上田電灯株式会社に勤めた。1902（明治35）年には「交流電熱器」を発明して専売特許を取得し、同年には文部省留学生としてドイツやスウェーデンへ留学した。1906（明治39）年に帰国し、京都帝国大学理工科大学講師を経て、翌年4月より仙台高等工業学校の講師に任命されて

最初の調査報告が提出され、①市営電気事業を行えば、その収益を市の財源に充てることのできる、②新設する大倉川・鳳鳴ヶ瀧のほかに三居沢の水利を使用している既設会社の買収を行えば、豊富な電力を有することができる、そして③それを電灯だけでなく電車（市街電車）にも十分供給できる、ということが指摘された⁵⁹。

しかし、それでも市営電気事業の実現に向けて議論がスムーズに進んだわけではなかった。たとえば、1907年12月8日の『河北新報』では、市営電気事業の実現にあたり、①大倉川や鳳鳴ヶ瀧の水利を使用した発電所を建設することは有利であるが、それによって宮城紡績電灯株式会社と競争する可能性があること、②大倉川や鳳鳴ヶ瀧に発電所の新設のためには「巨額の費目を要す」ため、市独自の発電所を建設せずに「紡電を買収することになる」可能性があること、③もしそうなった場合は市債によって買収することとなるため、「支収相償はざる場合は買収も亦不調に終る」可能性があること、などの議論が行われたことが紹介された⁶⁰。つまり、この記事からは、仙台市の当時の財政事情に鑑みると、電気事業の市営化の実現がそれほど簡単ではない状況にあったことがうかがわれる。また、同12月26日の記事では、市議員や有志者の中で様々な「異論」があることも報じられている。その内容は、宮城紡績電灯株式会社の営業権・水利権を買収するほか、鳳鳴ヶ瀧の水利権を仙台市が持つことで「大計画を以て水力電気事業を起し、是を市の経営として市内の電力並びに電灯の供給を充分にし、市内工業の振興を促進せしむべし」として、民間電気会社「買上説」に賛成する意見⁶¹がある一方で、電気事業は民間にまかせ、市は上水道整備や公園整備などの他の市営事業に着手すべきであるという反対論も強くあるというものであった⁶²。

このような状況のなか、遠藤は、翌1908（明治41）年1月、仙台市営電気事業の構想について、①市民の市税負担が重くならないよう事業収入で経営ができること、②低廉な電灯料金（電気料金）で、電灯使用者および工業者の利便を図ることができること、③三居沢・大倉川・鳳鳴ヶ瀧の水力を合わせれば豊富な発電が可能になり、「前途有望な好財源」となることを主張した⁶³。

いる（「博士となるべき降矢芳郎氏」、『河北新報』1907年8月14日）。工学博士となったのは1907年8月中旬のことで、『河北新報』1907年8月18日の記事には「降矢高工教授の博士論文」という見出しで博士号を取得したことが報じられている。

⁵⁹ なお、降矢の調査報告は、『河北新報』1907年12月23日「仙台の水利事業（電気事業市営の得失）」にも掲載された。

⁶⁰ 「市営五大事業 電力」、『河北新報』1907年12月8日。

⁶¹ このことについて、当時の仙台市長和達孚嘉は、1908（明治41）年度の仙台市について「市の繁栄は一に生産者の発達に依らざるべからず、水力電気は大に云ふ迄もなく、民間一般諸種の工業を振興」すべきであるということ述べている（「来年度の仙台市」、『河北新報』1907年12月30日）。

⁶² このほか、市営電気事業のような「大事業」を市が経営しうるかどうかをまず調査すべきであるという「先決論」を唱える者もいた（「電力市営問題」、『河北新報』1907年12月26日）。

⁶³ 「市営水利事業と既設会社」、『河北新報』1908年1月10日。このことについて、八木久兵衛も「市費が年々膨張する今日に在りては何等か適当なる財源を見出すの要あるべく、この点に於て電力の市営は差し当りて適当なる財源の一として挙ぐるを得べし」と述べている（「電力市営問題如何」、『河北新

同年 3 月には、仙台市会に対して電気事業の市営化についての建議が提出された。市営電気事業の実施にあたっては、既存の民間電気会社を買収することを提案したものであったが、これについては依然として市会議員の中でも賛否が分かれていた⁶⁴。そのため、発議者のひとりである遠藤は、「この建議を大多数の賛成を得て通過せんの希望なりしも、形成頗る利ならざるものあるを看取し、当分これを見合はせ、他日機を見て提出する」こととし、結局、電力市営の建議の決議を見送らざるを得なかった⁶⁵。

その後、1908（明治 41）年 9 月 26 日には市営事業調査委員会が開かれ、降矢芳郎の調査の報告とそれに基づいた同委員会特別委員の報告書が提出された。特別委員の報告書によれば、「其の事業（市営電気事業のこと……引用者）は確実にして最も有利有望と認められたが、既設電気会社の買収については「慎重に調査して契約を締結せねばならず、故に準備委員にても置いても其組織方法は市会の決議を要するものと」された⁶⁶。そして、1908（明治 41）年 10 月 16 日に開催された調査委員会では、あらためて電気事業が「国家若くは公共団体の経営する事業に於て然りとす」るものとされた⁶⁷。

これを受けて、遠藤は現在の仙台市には「一も生産業のあるものなく、上水工事の如きも、市民大に起工を希望し居るにも関らず、其費用支出の目途なく之を行ふ事を得ざる状態」にあるため、この現状を放置すれば「他市に対し到底其体面を保つ事」ができないとし、いまこそ「確実なる事業を起し市の生産力を増し、実力を養ひたらんには他日、上水工事、市区改正の如き事業を断行し得るに至らんと思惟するを以て」市営電気事業に賛成すると主張した。とはいえ、決議は延期され⁶⁸、結局、市営電気事業についての甲案・乙案⁶⁹を市会に

報』1908 年 2 月 29 日)。この時点で市営電気事業の収益性を認識し、「財源調達手段としての機能」を見越していたことは興味深い。

また、一般市民のなかにも、この主張を支持する動きがみられるようになっていた。たとえば 1908 年 2 月 23 日の『河北新報』では、「市の現状を見れば、工業は依然として不発達なるを免れず、此際低廉なる動力を供給してその発達を促かさんことは急務中の急務に属すと信じるが故に、此際一日も早く市の水利事業を調査して適當の施設を執らんとする」という一市民の声を掲載している（「五大問題委員と電灯買収建議」、『河北新報』1908 年 2 月 23 日）。

⁶⁴ 賛成する市会議員は遠藤庸治をはじめとする 14 名、反対する市会議員は 13 名となっていたほか、「態度不明」という人もいたため、否決される可能性も高かったのである（「電力市営建議の賛否」、『河北新報』1908 年 3 月 2 日）。

⁶⁵ 「電力買収建議の主旨」、『河北新報』1908 年 3 月 7 日。

⁶⁶ 仙台市『仙台市電気事業史』1943 年、11 ページ。慎重な調査という点に関しては、調査委員のなかから「仙台商業会議所に諮問すべしとの説」もあがっていた（「五大問題委員会」、『河北新報』1908 年 10 月 22 日）。このことについては、「電力市営問題（商業会議所の調査を勧む）」（同 1908 年 10 月 23 日）を参照のこと。

⁶⁷ 仙台市『仙台市電気事業史』1943 年、15 ページ。なお、このときの調査委員会の討論については、同書 15～17 ページに収録されている。

⁶⁸ このとき、「降矢博士の調査結果を市参事会に報告し」調査委員会の役割を終えるべきだという意見も出ていたという（仙台市『仙台市電気事業史』1943 年、15 ページ）。

⁶⁹ 仙台市は、「工事の施行は二次に分ちて、三居沢及び大倉川下流を第一次とし、其他二ヶ所を第二次と

提出することで決着がついたのである⁷⁰。

こうして、1908（明治41）年10月26日、仙台市会に「仙台市水利工事調査報告書」が提出された。これによると、降矢による三居沢・大倉川・熊ヶ根（鳳鳴ヶ瀧）の調査の結果、「三居沢の水利一千馬力、大倉川の上流下流に於て各一千八十馬力、鳳鳴ヶ瀧に於て八百二十馬力、計三千九百八十馬力を得べく……仙台に於ける電力は二千三百五十馬力となるの計算なりとす」るが、ここで大倉川と鳳鳴ヶ瀧については、「大倉川の工事は其下流に於ては工費約三十五万円を要すべく、上流に於ては約三十万円、鳳鳴ヶ瀧は約二十五万円の工費を要す」と指摘された⁷¹。

この調査報告をもとに、市営事業調査委員会では2つの案（甲案・乙案）を提示し、起工に関する収支予算とその利益について説明した。その結果、乙案は甲案に比べると電動力の使用料が2倍となっているものの、どちらも点火料（電灯使用料）と馬力使用料（電動力使用料）が従来の電気料金、すなわち民間電気会社（特に宮城紡績電灯株式会社）が設定している電気料金⁷²よりも低廉なものとなるため、「甲乙二案孰れに由るも……其収益より負債

する計画」を立てた。この「第一次工事」が「既設会社の買収」を含めた計画であり、「第二次工事」が民間会社を買収せずに仙台市独自の発電所を建設する計画である。この第一次工事において、仙台市は「甲乙二案」のどちらかをもって行おうとした。甲案、すなわち「第一次工事甲案」（「第一案」）は、「三居沢並びに大倉川下流の買収金額継続工事費は金一百万円を要するものと仮定す、△上記電力の内、当分電灯用には供給馬力八百馬力を要し、工業用には日中七百馬力を使用するものとす」というものである。これによって「水力の全部を点灯用とし、十六燭光一万九千五百灯を供給するに於ては十六燭光一灯一ヶ月六十銭以下に引下げ使用せしむる事を得べく、且つ□間馬力の全部千三百馬力を使用する者あれば、一馬力の使用料一ヶ年拾三年以下に減するを得べし、／若し点火料及馬力使用料……収入を積算すれば、点灯料に於て更に金四万八千八百円、動力使用料に於て金一万四千四百円、計五万五千二百円は市の利益となるべき計算なり」としている。

一方、乙案、すなわち「第一次工事乙案」（「第二案」）は「三居沢、大倉川二ヶ所の買収金並継続工事費とも一百二十万円を要するものと仮定す、△電灯並馬力使用数、甲案と同じ」というもので、「水力の全部を応用するときは、点火料は前項と同一（第一案の「若し…」以下のこと……引用者）にして四万八千八百円、動力使用料に於て金二万八千八百円、計金六万九千六百円は本市の利益となるべき計算なり」としている（「市営水利工事の計画」、『河北新報』1908年10月27日）。

⁷⁰ ここには、買収時期のことについて委員会で意見が対立していたことが挙げられる。一方では、結論を出すのは延期し、両会社で現在着工中の工事が完成してから精査し、買収を行うべきだという意見（「延期すべしといふ説」）に対し、もう一方ではここでは市営とするかしないかが第一であり、経済的な問題（買収価格の設定など）はその次に行うべきだという意見（「猶調査すべしといふ説」）である。この意見が対立していたため、調査委員会の審議は難航したのである。

⁷¹ 「市営水利工事の調査報告」、『河北新報』1908年10月26日。

⁷² これは、宮城紡績電灯株式会社の電気使用料金のことである（仙台電力株式会社は未開業）。当時の宮城紡績電灯株式会社の電灯料については、『河北新報』で次のように紹介されている。「三居沢電灯会社（宮城紡績電灯株式会社のこと…引用者）の点火料定価は十六燭光金一円参十五銭、電力の使用料は一馬力平均約八十円とす」（「市営水利工事の計画」、『河北新報』1908年10月27日）。つまり、仙台市が概算した各使用料金より2倍以上の価格が設定されていたのである。

の元利を償還し得べき計算なりと」された⁷³。このほかのメリットとしては、①市営電気事業を行うにあたっては市債か借入金で支弁し、その償却は事業収入でまかなうことにより市民の負担は増加しないこと、②仙台市が低廉な電気供給を行うことで、工業の発展を促すことができること、③電気の使用者が増加することによって収益をあげ、それによって市税負担の軽減につながることに、あるいは他の事業の財源に充てようとしていたことなどが挙げられた⁷⁴。

これらを実現させるために、市営事業調査委員会は「市営水利事業起工は実に有利有望」であるが、3ヶ所の水利地点のうち、最も有望なものは宮城紡績電灯株式会社と仙台電力株式会社それぞれ所有しているため、会社側・仙台市側どちらにも不利にならないように買取価格についての「協定」を行うとした⁷⁵。ここから、「三居沢、大倉川下流の二ヶ所は宮城電灯会社、仙台電力会社より買取して其工事を継続し、大倉川上流並に熊ヶ根水利工事は新たに計画する事と」⁷⁶する、つまり宮城紡績電灯株式会社と仙台電力株式会社から、電気事業に関するすべての施設を買収する一方で、仙台市においても新たな発電所建設を行う計画に乗り出すこととなる。

第2節 市営電気事業構想の「再燃」と「市営水利事業起工」

1. 仙台電力株式会社と宮城紡績電灯株式会社

ここで、当時の仙台市において民間で電気事業を行っていた会社の概要を述べることにする。

仙台市の電気事業の歴史は1880年代後半に始まるが、その先鞭をつけたのが宮城紡績電灯株式会社の前身である宮城紡績会社⁷⁷（社長・菅克復）であった。この宮城紡績会社は1880（明治13）年、宮城郡荒巻村三居沢（のち七北田村荒巻字三居沢）に創設され、1888（明治21）年7月1日には水力発電によるアーク灯の試験点灯を行った⁷⁸。これは自家発電によるものでは日本で初めてのことであった⁷⁹。同会社では、イギリス製のミュール式二千錘

⁷³ 「市営水利工事の調査報告」、『河北新報』1908年10月26日。

⁷⁴ 同上。

⁷⁵ 同上。

⁷⁶ 「市営水利工事の計画」、『河北新報』1908年10月27日。

⁷⁷ この会社は、広瀬川の三居沢地点の水力を利用した綿糸紡績を目的に設立されたもので、事業開始は1883（明治16）年であった。

⁷⁸ 紡績機を動かすために使用していた40馬力水車タービンに、5キロワット直流発電機を取り付けて行ったもので、夜間操業を行うための発電であったと考えられる。

⁷⁹ 従来、日本における水力発電は京都がはじまりとされていたが、近年の研究では、自家発電では仙台市の三居沢が「わが国最初の水力発電所」とであると評されるようになっている（伊東孝『日本の近代化遺産』、岩波書店、2000年など）。ちなみに、日本で最初の営業用の発電のはじまりは、1887（明治20）年11月、東京電燈会社によるものであるといわれている。これは火力発電によるものであった。一般に、

紡績機が導入されており、紡績業が行われていたが、1888（明治21）年の電灯の試験点灯に成功して以降は電気事業に重点を置くようになっていった。

その後、同会社によって発電された電気は、1894（明治27）年7月15日に開業した仙台電灯株式会社⁸⁰を通じて、おもに市内の需要者に供給されるようになった。そして、他社との数回の合併・社名変更⁸¹を経て、1899（明治32）年6月23日には仙台電灯株式会社の買収が行われ、同年10月には社名を宮城紡績電灯株式会社と改めた。これによって、宮城紡績電灯株式会社は、紡績・製紙・発電・電灯の4部門を抱えるかたちとなるが、その中核は発電部門と電灯部門であった⁸²。同社は、1907（明治40）年8月に仙台市が「五大事業」を提唱したのちも発電所の増築や発電機の新設など、着実な事業拡大を続けていた⁸³。その好調な事業の展開をみて、仙台市も電柱税条例⁸⁴を制定するほどであった。

日本で最も早く営業用の水力発電を行ったとされているのが、1892（明治25）年2月に運転を開始した京都電燈会社の蹴上発電所といわれている。

⁸⁰ 仙台電灯株式会社は、1894（明治27）年、宮城水力紡績株式会社から受電し、仙台市内に電灯用の配電を行うことを目的として設立された会社である。開業当時の供給電灯数は365灯であった。また同年、三居沢発電所（後に三居沢第二発電所となる）が操業を開始した。

⁸¹ 1893（明治26）年に宮城紡績会社は宮城紡績株式会社、1894（明治27）年に宮城水力紡績株式会社と改めたほか、1897（明治30）年10月には仙台製紙株式会社と合併して宮城水力紡績製紙株式会社となっている。

⁸² このような中、宮城紡績電灯株式会社は、1898（明治31）年に出力15キロワットの清水小路火力発電所を完成させ、電動力部門も展開していった。1902（明治37）年には、日本で最初のカーバイド製造に成功し、本格的な生産にも着手している。

⁸³ その後の宮城紡績電灯株式会社の動向については、同会社の『営業報告書』（仙台市役所所蔵）や、以下の新聞記事を参照されたい。「紡電大発電機到着」（『河北新報』1908年3月7日）、「大発電機の大輸送」（同1908年3月17日）、「紡電増設発電機の試運転」（同1908年5月24日）、「紡電の隧道工事」（同1908年10月20日）、「仙台電力の工事進捗」（同1909年7月6日）など。

⁸⁴ 1907年2月20日には、新しい特別税として「電柱税」を新設することが仙台市参事会から仙台市会に提議され、可決された。同月17日に原案が新聞でも公表されている（「当市特別税電柱税条例」、『河北新報』1907年2月17日）。その後、「特別税電柱条例」は仙台市会・参事会ともに可決され、内務大臣・大蔵大臣への許可申請を経て、同年5月に施行された。

同条例では、「仙台市内の道路に電流を建設し電灯又は電力供給の営業を為すものには本条例に依り電柱税を賦課徴収す」（第1条）、「電柱税は電柱一本に付年税金50銭とす」（第3条）とされた（仙台市史編さん委員会編『仙台市史 資料編8 近代現代4 経済・行政・財政』仙台市、2006年、342～343ページ所収）。その当時、仙台市では財源の窮乏が叫ばれており、「市として発展の計画を立て」るためには「新財源」をどのように確保するかが問題となっていたため、このようなところに税金を課し、市の収入としていたのである。この適用を受けた宮城紡績電灯株式会社は、1908（明治41）年11月に発行された『報告書』において、「○特別税電柱条例 / 仙台市カ昨年制定セル特別税電柱条例ハ電柱一本ニ付年税五十銭ノ規定ナリシガ、本年八月内務大蔵両大臣ノ認可ヲ得テ更ニ其倍額ヲ徴収スル事ニ改定セリ、本社ハ此改正条例ノ為メ今期間ニ於テ金八百七十二円五十銭ヲ仙台市ニ納付スルニ至レリ」と記している（宮城紡績電灯株式会社『第二十二回報告書』明治四十一年11月下半期、8ページ（仙台市役所『報告書 自明治三十一年 至同四十一年』601ページにも所収。いずれも仙台市役所所蔵）。

なお、この条例は、2つの民間の電気会社を買収した頃、すなわち1912（明治45・大正元）年度を

しかし、市営事業調査委員会は、宮城紡績電灯株式会社の買収を視野に入れた市営電気事業の構想を立てていたため、当時、同会社の社長を務めていた伊藤清次郎は、「平生当地には事業がないといっている癖に、今やうやく成り立つたものを苛めるなんて」⁸⁵と批判した。また、五大事業調査委員会が降矢芳郎に依頼して宮城紡績電灯株式会社の三居沢発電所のある水利地点の調査を行おうとした際、同社ではその調査を「謝絶」という意見を表明した⁸⁶。

そのような中、1907（明治40）年12月には仙台電力株式会社の認可申請がなされた⁸⁷。同会社は、市議員有志が中心となり、奥羽電灯株式会社のプランを引き継ぐかたちで設立されたもので、宮城郡大沢村字大倉に発電所（大倉発電所）を建設し、大倉川の水力を利用した発電を行うという計画を立てられた⁸⁸。つまり、同会社は仙台市が電気事業の調査を行っている時期に、同市が想定していた大倉川の発電所建設計画をほぼそのまま踏襲して設立された会社であるため、そこにはなんらかの政治的意図があったとも考えられる。

その後、同社は1908（明治41）年4月17日に事業認可を受け、1910（明治43）年4月1日より営業を開始した⁸⁹。

2. 市営電気事業構想の「無期延期」と「再燃」

さて、上述のように、市営電気事業の構想は進展をみることとなるが、その実施については依然として賛否が分かれていた。市営事業調査委員会においては、次第に同会の解散を求める意見と、継続させる意見とで議論が行われていた⁹⁰。

もって廃止された。

⁸⁵ 「伊藤紡電社長の五大問題観」、『河北新報』1907（明治40）年12月9日。

⁸⁶ 「電力事業調査と紡電」、『河北新報』1907年12月9日。しかもこのとき、すでに宮城紡績電灯株式会社では、鳳鳴ヶ瀧に発電所を建設する計画を立てていた（宮城紡績電灯株式会社『報告書』明治四十年下半年期）。

⁸⁷ 「仙台電力株式会社認可の申請」、『河北新報』1907年12月22日。

⁸⁸ 仙台市役所『明治四十年 電気事業出願ニ関スル書類』に収録されている「電気事業許可申請書」によれば、発起人は小林八郎右衛門、福島與惣五郎、佐々木重兵衛など12名であった。また、同社の事業目的は、仙台市への電力供給および塩竈町への電灯・電力の供給を行うことであった（1～4ページ）。

⁸⁹ その後の宮城紡績電灯株式会社の動向については、以下の新聞記事を参照されたい。「仙台電力の増株計画」（『河北新報』1908年3月13日）、「電力事業命令書の内容」（同1908年4月24日）、「仙電創立委員会」（同1908年6月20日）、「仙台電力の工事進捗」（同1909年7月6日）、「仙台電力の工事現況」（同1908年12月11日）など。なお、この間、仙台電力株式会社と宮城紡績電灯株式会社との間で、いかにして電柱を立てるかということが問題となっていたが、それについては交渉によって解決する方針であることが報じられている（「紡電と新設会社」、『河北新報』1908年3月13日）。

⁹⁰ 当時の仙台市長和達孚嘉（在職期間1907年7月1日～1910年7月2日）も「本問題は市会の決議を経、調査に着手せしが、以来既に一ヶ年間も経過せし、今日に於て猶調査会の届かずと云ふが如きは、本会の行為に緩慢なるが如き嫌あれば、市営になすか否かを決したし」と述べている（仙台市『仙台市電気事業史』1943年、16ページ）。

こうした状況の中で、市参事会議員の一人である遠藤庸治、委員会による調査の結果、「五大事業」のうち市営電気事業に着手したのであるが、今はまだ「水利事業を起す時期にあらざる」ため、「他の四問題を進行せしむる」ことを提言した⁹¹。この提案は満場一致で賛成を得て、電気事業以外の「五大事業」についての調査が行われることとなった。その結果、市営電気事業の構想は、1908年以降「無期延期の姿」となる⁹²。それが再燃するのは1910（明治43）年になってからである。

同年2月、市会議員の中から市営電気事業について再び議論される中で、市営で電気事業を行うことは不利益となるどころが大きいだけでなく、もし民間電気会社と競争することとなれば民間会社の振興を妨げるばかりか、買収したとしても「今後各種の事業を振興せしむる上に不利少からざる」ため、「五大事業」から市営電気事業の構想を「放棄」すべきという意見が出された⁹³。

これに対し遠藤庸治は、市営電気事業を興すこと、それにあたっては民間電気会社の買収を行うことを再び強く主張した。すなわち、仙台市における「今日の急務は商工業発展の道を講じ、振興の策を立て、速かに之れが施設を為す」ことで、「水利を利用し電気を興し低廉なる原動力を豊富に供給し、各種の工業者に利便を与へ、大に其奨励を図り、工業の発展振興を期するを以て唯一の策」とした。そのうえで「蓋し市営案の精神は、水利事業の発展を期すべしとの主旨にあらずして、一市の力を以て水利事業を経営し器械的工業の一大要素たる動力を低廉にし、以て広く工業者に利便を与へ仙台市をして工業地たるの素地を造らんとする」ためであると主張した。さらに、当時の「仙台市の状態たる現在の市費すら其負担に苦しみ、現状を維持し能はざるの窮況にあり、如何なる有利有望の事業と雖も、他に財源の伴ふべきものなきに於ては、事業を興すことを得ざるや論を俟たず」とし、「本市は水利の買収を希望するも両社に於て売却を拒むときは如何ともするを能はざるべし」と述べている⁹⁴。

つまり、仙台市における工業化の基礎として、また同市の将来の財源と目された市営電気

⁹¹ 同上、17ページ。

⁹² この背景には、「五大事業」を推し進めようとしていた遠藤が1908（明治41）年12月1日に調査委員の辞任を表明し、それが市会で受理されたことも挙げられるだろう（「市営問題延期の事情」、『河北新報』1908年11月29日）。遠藤は市営事業調査委員のひとりであり、その特別委員も務め、「五大事業」の推進にイニシアティブを発揮してきた人物であったため、他の委員も説得を試みたという（「市営問題延期の事情」、『河北新報』1908年11月29日）。しかし、遠藤の辞意はゆらぐことはなかった。また、遠藤は懸案の鳳鳴ヶ瀧の水利権を有していたため、上述のように市営電気事業の計画が推進されるにあたり、「自分は鳳鳴ヶ瀧に権利を有する関係上進んで辞職すべき趣を提言し」という（同）。

⁹³ 「五大問題と水力電気」、『河北新報』1910年2月14日。

⁹⁴ 「水利事業市営意見」、『河北新報』1909年3月1日。この遠藤の主張の中でも述べられているように、当時の仙台市においては「財源の窮乏」が叫ばれるようになっていった。1910（明治43）年8月には市政調査が行われることになったが、それについて8月31日の『河北新報』は、「市政調査の目的は一に財源の研究にありて、市が年々膨張すると共に種々なる問題の横はるあり、然も是に対する市政は窮乏を告ぐる」と報じている（「市政調査と財源研究」、『河北新報』1909年8月31日）。

事業の構想の実現に、再び注目されることになるのである。

3. 「市営水利事業起工ノ件」の提出

かくして、1910（明治 43）年 9 月 21 日、市営事業調査委員会が開かれ、市参事会への「市営水利工事起工ノ件」の提出を決定した。その内容は以下の通りである。

市営水利^(ママ)工事起工ノ件ニ付報告

本員（市営事業調査委員のこと…引用者）等、予テ附託セラレタル仙台市営事業中市営ヲ以テ水利工事ヲ興シ、工業ヲ興シ工業者ニ原動力ヲ供給スル得失ノ問題ニツキ、篤ト調査ヲ遂ゲ候處、電灯並原動力ヲ市営ヲ以テ一般ニ供給スルハ、公益ノタメ其利益少ナカラザルモノト認ム、故ニ左ノ如キ方針及目的ニヨル速ニ起工スベキモノト決定セリ。

市営水利事業起工ノ件

- 一、本市ハ本市附近ノ水利ヲ利用シ、電灯及動力ノ供給事業ヲ市営トスベキ事
- 二、本事業ノ経費ハ市債ニ依リ、其償却ハ事業ヨリ生ズル利益ヲ以テ之ニ充テ、新ニ市民ノ負担ヲ増スコトナキヲ要ス
- 三、前項水利事業ハ宮城紡績電灯株式会社並仙台電力株式会社事業、又ハ両社中一社ノ事業ヲ買取スルカ、若クハ他ノ方法ヲ立ツル等、市参事会ニ於テ便宜処理スルコト
- 四、起債償却方法又ハ電灯動力使用料ノ定価並本事業ニ関シ、新ニ機関ヲ具備スル方法等、総テ規定ハ更ニ市会ノ議決（議定の間違いか…引用者）ヲ得ベキモノトス⁹⁵

これを受けて翌日に開かれた仙台市参事会では、第 592 号議案「市営水利事業起工ノ件」
として提起され、原案通り決議された。その決議の内容は以下の通りである。

市営水利事業起工ノ件

- 一、本市営ヲ以テ水力電気事業ヲ起シ電灯及原動力ノ供給ヲ為スモノトス
- 二、前項ノ起業ニ要スル経費ハ百四十万円ヲ限度トシ市債ヲ募集シテ之ニ充テ其償還ハ本事業ヨリ生ズル収入金ヲ以テ之レニ充ツルモノトス
- 三、宮城紡績電灯株式会社並ニ仙台電力株式会社ノ事業又ハ両社中一社ノ事業ヲ買取スルカ若クハ他ノ方法ヲ立ツル等市参事会ニ於テ之ヲ定ム

⁹⁵ 「水力電気市営」（『河北新報』1910年9月23日）、「市営水力電気」（同12月21日）、および仙台市役所『仙台市営電気事業一斑』（1916年）2～3ページにそれぞれ掲載されたものを照合し、誤字・脱字などを確認したうえで記載した。

四、起債並償還方法及起業執行後ニ於ケル経営ノ方法ハ別ニ之レヲ定ム⁹⁶

この決議内容は、9月26日の仙台市会に第112号議案「市営水利事業起工ノ件」として提出・審議された。市会での遠藤の説明によると、電気事業にかかる総費用は140万円とし、それをすべて市債でまかなうものとされた。この140万円のうち約100万円は2つの民間会社の買収費（仙台電力株式会社25万円、宮城紡績電灯株式会社74万5000円）に充当し、残りの額を市営電気事業の「拡張費」に充てるものとされた⁹⁷。その民間電気会社の買収については、「相当ノ利益ヲ与ヘテ買上タル考」えのもとで、両会社に同時期に買収交渉を行うが、「相当ノ談判ヲナシ応セサルトキハ不得止新ニ起工スル見込ナリ」⁹⁸とされた。

これに対し、市会議員からは様々な質疑が行われた。たとえば市会議員新妻胤嘉は「両会社ノ買収出来ザルトキハ両会社ト競争シテ市営ノ事業ヲ起ス考ナルヤ、若シ競争スルトセバ百四十万円ニテ足ルヤ、又両会社ノ権利ヲ奪フ考ナルヤ」と、民間会社の買収に対する懸念を表している。これに対して遠藤は、両会社が買収交渉に応じない場合は「其筋ニ申請シテ強制買収スル考ナリ」⁹⁹という強い姿勢を示した。

この議論は翌日の市会に持ち越されたが、市会議員の伊沢平左衛門より「市営水利事業起工ノ件」の第三項を「三、市参事会ハ既設会社ヲ買収スル契約ヲナスコトヲ得」¹⁰⁰に修正することが提案された。この修正が取り入れられ、「市営水利事業起工ノ件」は修正案で可決された。

これによって、市営電気事業の構想は再び本格的に動き始めることとなる¹⁰¹。

⁹⁶ 仙台市役所『電気事業譲受書類』1911～1912年、176～177ページ。

⁹⁷ 仙台市役所『明治四十三年 仙台市会会議録』321ページ。

⁹⁸ 同上323ページ。ちなみに、上記の「市営水利事業起工ノ件」には「強制買収」という言葉は用いられていない。しかし、遠藤庸治は「強制採ト書キ表ストキハ感情ヲ害スル恐レアルヲ以テ他ニ方法ヲ求ムトイフ穩当ナル文字ヲ用ヒタルナリ」（同上325ページ）と述べていることから、「他ニ方法」＝強制買収ととらえてよい。

⁹⁹ 同上324ページ。

¹⁰⁰ 同上341ページ。

¹⁰¹ ここに、当時の市営電気事業構想に関する市民の声を紹介しておこう。たとえば1910（明治43）年9月29日の『河北新報』では、仙台市は「東北の都」であるにもかかわらず、他の都市（名古屋、前橋、高崎など）に比べると「後れたる一事」となっているため、「仙台市か『森の都』『風の少き市』『学府』『三月より十一月まで活動に適する都』」としてではなく「東北の都」として発展するならば、「市を発展ならしむべき一大要素の電力を市営にして資本と労力を吸収し大に将来の発展飛躍を期せん」ために2つの民間電力会社の買収を推進し（同「電力市営（三）」）、それによって「市を繁栄ならしめ事業を勃興」（「電力市営（四）」、同9月30日）させることが重要であるという意見が掲載されている。

このような声に象徴されるように、市民もまた、仙台市の大都市化の遅れを憂い、市営電気事業の推進を望んでいたとみて差し支えなからう

この一方で、同年9月28日の『河北新報』では以下のような記事が掲載されている。

師団の電灯直営計画

当師団（第二師団のこと…引用者）経理部に於ては、澗橋上流の水力を利用し、二百馬力の電

第3節 仙台電力株式会社の買収と仙台市営電気事業の成立

1. 買収交渉の開始

1910（明治43）年9月30日、仙台市は、両会社に対する買収交渉を行った。当時、再び仙台市長に就任した遠藤庸治と仙台電力株式会社社長白石廣造との買収交渉では、10月11日に同社から財産調書が提出されるとともに買収に応ずるという回答を受けた¹⁰²。その後、仙台市側から市参事会員2名¹⁰³と吏員3名が同社に派遣され、帳簿、在庫品、同社所有の発送配電設備などに関する詳細な調査が行われた。11月4日に終了したその調査結果によれば、同社の財産総額は28万7312円99銭とされた¹⁰⁴。また、同社の買収金額は、功労者報酬1万円や株式利子金5万1406円、雑費なども加算され、総額約35万円とされた。

一方、宮城紡績電灯株式会社とも買収交渉を行ったが、その交渉は難航した。その原因について、同年10月31日の『河北新報』は、「紡電ではまだ書上げ（買上げの間違いか……引用者）高を提出しない、畢竟売りたいくないからであらう」¹⁰⁵と報じている。また、同年11月25日に開催された市営事業調査委員会¹⁰⁶でも、「水電事業の市営案は……仙電一社を買収し、紡電に対する交渉は、遂に不調に終はれりといへり」と報じている¹⁰⁷。

力を起こし、各隊の電灯を直営するの計画を立て、これを本省に稟申し處、右は尚ほ詳細なる調査を要する趣にて、一応返付されし由なるが、同経理部は追つて更に設計の上、時機を見てこれを実行する見込なるやに聞く

これは、仙台市に設置されていた第二師団が自らの電灯供給のために直接、電気事業を行うという記事である。師団が独自に低廉かつ安定的な電気供給体制を行おうとしていたと考えられる。その後、この動きに関する記事は管見の限り見当たらないが、この時期の仙台市の電気事業の状況をみるうえでとても興味深い。

なお、宮城紡績電灯株式会社は、すでに仙台市内に設置された第二師団関連施設・警察署・学校などに電気供給を行っていた。これについては次章で述べることにする。

¹⁰² このとき、仙台電力株式会社側から、財産調書も提出されている。

¹⁰³ このとき派遣された市参事会員は、伊沢平左衛門と毛利清右衛門であった。彼らは市参事会員であるとともに、市営事業調査委員会のメンバーでもあった。

¹⁰⁴ その内訳は、水路費8万5035円8銭、機械費6万4960円28銭、貸付機械2605円、貸付器具2万3706円23銭、建物752円85銭、他所411円52銭、什器及備品2315円74銭、商品貯蔵品2万2863円18銭、本社費1万1890円65銭となっている（仙台市役所『資産調査書』1910年）。

¹⁰⁵ 「市長の市営熱」、『河北新報』1910年10月31日。

¹⁰⁶ 調査が完了してから市営事業調査委員会が開催されるまで約3週間もの間があったのは、調査委員の一人が「生憎病氣にて引籠り居り十一月廿一日より出勤」し、その後、商議員会などでも話し合いがなされ、その承認を得てから契約を締結しようとしていたからである。

¹⁰⁷ 「市営委員会の経過」、『河北新報』1910年11月27日。この記事では、仙台電力株式会社との買収交渉は順調であるほか、仙台市内外には水力発電を行いうる有力な地点がいくつかあるため、それらの調査を行うことにして、宮城紡績電灯株式会社との買収交渉は中止し、仙台市の将来の繁栄につなげるべきであると述べている（「市営委員会の経過」、『河北新報』1910年11月27日）。

2. 仙台電力株式会社との買収契約と市営電気事業の開始

そのような経緯があったものの、1910（明治43）年12月7日には、仙台市と仙台電灯株式会社とのあいだで覚書および買収仮契約が締結された。それらの内容は次の通りである。

覚書

- 一、仙台電力株式会社ノ営業物即水利権並ニ営業区域内ノ一切ノ権利及物件等別紙目録ノ通り、
- 二、右権利中ニハ目録ニ掲記セザル会社、又ハ一己ノ名義ヲ以テ為シアル水利権ノ如キ企画経営ニ係ルモノ、並ニ会社ガ他ニ対シ地上権ノ設定ヲナサントスル権利ノ如キ総テ包含スル事、
- 三、右物権ヲ仙台市ニ金三十五万円ヲ以テ売渡スベキコト、
- 四、本契約ハ可成速ニ市会ノ議決ヲ経、其筋ノ認可ヲ受ケ起債ノ後其効ヲ生ズベキ事、
- 五、前項ノ契約ヲ締結スルニ至ル間会社ニ於テ新ニ工事ヲ起サントシ、又ハ営業上重要ナル処置ヲナサントスル時ハ予メ市長ノ承認ヲ受クベク其期間中ニ於ケル営業上ノ損益ハ会社ノ負担トス、但シ市長ノ承認ヲ受ケ執行ヲナシ買入レタル事業上ノ材料ハ実価ヲ以テ引キ受クベシ¹⁰⁸

仮契約書

仙台市カ仙台電力株式会社ノ経営スル水力電気事業ヲ譲受タル事ニ関シ、左ノ契約ヲ締結ス

但、此契約書ハ仙台電力株式会社ニ於テ株主總會ノ決議ヲ経タルトキハ直ニ本契約書ト見做ス

- 第一項 仙台市ハ仙台電力株式会社ガ水力電気事業ヲ営ム為メ有スル地所建物電灯其他営業ニ使用スル一切ノ物件及営業ニ関シ得タル一切ノ権利等（目的物ノ詳細ハ別冊添付ノ目録通り）ヲドウ会社ヨリ金三十五万円（別紙覚書及参考書類添付）ヲ以テ買受クル事
- 第二項 本契約ハ成ルベク速ニ市会ノ決議ヲ経、仙台電力株式会社ヨリ水力事業ヲ譲受クルコト及市ノ起債償還方法ニ付、其筋ノ認可ヲ得タル時ニ効力ヲ生スル事
- 第三項 市ハ前項ノ認可ヲ受ケ起債手續キヲ完了シタル日ヨリ三日以内ニ於テ会社ニ代金ヲ交付スルコト、会社ハ同時ニ市ニ対シ目的物全部ノ引渡ヲ為スコト
- 第四項 会社ハ本契約ノ目的物ヲ引渡ス迄ノ間ニ新ニ工事ヲ起ス場合又ハ営業

^(ママ)
¹⁰⁸ 仙台市役所『電気 大蔵発電所関係書類』1907～1916年、49～50ページ。

上重要ナル施設ヲ為サントスルトキハ市ノ承諾ヲ受クルコト、但会社カ
為メニ買入レタル事業場ノ材料ハ市ニ於テ実費ヲ以テ買受クベシ

但、営業ニ関スル経営ノ事項ハ本文ノ限りニアラズ

第五項 会社ハ本契約ノ目的物ヲ引渡ス迄、事業ヲ継続シ営業上ヨリ生スル利
益ハ会社ノ所得トシ、ソノ損失ハ会社ノ負担タルベキコト

本契約書ハ正副二通ヲ調製シ正本ヲ仙台市役所ニ、副本ヲ仙台電力株式会社ニ
領置ス

明治四十三年十二月七日

仙台市参事会

仙台市長 遠藤庸治 印

仙台電力株式会社

社長 白石廣造 印¹⁰⁹

その後、1910年12月19日には仙台電力株式会社の株主総会が開催され、仙台市への事業譲渡が可決された¹¹⁰。かくして仙台電力株式会社の仙台市への売却が正式に決定したのである。そして、同社でのこの決定以降、仙台市参事会および仙台市会において市営電気事業に関する様々な議案が提出されるとともに、鳳鳴ヶ瀧における仙台市独自の発電所計画が本格的に動き始めた¹¹¹。

同年12月22日の仙台市会では、「水利電気事業起工ノ件報告」¹¹²が行われるとともに、第131号議案「特別会計設定ノ件」¹¹³、第132号議案「仙台市水利電気事業公債条例」¹¹⁴、

¹⁰⁹ 仙台市役所『仙台電力株式会社買収書類 附契約書』1910年、59～69ページ、および『明治四十三年仙台市会会議録』402～405ページ。なお、同『自明治四十年 至大正五年 電気 大蔵発電所関係書類』39～44ページにも同じ書類が収録されているが、39ページの欄外に朱書きで「仮トアルモ本証ナリ」と記されている。このことから、この仮契約書の内容が正式な契約書と位置づけることができる。

¹¹⁰ 仙台市役所『仙台電力株式会社買収資料 附契約書』1910年、65ページ。

¹¹¹ ちなみにこの間、上水道整備事業の実地調査が行われており、そのなかで宮城郡大沢村芋沢字大堀に、発電用水を含む送水設備を整備しようという計画もあった。この計画は実現されなかったが、のちに仙台市営電気事業が新しい発電所を建設する際にはこの土地が適当の地とされ、大堀発電所の建設が行われるのである（仙台市水道局『仙台市水道50年史』1973年、143ページ）。

¹¹² これは、「明治四十三年九月二十七日市会決議第一一二号に基き市参事会に於て仙台電力株式会社の事業を金三十五万円を以て買収の契約を締結し並名取郡秋保村字新川鳳鳴瀧の水利事業起工ノ件其筋に出席した」ことを報告したものである。なお、それ以前の市参事会の動きについては、「市営水力電気」（『河北新報』1910年12月21日）を参照のこと。

¹¹³ これは「仙台市水利電気事業ニ関スル収支ハ特別会計トス」ることを提案したものである。

¹¹⁴ この条例は全33条からなるもので、「仙台市電気事業公債ハ水利電気事業経営費ニ充ツルタメ明治四拾三年度ヨリ明治四十四年度ニ至ル間ニ於テ総額一百四十万円ヲ限り債権ヲ発行スルモノトス」（第一条）としたほか、公債発行の方法、利子、償却方法などについて定めたものである。その説明書きには「市営水利事業起工ノ件本年九月廿七日市会決議第一百十二号ニ基キ水力電気事業ヲ経営シ市ノ発展ニ資

第 133 号議案「仙台市電灯並電動力使用料条例」¹¹⁵、第 134 号議案「特別会計仙台市明治四十三年度水利電気事業費歳入出予算」¹¹⁶、第 135 号議案「同四十四年度歳入出予算」、第 136 号議案「水利電気事業費継続年期及支出方法」¹¹⁷が提出された¹¹⁸。

また、仙台市会では、もし宮城紡績電灯株式会社が買収に至らなかった場合は仙台市内外における水力地点¹¹⁹、特に鳳鳴ヶ瀧の調査を行い、仙台市独自の発電所を建設する計画に着手することもあらためて強調され、同地における発電で十分な電力量が得られるならば「強制買収」はしないとされた¹²⁰。しかしながら、市会議員村松亀一郎は、仙台市側が圧迫して

セントス而シテ其費途ハ公債ニ待タザルベカラズ是本案提出スル所以ナリ」とある。

¹¹⁵ これについては、宮城県『明治四十五年 大正元年 市町村 市町村制 町村条例 市会 市歳入出 町村吏員 町村有財産』（宮城県図書館所蔵）を参照のこと。これは全六条からなる条例で、「本市営電灯並電動力ハ本条例ノ定ムル所ニ依リ需用者ニ供給スルモノトス」（第 1 条）とし、電線器具などの取付工料は使用者の負担とすること（第 2 条）、点火料（電灯使用料）は定額のもの（定時灯、不定時灯・臨時灯。第 3 条）と従量のもの（「メートル点火料」。第 4 条）に区別して徴収し、仙台市営電気事業における電灯使用料は、1 ヶ月平均 40 銭とすることとされた（第 3 条）。また、「原動力ハ仙台市ト他町村トニ別チ又夜間ト昼間トヲ区別シ取付電動機ノ馬力数ニヨリテ差等ヲ設ケ昼夜ノ使用料一馬力一ヶ月ニ付最高金九円以下トス」（第 5 条）ることも定められていた。これによって仙台市は「全国無比の低廉なる電気を供給する」（『市営水力電気』、『河北新報』1910 年 12 月 21 日）体制を整えようとしたのであった。

¹¹⁶ 1910 年度における電気事業費歳入予算は 138 万 7407 円 93 銭とされた。この内訳をみると、公債が 137 万 2000 円、使用料 5574 円、預金利子 8333 円、雑収入 1500 円となっている。一方、電気事業費歳出をみると、歳出総額は 138 万 7407 円 93 銭となっており、歳入との差引額 0 円とされている。歳出の内訳をみると、買収及整理費（仙台電力株式会社の買収経費）が 36 万 5000 円、公債募集額（同）5600 円、事務費 2400 円、公債利子 1 万 4000 円、翌年度繰越金 100 万円、予備費 407 円となっている（『市営電力事業予算』、『河北新報』1910 年 12 月 22 日。ちなみに、同記事には 1911 年〔明治 44〕度の予算も掲載されている。1911 年度の予算は歳入出ともに 109 万 9122 円とされている）。

¹¹⁷ これは、1910 年度から 1913 年度までにおける電気事業費の継続支出方法を定めたものである。これによれば、1910 年度は 36 万 5000 円、1911 年度は 51 万 3000 円、1912 年度 24 万 1000 円、1913 年度 25 万 3000 円となっている。

¹¹⁸ 以上、『『仙台市会決議録』目録』30 ページ、および仙台市役所『明治四十三年 仙台市会会議録』388 ページ。

¹¹⁹ 遠藤は答弁の中で「水利ノ調査ニ行事セリ、然ルニ広瀬川付近ニハ有望ナル水利六ヶ処アリ、秋保大滝、生出村、碓石川、大倉川及大沢村、市上水工事取入口ノ上流及新川村鳳鳴滝、是ナリ、而シテ其内鳳鳴滝ジャ最有望ナルヲ以テ其調査ヲ遂ケタリ」と述べている（仙台市役所『明治四十三年 仙台市会会議録』402 ページ）。

¹²⁰ このとき、この構想をめぐるのは、市会議員と市参事会員（おもに仙台市長）とのあいだで議論となり、一部の市会議員からは「一体是ハ紡電ヲ買上ケ市ガ独占スルカ、又ハ市参事会ガ説明スル如ク仙電ヲ買収シ又ハ新ニ鳳鳴瀧ヲ経営シ紡電ト左両立シテ営業スルト何レヲ利トスルヤ」という疑問も出された。つまり、仙台市はいずれ宮城紡績電灯株式会社を買収して地域独占を展開するつもりなのか、それとも仙台市が市営電気事業を営むことによって宮城紡績電灯株式会社と両立＝競争するつもりなのかという懸念が表明されている。これに対して遠藤は、地域によっては地中線・架空線を建設することで、市営電気事業と民間電気事業とが両立して経営できると回答している。また、宮城紡績電灯株式会社については、買収するつもりではあるものの同会社が買収に応じない場合は「畢竟売りたい事な

買い上げることも適切ではないが、「市ニ於テ租税ヲ以テ一個人ノ事業ト競争スルト云フコトハヨリ多ク悪シキコトト思フ」とし、仙台市が市営電気事業を開始したのち、宮城紡績電灯株式会社との間で電灯使用料金の引き下げ競争が行われるならば、租税でもって運営している仙台市が民間会社を「自滅」させることとなるため、それを避けるには「市ニ於テ買上ゲ独占事業トナス」べきであると主張した¹²¹。

この意見に対して、遠藤は、市参事会としては「一方仙電ト買上ノ契約ヲナスルガ故ニ、若許可サレザルトキハ仙電ニ非常ナル迷惑ヲ懸ケル様ニナル故ニドコマデモ参事会ハ市ニ手ヲ尽シテモ紡電ヲ買入レタキ考」¹²²であるとし、当初の起債額 140 万円のうち 40 万円は仙台電力株式会社の買収費に充て、その残りの 100 万円で宮城紡績電灯株式会社を買収できると主張した。

これらの議論は「延期説ト此俟進行スルト云フ両説ハ其歸スル処ハ紡電ヲ買収スルコトニ勉メタイト云フコトニ一致スル様ナリ」¹²³ということから、すべて原案通り可決された。このとき、宮城紡績電灯株式会社との買収交渉を行うための委員もあらためて指名され¹²⁴、市営電気事業の構想はふたたびその歩を進めたのである。

1910（明治 43）年 12 月 27 日、仙台市は、仙台市電気事業公債条例の許可を内務省・大蔵省に申請した¹²⁵。また、1911（明治 44）年 1 月初めには、宮城県に対して市営電気事業に関する認可申請を行い¹²⁶、さらに内務大臣・大蔵大臣に対して次のような「電灯並電動力使用料条例許可稟請」を提出した。やや長文ではあるが、あえてこれを引用することとする。

電灯並電動力使用料条例許可稟請

当市ノ発展ニ資センタメ、市営水利電気事業ヲ経営致度、条例別紙仙台市営電灯並原動力使用料条例御許可相成度、市会ノ決議ヲ経、此段稟請候也、

明治四十四年一月七日 仙台市長 遠藤庸治[㊤]

らんと思ひ」交渉を中止する考えを示している。

¹²¹ また、村松は「一方私立会社ニテ六十五銭ノモノヲ四十二銭トシ又一方ニテ四十銭ト為シ、又一方ニ於テ其以上ニ引下ケルト云フ様ニ競争セシナラバ、一方ハ租税ヲ以テ競争スルトナレバ私立会社ヲ自滅セシムル案ナリト思フ」とも述べている（仙台市役所『明治四十三年 仙台市会会議録』411 ページ）。

¹²² 仙台市役所『明治四十三年 仙台市会会議録』412 ページ。

¹²³ 仙台市役所『明治四十三年 仙台市会会議録』418 ページ。

¹²⁴ このとき指名された市会議員は別所直温、小野平一郎、増澤朋重、富田春之進、石川成誠、小原保固、横山儀三郎であった（仙台市役所『明治四十三年 仙台市会会議録』425 ページ）。

¹²⁵ これは市制第 106 条に基づいて行われたもので、公債条例のほかには負債償還年次表や起債理由書などの書類を添付して提出したものである（広瀬先一『市町村と電気事業』オーム社、1929 年、156～159 ページ）。なお、起債許可に関するその後の経緯については、仙台市『仙台市電気事業史』（1943 年）105 ページに詳しく述べられているので、そちらを参照されたい。

¹²⁶ 「市営案の許可申請」、『河北新報』1911 年 1 月 8 日。これは仙台市が宮城県知事に対して許可申請を行ったもので、「寺田知事も同意を表し居れるやに聞けり」とされており、宮城県からの許可は内定したものととらえることができる。

内務大臣男爵 平田東助殿
大蔵大臣侯爵 桂太郎殿

仙台市営電灯並電動力使用条例

第一条 本市々営電灯並電動力ハ本条例ノ定ムル処ニ依リ需用者ニ供給スルモノトス、

第二条 需用者ノ構内及家屋内ニ取付ベキ電線器具其他一切ノ材料ハ使用家ノ負担トシ取付工事ハ市ニ於テ引受ケ左ノ制限以内ノ取付工料ヲ徴取ス、但使用者ノ便利ヲ図リ電線器具其他一切ノ材料ハ使用料ヲ徴取シ貸付クルコトアルベシ、其使用料ハ第三条ノ定ムル処ニ依ル、

定時白熱灯一個ニ付		
新設増設	位置変更	廃除
二〇〇	三五〇	五〇〇

但、白熱灯ノ取付及廃除工事ニ各別ノ手数ヲ要スル場合ハ更ニ相当ノ工料ヲ増徴ス、

臨時灯孤光灯及電動機ハ取付ノ難易ニ応ジ其都度相当ノ工料ヲ定メ徴取スルモノトス、

第三条 点火料ハ仙台市内ト各供給区域内ニ渉ル他町村ノ使用料トヲ區別シ左ノ制限以内トス、

種類	定時灯（一個一ヶ月）			不定時灯臨時灯（一個一夜）		
	電線器具電球 売切ノ場合	電線器具（電球 ヲ除）貸付料共	材料一切貸付 料共	引続キ拾夜以内 使用ノ場合	引続キ貳拾夜以内 使用ノ場合	引続キ貳拾壹夜以 上使用ノ場合
五燭	三五〇	四〇〇	四五〇	三〇	二五	二〇
十燭	六〇〇	六五〇	七〇〇	四〇	四〇	三五
十六燭	九〇〇	九五〇	一、〇〇〇	七〇	六〇	五〇
二十四燭	一、二〇〇	一、二五〇	一、三〇〇	九五	八〇	六五
三十二燭	一、五〇〇	一、五五〇	一、六五〇	一三〇	一一〇	九〇
五十燭	二、二五〇	二、三〇〇	二、四〇〇	二二〇	一八〇	一五〇
百燭	四、一〇〇	四、一五〇	四、三五〇	四〇〇	三四〇	二六〇
孤光灯	一六、〇〇〇		一八、〇〇〇	一、三〇〇	一、〇〇〇	九〇〇

定時灯トハ一ヶ月以上引続キ毎夜使用スルモノヲ云ヒ、不定時灯トハ予メ電灯器具ヲ備置キ使用ノ都度本市ニ通知ノ上点火スルモノヲ云ヒ、臨時灯トハ臨時ニ器具ヲ取付ケ使用ノ日数ヲ限り点火スルモノヲ云フ、

不定時灯ハ一ヶ月間全ク使用セル場合ニモ一灯ニ付壹夜五拾錢以内ヲ徴取ス、

第四条 メートル点火料ハ左ノ制限以内トス、

一キロワット時毎ニ			
一ヶ月内ニ百キロワット時以内 使用ノ場合	一ヶ月以内ニ四百キロワット時以内使用ノ場合	一ヶ月内ニ七百キロワット時以内使用ノ場合	其以上
一三〇	一二〇	一一〇	一〇〇

但、一灯ニ付一ヶ月平均一キロワット時ニ達セザル時ハ一灯ニ付金拾銭以内ヲ徴収ス、

第五条 電動力ハ、仙台市ト他町村トニ別チ、又夜間ト昼間トヲ区別シ取付電動機ノ馬力数ニヨリテ差等ヲ設ケ、昼夜ノ使用料一馬力一ヶ月ニ付最高金九円以下トス、

第六条 本条例ニ定ムル電灯並電動力ノ使用細則及其他ノ規程ハ市参事会之ヲ定ム、

明治四十三年十二月廿二日市会決議¹²⁷

これに続けて 1911（明治 44）年 2 月 24 日、仙台市長と仙台電力株式会社社長の連名で「電気事業許可申請書」¹²⁸が逓信大臣に提出され、さらに 3 月 7 日には、「水利権譲渡御許可願」¹²⁹などの書類が宮城県知事に提出された¹³⁰。

この間、同年 4 月には「市制改正」の公布がなされた¹³¹。これによって、市参事会が市の執行機関として有していたそれまでの権限のほとんどが市長に移譲され、市長の地位と権限が強化された。市会も、それまでは市参事会に次ぐ執行機関となっていたが、市会が市の

¹²⁷ 宮城県『明治四十四年 市町村 市町村制、町村条例、市会、市歳入出、町村吏員、町村有財産』（宮城県図書館所蔵）、および仙台市役所『明治四十三年 電気事業許可申請書類 附取下書類（仙台市電気部）』99～102 ページ。

¹²⁸ 仙台市役所『明治四十三年 電気事業許可申請書類 附取下書類（仙台市電気部）』5～6 ページ。

¹²⁹ この願書の全文は宮城県『明治四十四年 市町村 市町村制、町村条例、市会、市歳入出、町村吏員、町村有財産』（宮城県図書館所蔵）に収録されているため、そちらを参照されたい。

¹³⁰ しかし、その後、関係省庁などからの認可がなかなか下りない状況が続いていた。たとえば、「電力市営認可に就て」（『河北新報』1910 年 3 月 19 日）では「仙電買収及起債は主務省に於いて綿密なる調査を要し本市の申請書類中不備の点少からざる趣にて未だ認可の指令を受くるに至らざる…（後略）」と述べられているほか、「市営電力市債」（同 1910 年 4 月 29 日）では「仙台市に於いて電力事業市営に関し其筋に百四十万円の市債認可申請中なるが右につき遠藤市長は数次上京して具申する所ありしも今尚ほ認可の指令に接せず」と述べられている。また、「市営電力認可期」（同 1910 年 5 月 24 日）において、遠藤庸治は、仙台市の提出した書類は逓信省・大蔵省・内務省の各省庁の許可・認可が必要であるが、それを受けるには時間がかかるというような発言を行っている。

¹³¹ 印刷局『官報』第 8334 号（1911 年 4 月 7 日発行）155～168 ページ、および「市制町村制ヲ改正ス」（内閣『公文類聚第三十五編 明治四十四年 第二卷 政綱二 地方自治二〔市町村制〕』、国立公文書館デジタルアーカイブ資料）。いずれにも「市制及町村制ハ明治四十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス」とある。

執行機関となったことによって、市会の議決が強い権限を有することとなった¹³²。

そのような中、同年6月8日、先に内務大臣・大蔵大臣に提出された「電灯並電動力使用料条例」(仙台市電灯並電動力使用料条例)が許可を受けた。その文書は以下の通りである。

内務相地第一三八四号

明治四十四年一月七日仙台市庶第一〇〇号稟請宮城県仙台市条例電灯並電動力使用料ニ関スル件許可ス

明治四十四年六月八日

内務大臣法学博士男爵 平田東助

大蔵大臣公爵 桂太郎

当県仙台市条例電灯並電力使用料条例ニ関スル件許可相成候處、本□供給ハ条例ヲ以テ規定スベキモノニアラザルヲ以テ、□記事項更正執行スベキモノト認メ、許可相成候義ニ付、此旨御示達相□度、依命此□及通牒候也

明治四十四年六月八日

内務省地方局長 床次竹二郎 ㊟

大蔵省主税局長 菅原通敬 ㊟

宮城県知事 寺田佑之殿 (後略)¹³³

これを受けて、1911(明治44)年6月19日、仙台市は「仙台市営電燈並電動力使用料条例」を公布した¹³⁴。

その約1ヶ月前の同年5月30日の仙台市会には「第六〇号議案 市営電気事業ニ関スル件」と「第六一号議案 仙台市電気事業公債条例更正ノ件」という2つの議案が提出された。このうち、前者について以下のような提起が行われた。

第六〇号議案 市営電気事業ニ関スル件

仙台電力株式会社ヨリ買収スベキ電気事業ノ物件中、市外ニ属スルモノハ、全部契約ヲ以テ買入価格以上ニ於テ之ヲ売却シ、其営業ハ市ニ於テ経営セザ

¹³² このことについては、「市制改正」の「第二章 市会」(第13条~第63条)、「第三章 市参事会」(第64条~第71条)、「第四章 市吏員」(第72条~103条)、および「市制町村制理由」(『法令全書』明治44年)、仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編7 近代2』仙台市、2008年、18~21ページなどを参照のこと。

¹³³ 以上、宮城県『明治四十四年 市町村 市町村制、町村条例、市会、市歳入出、町村吏員、町村有財産』(宮城県図書館所蔵)。なお、文中の□は判読不可能な部分である。

¹³⁴ このときは、「条例第二号ノ仙台市営電燈並電動力使用料条例市会ノ決議ヲ經、内務、大蔵両大臣ノ許可ヲ受け左ノ通定ム」として公布された。この原文については、宮城県『明治四十五年 大正元年 市町村 仙台市電気事業起債 二ノ一』(宮城県図書館所蔵)に掲載されているため、そちらを参照されたい。

ここで注目したいのは、この段階で仙台市参事会が、仙台電力株式会社から買収した「電気事業ノ物件中、市外ニ属スルモノ」、すなわち郡部における電気事業は、いずれ何らかのかたちで売却または譲渡し、将来的には郡部部分の営業を行わないということを決めていたことである。これは、仙台市が市営電気事業を行うべく内務省・大蔵省に事業認可申請と電気事業公債条例の許可申請を行った際、内務省から「第一内務省ニ於テハ効力ハ差支ナキモ、灯火事業ニ付キテハ市外ニ属スル分ヲモ市ニテ経営スルト云フコトハ不同意ナルヲ以テ許可スル能ハズ、依テ市外ノ分ハ譲渡ノ処分ヲナシ、後申出ツル様トノコトナリキ」との見解が出されたからであった。そのため、「市外ニ属スル権利ノ中田、増田、岩沼、閑上等ノ事業ハ実ハ一会社ノ事業ヲ買収スルニ当リテハ全部ヲ引受ケザルベカラザルヲ以テ取纏メ買収シタルモ、之レヲ永久継続経営スルハ取纏上困難ナルコトト思ヒ、是ハ政府ノ言ハル、如ク譲渡ノ処分ヲナシ度考ナリキ」と提案している。仙台市域以外の財産、すなわち郡部部分にかかる営業権や工作物については、いずれ何らかのかたちで譲渡するという条件づけられたことによって決定されたものであった¹³⁶。仙台市営電気事業における郡部財産の売却については、大正中期以降には懸案事項となり、これがのちの宮城県（宮城県営電気事業）への郡部部分の事業譲渡につながるのである。

かくして、これらの議案は原案通り可決され、ふたたび関係省庁に提出され、1911（明治44）年6月10日に起債の認可を受けた¹³⁷。

その後、1911年6月14日の仙台市会において、「仙台市電気事業公債条例更正の件」をはじめ5つの議案が提出された。そこでは市会議員増澤朋重が市長の遠藤庸治に対して「紡績電灯会社ノ交渉纏ラザル内ハ鳳鳴瀧ノ工事ヲ起工セザルヤヲ質問」したところ、遠藤は市会を「秘密会」として、「紡電会社ト交渉ノ儀ニ付キテハ知事ニ調停ヲ依頼シ、知事モ既ニ引受ケラレ、目下調査中ナリ、就テハ知事ノ調停終ルマテハ起工セザルルコト」と述べた¹³⁸。つまり、宮城紡績電灯株式会社の買収交渉が難航し、買収の実現が困難であると判断し、宮

¹³⁵ 仙台市役所『大正元年 宮城紡績電灯株式会社買収関係書類』1912年、22～23ページ。なお、下線は引用者による。

¹³⁶ 仙台市会『明治四十四年 仙台市会会議録』125ページ。このとき遠藤は、郡部部分のうち「併塩竈ノ点灯ハ二千以上トナリ居ルヲ以テ、之レヲ他ニ譲ルトキハ収入ニ影響アル」と述べている（同）。

また、電気事業公債条例については、「一ヶ月以来の事なるか、経済社会大に変動し市債に殆鼻に付くと云ふ状態にて金利余ほど高価となりたるを以て、第一条第二項の次に第三項を追加して、低利資金より借入れ度考より本案訂正の必要を来したる所以なり」としている。なお、各省と仙台市とのやりとりについては、宮城県『明治四十五年 大正元年 市町村 仙台市電気事業起債 二ノ一』（宮城県図書館所蔵）にも掲載されているため、そちらも参照されたい。

¹³⁷ その認可の状況は、「電力事業起債認可」（『河北新報』1911年6月11日）に記載されている。ここでも、「仙台電力株式会社より買収すべき電気事業の物件中、市外に属するものは、全部契約を以て買入価格以上に於て之を売却し、其営業は市に於て経営せざるものとす」ることなどが報じられた。

¹³⁸ 仙台市役所『明治四十四年 仙台市会会議録』141ページ。

城県知事の裁定を依頼することを想定していたのである¹³⁹。

同年6月28日には、仙台市が同年2月24日に提出した「電気事業譲渡之儀ニ付申請」が以下の通り認可された。

電第二二一五号

譲渡人 仙台電力株式会社

譲受人 仙台市

明治四十四年二月二十四日付申請電気事業取締規則第一条第一号ノ電気事業譲渡ノ件認可ス

但シ仙台市ハ譲渡人ニ下付セル明治四十一年四月十七日付通第二二八四号ノ二命令書ノ条項ヲ遵守スル義ト心得ベシ

明治四十四年六月二十八日

通信大臣男爵 後藤新平 ㊟¹⁴⁰

これに基づき、そして1911年7月1日より、市営電気事業が開業する運びとなった。その後、7月3日に仙台市電気部が新設されたほか、仙台電力株式会社への買収契約金の払い込みなどが宮城県知事に申請された。そして7月6日には仙台電力株式会社が仙台市に対して「引渡書」を提出したことで事業譲渡が完了し、ここに仙台市営電気事業が始まることとなる¹⁴¹。

第4節 宮城紡績電灯株式会社の買収

1. 宮城紡績電灯株式会社の買収交渉の難航

こうした動きがある一方、宮城紡績電灯株式会社との買収交渉は具体的にどのような展開をみせていたのであろうか。あらかじめ述べておけば、仙台市と宮城紡績電灯株式会社と

¹³⁹ 1911年6月14日の仙台市会に先立ち、同年6月10日の仙台市参事会では「第四〇七号議案 市営電気事業調査依頼の件」が提起され、翌11日に原案可決されている。

¹⁴⁰ 仙台市役所『明治四十四年 仙台市会会議録』157ページ。この中の「通第二二八四号ノ二命令書」とは、仙台電力株式会社の発起人等が電気事業経営を通信省に申請し、同省からその認可を通達されたものである（仙台市役所『自明治四十四年 至大正三年 通信省管理局指令綴 旧仙台電力株式会社分』2～11ページ）。

¹⁴¹ この間、仙台市では1911年7月10日付で通信省へ電気事業経営について申請し、同月26日にその認可を受けた（仙台市役所『自明治四十四年 至大正元年 電気事業供給ニ関スル書類』54ページ）。また、同年8月7日には、仙台市長遠藤庸治と仙台電力株式会社社長白石廣造の連名で、逓信大臣宛てに「電気事業譲渡ニ関スル届書」が提出された（宮城県『明治四十五 大正元年 市町村 仙台市電気事業起債 二ノ一』、宮城県図書館所蔵）。これにより、仙台電力株式会社の買収に関する一切の手続きが完了した。

のあいだで争点となったのは、買収金額をどのように設定するかということであった。そのことを念頭に置いて、この間の経緯に立ち入ってみることにしよう。

宮城紡績電灯株式会社は、仙台市が同会社の買収を決定したのちも事業拡大を続けていた。たとえば、1910（明治 43）年 7 月頃から貯水池設備の整備¹⁴²などを行っていたほか、碁石川に新しく発電所を建設する計画も立て、申請も行って¹⁴³。このような状況にある中で、仙台市側と会社側との間で買収交渉は継続されていた。

1911（明治 44）年 1 月、仙台市は東京帝国大学教授山川義太郎らに宮城紡績電灯株式会社の財産や買収価格などの調査を依頼した¹⁴⁴。そして、この山川の報告書に基づき、宮城紡績電灯株式会社の買収金額を 110 万円と設定し、前述の交渉委員が宮城紡績電灯株式会社との買収交渉に臨んだのである。しかしながら、やはり同社の固辞の意思は変わらず、「譲渡ニ異議ナシト雖トモ、買収金額ハ金二百八万八千円ヲ固守シテ譲ラ」¹⁴⁵なかった。とはいえ、仙台市としてもその金額は「不当ノ高値ニシテ右価額（「二百八万八千円」のこと…引用者）ニテハ市ニ於テ到底買収スルノ見込立タザル」ものであった。

遠藤もまた「如斯高価ニテハ買収スル能ハズトノ意見ヲ固辞シ委員ノ言ニ応」じなかった¹⁴⁶。そのため、このままでは「買収不成立」となる可能性があったが、「当市ノ為実ニ重大ナル事件」であったことから、別の打開策の必要に迫られたため、同年 5 月に、宮城県知事寺田佑之に買収金額の裁定を依頼した¹⁴⁷。

仙台市が提案した裁定の依頼内容は、「一、紡電は旧株一株を八十円、新株一株を四十円と見積り合計百三十九万二千元を以て同社を買収すること／一、仙電の仮契約の買収額に五万円を増してこれを四十万円と改むること／一、市会の決議額百四十万円を二百万円と修正し右両社買収額の残高二十一万余円はこれを経営費に充つること」¹⁴⁸となっていた。これを受けて調査が進められ、8 月 20 日、寺田は「宮城紡績電灯株式会社ノ工作物、営業権、水利権及其他ノ財産全部ハ買収額ヲ金百五十万円トス」とした。とはいえ、この裁定に対し

¹⁴² 宮城紡績電灯株式会社『営業報告書』各年版を参照（仙台市役所蔵）。

¹⁴³ 宮城県『明治四十四年 市町村 市町村制 町村条例 市会 市歳入出 町村吏員 町村有財産』（宮城県図書館蔵）を参照のこと。これはおそらくその後の仙台市営電気事業における碁石川発電所の建設計画の前身となったと考えられる。

¹⁴⁴ 山川の報告書については、仙台市役所『明治四十三年 山川博士調査書』にくわしい。

¹⁴⁵ 仙台市役所『仙台市営電気事業一斑』（1916 年）7～8 ページ。

¹⁴⁶ その後、仙台市側は、1911（明治 44）年 9 月に宮城紡績電灯株式会社側に対して 140 万 6400 円の買収金額を提示するが、会社側はこれを固辞している。この動きについては、仙台市『仙台市電気事業史』（1943 年）、65～67 ページを参照されたい。

¹⁴⁷ この経緯については、宮城県知事に提出された「市営電気事業ニ関シ紡績電灯会社ニ対スル交渉顛末書」（仙台市『仙台市電気事業史』1943 年、62～63 ページ）を参照のこと。

¹⁴⁸ 「市営問題彌々切迫」、『河北新報』1911 年 5 月 16 日。ちなみに、一番目については「紡電は旧株の払込高は六十二万円新株の払込高は二十万円にして外に十五万円の社債あり合計百〇二万円の資産と及び重役と社員とに分配すべき功労金とを含めてこれを百三十九万二千元に買収せんとするもの」としている。

て、宮城紡績電灯株式会社側が「不満の色」を示した。かくて宮城県知事の仲裁も不調に終わった¹⁴⁹。

このような中、1911年8月23日には、宮城紡績電灯株式会社から、買収価格「百七十五万円ならば市の買収に必ずべき趣」が表明された。しかし、仙台市側はその金額が不当に高額であるとし、「強制買収を断行する外手段なしとの意見」も登場することとなった¹⁵⁰。

同年8月27日の仙台市会では、宮城紡績電灯株式会社との買収案について、「仙台市ハ宮城紡績電灯株式会社ノ工作物、営業権及水利権財産全部ヲ買収スルモノトス」として、買収提案に修正を加えたものが決議されることになった¹⁵¹。そして、同社が買収交渉に応じない場合は、逓信大臣の裁定による「強制買収」もいとわれないという意見も出された¹⁵²。

同社の買収交渉をめぐっては市会でも議論が紛糾した。上述のように、市営電気事業を行うにあたり、当初は140万円で2つの民間電気会社を買収し、残金を事業拡張費に充てるとしていたものの、宮城県知事の調停によると宮城紡績電灯株式会社を買収費用が予定よりも増額していることから「市参事会の無責任極まれりと思ふ」という批判的な意見が出されただけでなく、電気事業にかかる市債額が増加することを懸念し、8月30日の継続市会では宮城紡績電灯株式会社を買収については「廃案」にすべきという意見も出された。しかし、多くの議員もまた「手に手を尽しても紡電を買入たき考」であったため、仙台市と宮城紡績電灯株式会社とのあいだで再交渉を行うことが決議されるが、結果的にはその交渉もまとまらなかった。そのため、9月1日、仙台市会は逓信大臣に裁定を依頼したうえで買収交渉を継続することを決議した¹⁵³。

¹⁴⁹ このことについては、「紡電の買収交渉」（『河北新報』1911年8月10日）に詳しい。宮城紡績電灯株式会社を買収金額に「不満の色」を示しているのは、仙台電力株式会社は「利益の割合好く買収せられたりといふを標準として」考えたときに、仙台市や宮城県が提示した金額では割に合わないというものであった。

¹⁵⁰ 「不調と市の態度」、『河北新報』1911年8月25日。

¹⁵¹ この買収提案については、仙台市『仙台市電気事業史』（1943年）63～64ページに収録されている。ここでは買収金額が明示されていないが、そうすることによって円満な解決を試みようという意図があった。また、「郡部ニ属スル電灯電力ハ市ヨリ其営業者ニ売却スルコト」という記述がみられるが、これはさきにも述べたとおり、仙台市が市営電気事業を行うにあたっては、いずれ仙台市外の部分は売却することが条件とされていたのである。

¹⁵² 仙台市役所『明治四十四年 仙台市会会議録』237ページ。そこには「明治四十四年五月三十一日ノ現在ヲ以テ会社一切ノ財産ヲ調査シ、金百五十万円ヲ以テ売買ヲ為スベキ旨ヲ双方ニ交渉セシモ、会社ハ之ニ応ゼザルニ依リ、今般不調ノ通知ニ接シタリ、依リテ市ハ更ニ会社ニ向テ正式ニ其交渉ヲ悉シ、若シ会社ニ於テ之ニ応ゼザルトキハ止ムヲ得ズ逓信大臣ノ裁定ヲ請ハントス」とある。

¹⁵³ 「強制買収可決」、『河北新報』1911年9月1日。その後も仙台市と宮城紡績電灯株式会社とのあいだで数回にわたって交渉が行われたが、いずれも不調に終わっている。これについては、「紡電に再交渉」（『河北新報』1911年9月3日）、「紡電強制買収」（同10月4日）などを参照のこと。このほか、9月2日には、仙台市長から宮城紡績電灯株式会社社長にあてて「覚書」が送付されている。そこには、宮城県知事に裁定を依頼したものの、「調定絶縁」となるのは遺憾であるため、会社側の意見を聞きたいという仙台市の要望が書かれている。

2. 宮城紡績電灯株式会社との買収契約

1911（明治44）年10月20日、宮城紡績電灯株式会社の買収に関する裁定を申請した。その稟請書は以下のとおりである。

宮城県紡績電灯株式会社事業買収ノ件ニ付稟請

当市ニ於テ水力電気事業経営ノ儀、客歲十二月二十二日市会ノ決議ニ基キ御許可ヲ得テ、仙台電力株式会社事業ノ譲受ヲ了シ候、然ルニ宮城紡績電灯株式会社ノ事業ヲモ買収シ、以テ併合経営スル必要ヲ認メ、本年八月三十日市会ノ決議ニ依リ同社ノ事業ヲ買収セントシ、数次交渉ヲ試ミタルニ、買収スベキ権利物件ニ付キテハ何等異議ナキモ、本年五月三十一日現在ノ権利物件ヲ金百七十五万円ニアラザレバ買収ニ応ジ難キ旨、同社員出頭口答セシニヨリ、本市ニテハ同日現在ノ物件ハ金百四十万六千四百円ヲ正当価格ト認メシヲ以テ、再三回答ヲ促シタルモ、本月十八日、社員渥美龍之助出頭、結局書類ニテハ回答致シ難キ旨申出、畢竟同社ガ回答ヲ拒ミ、且ツ本年五月三十一日以後増減ヲ生ジタル財産ニツキ何等申立ヲ為サザル時ハ、時日ヲ遷延シ徒ニ閣下ノ御裁定ヲ避ケントスル行為ト被存候ヘ共、既ニ当職ノ照会ニ対シ確答ヲ欠クハ売買契約価格上ノ異議ニシテ、則チ価格ノ協定調ハザルモノト認ムルヲ以テ、止ムヲ得ズ閣下ノ御裁定ヲ仰ギ度候間、本年五月三十一日現在、会社財産ノ全部ヲ金百四十万六千四百円、並同日以後財産増減ヲ生ジタル分ニ対シテハ実費ヲ以テ加除シ売却候様御裁定仰ギ度、此段申請候也

明治四十四年十月廿日

仙台市長 遠藤庸治

逡信大臣伯爵 林董殿¹⁵⁴

その後、1912（明治45）年1月27日の『河北新報』では、逡信大臣が宮城紡績電灯株式会社に対して命令書を送付していることが伝えられている¹⁵⁵。この中で、逡信大臣は宮城紡績電灯株式会社に対して、「国又は供給区域を管轄する公共団体に於て電気事業の全部又は一部を買収せむとする時は会社は之を拒むことを得ず」といったを通達を出し、仙台市の買収に應ずるべきという方針を伝えている¹⁵⁶。

¹⁵⁴ 仙台市役所『明治四十五年 大正元年 宮城紡績電灯株式会社買収関係書類』55～57 ページ。

¹⁵⁵ 「電力市営問題」、『河北新報』1912年1月27日。

¹⁵⁶ その間、市民大会や仙台商工会では、仙台市が宮城紡績電灯株式会社を買収することに対して反対を表明するものも少なくなかった。たとえば、1911年11月29日の『河北新報』では、「市民問題と市民大会」という見出しで、仙台市の買収案は以前決議した予算を超過したもので「全然無謀の妄挙」であり、仙台市の財政を根本から「破壊する結果を生じ」させるうえに市民の負担も重くなるため、「買収中止の手段を」とるべきとして買収反対を表明し、それが12月3日に行われた市民大会で決議された（これについては「市民大会の通牒」『河北新報』1911年12月2日なども参照のこと）。そして12月中旬には仙台市長遠藤庸治に要望しているが、遠藤は「事業の将来に就きては十分に考究すべき旨を告げ」、買収の続行を表明している（「委員と市長の会見」、『河北新報』1911年12月18日）。また、仙台

1912年6月中旬、通信省は独自の本格的な実地調査を行い、宮城紡績電灯株式会社の財産などは173万8000円と査定され、その金額をもって仙台市に売却することを宮城紡績電灯株式会社に通達した。これを受けて、1912（明治45）年6月25日、宮城紡績電灯株式会社は、前日に急きょ開催された株主総会¹⁵⁷の決議に基づき、仙台市への売却を決定した。

そして、ついに仙台市と仮契約書を締結したのである。この仮契約書の内容は以下の通りである。

仮契約書

仙台市長遠藤庸治ト宮城紡績電灯株式会社長伊藤清次郎トノアイダニ於テ協議ヲ調ヒ、仮契約ヲ締結スルコト左ノ如シ、

- 一、紡績会社（宮城紡績電灯株式会社ヲ云フ）ハ、明治四十五年五月三十一日現在財産目録ニ掲グル処ノ財産（銀行預金及現金ヲ除ク）並ニ一切ノ営業権利ヲ、金百七十三万八千円ヲ以テ仙台市ニ売却ス、
- 一、若シ紡績会社ニ於テ会社ノ資産ヲ以テ支出シ、其ノ物件若クハ権利ヲ重役、若クハ一己人ノ名義ニ為シ置クモノアル時ハ、其ノ物件及権利共前項ニ包含ス、
- 一、明治四十四年六月一日以後同四十五年五月三十一日ニ至ル拡張費金十六万一千三百余円ハ、他日市ニ於テ調査ノ上、其ノ計算ニ誤謬アルヲ発見スルカ、若クハ其拡張費ニ著シキ不当ノ支出アリト認メラル、時ハ、会社ハ其金額ヲ訂正スベキハ勿論ノ事、
- 一、会社ハ本年六月一日以後本日マデ施行シタル事業場ノ拡張費ハ前項金額ノ外、市ニ於テ支払フベキ事、
- 一、会社ハ本日以後、事業上一切ノ各町ハ勿論、新ニ機械其ノ他ノ注文ヲ為ス可カラズ、若シ已ヲ得ザル事情アル時ハ市長ノ承認ヲ経ベキ事、
- 一、会社ハ従来ノ滞金ヲ取立テルトキハ、会社ノ有ニ歸スベキハ勿論ナリト雖、若シ電灯料電力料等ニ前金ヲ收受シタル時ハ、其金額ハ会社ニ於テ返付スベキ事、
- 一、此契約ハ、会社ハ株主総会ノ承認ヲ得ル能ハズ、市ハ市会ノ議決ヲ得ル能ハズ、又議決ヲ経ルモ監督官庁ノ認許ナキ時ハ当然無効トス、

商工会では、「絶対に市営を廃止すべし」という意見があったほか「通信大臣指定の買収価格を以て買収すると為すも尚ほ詳細に実地調査を為したる後に於て買収すべし」、「曩に買収せし現在の電力のみによりて市営を為すべし」といった意見も相次いだ（「電力市営問題」、『河北新報』1912年1月25日。なおこの記事は、1月25日から1月28日まで4回にわたって連載されている）。

¹⁵⁷ この総会の様子は、宮城紡績電灯株式会社「臨時株主総会決議録謄本」1912年7月25日（宮城県『明治四十五年 大正元年 市町村 仙台市電気事業公債 二ノ一』〔宮城県図書館所蔵〕所収）を参照されたい。なお、この様子を報道しているものに「昨日の紡電株主総会」（『河北新報』1912年6月28日）がある。

一、此契約ハ、監督官庁ノ認可ヲ受ケタル時ハ其許可書受領ノ翌日ヨリ起算シ、一週間以内ニ其受渡ニ着手シ、一ヶ月ヲ超ヘザル期間内ニ結了スル事、

一、前項受領結了ト同時ニ、市ハ買代金ノ内金十七万円ヲ支払フベキ事、

一、本日ヨリ市ニ於テ吏員若クハ技師、技手ヲ派遣シ、会社ノ事業ヲ監視スベキ事、

一、市ニ於テ会社ニ対スル支払ハ受渡ニ着手シタル日買代金ノ内金十七万円ヲ支払ヒタル残額ニ対シ、年六分ノ利子ヲ付シ、半ヶ年以内ニ於テ市ノ便宜ニ依リ支払フベキ事、

但シ市ノ都合ニヨリ右期限内ニ支払了スルコト能ハザルトキハ其以後ノ利子ヲ六分五厘トス

一、会社ハ其受渡ニ着手シタル日ヨリ、其収入ハ市ニ引渡スベキ事

右契約書ハ、正副二通ヲ調製シ、正本ヲ仙台市役所ニ、副本ヲ宮城紡績電灯株式会社ニ領置ス

明治四十五年六月二十五日

仙台市長 遠藤庸治 ㊟

宮城紡績電灯株式会社

取締役社長 伊藤清次郎 ㊟¹⁵⁸

こうして、懸案であった宮城紡績電灯株式会社の買収は実現に向かって動き出したのである¹⁵⁹。

仙台市がここまで宮城紡績電灯株式会社の買収にこだわったのは、おそらく同会社が当時の仙台市域の大部分に電気供給を行っていたためと考えられる。というのも、仙台市は仙

¹⁵⁸ 宮城県『明治四十五年 大正元年 市町村 仙台市電気事業公債 二ノ一』（宮城県図書館所蔵）所収。その後、通信省電気局長から宮城県知事に対して、「仙台市と宮城紡績電灯会社と買収交渉に関する件、御配慮の結果、遂に協定の運に立至り」という手紙を送っている（同）。

¹⁵⁹ それでもなお、一部の世論や市議員からは、買収に懸念を示す声や買収そのものに反対するという意見があったことは記しておくべきであろう。たとえば1912年9月9日には、買収に反対するという意見が内務部長にあてて提出されている。それをみると、仙台市と宮城紡績電灯株式会社との交渉は再三にわたって行われたのにまとまらず、「市民の迷惑」となるため、「市ニ於テ市営ヲ中止スル事」や「市ニ於テ買収シタル元仙電全部、紡電会社ニ払下ケノ事」などを述べている（宮城県『明治四十五年 大正元年 市町村 仙台市電気事業公債 二ノ一』（宮城県図書館所蔵）所収）。そのほか、『河北新報』1912年7月4日には「市営事業費として借り入れたる市債は市に於て其事業経営の純益を以て償却すべき計画にて、直接市民に対して負担せしめられるゝと無しとは一般に信せられるゝある説なるが、実際に於ては全く然らず、何れも或る時季までは市税を以て市民に負担せしめ、その徴収し得たる税金と事業経営の純益金とを合して市債の償却に充つるの方針となり居れり」という意見が掲載されている（「市債と市税激増」、『河北新報』1912年7月4日）。そこでは「電灯事業の為め年々約三万円の負担の増加さるゝは或は免るべからざる趨勢とならむ」としているが、これに対して、仙台市は「市民の負担を要せず」ことを強く強調し、決定はくつがえることはなかった。

台電力株式会社を買収した際、仙台電力株式会社から引き継いだ電気供給区域は郡部の区域がほとんどであり、その部分はいずれ他に売却しなければならないという条件で買収していたため、名実ともに「仙台市営電気事業」となるには、宮城紡績電灯株式会社の買収は必要不可欠であった¹⁶⁰。

その後、1912（明治45）年7月、仙台市会は、先に制定した仙台市電気事業公債条例を改正し、以前募集した公債（約64万3000円）に加え、新たに135万7000円の起債を行うこととし、起債額を合計200万円（仙台電力株式会社・宮城紡績電灯株式会社の買収費用、事業拡張費）に変更すること、および宮城紡績電灯株式会社を173万8000円で買収することを決議した¹⁶¹。

1912（大正元）年8月3日には、仙台市長と宮城紡績電灯株式会社社長が連名で「電気事業譲渡許可申請書」を逓信大臣に提出し、11月30日には「認可及命令書」を受けた。そして12月5日には宮城紡績電灯株式会社の事業譲渡が正式に認可を受け、12月24日には同社から仙台市に「引渡書」が提出され、事業譲渡が完了した¹⁶²。なお、同社に対する買収金の支払いは、12月4日に内渡金として13万円を支払ったのち、1913（大正2）年から1915（大正4）年にかけて残りの金額が支払われた¹⁶³。

こうして仙台市は、1915年12月から本格的に市営電気事業を行うこととなり、ここに「五大事業」の中の市営電気事業の構想が「実現」したのである¹⁶⁴。

¹⁶⁰ 1911（明治44）年頃の宮城紡績電灯株式会社の契約書目録をみると、同社が電気供給などを行っていた団体には、山三カーバイド製造所、東京製綿株式会社、東武鉄道管理局、専売局仙台製造所などの工場もあるほか、第二師団、野砲兵第二站隊、山砲兵第一連隊、仙台衛戍病院、宮城監獄典獄、仙台警察署、宮城県警察署、宮城師範学校などの機関もある（仙台市役所『明治四十四年 電気事業市外財産調其他綴』94～98ページ、仙台市役所所蔵）。宮城紡績電灯株式会社の買収の実現をめざすにあたり、こうした重要な工場・機関への電灯・電力の供給を民間会社がまかなっていることへの懸念もあったと推察される。

¹⁶¹ 仙台市会『大正元年 市会会議録』、仙台市役所。このとき決議した電気事業公債条例は、1912（大正元）年11月30日に内務省（内務大臣原敬）の許可を受けている（宮城県『明治四十五年 大正元年 市町村 仙台市電気事業起債二ノ一』〔宮城県図書館所蔵〕）。

¹⁶² ちなみに、当時社長を務めていた伊藤清次郎は、のちにこのことについて「結局（電気事業について…引用者）市ト競争スルノ止ムナキニ至ツタノデ、是レマタ市ノ買収ニ応ジ」たと述べている（伊藤清次郎口述・小西利兵衛編集『仙台昔話電狸翁夜話』〔大正14年の復刻版〕、宝文堂、1990年、425ページ）。

¹⁶³ この買収金は、のちにみる特別会計電気事業費歳出（臨時部）の「既設会社買収費」にあたる部分であり、1912（大正元）年度には20万1072円49銭、1913（大正2）年度には21万1000円、そして1915（大正4）年度に135万7000円、合計176万9672円49銭となっている（仙台市『仙台市事務報告書』各年版を参照）。この金額は、宮城紡績電灯株式会社の買収金額173万8000円と若干異なるが、事務手続きの経費や買収契約締結後に何かしらの設備が増加したものも加味されていると考えられる。

¹⁶⁴ なお、再三にわたって議論されてきた鳳鳴ヶ瀧における発電所の建設については、1911（明治44）年11月6日に着工の認可を受け、翌年5月23日に電線路（地中線）の敷設などの建設工事に着手されたが、その間に宮城紡績電灯株式会社と買収に関する仮契約書が締結されたため、鳳鳴ヶ瀧における工事

おわりに

以上の作業を通して確認できたことを要約すると、次の通りである。

仙台市営電気事業は、構想段階から低廉かつ安定的な電気供給を行うことによって、電動機を利用した近代工業の仙台市内への普及・促進を図ることを意図していた。そのために、1910年頃より、2つの民間会社（仙台電力株式会社・宮城紡績電灯株式会社）の買収といった計画に具体的に取り組んでいくこととなった。その過程では多くの問題が起こったものの、明治末期から大正初期には民間会社の買収も完了し、仙台市営電気事業の成立をみるのである。このことは、仙台市の近代都市化への大きな一歩が踏み出されたことを意味した。

1907年に登場した仙台市の「五大事業」は、この市営電気事業を中核としつつ、上水道整備事業、市区改正事業、市電敷設事業、公園整備事業に取り組み、同市の近代都市化を加速させようとするものであった。また、視点を変えれば、六大都市との間に拡大しつづける近代都市化の遅れを取り戻そうとするものでもあった。

こうした考えは、当時の仙台市長をはじめ、為政者たちの共通認識であった。彼らの意図は、市営電気事業の実現に向けた上述の過程に象徴されるように、着々と実現に近づいていくことになる。このようにみれば、「五大事業」の登場こそ、仙台市の近代都市形成の歩みの中で画期的な出来事として位置づけられるであろう。

は中止された。

第2章 大正中期における仙台市営電気事業の新展開

はじめに

本章の課題は、大正期に行われた仙台市営電気事業の電灯・電力使用料金（以下、電気料金とする）の値上げが、仙台市の近代都市形成過程においていかなる意味を有するのかを明らかにすることである。その際、当時の行政文書を使用し、当時の為政者たちが電気料金の値上げを提案した理由や、その議論の過程を検証する。

大正中期に行われた仙台市営電気事業の電気料金の値上げは、後に詳述するように、「収益主義的経営」の考えに基づき、収益（利益）の獲得を前提に行われたものであった。その意味で、仙台市営電気事業が公共的性格だけでなく、収益的な性格を有する事業に変化するのを決定的にした出来事であったともいえる。つまり、大正中期における電気料金の値上げは、仙台市独自の言葉でいえば、まさに「財政の宝庫」の出発点であった。

本章の展開は次のとおりである。まず第1節では、「五大事業」の展開にあたってネックとなっていた当時の財政の問題について取り上げる。また、ここでは、その後の仙台市の都市経営に大きな影響を及ぼした市制改正（1911〔明治44〕年）により、特別会計の設定が可能となったことについても言及する。

次に第2節では、大正期の仙台市において、公営電気事業が財源調達機能を有するに至る理由と、その機能の成立について述べる。その契機となったのは1919（大正8）年と1921（大正10）年に行われた電気料金値上げであるため、当時の政策立案者（市長・市議員ら）が市営電気事業に対してどのように認識し、どのような議論を経て電気料金の値上げに踏み切ったのかを検討する。

なお、考察にあたっては、ここでも『仙台市事務報告書』や『仙台市会会議録』『仙台市会決議録』などの仙台市の行政文書や、当時の新聞記事（『河北新報』）を多用することとする¹⁶⁵。

第1節 明治40年代仙台市における近代的都市基盤整備とその財源問題

1. 「五大事業」の展開と仙台市財政

第1章でも述べたように、日露戦争後、全国の諸都市における都市整備事業の展開に沿うように、仙台市でも「五大事業」が提起された。しかし、この事業は財源調達を主

¹⁶⁵ なお、以下ではとくに断らないかぎり、資料からの引用文中における句読点はすべて引用者によるものとする。また、資料中の「□」については、印字不鮮明のため解読不可能である文字とする。さらに、資料中の漢字は、引用者の判断によりできるだけ現在の常用漢字に直して記載している。

な要因としてすべての事業に着手することができず、市営電気事業の構想が「第一」の事業として着手されることとなった。

では、その当時の仙台市の財政はどのような状況にあったのであろうか¹⁶⁶。

まず、明治期の仙台市の歳出総額（經常部・臨時部を合わせたもの）の特徴は、歳出規模が膨張しつつある中で教育費が突出して大きな比重を占めていたことから、ほかの費目に配分できない状況にあったことである（図2-2）。その特徴は日露戦争後になると特に顕著にみてとれる。たとえば、1910（明治43）年度の歳出総額は約23万4870円であるが、そのうち教育費が約11万7096円（全体の約50パーセント）を占めている一方で、土木費や他の費目の支出が相対的に少なくなっている。

他方、歳入の特徴は、明治期を通して歳出と同様に膨張傾向を示しているが、その内訳は、市税収入も国や宮城県からの交付金・補助金も、借入金・負債の割合も増加していることである（図2-1）。たとえば、1910（明治43）年度の歳入総額は約24万2990円であるが、そのうち市税収入は約13万0323円（全体の53.6パーセント）、交付金・補助金はあわせて約2万8846円（同11.8パーセント）、借入金・負債は2万0334円（同8.4パーセント）となっている¹⁶⁷。

このような歳入出の厳しい状況を打開するために、仙台市は市税収入の増大、すなわち戸別割（戸数割付加税）の増率¹⁶⁸や、国税所得税付加税・特別税電柱税¹⁶⁹の新設（1907

¹⁶⁶ なお、明治期の仙台市の財政については、仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編6 近代1』（仙台市、2008年）250～269ページ、および長谷部弘「仙台市における近代的地方財政制度の成立過程—財政制度の近代化と『二十四ヶ町共有金』—」（東北都市学会『仙台都市研究』Vol.6、2008年、23～47ページ）に詳しいので、そちらも参照されたい。

¹⁶⁷ 仙台市『仙台市一般会計特別会計歳入歳出決算書』1910年度、および同『仙台市事務報告書』1910年度。なお、当時の新聞記事によれば、「都市の発展に伴ふ教育、衛生、若しくは交通等の施設に関し、その財源を市債に求めて、これを経営せんとするの傾向は、昨年（1910年のこと…引用者）以来著しく各地に見らるゝが如し」とあり、仙台市に限らず、全国各地でこのような傾向が見られたようである（「市債と中心点」、『河北新報』1911年1月17日）。

¹⁶⁸ たとえば、1912年度予算編成の際、各種事業の増大により歳出の予算も「四十二三万円」の増大が見込まれるが、歳入において「二十万円の改造費は市債を起すに付き、廿二三万円は市税其他の財源に求めざるべからざるが、内小学校授業料の増収あるも、市税中営業税、雑種税、所得税等は制限あるを以て右の歳出増加は結局戸別割に賦課することとなるべければ、一般の負担は無論加重を見るに至るべし」ということが述べられている（「本市予算の膨張」、『河北新報』1911年2月13日）。ここをみるように、営業税・雑種税・所得税は、1908年に制定された「地方税制限ニ関スル法律」によって課税制限がなされているため課税を行うのが容易ではなく、ゆえに戸別割の徴収率を増加させて財源を確保しようとしていることがわかる。なお、このような新聞記事は、1907年以降たびたび見られるが、ここでは省略する。

¹⁶⁹ 特別税電柱税は、1907（明治40）年2月の仙台市会に「仙台市特別税電柱税条例」が提案され、同月中に可決されたものである（「当市特別税電柱税条例」、『河北新報』1907年2月17日など）。これは同年5月に施行されたが、そのなかで「仙台市内の道路に電柱を建設し電灯又は電力供給の営業を為すものには本条例に依り電流税を賦課徴収す」ること（第1条）、「電柱税は電柱一本に付年税金50銭とす」ること（第3条）などが定められた（仙台市史編さん委員会編『仙台市史 資料編8 近代現代4

年)などを行った。特に戸別割は、仙台市の新たな独自財源として大きな役割を果たすこととなるが、それでもなお膨張し続ける歳出を支えるだけの財源とはならず、歳出の節減、すなわち各種事業費の削減が余儀なくされたのである¹⁷⁰。

以上のように、当時の仙台市においては「五大事業」という大規模な都市基盤整備事業に着手するための財源の確保がきわめて困難であった。中でも、「五大事業」の柱の一つと目されていた市区改正事業にいたっては、土地の買収などに多額の費用を要するため、当時の市の財政状況ではとても実施できるものではなかったのである¹⁷¹。

ただし、そのような中であっても「五大事業」中の市営電気事業の構想については、低廉かつ安定的な電気供給の実施が期待されただけでなく、工業誘致の基盤を整備するための手段として注目された¹⁷²。つまり、上述のような財政難な中でも、市営電気事業は「第一」の事業として取り組まれたのである。

かくして、市営電気事業の構想が具体的に動き始め、紆余曲折を経て、1911(明治44)年7月に仙台電力株式会社の買収完了とともに仙台市営電気事業が成立し、翌年12月の宮城紡績電灯株式会社の買収完了によって本格的な事業展開を遂げることとなる¹⁷³。

2. 1911(明治44)年の市制改正と特別会計の設置

明治末期から大正期にかけて、六大都市を中心とした都市部において、公営事業の展開が多く見られるようになった¹⁷⁴。

経済・行政・財政』、仙台市、2006年、342～343ページ所収)。当時の為政者たちが、電気事業が収益を見込める事業であるということ認識していたことを反映させたものであるといえよう。なお、この条例は、1912(明治45・大正元)年度をもって廃止された。

¹⁷⁰ その結果として、各種事業公債の発行を抑制する動きもみられた。たとえば、1910(明治43)年1月には、明年度以降の3ヶ年継続事業として市立各小学校設備の整備を行うために16万円の市債を起すことを計画したが、「財政困難の場合、仮へ国民教育事業の緊要なるものなりとするも、斯る不生産的の事業に市債を起し、之が為め生産的の事業の発展を絶つは大に考究すべき問題にして、尤も斯かることなしとするも市債を起せば勢ひ其余地なきに至るべきは当然なるを以て、此際市債は見合せ」のものとした。なおこのときは代替案として、仙台市会共有金や私有財産から支弁するほか、尋常小学校授業料の徴収なども企図された(「市債は遂に見合せ」、『河北新報』1910年1月24日)。

¹⁷¹ そのことについては、のちの1919(大正8)年2月16日の『河北新報』で「仙台市々区改正は多年の懸案にて、遠藤市長時代既に之れが計画を樹立し、市会の議決を経たるも財政其他の関係上実施に至らず……(後略)」と報じられていることから明らかである(「愈々市区改正実施計画」)。

¹⁷² 前注63参照。

¹⁷³ 仙台電灯株式会社および宮城紡績電灯株式会社の趨勢については本論文の第1章第2節のほか、安孫子麟「宮城県の電気事業」(白い國の詩編『東北の電気物語』第5章、東北電力株式会社、1988年)、東北電力株式会社編『東北地方電気事業史』(1960年)、逸見英夫『水力発電は仙台から始まった—三居沢発電所物語—』(創童社、2000年)なども参照されたい。

¹⁷⁴ 寺尾晃洋は、日清・日露戦争後の都市部の発展は顕著なものがあり、「日清・日露戦争後の産業資本主義の発展的飛躍の中で、資本・人口の都市集中が進行し、都市の公共的諸事業はもはや放置できなくな

このような動きをいっそう推進させる契機となったのが、1911（明治44）年の市制改正にともなう特別会計の設定であった。周知のように、同年4月、市制改正が行われた。市制は1889（明治22）年に制定されたものであり、その後、数回にわたって改正されているが、全文改正が行われたのは1911年のみであった。この改正の特徴について、櫻井良樹は、「都市経営の発展を企図した市制を中心とした改正であった」と指摘している¹⁷⁵。つまり、1911年の市制改正は、日露戦争後の都市における公営事業の相次ぐ登場に対応した改正であり、「都市財政の事業団体としての成長を妨げる諸要因を取り除くことに集約されていた。…換言すれば、明治四四年改正は都市財政の『公共的事業団体』化を経営組織面から促進する新機軸」¹⁷⁶であったといえよう。

ここで、この改正の主な特徴をみておこう。この改正では市町村の公法人としての性格を明確にただけでなく、その他の点でもさまざまな改正が行われた¹⁷⁷。特に注目したいのは、

った」と指摘している（寺尾晃洋『独立採算制批判』法律文化社、1965年、122ページ）。その一方で、高寄昇三は、上述のような都市財政の膨張と税源不足（財源不足）が顕著なものとなり、その解決策として「大都市財政は、財源不足を公営企業の独占利益で、補填する経営戦略を實踐」すべく、明治末期から大正期にかけて「公営企業が民営を買収し、巻返しにでる」こととなったと指摘している（高寄昇三『明治地方財政史』第6巻、勁草書房、2006年、354～355ページ）。また高寄は、「大都市財政の財源問題は、八方塞がりであり、どうしても活路を公営企業に見だし、財源を確保しなければならない窮^{マツ}況にあった」とも指摘している（同書365ページ）。具体的な事例については、これらの文献に加えて、持田信樹『都市財政の研究』（東京大学出版会、1993年）、大石嘉一郎・金澤史男編著『近代日本都市史研究—地方都市からの再構成—』（日本経済評論社、2003年）、伊藤之雄編『近代京都の改造—都市改造の起源 1850年～1918年—』（ミネルヴァ書房、2006年）、伊藤之雄『「大京都」の誕生—都市改造と公共性の時代 1895～1931年—』（同、2018年）などを参照されたい。

¹⁷⁵ 櫻井良樹「第二次桂内閣の市制改正について」、日本歴史学会編『日本歴史』第487号、1988年、76ページ。

¹⁷⁶ 持田信樹「日本における近代的都市財政の成立（二）」、東京大学社会科学研究所『社会科学研究』（1985年）、68ページ。

¹⁷⁷ 仙台市史編纂委員会編『仙台市史2 本篇2』（仙台市役所、1955年）275～277ページ、および長谷部弘「仙台市における近代的地方財政制度の成立過程—財政制度の近代化と『二十四ヶ町共有金』—」（東北都市学会『仙台都市研究』Vol.6、2008年）38ページによれば、この市制改正の主な改正点として以下の5点が挙げられている。第一に、従来、市参事会が有していたさまざまな権限を市長および市会に委譲したことにより、市長の職務権限の拡大をみたこと、および市会の権限が強化されたことである（「第二章 市会」〔第13条～第63条〕、「第三章 市参事会」〔第64条～第71条〕、「第四章 市吏員」〔第72条～103条〕）。第二に、「収益の為にする市の財産」のみを「基本財産」とし、さらに「特別の基本財産」を設けることを奨励したことである（第109条）。従来、学校や病院、道路、河川などの非収益的なものも「基本財産」に含まれていたが、市制改正により、収益を目的とする財産のみに「基本財産」を限定し、さらに特別基本財産として、水道事業や公園などの市営事業経営による財産の蓄積も奨励された。これにより、これまでは公営造物の使用料という位置づけであった市営事業収入が特別基本財産収入として管理されることが可能となった。第三に、「市ハ其ノ公益上ノ必要アル場合ニ於テハ寄附又ハ補助ヲ為スコトヲ得」ることとされたことである（第115条）。第四に、市費によって行われる事業のうち、数年にわたって費用の支出を行う場合は、「継続費」として市会の決議により各年度の支出として計上できることとなったことである（第135条）。そして第五に、特別会計の設定がなされたことである（印刷局

特別会計の設置が明記されたことである。この設定は「市ハ特別会計ヲ設クルコトヲ得」¹⁷⁸と定められた改正市制第 138 条にもとづくもので、「一般会計ノ外ニ独立シ特別ノ予算ヲ調製スルモノ」、すなわち「予算不可分ノ原則ニ対スル例外」として設定された¹⁷⁹。また、特別会計は、市町村会の議決を経て設定するものとされた。

これによって、これ以降に行われることとなる市営事業のほとんどが、市会の議決を経れば特別会計を設定して行うことが可能となった。ただし、『改正市制町村制逐條示解』においては、「特別会計ハ一般会計ノ外ニ特別ノ予算ヲ調製シ之ニ依リテ其ノ収支ヲ整理スルモノナリト雖固ヨリ特立経営ニ係ル事業ノ収入ヲ以テ其ノ経費ヲ支弁シ得ルノ理由ニ基クモノニ非ス、故ニ特別会計ニ対シテ一般会計ヨリ資金ノ繰入ヲ為スコトアルヘク、又特別会計ノ収支ニ残余ヲ生スルトキハ一般会計ニ之ヲ繰入ルルコトヲ妨ケサルナリ」と述べていることには留意しておくべきであろう¹⁸⁰。

ともあれ、これ以降、仙台市においても特別会計の設定が多くみられるようになった。市制改正後の 1911（明治 44）年 7 月に発足した仙台市営電気事業の会計も特別会計で行われることとなり、事業経営のための特別会計電気事業費、その費用を積み立てておく特別会計電気事業積立金が設定された¹⁸¹。その後の仙台市営電気事業のめざましい展開に鑑みれば、

『官報』第 8334 号（1911 年 4 月 7 日発行）155～168 ページ、および「市制町村制ヲ改正ス」、内閣『公文類聚第三十五編 明治四十四年 第二卷 政綱ニ 地方自治ニ〔市町村制〕』、国立公文書館デジタルアーカイブ資料）。

¹⁷⁸ 「市制改正」（法律第 68 号）、『法令全書』第 4 号、1911 年、148 ページ。

¹⁷⁹ 自治館編輯局『改正市制町村制逐條示解』（改訂 54 版）自治館、1912 年（復刻版：五十嵐鑛二郎・松本角太郎・中村淑人著『改正市制町村制逐條示解』（改訂 54 版）第 2 分冊 地方自治法研究復刊大系第 38 巻 日本立法資料全集別巻 728、信山社、2011 年）916 ページ。

¹⁸⁰ 自治館編輯局『改正市制町村制逐條示解』（改訂 54 版）、自治館、1912 年（復刻版：五十嵐鑛二郎・松本角太郎・中村淑人著『改正市制町村制逐條示解』（改訂 54 版）第 2 分冊 地方自治法研究復刊大系第 38 巻 日本立法資料全集別巻 728、信山社、2011 年）917 ページ。なお、同様のことは、持田信樹も指摘している。持田は、『改正市制町村制積義』において「……一般会計ヨリ特別会計ニ資金補給ヲ為スヲ妨ゲサルノミナラス、又特別会計ハ其収入ハ拵ゲテ其支出ニ当テサルベカラサルニ非ラス、会計経営ヲ別ニスルニ止マルヲ以テ其会計ニ余裕アルトキハ一般会計ニ資金ヲ繰入ルルコトモ亦妨ゲサルナリ」（帝国地方行政学会編『改正市制町村制積義』、1911 年〔復刻版：中川健蔵・宮内國太郎・阿部壽準・立花俊吉著『改正市制町村制積義』地方自治法研究復刊大系第 26 巻 日本立法資料全集別巻 716、信山社、2010 年）554～555 ページ）と記述されていることに注目し、「一般会計と特別会計の分離は載善たるものではなく、かなりルー^(ママ)スなものであったことは注目に値」と指摘している（持田信樹「日本における近代的都市財政の成立（二）」、東京大学社会科学研究所『社会科学研究』第 36 巻第 6 号、1985 年、67 ページ）。また、大坂健も同様の指摘をしており（大坂健『地方公営企業の独立採算制』、昭和堂、1992 年）、それゆえ市制改正における特別会計設定の意味を考える際には、これらの指摘にも留意しておくべきであろう。

¹⁸¹ 仙台市営電気事業の事業開始にあたり、「仙台市営電灯並電動力使用料条例」（1911 年 6 月）、「仙台市電気部設置規程」（同年 7 月）、「仙台市電気使用料細則」（1912 年 2 月）が制定されている。また、特別会計電気事業積立金を設置するにあたっては、「仙台市電気事業積立金条例」（1915 年 7 月）が制定されている。なお、公債発行にあたっては「仙台市電気事業公債条例」（1912 年 12 月）が制定されて

これらの歴史的意義はきわめて大きいものであったといえよう。

3. 仙台市営電気事業の経営状況

ここではまず、明治末期から大正期までの仙台市営電気事業の経営状況についてみておきたい。

1911（明治44）年7月に発足し、翌1912（大正元）年12月から本格的な事業経営をスタートさせた仙台市営電気事業は、その後、電気供給体制の拡充をすすめるべく設備投資をすすめていった。その結果、発足当初の1911年の電灯需要数5960に対し、1915（大正4）年には7万4310、1919（大正8）年には9万3729、1921（大正10）年には10万9390というように、10年間で約20倍にまで伸びている。供給区域は仙台市内だけでなく、周辺町村あるいは仙南地域にまで及んでいる¹⁸²。

このような電灯需要の増大と供給区域の拡大は、仙台市営電気事業の収支である特別会計電気事業費からもうかがえる。表2-1は、1911（明治44）年度から1928（昭和3）年度までの特別会計電気事業費の歳入・歳出の大まかな推移を示したものであるが、これをみるように、特別会計電気事業費の最大の収入源であった電気事業収入（「使用料及手数料」）をみると、1911年度には約3万3037円であったものが、10年後の1921（大正10）年度には約91万0194円へと増大している。電気事業の経営状態を計るために、特別会計電気事業費歳入に対する同歳出（經常部・臨時部。公債費も含む）の比率をみると、1911年度69.09パーセント、1912年度98.9パーセント、1919年度67.05パーセント、1921年度60.04パーセント、1925年度53.01パーセントとなっている。また、同事業発足当初から4回にわたって発行された起債の償還¹⁸³も順調に行われ、1918（大正7）年3月までにはそれらがすべて終了していた。その結果、1918年度から1926（大正15・昭和元）年度までは特別会計電気事業費の歳入出の黒字を計上していた。このことから、順調な経営を行っていたことがわかる。

こうしたなか、1919（大正8）年2月18日の仙台市会において「市区改正事業資金設置及管理規則」の提案がなされた。この提案こそ、のちに仙台市営電気事業が財源調達手段、すなわち「財政の宝庫」¹⁸⁴として位置づけられることになる契機となったものである。そし

いるが、この条例は公債が発行されるたびに「第〇回仙台市電気事業公債条例」（または仙台市第〇回電気事業公債条例）として制定されている。これら一連の条例については、仙台市『仙台市営電気事業史』（1943年）97～122ページに全文が掲載されているので、そちらを参照されたい。

¹⁸² 電灯需要数および供給区域の詳細は第3章で言及する。

¹⁸³ 1907（明治40）年12月以降、4回にわたって行われた公債の発行は、おもに「電気事業経営費」に充当するためのものであった。とくに第1回目の公債発行は、仙台市が民間の電気会社を買収するために行われたものであった。詳しくは、仙台市『仙台市事務報告書』各年版、同『仙台市電気事業史』（1943年）845ページ、仙台市史編纂委員会編『仙台市史2 本篇2』（仙台市役所、1955年）810～811ページを参照されたい。

¹⁸⁴ 「昭和十五年度予算市会に於ける渋谷市長演述要旨」（仙台市『仙台市公報』第117号、1940年）。

てこれ以降、市営電気事業の電気料金（電灯料金・電動力料金）の値上げ¹⁸⁵によって、仙台市が企図した各種事業または同市の一般会計の財源補填に充当されていくことになる。

すでにみたように、明治後期以降、仙台市の財政における「歳入財源は頗る逼迫を呈し」ており、「財源如何を顧みるに、諸税は勿論、其他に於ても殆ど極限に達し居る状態なれば、最早此上を求むること至難の事情にあ」と指摘されていた。そうした状況は、大正期に入るといっそう顕著なものとなっていった。そのような中で、当時の仙台市の為政者たちを中心に「独り電気事業のみは多大の利潤を見つゝありと雖も、料金の低廉なること全国にその比を見ず、且市民の経済状態は此際多少の値上を実行するとも、殆ど痛痒を感じざる」と判断されたのであった¹⁸⁶。つまり、仙台市営電気事業が、仙台市における唯一の独自財源であり、収益性に富むものであると判断されたのであった。しかも、1915（大正4）年度以降、市営電気事業が積立金を設定していたこと¹⁸⁷、そして1919年当時、電灯や電動力などの新設・増設の申し込みが増加している状態にあったこと¹⁸⁸から、電気料金の値上げによる増収を想定していたものと思われる。

第2節 大正期仙台市の電気料金の値上げ

本節では、大正中期に仙台市が行った仙台市営電気事業の電気料金の値上げが、どのような経緯を経て実施されるに至ったのかを考察する。

以下では、電気料金値上げが議論された1919（大正8）年と1921（大正10）年の仙台市会の様子をみることにする。1919年は大正期における最初の電気料金値上げが実施された年であり、1921年はそれによる収益分が仙台市一般会計に繰り入れが開始された年であり、いずれも、のちの「財政の宝庫」と評される仙台市営電気事業の役割が明確になった年として位置づけられるからである。

¹⁸⁵ 「電気料金の値上げ」という表記については、当時の新聞記事などでは「電灯料値上」などと表記されることが多いが、そこには電動力料金の値上げも含まれている。そのため、本章では便宜上「電気料金の値上げ」または「電気料金値上げ」と表記することとする。

¹⁸⁶ 「電灯料値上げか」、『河北新報』1919年2月12日。

¹⁸⁷ 仙台市営電気事業では、1915（大正4）年度から特別会計電気事業積立金を設け、電気事業にかかわる費用の積立を行っていた（仙台市『仙台市事務報告書』各年版）。積立金は3種類からなり、第一積立金は「電気部所属ノ建物、電線路及器械器具等ノ減損償却費ニ充ツル目的」のため、第二積立金は「本市水道事業費填補ノ資ニ充ツ」ため、そして第三積立金は「電気部所属財産増殖ノ資ニ充ツ」（ただし第一積立金と第二積立金に余裕があるときに限る）ため、とその用途が定められていた（「仙台市電気事業積立金条例」、仙台市『仙台市電気事業史』1943年、121～122ページ所収）。

¹⁸⁸ これについては、1919（大正8）年1月24日の仙台市会の発言のなかにもみられる（仙台市会『大正八年 市会会議録』、仙台市役所）。なお、電灯数・電動力数の推移については、仙台市『仙台市事務報告書』各年版、および仙台市電気部『仙台市電気事業報告書』各年版を参照のこと。

1. 電気料金値上げの背景・契機

(1) 仙台市における市区改正および市電敷設の必要性の増大

まず、電気料金の値上げが行われる発端について簡単に整理しておこう。

第一に、仙台市において市区改正および市電敷設の必要性が増大したことである。

周知のように、1914（大正3）年から1918（大正7）年まで続いた第一次世界大戦¹⁸⁹の勃発を契機に、全国的に「天祐」¹⁹⁰と呼ばれるほどの未曾有の経済発展がもたらされたが、法ではさまざまな都市問題や社会問題が激化し、それらの問題を打開するために、勸業事業、都市基盤整備、公衆衛生事業、社会事業などを行う必要性が増大していた。仙台市においてもほぼ同じような状況であり、そこから本格的な都市基盤整備事業に着手しようという動きが台頭していた。こうした中で重視された事業が市区改正事業および市電敷設事業であった¹⁹¹。

¹⁸⁹ 第一次世界大戦が日本経済のもたらした影響について取り上げた研究も数多く存在するが、ここではさしあたり、藤田武夫『日本資本主義と財政』（実業之日本社、1949年）、同『日本地方財政発展史』（河出書房、1949年）、坂本忠次『日本における地方行財政の展開—大正デモクラシー期地方財政史の研究—』（御茶の水書房、1989年）、望月和彦『大正デモクラシーの政治経済学』（芦書房、2007年）、高奇昇三『大正地方財政史』上巻（公人の友社、2008年）、同下巻（同、2009年）、伊藤之雄「第一次世界大戦後の都市計画事業の形成—京都市を事例に—一九一八～一九一九」（京都大学法学会『法学論叢』第166巻第6号、2010年、1～34ページ）などを参照されたい。

¹⁹⁰ 「天祐」という言葉は、1914（大正3）年8月、当時元老を務めていた井上馨が「欧州大戦の勃発こそ大正新政に於ける我が帝国の世界的発展を期する絶好の機会である」（井上馨侯博記編纂会『世外井上公伝』第5巻、原書房、1968年、306ページ）とし、山県有朋や大隈重信に対して助言した言葉の中に出てくるものである。その原文は以下の通りである。

「一、今回欧州ノ大禍乱ハ、日本国運ノ発展ニ対スル大正新時代ノ天祐ニシテ、日本国ハ直ニ挙国一致ノ団結ヲ以テ、此天祐ヲ享受セザルベカラズ。

二、此天祐ヲ全ウセンガ為ニ、内ニ於テハ此年囂々タリシ廃減税等ノ党論ヲ中止シ、財政ノ基礎ヲ強固ニシ、一切ノ党争ヲ排シ、国論ヲ世界ノ大勢ニ随伴セシムル様指導シ、以テ外交ノ方針ヲ確立セザルベカラズ。

三、此戦局ト共ニ、英・仏・露ノ団結一致ハ更ニ強固ニナルト共ニ、日本ハ右三国ト一致団結シテ、茲ニ東洋ニ対スル日本ノ利権ヲ確立セザルベカラズ。

…（中略）…大正新政ノ発展ハ、此世界的大禍乱ノ時局ニ決シ、欧米列強ト駢行提携シ、世界的問題ヨリ日本ヲ度外スルコト能ハザラシムルノ基礎ヲ確立シ、以テ近年動モスレバ日本ヲ孤立セシメントスル欧米ノ趨勢ヲ、根底ヨリ一掃セシメザベカラズ。（後略）」（井上馨侯博記編纂会『世外井上公伝』第5巻、原書房、1968年、367～369ページ）

¹⁹¹ 1918（大正7）年2月22日、仙台市会において、全4条からなる「交通調査委員設置規則」が提出され、2月27日に可決された。この規則は「仙台市街鉄道又ハ仙台市ヲ起点トスル軌道其他ノ交通調査ノ為」（第一条）に設置されたものであり、それにもとづき同年3月末に交通調査委員会が設置された（仙台市会『大正七年 市会決議録』）。こうして仙台市における市街電車（市電）の建設に関わる調査がすすめられ、1919（大正8）年2月10日の仙台市会で、電気鉄道敷設と市区改正事業は密接な関係があるため、これらをセットで調査することが望ましいとされた。その後、市電敷設を視野に入れた道路の拡充・整備、すなわち市区改正事業の実施について、さかんに議論されるようになったのである。

この市区改正事業と市電敷設事業の構想は、「明治時代に頓挫した市区改正構想の再現」¹⁹²でもあった。それだけでなく、それらの事業の着手こそ、仙台市の近代都市化を推進させるとともに、後の言葉でいう「大仙台」の実現をめざすうえで必要不可欠な都市基盤ともされていた¹⁹³。

しかし、この段階では、それらの事業の資金をどのように確保するのかという点についてはほぼ煮詰められていなかった。事業の資金の確保が具体的なかたちで提示されたのが、後述する「市区改正事業資金設置及管理規則」（1919年）の制定であった。

（2）仙台市財政の窮乏の深刻化

第二に、当時の仙台市一般会計にそのような市区改正事業や市電敷設を行うことのできるほどの財政的余裕がなかったことである。それほど仙台市財政の窮乏が深刻化していたのである。

ここで、大正期の仙台市の財政の特徴をみよう¹⁹⁴。まず、一般会計歳出は、大正中期から急激な膨張傾向を示していることがわかる¹⁹⁵（図2-4）。その内訳をみると、土木費や公債費の割合が増加傾向を示しているものの、依然として教育費が大きな割合を占めており、その額も1921年度には約55万1479円（歳出総額の48.9パーセント）となっている。

一方、一般会計歳入の動きを見ると、歳出と同様に大正中期から急激な膨張傾向を示しており、依然として市税収入が大きな割合を占めていることがわかる（図2-3）。しかし、市税収入の内訳をみると、それまで大きな比重を占めていた戸数割付加税¹⁹⁶の割合が減少し、県税雑種税付加税¹⁹⁷などの付加税による収入が増加している。歳入における市債や、国・

¹⁹² 仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編7 近代2』（仙台市、2009年）42ページ。そのことについては、1919（大正8）年2月16日の『河北新報』が、「仙台市々区改正は多年の懸案にて、遠藤市長時代既に之れが計画を樹立し、市会の議決を経たるも財政其他の関係上実施に至らず…」と述べているとおりである（「愈々市区改正実施計画」）。

¹⁹³ このことについては、『河北新報』1919年2月6日において、2月上旬の時点で「市区改正は現在未だ確定せざる事実」ではあるが「今後長町、原町等を合併し、卅万の人口を抱擁する大仙台の実現の計画ありとすれば」、仙台市が自ら市区改正および市電敷設に着手せねばならないということを報じられていることからもうかがえる（「電鉄民間問題」）。

¹⁹⁴ 大正期の仙台市の財政については、仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編7 近代2』（仙台市、2009年）29～48ページに詳しいので、そちらも参照されたい。

¹⁹⁵ なお、当該期における全国の府県・市・町村の歳出の膨張の割合については、大川一司編『長期経済統計7 財政支出』（東洋経済新報社、1966年）166～167ページを参照されたい。また、仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編7 近代2』（仙台市、2009年）30ページ図30では、それらの割合に加えて仙台市の歳出の膨張についても言及されているため、こちらも参照されたい。

¹⁹⁶ 戸数割付加税については、水木忠武『戸数割税の成立と展開』（御茶の水書房、1998年）に詳しいので、そちらを参照されたい。

¹⁹⁷ 県税雑種税付加税は1902（明治35）年度に新設されたものであるが、当初、仙台市一般会計歳入の市税収入に占める割合は8.4パーセントとなっていた。しかし、1910（明治43）年度からその割合が徐々に増加傾向を示し、1921（大正10）年度には市税収入の27.4パーセントを占めるに至っている

県からの交付金・補助金などの割合も乏しく、全体としてそれらは10パーセントを占めるにとどまっている。

このように仙台市は、「当時の深刻な財政危機の渦中であって、地方自治体はそのような経費を調達する独自財源をほとんどもたず、国からの補助金や交付金に大きく依存しなければならなかった」¹⁹⁸という状況にある一方で、新たな財源の確保が喫緊の課題となっていたのである。

また、明治末期に制定された「地方税制限ニ関スル法律」¹⁹⁹により、独自の課税を行うことを制限されていたほか、物価高騰により、市民の租税負担が過重な状態となっていたため、容易に課税しにくい状況にもあった。

このような状況下、仙台市においては市営電気事業の電気料金値上げによる増収の確保が、同市における新たな財源として注目されたのであった²⁰⁰。

(仙台市『仙台市一般会計特別会計歳入歳出決算書』各年版)。

¹⁹⁸ 仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編7 近代2』(仙台市、2009年)30ページ。

¹⁹⁹ なお、この法律は、1919(大正8)年3月、「時局ノ影響ニ因ル地方税制限拡張ニ関スル法律」として改正され、国税付加税率制限の緩和措置がとられた。しかしながら、それでも地方財政の疲弊を緩和することにならず、翌年7月、「明治四十一年法律第三七号(地方税制限ニ関スル法律)中改正」が行われ、国税付加税率の一層の緩和がなされた。

²⁰⁰ それに至るまでには種々の議論がなされている。まず、1919年はじめには、仙台市の1919年度予算が「大膨張」することが予想されるが、それに見合う財源を市税から捻出することは困難であるとし、「明年度に於て愈財源逼迫するに至らば電灯料金の値上を実行するの外な」という世論が紹介されている(「市予算大膨張 財源捻出困難」、『河北新報』1919年1月1日)。これは、その後の予算編成に際してたびたび述べられることであるが、それだけ仙台市財政が疲弊し、それを打開するための方法として、仙台市営電気事業の低廉な電気料金に注目されていたことがわかる。

また、『河北新報』1919年1月20日では「何十年かののちには仙台市の経済は税金に口らず、電気部の純益だけにて独立維持せ直らるゝ時期あるべしと観測されてゐる、市の電気事業は……電気債の償還も大きな口は片付くし、一面純益も増加するから、その時こそ電気部の基礎は大磐石の上に置かれ、莫大の利益を生み、実際に市費として市民の負担するところは緩和せらるゝことゝ思はる」と報じられている。ここからは、当時の仙台市営電気事業の順調な事業経営に鑑みて、市税にかわる新たな財源としての電気料金への期待の大きさがうかがえる。

しかし、電気料金の値上げについては「慎重考慮の必要あり」という声もあるほか(「電灯料値上再び問題となる」、『河北新報』1919年1月6日)、「一部の為政当局は、現在の仙台市営電灯料金を以て低廉なりと称し、これを引上ぐるも何らの問題」ないと述べているが、「当市の電灯料のみ低廉に過ぐ」とは言えず、「而も自治団体が市民生活の負担を大ならしめてまでも市の財政資源を増加せしむることの適当なりや否や、問題は茲に至りて解決さるべし」という反対意見も述べられていた(「仙台の電灯料は」、同1919年2月14日)。実際、たとえば仙台市営電気事業は「電気の供給不十分なる為め、兎角批難の声高き仙台市の電気は、例年夏季及冬季に於て水不足或は結氷等の関係にて契約通りの送電をなし能はざること多く、為めに電灯の光力弱く、或は之を動力に使用する各種工場等の迷惑甚だし」く、市内工場においても「朝の数時間或は午前中、一部機械の運動を休止し、甚だしきは送電の十分となるまで全然休止する事も珍らしからず、……支障となる事尽大なり」という状況でもあったという(「電力の不足で専売局の損害」、同1919年1月31日)。

このように、電気料金の値上げをめぐる、仙台市はさまざまな問題をクリアしなければならなかつ

2. 1919（大正8）年の電気料金値上げ

1919（大正8）年2月18日、当時の仙台市長山田揆一は、仙台市会において「市区改正事業資金設置及管理規則」を提議した²⁰¹。このとき提示された規則は以下の通りである。

第四十五号議案 市区改正事業資金設置及管理規則

第一条 市区改正ニ要スル事業資金ニ充ツル為メ市区改正事業資金ヲ設置ス、
本資金ハ特別会計ヲ設ケ之ヲ管理ス、

第二条 本資金ニ編入スヘキモノ左ノ如シ、

一、電気事業ヨリ生スル利益繰入金

二、本資金ヨリ生スル収入

但、第一項ノ繰入額ハ毎年度之ヲ定ム

第三条 本資金ハ市区改正事業ニ着手スルマテ蓄積ス、但、着手前ト雖モ用地
ノ買収費ニ使用スルコトヲ得、

第四条 本資金ハ公債証書其他ノ有価証券ニ換へ、又ハ確實ナル銀行ニ利付
預ケト為シ、若ハ郵便貯金預ト為スヘシ、

第五条 本資金管理ノ為メ特ニ要スル費用ハ本資金ヨリ生スル収入ヲ以テ之
ヲ支弁ス、

第六条 本資金ノ歳入出ハ毎年度予算ヲ以テ之ヲ定ム、

附則

本規則ハ大正八年度ヨリ之ヲ施行ス

右市参事会ノ審査ヲ経、提出候也、

大正八年二月十八日

仙台市長 山田揆一

大正八年二月二十六日朱書ノ通修正決議

説明

本案ハ市内電灯料金ノ改正ニ依ル増差額ヲ以テ市区改正ノ資ニ充ツル為メ本資
金ヲ設定セントスルニ由ル²⁰²

この規則では、市区改正に要する事業資金に充てるために設置されたものであること（第1条）、資金の管理は特別会計で行うこと（第1条2項）、その財源には、この資金から生ずる収入と「電気事業ヨリ生スル利益繰入金」を充当すること（第2条）などが定められた。これは、仙台市営電気事業が好調な事業経営を行っていたことに着目して規定されたものであるといえる。しかも、市会で同規定が提起された際の説明には「本案ハ市内電灯料金ノ

たといえよう。

²⁰¹ この日の市会の様子は、「仙台予算市会」（『河北新報』1919年2月20日）にも掲載されている。

²⁰² 仙台市会『大正八年 仙台市会決議録』。

改正ニ依ル増差額ヲ以テ市区改正ノ資ニ充ツル為メ本資金ヲ設定セントスルニ由ル」とある。すなわち、1911（明治44）年に制定された「仙台市電灯並電動力使用料条例」を改正することによって電気料金の値上げを行い、その増収分を市区改正事業資金として同事業に着手するまで「蓄積」し（第3条）、同事業の実施の際に使用することを企図したのである²⁰³。

山田のこの提案には多くの反対意見が出された。たとえば、ある議員からは、電気料金の値上げは電気事業会計に何らかの支障が出た場合に行うべきものであるのに、それを「値上ゲシテ道路ヲ作ルトハ何事デアル」という意見が出された²⁰⁴。このような意見に対して、山田は、これまで市区改正事業に着手できなかったのは財源がなかったためであるが、近年、当市の「電灯料ハ各市ニ比シテモ高くハナイ、又管内ノ諸会社ニ比シテ安イカラ、値上ゲシテモ差支ハナイ」として、「コレニ依リ十年間財源ナキニ苦ンダ市区改正ノ懸案ヲ解決スルハ可ナリ」と反論している²⁰⁵。また、市区改正事業の実施のためには多額の費用を必要とするため²⁰⁶、今後「少額ナガラモ今日ヨリ蓄積シテ改正ノ基礎財源ヲ造」るべきであると述べている。

この市会では、市区改正事業は「莫大ナ費用ヲ要スルコトハ事実デア」²⁰⁷という認識が共有されていたため、さらに詳細な調査を望む声が多かった。そして、そのための委員会を設けて調査を行うこととなった。

その後、数回の調査委員会が開催された。同年2月22日の『河北新報』の記事によれば、「電気事業は電灯料値上に対し多数の反対あり、通過至難なる模様なれば、市区改正資金積立の如き当然其の運命を同ふすべきものなるを以て、両案は或は遂に否決せらるゝに至らん」という観測を報じている²⁰⁸。電気料金の値上げについては、それ以外にも賛否両論が分かれており「楽観を許さざる」状態にあった²⁰⁹。そのような中、23日の調査委員会において、電気料金の値上げが「条件付」で可決された。その条件とは、後述するように、「大堀

²⁰³ 仙台市会『大正八年 仙台市会会議録』仙台市役所（以下、『大正〇年 市会会議録』と表記する）。ちなみに同様の提案は、前年1918（大正7）年の市会でも行われていたが否決されている（仙台市会『大正七年 市会会議録』）。

²⁰⁴ 仙台市会『大正八年 市会会議録』136ページ。

²⁰⁵ 仙台市会『大正八年 市会会議録』141ページ。また、山田は、「市区改正ノコトハ多年ノ懸案デアリ、又、市民ノ幸福増進ノ計画デアリマスカラ、多少ノコトハ辛^(ツマ)棒シナケレバナラナイ」と述べている（同145ページ）。

²⁰⁶ 費用については、遠藤庸治が仙台市長を務めていた時代よりも多額となることが懸念されていた。たとえば、ある市会議員は「故遠藤庸治君ハ、其当時四百万円ハカ、ルト言ハレタ、今日デハ五百万円ヲ要スルカモ知レヌ、然ルニ一年ニ五万円ヤ六万円ツヅ積ンダ所デ十年カ、ツテヤツト五十万円、コンナ計算デ何ガデキルモノカ、前途遠遠ト言ハネバナラヌ」と、市区改正事業資金を積み立てること自体に懸念を表明している（仙台市会『大正八年 市会会議録』143ページ）。

²⁰⁷ 仙台市会『大正八年 市会会議録』144ページ。

²⁰⁸ 「市予算委員会 電灯値上至難」、『河北新報』1919年2月22日。

²⁰⁹ 「電灯値上 漸く紛糾す」、『河北新報』1919年2月23日。

発電所の竣工を待ちて発電能力の増加」を図ったあとで値上げを実施することであった²¹⁰。

調査委員会の調査が進められるなか、依然として電気料金の値上げに反対する意見も多くあった。たとえば、『河北新報』1919年2月24日は、「電気事業の収益は市民負担軽減に充つべしとは該事業創始当時市当局の明言したる所にして、これを市区改正の資金に充当するが如きはその目的に副はざるのみならず、……更にこの際値上げを断行して市民の負担を増し、新に不生産的なる改正事業に投ずる如きは不可なりと論ずる向あり」と報じている²¹¹。また、郡部においても賛否両論が巻き起こり、特に塩釜町では「仙台市より配電を受け居れども、……然るに其料金率は現在市部よりは遙に高率にあるにも拘らず、今日まで忍んで其の徴収に応じ居たるに、今亦更に之を引上げんとするは不当の至りなれば、絶対に該案には反対」であるが、もし仙台市でやむを得ず「電灯動力料とも値上の必要あらば仙台市同様の取扱を受けた」旨を表明している²¹²。

そのような中、2月26日に開催された仙台市会では、仙台市長に対し、電気料金値上げに対する郡部の建議書が提出された。その建議書では、さきに述べた塩釜町と同じような要請、すなわち①電気料金の増率が、市部に比べて郡部が「甚タ加重」であること、したがって②「郡部ハ現状維持ヲ希望スト雖モ、市ニ於テ電気事業経営上止ムナク値上ケヲ断行セントセハ、市部ト郡部ト均等ナルヲ穩当ナリトス」ること、さらに③均等でない電気料金の値上げは、郡部の事業の発展を阻害するものであること、などが主張された²¹³。

このような意見をさらに煮詰めるために、この市会では以下の3つの意見が提出された。

第一に、委員会の修正案、すなわち建設中の大堀発電所が竣工されたあとに値上げを実施するという意見である。それによれば、当時すでに電気供給不足の声があがっているだけでなく、故障が発見された白石発電所の修理を行うさまざまな問題²¹⁴が生じることになるが、それらの問題に 대응するには「今日電力ノ足ラヌ場合ニ値上ゲヲスルノハ穩当デナイ、大堀発電所落成後ニ値上ゲスルコトニ附帯決議スル」ことを表明したものである。

第二に、市部（仙台市内）・郡部ともに電気料金値上げに反対するという意見である。これは、電力不足に対する市民の不安が大きいため、大堀発電所の完成ののち「電灯モ充分明クナツタ時ニ値上ゲ」するべきであるから、今回は電気料金の値上げを延期し、昨年通りの使用料を設定すべきであるというものである²¹⁵。これに対して山田は、電灯料金の値上げは、

²¹⁰ 「電灯値上 市区改正と分離 条件付にて可決」、『河北新報』1919年2月23日。

²¹¹ 「電灯料値上調和か」、『河北新報』1919年2月24日。

²¹² 「電灯料値上と鹽釜町」、『河北新報』1919年2月24日。

²¹³ 仙台市会『大正八年 市会会議録』158～159ページ。

²¹⁴ たとえば、白石発電所の修理を行うにはその間の電気供給をストップさせなければならないため、生産活動を行っている事業などに打撃を与えるというようなことも述べられている（仙台市会『大正八年市会会議録』268ページ）。

²¹⁵ また、ここでは、そもそも市営電気事業の目的は、①市民に低廉な電力を供給すること、②その利益でもって市民の負担を軽減することが述べられているほか、そもそも電気料金の値上げは、使用料のみでは収支を償うことができない場合、または事業の拡張によって利益が得られる見込みがある場合、緊急に行わなければならない事業があり、その際に財源がない場合に行うものであって、今回の電気料金

市部においては市区改正事業資金に充当する費用を確保するために行い、郡部は電気事業費の確保のために行うものであると述べた。また工業用の電動力については、市部と郡部とで事情が異なるため「市内ノ動力ハ値上げセス、郡部ノ方ハ値上げスルノデアリマス」²¹⁶と述べ、電灯・電動力ともに使用料金の値上げを行いたいことを改めて表明した。

そして第三に、市部の電気料金はそのままだ、郡部の電気料金のみを値上げするという意見である。その理由としては、郡部のほうが営造費や取付工料など、事業のための費用がかかるためとされている²¹⁷。

このほかにも、値上げ率の低減を行うべきであるという意見や、原案に賛成を表明する意見、市営電気事業は「市民」のものであるから郡部の電気料金値上げの実施は妥当である一方、市民の負担を軽減するためには市区改正事業資金の設置を廃案にすべきという意見もあがったが、結局、委員会の修正案が賛成多数で可決され、「市区改正事業資金設置及管理規則」に基づいた電気料金値上げの実施が仙台市会で可決された²¹⁸。

その後、大堀発電所の建設は、当初の予定から大幅に遅れたものの²¹⁹、1919年8月10日に落成し、8月29日から送電が開始された。そして10月20日には逓信省から使用認可を受け、本格的に稼働した²²⁰。それを受けて、同年11月28日、仙台市電灯並電動力使用料条例と電気使用料細則の改正が告示され、12月1日から施行された²²¹。すなわち、同日から電気料金の値上げが行われたのである²²²（表2-2）。

の値上げはこのどの場合にも当てはまらないとして反対が表明されている（仙台市会『大正八年 市議会議録』188～190ページ）。

²¹⁶ ちなみにこのとき、生活困窮者などについては「社会政策上、使用料ハ現在ノ俣ニ握置ク考デアリマス」と述べ、特定の需用家に対しては値上げを行わないことも述べている（仙台市会『大正八年 市議会議録』196ページ）。

²¹⁷ 仙台市会『大正八年 市議会議録』199ページ。

²¹⁸ ちなみに、同日の議論において、「市区改正事業資金設置及管理規則」第3条の但書（「但着手前ト雖モ用地ノ買収費ニ使用スルコトヲ得」）は削除されている。

この料金差は、その後も解消されることはなかったとみえる。そのことは、その後、12月に電気料金が値上げされるまでにたびたび反対運動が起きたこと（「塩釜町民の反対運動」、『河北新報』1919年6月9日、「市民有志大会」、同6月12日など参照）や、昭和初期の仙台市と名取郡長町および宮城郡原町などとの合併の際、長町・原町側から仙台市側に提出された「長町及原町希望事項」のなかに「電灯料及原動力使用料ハ市内同額トセラレタキコト」とあることからもうかがえる。

²¹⁹ 当初は5月頃に竣工予定であったが、物価高騰にともなう原材料の確保の難航、農繁期による人手不足などの影響により、たびたび工事が遅れたようである（「大堀発電遅延」、『河北新報』1919年5月14日、「大堀落成延期 工事休止の姿」、同6月16日など）。

²²⁰ しかしながら、大堀発電所が送電を開始した後も電力供給不足の解消にはつながらなかったようで、逓信大臣の「厳命」を受けるに至っている（「市の電気事業に逓相の厳達」、『河北新報』1919年12月4日）。また、電気供給不足を非難するような世論も度々登場している。

²²¹ 「市電灯料値上 来月より実施」（『河北新報』1919年11月29日）、「電灯電力料の値上は明日より」（同1919年11月30日）。

²²² その後、電気料金値上げにともない、近年の物価騰貴に対応すべく電灯・電動力の新設・増設の取付工料（工事料金）が改められた。その際、またそれらの使用者の便宜を図るために使用者名義変更の手

3. 1921（大正10）年の電気料金値上げ

ここでは、1921年2月から4月までの期間に、仙台市会において行われた電気料金値上げに関する一連の議論についての検討を行うこととする。

（1）1921（大正10）年2月16日～17日の市会

1921（大正10）年2月16日、「大正十年度宮城県仙台市歳入出予算」など次年度予算に関する議案が仙台市会に提出された。これに関して、当時の仙台市長鹿又武三郎は次のような説明を行った。すなわち、1921年度は、各種事業の増大により歳出が膨大する一方で、「歳出総額百十二万八千六百円ニ対シ歳入ノ市税ハ七十五万二千二百余円、其他ノ収入ハ十七万二千七百余円ニシテ、茲ニ不足額二十万三千七百余円ヲ生スル」²²³こととなるため、歳入における市税収入や県補助金の増額を図ったほか、「電気部歳計剰余金ヲ繰入ルモノ」による繰入金金の増加、基本金の運用なども図ったところ²²⁴、前年度と比べて約30万7000円の増額をみたものの「尚十三万七千七百余円ノ不足ヲ生スル」こととなるため、一時的に公債を発行し²²⁵、歳入の補填を行おうとした²²⁶。要するに、歳入不足を補うために起債することを提案したのである。

このとき鹿又は、起債を行う一方で電気料金の値上げによって起債を補填する手法、つまり歳入不足の一部を電気料金の値上げによって歳入不足をカバーする方法を導入しようとした²²⁷。また、特別会計予算の説明の中で、特別会計電気事業費歳出「繰入金」について取

数料を新設するという理由から、1919年12月26日の仙台市会に「仙台市電灯並電動力使用料条例中改正ノ件」が提出され、決議された（仙台市会『大正八年 市会会議録』）。このとき新設された使用者名義変更の手数料は、電灯1個につき10銭、電動機1基につき1円、電熱その他の装置1つにつき20銭とされた（「仙台市営電灯並電動力使用料条例中改正ノ件」、仙台市『仙台市電気事業史』、1943年、181ページ所収）。

²²³ 仙台市会『大正十年 市会会議録』41ページ。

²²⁴ このとき、仙台市は「電気部九年度歳計剰余金五万七千余円ヲ繰入レ、且各種基本金ヨリ運用金九千円、合計六万六千余円ヲ歳入ニ」充てようとした（仙台市会『大正十年 市会会議録』41～42ページ）。

²²⁵ ちなみに、当時、市町村が市債を発行する場合や増税を行う場合は、市制改正第166条にもとづき、内務大臣および大蔵大臣の許可が必要であった（「市制改正」、『法令全書』第4号、1911年、153～154ページ〔法律第68号〕）。

²²⁶ 仙台市会『大正十年 市会会議録』40～41ページ。なお、このときの市税の状況と起債について、1921（大正10）年2月27日の仙台市会で、ある市会議員が次のように述べている。「本年ノ予算ハ非常ノ膨張」を示しているが、歳入の「大部ハ市税ニシテ、市税ニテモ戸数割ハ六倍八倍ト出ス上ニ県税ガ増セバ猶一層ノ負担ヲ増ス、戸数割（戸数割付加税のこと…引用者）ハ制限ナキニヨリテ誠ニ此ノ市ニテ寒心ニ堪エヌ、当局モ貧弱ナル市ナレバ……市税ノミ増シテモイカズ遣リ繰リ算端シテモイカズ、遂市債ヲ起サレタ事ト思ハル……（後略）」（同63～64ページ）。ここからも、当時の仙台市において戸数割付加税の負担が増大していること、市税負担の増大により公債に頼らざるをえなかったことなどをうかがえよう。

²²⁷ このことについては、以下のような供述が記載されている。「コノ起債額ノ一部ヲ電灯値上ケニヨリテ補填セントセシガ希望ノ程度ニスルニハ、条例ノ認可ヲ要スルモノナルガ、認可ヲ得ル為ニ時日ヲ要ス

り上げ、ここに「市区改正事業資金、一般会計事業費及水道布設費ニ繰入ルル為メ合計十三万三千余円ヲ計上」することを表明した²²⁸。

とはいえ、この案は即日で結論が出なかった。そこで新たに調査委員会が設けられ、一般会計・電気部・水道部およびその他特別会計の 3 部にわかれて調査が実施されることとなった。

翌 2 月 17 日には、前日に続いて次年度予算に関する審議が継続された。この日は予算に対する質疑応答が行われたが、ある市議員は、一般会計予算について「市カ必要ナル費用ヲ毎之ヲ市税ノ増額、市債ニ求ムルトセバ、市ノ財政ハ市債ノタメニタオルルニ至ルカモ知レズ」²²⁹と発言し、歳入が増税や起債に依存していることへの懸念を表明した²³⁰。これに対して市長鹿又は、本年において「本年ハ出来得ル限り起債セシテ予算ノ編制ヲナサントセシモ計画セ^(ママ)ん事業ヲ遂行セントセバ起債ニ俟タサルベカラサルニ至レル次第ナリ、然レト市債ハ条件付ノ起債ニシテ、電気料金ヲ改正シ認可ノ後約九万六千余円ト、又多少ノ動力料金ノ値上セバ、之レトテ工業ノ発展ヲ阻害セヌ限りノ程度ニテ値上ヲ行ヒ、十万五千円ノ収入ヲ見越シテ予算計上ノ市債ヲ減スル見込ナリ」²³¹と述べ、電気料金の値上げによって起債額を抑えられることを強調している²³²。

ここまでの市会の議論で確認しておきたいことは、それまでの議論が電気料金の値上げを前提に進められていることである。先に取り上げた 1919 (大正 8) 年の市会においては、電気料金の値上げが市会に提出されるや、賛否両論が激しく巻き起こっていた。しかし、1921 年のここまでの議論をみる限りでは、膨張する歳出に対し、歳入の財源補填をどのように行うべきかが主たる内容となっており、起債を行いつつもその額を軽減するために特別会計電気事業費からの繰り入れを行うことが最有力な方法として考えられていたことがわかる。

ルカ為メ一時起債ニシ認可ヲ得タル上ニテ電灯ノ値上ケヲ行ヒコレヲ以テ起債額ニ補填セントスル計画ヲ立テタノテアル」(仙台市会『大正十年 市会会議録』42 ページ)。

²²⁸ 仙台市会『大正十年 市会会議録』45 ページ。

²²⁹ 仙台市会『大正十年 市会会議録』59 ページ。

²³⁰ なお、このとき、学校校舎や児童数の増大にともなう教育費の増大については授業料を徴収すべきであるという意見も提示されている。これに対して鹿又は、授業料の徴収については「研究」中であるが、「将来此ノ計画ヲ実現セント思フ」と述べ、授業料徴収に前向きな態度を示している(仙台市会『大正十年度 市会会議録』59~60、62 ページ)。

²³¹ 仙台市会『大正十年 市会会議録』61 ページ。

²³² なお、別の市議員から、「市債ニヨリテ歳入ノ欠陥ヲ補填スルニアラズシテ電灯料ヲ値上スル御考ナラバ、何故ニ電灯料ヲ計上セサリシカ、此ノ俛ニシテ起債ヲサレテモ困ルト思フ、何故ニ電灯料値上ヲ予算ニ編入セサリシカヲ伺フ」(仙台市会『大正十年 市会会議録』67 ページ)という質問が出たが、この質問に対して鹿又は「此ノ点ハ委員会ニテ述ヘント思ヒマス」と述べている(同 71 ページ)。現時点では、その後の調査委員会でのどのような説明があったのかを確認することができなかった。これについては今後の課題としたい。

(2) 1921 (大正 10) 年 2 月 26 日～27 日の市会

さて、1921 年 2 月 26 日に開かれた仙台市会では、最初に一般会計予算に関する調査委員会の報告が行われた。同報告では、歳出の削減をはかったものの、やはり歳入の不足が生じるため、それを起債や市区改正事業資金の運用などによって補うべきであるとされた。また、歳入のうち「電気事業費繰入金ニ於テ三万五千二百九十九円四十銭ヲ増」すという修正案が提示された。次に、特別会計予算の調査委員会の報告が行われたが、その報告では特別会計電気事業費歳出の事務所費などの減額を行い、「其ノ減シタ額ヲ一般会計ニ繰り入レルコト」と主張された²³³。つまり、特別会計電気事業費の予算を削減し、その分を一般会計へ繰り入れようとしたのである。

翌日(2月27日)の市会においては、ふたたび一般会計歳入の電気事業費繰入金に対する質問が出された。ある市会議員は、電気事業からの繰り入れは「確實デハナ」く、もし「条例ノ改正許可ヲ得テ電灯料ヲ値上ケシテ予期ノ如キ収入カアルトシテモ、九万七千円シカトレナイ、之ヲ以テ市債ヲ補填スルニシテモ尚市債ヲ存スルコトニナル」²³⁴ため、電気料金の補填をせずに経常費などの削減を行うなどの調査を行うべきであるとした。このほかさまざまな議論が行われたが、結果として前回の調査委員会の報告どおり、修正案が可決された。すなわち、ここにおいて、市税の増税、市債の発行、電気事業費繰入金の一般会計歳入への補填が決定されたのである²³⁵。

(3) 1921 (大正 10) 年 3 月 30 日と 4 月 15 日の市会

同年 2 月 27 日の市会決議を受けて、約 1 ヶ月後の 3 月 30 日に開かれた仙台市会²³⁶においては、「仙台市営電(気)灯並電動力使用料条例中改正ノ件」²³⁷が審議された。

仙台市長鹿又は、「現ニ他市ニテ経営セル電気事業者ノ料金ニ比シ当市電気部ノ料金ノ低廉ナルカーツ、当市ニテ年々事業多クナルニヨリテ其ノ資金ヲ要スルニヨリ、既ニ定メタル条例中ノ燭光ヲ改正」²³⁸する、すなわち電気料金の改正を行うと説明した。その際、従来の

²³³ 以上、これらの金額は、仙台市『大正十年度 仙台市一般会計特別会計歳入歳出予算書』、および同『大正十年度 仙台市一般会計特別会計歳入歳出決算書』からも確認できる。

²³⁴ 仙台市会『大正十年 市会会議録』125～126 ページ。

²³⁵ 仙台市会『大正十年 市会会議録』237 ページ。これ以降、予算編成の時期には、電気事業からの繰入について議論がなされている。このことについては、仙台市会『市会会議録』各年版を参照されたい。

²³⁶ 決議されてから約 1 ヶ月も経過している理由は、同年 3 月 2 日に「南町大火」が発生したためである。

²³⁷ 正確には「仙台市営電灯並電動力使用料条例中改正ノ件」であろうが、ここでは仙台市会『大正十年 仙台市会会議録』163 ページの記述(「第五十一号議案 仙台市営電(気)灯並電動力使用料条例中改正ノ件」)にならうものとする。

²³⁸ 仙台市会『大正十年 市会会議録』172 ページ。その際、電気料金を改正するにあたっては、「カーボン燭光」(炭素線電球)と「タングステン」(金属線電球)の料金を統一し、「タングステン」の電球を基にした使用料金の算出を行おうとしていた。

電気料金を、燭光数などに応じて5銭～15銭ずつ値上げし、剰余金を捻出しようとした²³⁹。この「仙台市営電（氣）灯並電動力使用料条例中改正ノ件」については慎重に審議を行うために調査委員会を設けるべきという意見が出される一方で、値上げ料金の設定について「将来上ケル余裕ヲ見テオクハ如何ナモノカ」²⁴⁰という批判も出て、値上げ案そのものの撤回を主張する声もあった。こうした声に対して鹿又は、「本案速カニ御決議ヲ願フハ予算ノ市会ノ時ニ申上ケタル通、電灯料ノ値上ノ認可ヲウケテ一日モ速ニ起債ノ額ヲ電灯料金ヲ値上シテ得タルモノニテ補填シ度キ考ナリ、一日モ速（カ）ナレバ、ソレ丈ケ借金ノ方モ其ノ荷ヲ軽クスルコト」²⁴¹が出来るとして、「撤回ノ意思ナク出来ル丈ケ早く」²⁴²議決したいと表明した。ここには、前回の市会ですでに電気事業費繰入金を計上することが決定していたため、それとの整合性をはかろうという鹿又の思惑があったものと思われる。

しかし、電気料金値上げについてはまだまだ反対意見も根強くあり、市会議員のなかには「市ニテハ安価ナル電灯ヲツケサセルガ主デアツテ、財界ハ不況ナルニ係ラズ大部利益アル事業ナリ、会社ノ事業ナラハ如何市営ナルニヨリテ市民ノ負担ハ堪エ得ルナリ、現今ノ財界ニ電灯ヲ高クトリテ文明ノ事業ヲ却テ委縮セシムルハ不本意ナリ」²⁴³と、値上げの撤回（否決）を要求する者もあった。結局、この日は採決をせず、市会議員7名による調査委員会が設けられ、調査が行われることとなった。

その後、数回にわたる調査委員会²⁴⁴の開催を経て、1921年4月15日にもふたたび仙台市会が開かれた。そこでは「仙台市営電（氣）灯並電動力使用料条例中改正ノ件」に関する調査委員会の報告が行われた。同報告では、「電灯条例ノ改正案」について、「今日ノ改正案

²³⁹ このことについて、仙台市会『大正十年 市会会議録』では以下のように述べられている。「現在（1921〔大正10〕年3月のこと…引用者）、八燭以下ハ三十五銭トレルヲ十銭上ケテ四十五銭ト致シタリ、二十燭以下ハ十銭上ケテ六十五銭トナルモ七十銭ト規定シ五銭ノ余裕ヲトレリ、ソレハ条例ヲ度々改ムル繁ヲ避ケ、七十銭ト規程セルモ十銭アケテ六十五銭ノ使用料ヲトル積リナリ、三十二燭ハ八十銭ヲ十銭上ケテ九十銭トルカ、之ハ一元ト計上シテ十銭ノ余裕ヲトレリ、五十燭ハ一元十銭ナルヲ十五銭上ケテ一元二十五銭トルヘキヲ、条例ニハ五銭ノ余裕ヲミテ一元三十銭トシタリ、百燭ハ二元トルヘキヲ二元二十五銭、二百燭ハ三元二十銭ナルモ三元五十銭トスヘキヲ四元十銭トセリ、第四条ニテハ二銭ツツ値上ケシテ十銭ノモノヲ十二銭、十三銭ノモノヲ十五銭トシ……（後略）」（173～174ページ）。

²⁴⁰ 仙台市会『大正十年 市会会議録』175～176ページ。

²⁴¹ 仙台市会『大正十年 市会会議録』176～177ページ。

²⁴² 仙台市会『大正十年 市会会議録』177ページ。

²⁴³ 同上。

²⁴⁴ 第1回の調査委員会は1921（大正10）年4月2日に開催されたが、出席者が「定数に満たざる為め流会」となった（「市会三委員会 電灯値上流会」、『河北新報』1921年4月3日）。そして、あらためて5日に開かれることとなったが、調査委員のなかには「値上げに対して絶対反対の態度を取るもの」もあるため、「委員会の決議を確実に予想するは聊か困難」であるとされた（「電灯値上行悩」、同4月4日）。しかし、5日に開かれた調査委員会での審議の結果、「（一）仙台市の電灯料金は他地方に比して遙に低廉なること、（二）若し原案を承認せざるときは市は之に予定したる財原^{（マツ）}を起債に待たざる可からずとの二理由から原案可決とな」った（「電灯値上 委員会は可決」、同4月6日）。そして、この審議の結果を、同年4月15日の仙台市会にはかることとなったのである。

ハ県内ノモノヨリモ安イ、其ノ他動力ノ関係モ他会社ノモノヨリ劣レリ、特ニ山形、福島、岩手ニ於テヨリモ仙台ハ安イ、ソレテ今日改正シテモ不当テナイ」²⁴⁵ものとされた。また、電気料金の「値上ケニヨリテノ増収ハ約十二万円ヲ得ル、他ニ比シテ高カラズ、御承知ノ通り、当市ニテハ市区改正事業、道路改良工事其ノ他ノ工事費ノ資金ニ充テントノコトナルニヨ」²⁴⁶るため、「委員会ハ多数ヲ以テ原案ヲ相当ト認ムルコトニ決シマ^(ママ)スタ」とされた²⁴⁷。

この報告を受けて、ここでもまた反対意見も出された。ある市議員は、「市ノ財界ノ不況ト中流以下ノ困難ノ時ニ際シタレバ、値上ケハイカナイ」²⁴⁸として電気料金の値上げに反対を表明し、「値上(ケシテ) (原文ママ…引用者) 適当ノ時期ニ提案スルマテハ否決セラレタイ、充分ナル利益ガアルカラデアル、市債ヲ起シタ後デ値上ケシテモヨロシイ……借金政策ヲトルヘシ」²⁴⁹と主張した。これは、電気料金の値上げを行うかわりに多額の起債を行うべきという主張であった。また、別の議員は「電灯料値上ケハ生活上ニ大ナル関係アルモノナレバ」、その当時、仙台市と宮城県とのあいだで進んでいた仙台市営電気事業の売却²⁵⁰が完了すれば市に支払いがなされ、財政的余裕が見込めるものとして「此際ニ値上ケシマシテモ急速ニ此ノ金ヲ求ムル必要ナシト思フ」とし、「決議ヲ延期サレタイ」と主張した。つまり、値上げ案の撤回を求めたのである。

とはいえ、他方では市長の提案に対する賛成意見も少なからずあった。ある議員は、電気料金値上げについては「反対ノ意見モアリタルガ、ケレドモ市ハ如何ナル財源ガアルカラ見ルヘシ、……幸ニ仙台ニハ他県ニ比シ東北ニテモ安イ電灯ニテ市民ニ安定セシムルタメニ

²⁴⁵ 仙台市会『大正十年 市会会議録』232 ページ。

²⁴⁶ 同上。

²⁴⁷ 同上。なお、このとき電気料金の改正については以下のように述べている。「五燭ハ五銭、八燭、二十燭、三十二燭ハ各十銭ツツ、五拾銭ハ十五銭、百燭ハ三十銭、二百燭ハ三十銭、孤光灯ハ二元ヲ値上ケシ、不定時灯(臨時灯トシテ) 三十二燭以下一銭、五十燭一銭五厘、百燭二銭、二百燭五銭、孤光灯十銭値上スルノデ『メートル』ノ点火料ハ一キロワット時ニ付二銭ノ値上ケ、動力ハ一馬力ニ付五十銭ノ値上ケ、動力メートルハ一キロワット時ニ付三厘値上ケセントスルモノデ、左様ニ条例ヲ改正セントスル案デ、今日ノ改正案ハ県内ノモノヨリモ安イ、其ノ他動力ノ関係モ他会社ノモノヨリ劣レリ……(後略)」(仙台市会『大正十年 市会会議録』231 ページ)。

²⁴⁸ 仙台市会『大正十年 市会会議録』233 ページ。

²⁴⁹ 同上。

²⁵⁰ これは、大正中期、仙台市と宮城県とのあいだで行われたもので、1919(大正8)5月、当時の宮城県知事森正隆が、県内の産業発展の阻害を防ぐために県内の電気事業を統合して県営電気事業を設立するという構想を提示したことに端を発するものである。その後、仙台市との話し合いが重ねられた結果、1923(大正12)年3月、市営電気事業の有する郡部(名取郡長町、宮城郡原町・七北田村の一部を除く)の供給区域、白石発電所をはじめとする工作物や営業権など、仙台市が有していた郡部財産のほとんどを162万8000円で宮城県が買収し、県営電気事業を発足することとなった。この経緯について、詳しくは安孫子麟「宮城県の電気事業」(白い國の詩編『東北の電気物語』、東北電力株式会社、1988年)367~375ページ、および高橋芳紀「戦前東北地方における公営電気事業—仙台市・宮城県を中心に—」(東北学院大学大学院経済学研究科『経済研究年誌』第22号、2001年、69~99ページ)を参照されたい。

市営トシタリ、サレト時勢ニ適応セサルヘカラズ、市ハ他ニ財源ナシ、借金政策モ可ナリ、サレド市ハ如何ナルモノヲ以テ借金ヲ返スカ、……値上ケスレバ今借金ノ必要ハナイ、市ノ財源ハ困難テアル、不^(最)景気ハ已ムヲ得ナイ」²⁵¹と主張している。

こうした賛否両論が飛び交う状況のなか採決がはかられたが、結果は賛成多数となり、「仙台市営電^(気)灯並電動力使用料条例中改正ノ件」は調査委員会の報告通りに可決された。電気料金の値上げの実施が正式に決定したのである。度重なる強硬な反対意見が出されたものの、市会議員の多くは市長の主張を評価したといえるであろう。その後、1921年5月14日にこの「仙台市営電^(気)灯並電動力使用料条例中改正ノ件」の許可申請が内務大臣・大蔵大臣に提出され、同年8月18日に認可を受けた。そして、9月1日より電気料金の値上げが実施された²⁵²。なお、このときまでの電気料金の推移については表2-2の通りである。

その後も、一般会計歳入に対する特別会計電気事業費繰入金は継続して計上された。その金額をみると、1921（大正10）年度には約16万3529円であったものが、1925（大正14）年度には17万2486円、1930（昭和5）年度には13万2240円と、安定的な繰り入れが行われている²⁵³。この額は、特別会計電気事業積立金²⁵⁴とあわせると、1929年度のピーク時において一般会計歳入の約3割近くを占めていた。これは、電気事業からの「繰入金」が、仙台市財政の財源のひとつとして大きな役割を果たしていたということを端的に表しているといえよう²⁵⁵。

おわりに

これまで検討してきたことを要約して本章の結びとしたい。

日露戦争終結後、仙台市でも都市基盤整備事業の必要性が高まっていった。それを具体化したものが「五大事業」の提唱であったが、仙台市の財政難に直面し、思うような進展はみ

²⁵¹ 仙台市会『大正十年 市会会議録』235～236ページ。

²⁵² 仙台市『大正十年度 仙台市事務報告書』178ページ。ちなみに、その後、電気料金の値下げの問題も登場してくる。これについては、仙台市『仙台市電気事業史』（1943年）を参照されたい。

²⁵³ 仙台市『仙台市一般会計特別会計歳入歳出決算書』各年版を参照のこと。

²⁵⁴ 特別会計電気事業積立金の歳出において、少なくとも1918年度以降、ほぼ毎年「運用金」が計上されている（仙台市『仙台市一般会計特別会計歳入歳出決算書』各年版）。これはおもに一般会計歳入に充当されるもので、その意味では特別会計電気事業費からの「編入金」と同じような役割を果たすものであった。しかし、その金額は「運用金」のほうが大きく、「編入金」より大きな役割を担っていたといえる。これについての詳細な分析については次章で行う。

²⁵⁵ ちなみに、特別会計電気事業費歳出（臨時費）「編入金」の内訳をみると、この電気事業費繰入金は一般会計のほか、市区改正事業資金（1919～1922年度）、水道事業費（1921～1941年度）、都市計画事業費（1931～1941年度）などにも充当されている（仙台市『仙台市一般会計特別会計歳入歳出決算書』各年版）。ここから、電気事業費繰入金が、一般会計だけでなく、仙台市のさまざまな事業の財源として重要な役割を担っていたことがうかがえる。これについては次章で詳述する。

られなかった。そのような中であっても「五大事業」中の市営電気事業の構想が動き出すこととなり、1911年に市営電気事業が発足したのであった。また、同年の市制改正で特別会計が設置可能となったことによって、仙台市営電気事業は特別会計で運営されることとなる。その後、同事業は順調な事業経営を行って行くのであった。

第一次世界大戦後、都市部ではより一層の都市基盤整備事業の必要性が増大した。特に、都市問題や社会問題の激化による街路整備（いわゆる市区改正と市電敷設）の必要性は顕著にみられた。その一方、財源の窮乏化が深刻なものとなり、新たな財源調達が急務の政策課題となっていた。仙台市でも同様の動きがみられたが、市営電気事業の順調な経営状況に注目され、ここに新たな財源を求めるのであった。それが、1919年の仙台市会で提議された「市区改正事業資金設置及管理規則」、および1921年の仙台市会で提議された電気事業繰入金的一般会計充当にあらわれたのである。いずれも、電気料金の値上げによって増収を図るものであり賛否両論が巻き起こったが、結果として値上げは実施された。そして、それはそれ以降も続き、のちの仙台市長が市営電気事業をして「財政の宝庫」と言わしめることになるのである。

要するに、大正期の電気料金の値上げは、仙台市が本格的な都市基盤整備事業に着手するために行われたものであり、市営電気事業が従来の電気供給事業だけではなく、財源調達機能を有する契機となった出来事である。そのため仙台市の近代的都市形成過程を考察するうえでは、看過できない重要な出来事であったといえるだろう。

第3章 「財政の宝庫」としての仙台市営電気事業

はじめに

本章の課題は、仙台市の公営電気事業が同市の近代的都市形成過程においてきわめて大きな役割を担っていたことを、同市の電気事業特別会計（特別会計電気事業費・特別会計電気事業積立金）のデータ分析によって明らかにすることである。それによって、公共的事業・収益的事業という2つの側面を有する仙台市営電気事業の具体的な諸相が明らかになるとともに、公営電気事業が近代の仙台市の都市形成に果たした役割の大きさも明らかになると考えられる。

本章の展開は以下のとおりである。第1節では、仙台市営電気事業の特徴の一端を明らかにするために、供給区域の変遷、電気需要の推移とそれにもなう発電所建設の概要を述べる。第2節では、仙台市財政のなかに占める電気事業特別会計の位置づけを行ったうえで、まずは特別会計電気事業費の分析を行う。そして第3節では特別会計電気事業積立金の分析を行う。そのうえで第4節では、仙台市財政に占める「電気事業収益金」の位置づけを検討することによって、「財政の宝庫」とよばれた所以を明らかにする。

なお、以下では当時の行政文書（仙台市『仙台市事務報告書並財産表』〔以下、『仙台市事務報告書』と表記〕各年版、同『宮城県仙台市一般会計特別会計歳入歳出決算書』各年度版〔以下『決算書』と表記〕、仙台市電気部『仙台市電気事業報告書』各年版など）などを多用する。また、当時仙台市で発行されていた新聞記事（『河北新報』）も適宜使用するが、1912（大正元）年8月1日から1918（大正7）年7月31日までの『河北新報』は、1945（昭和20）年7月の仙台空襲によってほとんどが焼失・欠落しているため、当該期の詳細な動きを把握することには制約がある。そのため、本章の分析にあたっては、上記の行政文書類に依拠するところが多いことを予めお断りしておく。

第1節 仙台市営電気事業設立後の供給区域の変遷および電気需要の増大

1. 仙台市営電気事業の成立

第1章でもすでに述べたが、仙台市営電気事業の成立時の動きについて簡潔に述べておこう。

仙台市営電気事業は、1907（明治40）年8月の仙台市会に「五大事業調査建議書」（いわゆる「五大事業」）に盛り込まれた市営事業構想のひとつである。市営電気事業の構想は、「五大事業調査建議書」の中で「仙台市営水利工事ヲ興シ工業者ニ原動力ヲ供給スルノ得失」²⁵⁶として掲げられていることから、仙台市が工業化を目指すための都市基盤整備事業の一

²⁵⁶ 仙台市役所『明治四十年 仙台市会会議録』および「所謂五大問題の建議愈々出づ」（『河北新報』）

環として実施することが念頭にあったものと考えられる。

その後、仙台市営電気事業は1911（明治44）年7月に成立し、翌1912（大正元）年12月以降、低廉かつ安定的な電気供給を行う公共事業体として本格的な事業展開を行っていくこととなる。

その間、1910（明治43）年12月の仙台市会において「仙台市水利電気事業ニ関スル特別会計設定ノ件」が提出・可決され、仙台市営電気事業が特別会計で運営されることとされた²⁵⁷。それによって「四十三年度水利電気事業予算」と「四十四年度水利電気事業予算」が立てられた²⁵⁸。その後、1911（明治44）年の市制改正により、市営電気事業会計が特別会計で行われることとなり、同年度からは特別会計電気事業費が設定され、そして1915（大正4）年度からは特別会計電気事業積立金も設定された。

2. 供給区域の変遷と電気需要の増大

ここでは、さらに一步進めて、仙台市営電気事業の供給区域の変遷および電気需要の動向について検討する。同事業が大正中期以降、「財源調達手段として機能」していった背景には、広範な供給区域と関連した旺盛な電気需要の伸びがあったからである。

（1）供給区域の変遷

まず、仙台市営電気事業の供給区域の変遷についてみてみよう。表1は、1911（明治44）年から1942（昭和17）年までにおける市営電気事業の電気供給区域をあらわしたものである。このように、供給区域の変遷は、次の6つの時期に区分することができる。

第一期は、1911年7月から1912（大正元）年11月までの供給区域である。この区域は、仙台市が仙台電力株式会社を買収したときに受け継いだものであるが、旧仙台市域よりも、名取郡中田村・増田町・岩沼町、亶理郡亶理町といった仙南地域や、宮城郡塩竈町・岩切村・利府村・松島村・多賀城村などの周辺郡町村が主な供給区域となっている。

第二期は、1912（大正元）年12月から1923（大正12）年3月までの供給区域である。この区域は、第一期の地域に加え、仙台市が宮城紡績電灯株式会社を買収した際に引き継いだ区域も含まれており、旧仙台市域のほぼ全域、名取郡長町、宮城郡原町・七北田村・七郷村、柴田郡大河原町・村田町、伊具郡角田町、刈田郡白石町などを加えた、きわめて広範にわたる供給区域が形成された。そのほか、七郷村の松原地区も供給区域にあらたに加わって

1907年8月8日)を参照のこと。

²⁵⁷ 「市営事業と市会」、『河北新報』1910年12月21日、および「市営電力事業予算」同12月22日。
この特別会計は、おそらくのちの1911（明治44）年4月の市制改正を念頭において設定されたものではなく、1889（明治22）年の市制に基づいて設定されたものであると考えられる。特別会計の規定は市制改正によってはじめて設定されるのであるが、1889年制定の市制では特別な規定がなく、予算についても一般会計と同様の扱いを受けており、必要に応じて適宜設定するものであった。

²⁵⁸ 「市営電力事業予算」、『河北新報』1910年12月28日。

いる。

第三期は、1923年4月から1928（昭和3）年3月までの供給区域を示している。この区域をみると、一部を除き、郡部の供給区域が激減している。これは、1923年3月末に、市営電気事業が有していた郡部にかかわる事業施設および営業権（郡部財産）のほとんどを宮城県営電気事業²⁵⁹に売却したためである。その際、仙台市は、郡部の中でも名取郡長町と宮城郡原町、同郡七北田村の一部については譲渡せず、そのまま仙台市の供給区域として残っていた²⁶⁰。それらの地域が、のちに仙台市が都市計画事業の一環として行う市町村合併の地域と合致していることに鑑みれば、このような措置には何らかの政策的意図があったとも考えられる²⁶¹。

第四期は、1928（昭和3）年4月から1929（昭和4）年1月までの供給区域である。約10ヶ月というきわめて短期間ではあるが、1928年4月1日に仙台市が名取郡長町、宮城郡原町・七郷村南小泉地区との合併を行ったため、仙台市営電気事業の郡部への供給は宮城郡七北田村の一部のみとなっていることをあらわしている。そのため、実際の供給区域は第三期とほとんど変わらない。

第五期は、1929年2月から1931（昭和6）年3月までの供給区域をあらわしている。この区域は、1923年4月より宮城県営電気事業の供給区域となっていた旧宮城郡七郷村南小泉地区を仙台市が譲り受け、同地区がふたたび仙台市営電気事業による供給区域となった²⁶²ことによって若干広がりを見せたことを示している。

そして第六期は、1931年4月から1942（昭和17）年3月までの時期の供給区域である。この時期は仙台市域のみとなっているが、第五期とくらべると、郡部への供給区域がなくなっていることがわかる。これは、仙台市が1931年4月に宮城郡七北田村荒巻・北根地区との合併を行ったため、それまで行っていた郡部への供給区域がなくなったことを示している。そしてその後、1942年3月に仙台市営電気事業が東北配電株式会社²⁶³に事業譲渡を行

²⁵⁹ 宮城県営電気事業とは、当時の宮城県知事森正隆が、県内の産業発展の阻害を防ぐために県内の電気事業を統合して県営電気事業を設立するという構想を提示したことを契機に、1923年に発足したものである。これについては次章で言及するとともに、安孫子麟「宮城県の電気事業」（白い国の詩編『東北の電気物語』、東北電力株式会社、1988年）367～375ページ、および高橋芳紀「戦前東北地方における公営電気事業—仙台市・宮城県を中心に—」（東北学院大学大学院経済学研究科『経済研究年誌』第22号、2001年）69～99ページを参照されたい。

²⁶⁰ 長町・原町は仙台市との合併以前から仙台市営電気事業の供給区域に含まれていたが、南小泉は供給区域に含まれておらず、1929（昭和4）年2月に再び供給区域に組み込まれることとなる。

²⁶¹ なお、名取郡長町との合併の経緯については、仁昌寺正一「資料 昭和3年仙台市と名取郡長町の合併」（東北学院大学東北産業経済研究所『東北学院大学 東北産業経済研究所紀要』第30号、2011年、79～103ページ）および北根・荒巻との合併の詳細な経緯については、同「仙台市と宮城郡七北田村荒巻・北根の合併」（仙台市博物館『市史せんだい』Vol.15、仙台市、2005年、39～54ページ）に詳しいので、そちらを参照されたい。

²⁶² このときの経緯については、仙台市役所『昭和三年 五年 電気 南小泉区買収関係』（仙台市役所所蔵）を参照されたい。

²⁶³ 東北配電株式会社（現・東北電力株式会社）は、国内の電源をすべて国で統制する（電力国家管理体

うまで、文字通り“仙台市営”として、仙台市域のみを供給区域としたこの区域において市営電気事業が展開されていったのである。

このように、市営電気事業の供給区域は、仙台市域を中心に、一時期は周辺町村や仙南地域にまで及んでいた。むろん、供給区域の変化には、仙台市による周辺町村との合併など、同市の都市政策の変化が反映されていたといえるだろう。

（２）電力需要の増大と発電所の建設

では、このような供給区域の展開過程で、電気需要（電灯および電動力の需要）はどのような動きをみせていたのであろうか。ここでは、電灯需要数の推移と電動力需要数の推移にみてみたい。

図3-1は、1911（明治44）年から1938（昭和13）年における市営電気事業の電灯需要数の推移をみたものである²⁶⁴。ここから、電灯需要数は全体的に増加傾向にあり、市部（仙台市）における需要数が圧倒的に多いことがみてとれる。この電灯需要数の推移を地域別にみたものが表3-2-1・表3-2-2である。仙台市における電灯需要数が最も多いほか、郡部の中では名取郡長町、宮城郡原町、白石町、塩竈町、岩沼町、角田町などの電灯需要数が多い。

このような電灯需要数の増加の要因としては、2つのことが考えられる。1つは、仙台市において、市域の拡大もあいまって人口の増加が顕著になったことである。図3-2は、1889（明治22）年から1945（昭和20）年までの仙台の人口数の推移と市域面積の推移をみたものである。これをみると、仙台市の人口は1889（明治22）年の市制施行以降、人口が増加傾向にあることがわかる。特に1920年代半ば以降には、周辺町村の仙台市への編入による市域の拡大²⁶⁵もあり、その傾向が顕著にみられる。もう1つの理由は、このような人口の増加にともなって電灯が各戸に普及しはじめ、その需要数が増加したことである。図3-3は、1911（明治44）年から1938（昭和13）年までの仙台市の全戸数（世帯数）と仙台市営電気事業の電灯需要家数（電灯を使用している世帯数）の推移をあらわしたものであるが、1913（大正2）年以降、仙台市の世帯数と電灯需要家数はほぼ同じ数値で推移していることから、仙台市のほぼ全戸にわたって電灯が普及していることは明らかである。そのことは表3-3によっても裏付けられる。同表から、同時期における仙台市の戸数に対する電

制）ために1941（昭和16）年の配電統制令によって1942（昭和17）年4月に発足した九配電株式会社のひとつである。

²⁶⁴ ここで使用するデータが1938（昭和13）年までなのは、1939（昭和14）年度以降の『仙台市事務報告書』に電灯数・電灯需要数の記載がなく、データが収集できなかったためである。また、管見の限り、他の資料にもそれらのデータは確認できないため、それ以降の推移については不明である。このことは、のちにふれる電動力需要、および電熱数の推移についても同様である。

²⁶⁵ 戦前における仙台市と周辺町村の合併は、1928（昭和3）年の名取郡長町、宮城郡原町、同南小泉地区の第一次合併に始まり、1931（昭和6）年の宮城郡七北田村荒巻・北根、その翌年の西多賀、1941（昭和16）年の宮城郡岩切村、高砂村、六郷村、七郷村、中田村の第五次合併まで行われている。

灯需要家数の割合（電灯普及率）は、1914（大正3）年以降、仙台市における電灯普及率がかなり高い水準を示していることがわかる。

次に、仙台市営電気事業における電動力需要数の推移をみてみよう。図3-4は、1911（明治44）年から1938（昭和13）年における電動力需要量（馬力数）の推移をみたものであるが、さきにみた電灯需要数の推移と同様、電動力需要量も全体的に増加傾向にあり、それは特に市部（仙台市）について顕著である。また、この推移を地域別にみたものが表3-4-1・3-4-2であるが、仙台市はむろんのこと、郡部においては長町、塩竈町、白石町などでの需要量が多い。これは、工場の電化や、電動力を利用した機械類を導入する工場・商店などが増加したためと考えられる²⁶⁶。

このほか、市営電気事業では、電熱器への電気供給も行われていた。たとえば、『電気事業報告書』によれば、1920年代初めまでは大崎水電株式会社、日本カーボン商会、若生電機株式会社などに対して、X光線や電気炉といった電熱器用の電気供給を行っていたほか²⁶⁷、1926（大正15・昭和元）年以降になると、電熱器の普及にともない、レントゲンや遠心分離機、電気ストーブ、電気コテ、金銭登録器などのさまざまな機器への電気供給も行っている²⁶⁸。このように、仙台市においては、この時期までに電気が人々の生活と生産の場に深く入り込んでいたのである。

ちなみに、ここで看過してはならないのは、このような電気需要の推移が仙台市の都市政策の動きと密接にかかわっているということである。

²⁶⁶ 『大正二年 仙台市会決議録』によれば、仙台市は、同年11月の時点で、山三カーバイド株式会社、日本カーボン商会、東京製綿株式会社と電力供給に関する契約を結んでいるほか、仙台製糸株式会社との間に「電力供給ニ関スル件」として電力使用料などについての諮問を行っている。ここから、同市は、少なくともこれら4つの会社に電力の供給を行っていたと考えられる（仙台市会『大正二年 市会決議録』）。

また、1921（大正10）年度末現在における「用途別電力装置個数」をみると、電動機の設置個数の総数は719、電動機の種類は63となっている（仙台市電気部『大正十年度電気事業報告書』付表9～14ページ）。そのなかでも精米用の電動機が最も多く、設置総数は275個となっている。このほか、ポンプ用電動機87個、機業用電動機43個、製材用電動機33個、印刷用電動機31個、綿打用電動機31個、鉄工用電動機22個などが見受けられる。ちなみに、この電動機のほとんどが工業用である。また、1926（大正15）年11月に開通した市電にも電動機が取り付けられているが、1928（昭和3）年度末現在における車輛取付電動機数は60個（1個あたり25馬力）となっている（仙台市電気部『昭和三年度 電気事業報告書』付表87ページ）。

²⁶⁷ 大崎水電株式会社への電気供給をいつから行っていたかは今の段階では不明であるが、仙台市電気部『大正十一年度 電気事業報告書』によれば、少なくとも1922（大正11）年度までは供給を行っていることを確認しうる。また、同様に、日本カーボン商会や若生電機株式会社に対しては、1923（大正12）年度まで電気供給を行っていることを確認しうる（『大正十二年度 電気事業報告書』）。

²⁶⁸ 仙台市電気部『大正十五年・昭和元年度 電気事業報告書』34～39ページ。ちなみに、この頃になると、電熱器を使用している会社・工場などの具体的な名称が記載されておらず、当時の状況については不明である。なお、電熱器用の電力量の推移については、仙台市電気部『電気事業報告書』各年版、および仙台市『仙台市事務報告書』各年版を参照のこと。

先にも述べたように、1923（大正12）年以降、郡部における電気需要が激減しているのは、同年3月に仙台市営電気事業が有していた郡部財産のほとんどを宮城県営電気事業に売却したためである²⁶⁹。その動きがあるなか、名取郡長町、宮城郡原町、同郡七北田村の一部（北根・荒巻など）が依然として市営電気事業の電気供給の対象区域として残っている。その原因としては、これらの地域が仙台市に次いで電気需要の多い地区であったこと、仙台市が運営している都市施設が配置されていたこと²⁷⁰、そしてその当時、仙台市がそれらの地域を含めた都市計画事業を策定しはじめていたことが挙げられる。特に、長町や原町は、大正後期に行われた都市計画区域の策定段階において、将来の近代工業の集積拠点として位置づけられており、工業の集積・発展を目指す仙台市にとって重要な地域として認識されていた²⁷¹。1928（昭和3）年に名取郡長町、宮城郡原町などが仙台市に編入されると、郡部への電気供給は七北田村の一部のみとなる。そして1931（昭和6）年に宮城郡七北田村荒巻・北根が仙台市に編入されると、仙台市営電気事業は仙台市域にのみ電気供給を行う事業体となり、文字通り「地域独占」を確立するのである。

このような電気需要の増大に対して、仙台市では供給量の増大を図る施策を行うこととなる。そこで同市が着手したのが、3つの新たな発電所建設であった²⁷²。

²⁶⁹ そこには、仙台市側の「郡部事業を早期に売却したいという思惑のほかに、売却代金を市営電車事業の開業資金にあてたいという思惑があった」と考えられる（高橋芳紀「戦前東北地方における公営電気事業—仙台市・宮城県を中心に—」、東北学院大学大学院経済学研究科『経済研究年誌 第22号』、2001年、87ページ）。

²⁷⁰ 宮城郡七北田村の一部には三居沢地区も入っている。三居沢には市営電気事業の発電所があったため、便宜上、仙台市はこの地域を市営電気事業の供給区域として残したと考えられる。むろん、それだけではなく、たとえば1929（昭和4）年7月、宮城郡七北田村字荒巻地区の合併について、この地区の住民たちが仙台市長宛に提出した「請願書」を見ると「仙台市ニ於テ現ニ荒巻地内ニ施設経営セラレツ、アル事業ハ三居沢ノ発電所、山屋敷ノ水道、貯水池等有之候、次ニ仙山鉄道北仙台駅、男師範学校々庭ノ如キハ荒巻地内ニ属ス、其他都市計画上ニモ関係スルモノ多々可有之ト存候」（「請願書 宮城郡七北田村大字荒巻一同」、仙台市『自昭和四年 至昭和六年 荒巻北根合併関係書類』所収、仙台市役所所蔵）とあることから、周辺町村にはすでに仙台市にとって重要な施設が配置されていることがわかる。

²⁷¹ このことについて仁昌寺正一は、仙台市が当時の長町において工業が集積の進行している地域であることに着目し、「大正末期頃の名取郡長町は、経済発展のための好条件が揃いつつあり、今後の更なる飛躍が見込まれた地域であった。仙台市にとっては、……工業の集積が進行していることが大きな魅力であったに違いない。この地域を市にとりこめば、……近代的都市へと変貌を遂げていく可能性があったからである」と述べている（仁昌寺正一「資料 昭和3年仙台市と名取郡長町の合併」、東北学院大学東北産業経済研究所『東北学院大学東北産業経済研究所紀要』第30号、2011年、82～83ページ）。

²⁷² 仙台市が市営電気事業を開始した1911（明治44）年時点で、仙台市が有していた発電所は、仙台電力株式会社から引き継いだ大倉発電所（出力750キロワット）のみであった。その後、宮城紡績電灯株式会社を買収したことにより、三居沢第二発電所（1910〔明治43〕年完成、最大出力1000キロワット）、白石発電所（1910年完成、最大出力840キロワット）が加わった。しかし、これらの発電施設だけでは、旺盛な電力需要の伸びに対応することはできなかった。そのため仙台市は、新たな発電所を建設する計画を立てることとなったのである。

かくして、まず仙台市が着手したのが大堀発電所の建設であった²⁷³。この発電所の建設計画は、1917（大正6）年2月の仙台市会に「自大正五年度至大正十年度宮城県仙台市特別会計水利電気事業費継続年期及支出方法」が提出されたことに始まる。このとき、「市営電気事業大堀発電所新設並ニ配電工事費」²⁷⁴として電気事業新営費31万8000円の支出を行うことが提案された。大堀発電所を新設する理由については、「既設三居沢外ニヶ所発電所（大倉発電所と白石発電所のこと…引用者）発電力ハ既ニ余力ナク、一般電気使用者ニ対シ充分ニ供給シ得ザルヲ以テ、……大堀ニ発電所ヲ新設シ電力ヲ豊富ナラシメント」するためとされた²⁷⁵。大堀発電所の建設の場合、1917（大正6）年2月28日の仙台市会で可決され、その後さまざまな事務手続きを経たのち、1919（大正8）年1月8日に着工された。そこでの工事は順調にすすみ、同年8月10日に落成した²⁷⁶。そして8月29日から仮使用のための送電が開始され、同年10月24日から本格的な運転が開始された。

次に建設されたのは碁石川発電所であった²⁷⁷。この発電所の建設計画は、大堀発電所の建

²⁷³ 宮城郡大沢村大字芋沢大堀に建設されたこの発電所の最大出力は1000キロワットであった。建設費用31万8000円は電気事業公債でまかなうこととなり、その償還には「事業収入」、すなわち特別会計電気事業費からの支出が充てられることとなった。

²⁷⁴ 仙台市『仙台市電気事業史』（1943年）141ページ。ちなみに、大堀発電所の建設計画を進めるにあたって、1917（大正6）年4月10日の市会で「大堀発電所建設委員設置規程」が可決されている。これによると、この委員は、大堀発電所の建設事務に参加すること（第一条）、委員は参事会2名、市会議員2名、市公民中選挙権を持つ者1名の計5名で組織すること（第二条）、任期は大堀発電所建設及送電工事の竣功までとすること（第三条）、大堀発電所建設などの予算や材料の購入・売却、敷地の買取などの事務に参加すること（第四条）などが定められている（仙台市会『大正六年 市会決議録』）。この規程は、のちの碁石川発電所の建設計画においても設定されている。

²⁷⁵ 仙台市『仙台市電気事業史』（1943年）141ページ。それに基づき、「仙台市第五回電気事業公債条例設定ノ件」も提出された。この「第五回電気事業公債」は、「市営電気事業ハ、逐年電灯電力需用ノ増加ニ伴ヒ電力ノ余力既ニ存セザルノ状況ニアリ、従ツテ今後ノ需用申込ニ対シテハ普ク供給シ得ザルノ感ナシトセズ、依テ予定計画ニ基キ、市営水道工事ヲ利用シ、大堀ニ発電所ヲ新設シ、以テ電力豊富ナラシメントス」るために発行しようというものであった（仙台市『仙台市電気事業史』1943年、142ページ）。

²⁷⁶ 落成日について、仙台市『仙台市電気事業史』（1943年）145ページでは「八月八日」となっている一方、仙台市『仙台市事務報告書』（1919年度）では「八月十日」（同書155ページ）となっており、記述が異なっている。しかし、『仙台市電気事業史』所収の「電気工事落成届」（同書157ページ）では、「大正八年一月八日工事着工仕候電気工事、本日落成仕候……大正八年八月十日」となっていることから、8月10日に落成したものと考えてよい。

²⁷⁷ 碁石川発電所は、宮城県名取郡秋保村大字湯元字除（現・青葉区秋保）に建設されたもので、最大出力は1500キロワット（常時使用1000キロワット）であった。なお、碁石川発電所の概要については、のちに仙台市『仙台市公報』第6号（1935〔昭和10〕年7月1日）に以下のような概要が掲載されている（同書1ページより。なお、文中の「／」は改行を表している）。

碁石川発電所は本市営電気大倉、大堀、三居沢各水力発電所土樋火力発電所中の代表的なもので、宮城県名取郡秋保村大字湯元字除に在り大正十二年十一月三十日に竣功した水力発電所である。水路は名取川水系北川、前川を同県柴田郡川崎村大字小野に於て取水し導水路巨長三、二八軒を経て発電所に至り名取川に放水するのである。／出力は一、五〇〇キロワット、有効落差五二、二米、

設計画が進行中の1918（大正7）年から始まった。その建設理由は、「市営電気事業ハ年々電灯電力需用増加ノ趨勢ヲ呈シ、既ニ供給電力ノ余剰ヲ存セザルニ至リ、目下工事中ニ係ル大堀発電所竣成後ノ発電力モ現在ノ状況ニ徴スレバ兩三年ヲ待タズシテ供給シ尽スベキヲ以テ、……碁石川ニ発電所ヲ建設シ供給電力ノ増加ヲ図リ、一ハ市将来電灯増加ノ需用ニ応ジ、一ハ以テ諸般工業ノ発展ニ資セントス」²⁷⁸というもので、「給電能力ノ充実ヲ図ルハ目下ノ急務」²⁷⁹とされた。

同発電所の建設については、1918（大正7）年10月の仙台市会で可決された。そして、1920（大正9）年4月に通信大臣の許可を得て、同年10月24日の着工となった。その後、工事は物価高騰の影響などにより資材調達の遅延がみられ一時難航するが²⁸⁰、1923（大正12）年10月25日には竣工した。そして同年11月15日に落成届が通信省に提出され、11月30日に試運転のための仮使用認可を受けたのち、翌1924（大正13）年1月9日に操業が開始された²⁸¹。

3つ目の発電所として、仙台市は土樋への火力発電所（いわゆる「土樋火力発電所」²⁸²）にも着手することとなった。1923（大正13）年に着工されたこの発電所の建設理由は、「渇水時電力供給の安定を期せんとす」²⁸³のため、および「将来ノ需用ヲ充シ且ツ……今後敷設スベキ電気鉄道計画ニ必要ナル電力ヲ得ル為」²⁸⁴であった。同発電所の建設工事は、1926

使用水量毎秒四、一七立方米、理論水力二、一四〇キロワット、建物は鉄骨ラス張コンクリート建で総工費は水路其他付属設備を合せて九十八万三千余円を要した。／本発電所は秋保温泉の東南約二十町名取川本流に面する静閑の地で秋保電気軌道松場停留所に近く交通も至便で誠に好適の位置を占むるものである。

²⁷⁸ 仙台市『仙台市電気事業史』（1943年）163ページ。なお、同様の理由については、同『仙台市事務報告書』1919年度、155ページなどにも記載されているため、そちらも参照されたい。

²⁷⁹ 仙台市『大正八年度 仙台市事務報告書』155ページ。なお、発電所の総工費は「一百万円」とされた。その財源として電気事業公債（「第八回電気事業公債」）が発行された。そしてその公債は「事業ヨリ生ズル収入ヲ以テ償還スル」ものとされた。なお、その後、碁石川発電所の建設費用は、約101万円まで増額し、その費用としてはおもに電気事業公債が充当されたが、その不足分については電気事業の収入からまかなうこととなっていた。

²⁸⁰ その間の動きについては、仙台市『仙台市電気事業史』（1943年）、および宮城県『大正十三年 土木水力電気 仙台市碁石川四ノ一』（宮城県公文書館所蔵）を参照のこと。

²⁸¹ 仙台市『仙台市事務報告書』1923年度、231ページ。

²⁸² 「土樋火力発電所」という名称が用いられているのは、同発電所が仙台市土樋に建設されたためと考えられる。というのも、「土樋火力発電所」という名称は計画当初には用いられておらず、ただ「火力発電所」とのみ表記されているからである。本章では、便宜上、「土樋火力発電所」の名称を用いることとする。

²⁸³ 仙台市『仙台市電気事業史』（1943年）297ページ。

²⁸⁴ 「電気事業費火力発電所建設費継続年期及支出方法変更ノ件」、仙台市『仙台市電気事業史』（1943年）、298～299ページ所収。なお、この発電所は、当初、「発電出力千『キロワット』」の規模が想定されていたが、「渇水期ニ於ケル既往ノ経験ニ鑑ミ現下ノ電灯電力需要ノ趨勢ニ徴スルニ応テ増設ノ必要ヲ見ルニ至ルヘキヲ慮リ二千『キロワット』設備ニ変更」されることとなった（仙台市『大正十五年度 仙台市事務報告書』電気部主管事務、18ページ）。

(大正 15) 年 4 月 23 日に着手され、同年 12 月にはほぼ竣工し、使用認可を受けて操業を開始した²⁸⁵。

ここで注目したいのは、この土樋火力発電所の建設費の調達方法である。同発電所の建設費用は総額 53 万円²⁸⁶となっているが、このときは公債の発行はなされず、特別会計電気事業費からの繰入金(「電気事業繰入金」)、および特別会計電気事業積立金の繰入金(「積立金繰入金」・「運用金」)²⁸⁷でまかなわれていた。このことは、それまでの発電所の建設費は電気事業公債の発行によって調達されていたことを勘案すれば、仙台市営電気事業が「毎年運営の剰余金を以て之を支弁し得るだけの実力を備ひることになった」²⁸⁸ことを意味していたといえる。

以上のように、大正期の仙台市においては、水力・火力あわせて 3 つの発電所が建設されたが、これにともなって仙台市営電気事業の自営発電量は増加し、最大出力 7090 キロワットとなった²⁸⁹。

なお、この間、仙台市は、民間会社からの余剰電力の購入(買電)も行っていた²⁹⁰。それは、さきにみた発電所の建設中の電力不足を補うだけでなく、夏の渇水期に備えるため、あるいは「夜間電力補給用として」²⁹¹行われたものであった。買電は 1921(大正 10)年頃から始まったが、仙台市営電気事業は次第にそれに大きく依存するようになる。具体的にみると、旭紡織株式会社(1921年に申請するも、結局受電せず)、宮城送電興業株式会社(1922年～1925年)、広瀬電力株式会社(1922年 8 月～9 月、1923年～1925年)、東北送電株式会社(1929年～)、東北振興電力株式会社(1930年代後半～)などから電力融通を図っていた²⁹²(表 3-5 参照)。なぜここまで受電に依存したのかといえば、市営電気事業の各発

²⁸⁵ その後、土樋火力発電所は 1927(昭和 2)年 12 月に、最大出力 2000 キロワットから 2500 キロワットに変更する申請を提出し、翌年 1 月に認可を受けている。

²⁸⁶ 当初の建設費は 39 万円となっていたが、発電出力を 1000 キロワットから 2000 キロワットに増量した結果、建設費の増額をみたのである。

²⁸⁷ 特別会計電気事業積立金の繰入金(「積立金繰入金」)・「運用金」について、前者は「電気事業第三種積立金(第三積立金のこと…引用者)より繰入」、後者は「電気事業第一種積立金(第一積立金のこと…引用者)より繰入」となっている(仙台市『仙台市電気事業史』、1943年、299ページ)。このことについては、仙台市『大正十二年度 仙台市事務報告書』も参照されたい。

²⁸⁸ 仙台市『仙台市電気事業史』(1943年)、301ページ。

²⁸⁹ その後、発電設備の増設などがなされた結果、1941(昭和 16)年時点の発電量は、三居沢発電所 1000 キロワット、大堀発電所 1000 キロワット、大倉発電所 1270 キロワット、土樋火力発電所 2500 キロワット、計 5770 キロワット(常時出力)となっている(東北電力株式会社『東北地方電気事業史』、1960年、151～152ページ)。

²⁹⁰ このほか、市内変電所、既設発電所(三居沢発電所、大倉発電所)の設備の増設・改修なども行っている。このことについては、『仙台市電気事業報告書』各年度、『仙台市事務報告書』各年度、『仙台市電気事業史』などを参照されたい。

²⁹¹ 仙台市『仙台市電気事業史』(1943年) 343 ページ、および同『仙台市事務報告書』、仙台市電気部『仙台市電気事業報告書』を参照。

²⁹² その後、買電は継続して行われ、1941(昭和 16)年における総受電量は 1 万 1000 キロワットとなっ

電所の建設中であっても電気需要の伸びが旺盛であったからにはほかならない。しかも、受電のコストは仙台市が独自に発電所などを新設するよりもきわめて低額なものであったため²⁹³、安定的な電気供給体制を維持するには、民間会社からの受電が必要であったものと考えられる。また、仙台市に配置されていた第二師団との関連も無視できないものであった²⁹⁴。

以上のことから、仙台市営電気事業は供給区域の範囲の拡大・電気需要の伸びにおいても、順調に推移していることを確認できるのである。

第2節 電気事業特別会計の諸相

1. 仙台市財政における電気事業特別会計の位置

次に、このような動きを示していた仙台市営電気事業の財政面について検討してみることにして。ここで注目するのは電気事業特別会計、すなわち特別会計電気事業費と特別会

ている（東北電力株式会社『東北地方電気事業史』、1960年、151～152ページ）。同年における仙台市営電気事業の総発電量は7270キロワットであったため、いかに仙台市が買電に依存していたかをうかがえよう。

²⁹³ このことについては、後掲の図10を参照のこと。同図をみるように、特別会計電気事業費歳出（臨時部）にみる「電力受電」の費用の割合がきわめて低いことがわかる。

²⁹⁴ 筆者の推測であるが、仙台市がここまでしても電気供給の安定性を維持しようとしたのは、軍隊への電気供給を行っていたからとも考えられるのではないだろうか。

仙台市には1888（明治21）年に第二師団が設置されたが、その後、電気供給が民間会社によって本格的に行われるようになってからは、そこへの電気供給が最優先に行われていたとも考えられる。すでに言及したように、仙台市が買収した宮城紡績電灯株式会社は、民営で電気事業を行っている際、すでに第二師団関連の施設に電灯供給を行っていた。

しかし、第二師団と仙台市営電気事業との関わりを示す史料は限りなく少ないため、それを断定することはできないが、1909（明治43）年9月28日の『河北新報』では、すでに以下のような記事が掲載されている。

師団の電灯直営計画

当師団（第二師団のこと…引用者）経理部に於ては、澗橋上流の水力を利用し、二百馬力の電力を起し、各隊の電灯を直営するの計画を立て、これを本省に稟申せし處、右は尚ほ詳細なる調査を要する趣にて、一応返付されし由なるが、同経理部は追つて更に設計の上、時機を見てこれを実行する見込なるやに聞く。

これは、第二師団が自らの電灯供給のために直接、電気事業を行うという記事である。おそらく、当時の仙台市における電気供給事業が民間会社によって行われており、さきにみたように比較的高値の使用料金となっていたことから、師団が独自に低廉かつ安定的な電気供給体制を行おうとしていたと考えられる。その後、この動きに関する記事は管見の限り見当たらないが、この時期の仙台市の電気事業の状況をみるうえでとても興味深い。

このほか、1907年の「五大事業」の提唱以降、仙台市が上水道整備の計画をたてる際、第二師団へ安定的な生活用水を供給できる体制をとることなどを重視した計画を立てている（「上水工事の設計」『河北新報』1909年5月24日、「市上水と陸軍省 陸軍省の補助内定」同1909年7月5日など）。ここからも、仙台市の政策と第二師団との関連が深いものであることが推察されるだろう。

計電気事業積立金という2種類の特別会計である。

まず、当時の仙台市財政がどのような動きを示していたのかをみてみよう。図3-5-1・3-5-2は、1907（明治40）年度から1942（昭和17）年度までの仙台市の一般会計および特別会計の伸びを図示したものである。全体として市財政が膨張傾向にあるが、特に特別会計の伸びが顕著であることがわかる²⁹⁵。

この要因を明らかにするために特別会計の内訳を示したものが図3-6-1・3-6-2である。図3-6-1は、1907年度から1945（昭和20）年度における仙台市特別会計歳入の推移をみたものである。歳入の内訳をみると、電気事業に関連する特別会計（特別会計電気事業費と特別会計電気事業積立金）が、仙台市の特別会計の中でもかなり大きな割合を占めていることがわかる。このことは同時期における歳出の内訳においても同様で（図3-6-2）、特別会計全体に占める割合がかなり大きい。

2. 特別会計電気事業費の動向

特別会計電気事業費の動きについてみてみよう。すでに述べたように、特別会計電気事業費は、1910（明治43）年12月の仙台市会で決議された「仙台市水利電気事業ニ関スル特別会計認定ノ件」²⁹⁶に基づいて設定されたものである。その推移を取り出してみたものが、図3-7である。1910年代前半には歳入と歳出が釣り合っているが、1910年代後半からは多くの年度で歳入が歳出を上回っている状態が続いている。特に1918（大正7）年から1920年代後半に至るまではその差が大きい。このことから、市営電気事業は黒字基調の部門であることがわかる。なお、その黒字部分（歳入と歳出の差額）については次年度に繰り越され、歳入中の「繰越金」に充てられている。

この特別会計電気事業費歳入（決算額）の内訳をみると（図3-8-1・図3-8-2²⁹⁷）、1911（明治44）年度以外は「使用料及手数料」（1934〔昭和9〕年以降は「電気供給事業収入」）が大きな割合を占めている²⁹⁸。この科目が特別会計電気事業費歳入に占める割合はお

²⁹⁵ ただし、特別会計の中には、特別会計から特別会計へ、あるいは特別会計から一般会計へ、一般会計から特別会計へというかたちで資金が流入出しているため、金額が重複しているところが多いと考えられる。しかも、特別会計の種類はもちろん、科目・費目についても多岐にわたっているため、その純粋な金額を算出することは困難である。そのため、当該期の財政状況を知るための一応の目安としてこれを提示していることをお断りしておく。

²⁹⁶ これは「仙台市水利電気事業に関する収支は特別会計とす」ことを提案したものである。これについても、仙台市『仙台市電気事業史』（1943年）23～24ページに全文が収録されているので、そちらを参照されたい。

²⁹⁷ 図3-8が2つに分かれているのは、1934（昭和9）年度に款項目が整理され、新しい科目が設定されたためである。このグラフでは、便宜上、新旧の科目に対応するものについては同色に統一して示している。

²⁹⁸ 仙台市営電気事業が発足した1911（明治44）年度は、歳入のほとんどが「電気市営事業費借入金」で占められている。これは、仙台市が市営電気事業を行う際に公債を発行し、それを特別会計電気事業

よそ40～50%となっており、特に1929（昭和4）年度以降には60%以上の割合を占めている。「使用料及手数料」は電灯・電力・電熱を使用している需要者または需用家から徴収しているものであるため²⁹⁹、先に述べたような電気需要の増大、および大正中期の電気料金値上げによる増収がここに反映されていると考えられる。また、上述した「繰越金」の割合も大きいことがわかる。さらに、「公債」の割合も大きく、1911年度以降増加傾向が続いている。1913（大正2）年度から1915（大正4）年度までの「公債」の割合が大きいのは、仙台市がこの時期に宮城紡績電灯株式会社の買収費用の支払いを行うべく、公債の発行によってその費用を調達したためであり、1917（大正6）年度以降には、前述のような発電所などの建設が行われているほか、1925（大正14）年度以降は市電の敷設も行われているため³⁰⁰、公債の割合が増加していると考えられる³⁰¹。

一方、特別会計電気事業費歳出の動きはどのようになっているだろうか。図3-9-1・3-9-2は、1911年度から1942年度までの特別会計電気事業費歳出（経常部）の推移である³⁰²。ここでは、「事業費」、「事務所費」（1934〔昭和9〕年度以降「電気供給事業費」として「事業費」と一部の「事務所費」を統一）が大きな割合を占めている。これらはほとんどが人件費などの事務諸経費にあたるものであるが、1942（昭和17）年3月に市営電気事業の終焉をむかえると、1942年度からはこれらの費目がなくなっている。また、1926（大正15・昭和元）年度からは「電車事業費」が設定され、市電事業に関する費目も増加している³⁰³。

費歳入に充てているためである。

²⁹⁹ なお、電気使用料金を安定的に徴収するために、大正初期から納付組合が結成された。納付組合の活動状況については、仙台市『仙台市事務報告書』各年版、および仙台市電気部『仙台市電気事業報告書』各年版を参照のこと。

³⁰⁰ 市電事業は仙台市電気部の管轄となっていたため、その会計は特別会計電気事業費のなかに位置づけられていた。なお、市電事業独自の特別会計が設定されるのは、仙台市が東北配電株式会社に市営電気事業の譲渡を行った直後、1942（昭和17）年度からである。

³⁰¹ このほか、1923（大正12）年度および1924（大正13）年度に「財産売却代」という科目があることが注目される。これは、1923年3月に、市営電気事業の郡部財産のほとんどを宮城県営電気事業に売却した結果として得られたものである。これによって、仙台市は売却金額162万8000円のうち42万円を「財産売却代」として計上したうえで、市電敷設のための費用に充当したのである。その結果、1926（大正15）年11月に仙台停車場前-南町通-大町一丁目（仙台市公会堂前）間（約2キロメートル）、東五番丁-荒町間（約1.2キロメートル）で市電が開通し、1928（昭和3）年には市内循環線などが開通した。その後、市電を利用する人が増加するにともない、その運賃収入が増加していった（仙台市『仙台市事務報告書』1926年度～1945年度、および同『仙台市統計書』各年版を参照のこと）。1928年度以降は「電車収入」（1934年〔昭和9〕年度以降「電気軌道事業収入」）も大きな割合を占めるようになっている。

³⁰² 図3-8と同じく、図3-9が2つに分かれているのは、1934（昭和9）年度に款項目が整理され、新しい科目が設定されたためである。ここでは、便宜上、新旧の科目に対応するものについては同色のものに統一して示している。

³⁰³ この特別会計電気事業費歳出（臨時部）の1911（明治44）年度は、ほとんどが「既設電力会社買収費」で占められている。これは、仙台電力株式会社の買収費として支出されたもので、単年度のみ

他方、特別会計電気事業費歳出の臨時部の動きをみてみよう。図3-10は、1911（明治44）年度から1940（昭和15）年度における特別会計電気事業費歳出（臨時部）の内訳の推移をみたものである。歳出（臨時部）においては、1912（明治45・大正元）年度から1915（大正4）年度においては「既設会社買収費」の割合が最も大きい。これは、仙台市が宮城紡績電灯株式会社を買収した費用を分割して支出したためである。また、1920（大正9）年度から1923（大正12）年度までは「碁石川水力電気工事費」として碁石川発電所建設の費用が、1923年度から1926（大正15・昭和元）年度までは「火力発電所建設費」として土樋火力発電所建設の費用が、それぞれ計上されている。このほか1924（大正13）年度以降には「電気軌道敷設費」など、市電事業にかかわる経費も支出されている。しかし、全体として「公債費」と「編入金」・「積立金」の割合が大きい。特に「公債費」については、先にも述べた発電所の建設などにかかる公債の償還に充てられているものと考えられる。

ここで、歳出（臨時部）「公債費」の動向についてみてみよう。表3-6は、明治末期から大正期にかけて発行された電気事業公債の一覧である。この表をみるように、仙台市営電気事業で最初に公債が発行されたのは1911（明治43）年度であった³⁰⁴。それ以前には、「仙台電力株式会社ノ事業全部ヲ買収シ、更ニ発電所ノ起工ヲ計画シ百四十万円ヲ公債ニ求メ募債ニ着手シタルモ、金融界ノ状況ハ至リテ振ハス、既定ノ利率（年六分）ニテハ応募者」³⁰⁵がないという状態であった。また、このときの起債総額140万円のうち約40万円は仙台電力株式会社の買収費として用い、その残額で宮城紡績電灯株式会社の買収、あるいは仙台市独自の発電所建設などの電気事業経営費に充当しようと考えていた。しかし、この起債は募集が困難な状態なうえに、宮城紡績電灯株式会社との買収交渉も難航したため、「大正元年度ニ最初ノ計画ヲ変更シテ宮城紡績電灯株式会社ノ事業ヲ買収スルコト、シ、公債募集額モ亦二百万円ト、利率ヲ年六分五厘ト改正シ、其筋ノ許可ヲ得、内金六十四万三千元ハ日本勧業銀行ヨリ低利借入」を行い、「残百三十五万七千元ハ広ク（公債を…引用者）募集」することとなった³⁰⁶。このときの公債は「第一回電気事業公債」あるいは「六十四万三千元債」と呼ばれ、民間電気会社を買収するための「電気事業経営費」として計上されたものであった。しかし、「時恰モ欧州ノ動乱（第一次世界大戦のこと…引用者）等ニ遭遇シ金利ハ漸次昂騰シ既定ノ利率ニテハ募債絶望ノ姿トナ」ったため、「大正四年九月既定公債額百三十五万七千元ノ内、十万元ハ電気事業積立金ヨリ運用シ、五万七千元ハ事業費剰余金中ヨリ

目となっている。

³⁰⁴ なお、電気事業公債が発行されるたびに、「電気事業公債条例」が設定・改定されている。これについては、仙台市『仙台市事務報告書』各年版、同『仙台市電気事業史』（1943年）、仙台市会『市会議録』各年版を参照されたい。

³⁰⁵ 仙台市『大正四年度 仙台市事務報告書』電気部主管4ページ。ちなみに、このことについて、仙台市『仙台市電気事業史』は、「欧州戦乱」の影響により「内国金融モ亦硬塞セシ」状態のため、「金利の昂騰に依り……募債困難とな」ったと説明している（同書106ページ）。

³⁰⁶ 仙台市『大正四年度 仙台市事務報告書』電気部主管4ページ。

支弁シ、残百二十万円ヲ年利七分ヲ以テ募集スルノ計画ヲ樹テ」³⁰⁷られ、同年 10 月 25 日に第 3 回電気事業公債（募集金額 120 万円）が発行された³⁰⁸。

なお、この間、1915（大正 4）年 3 月には第 2 回電気事業公債（募集額 45 万円）が発行され³⁰⁹、起債額 45 万円のうち 27 万円を事業経営費として特別会計電気事業費へ支出し、残額のうち 18 万円を特別会計電気事業積立金に充当している。この第 2 回電気事業公債のその後の動きについてみておくと、1917（大正 6）年 4 月 2 日発行の第 4 回電気事業公債によって「繰上償還」が完了した³¹⁰ほか、1915（大正 3）年 10 月には第 3 回電気事業公債が発行されている³¹¹。

以上の第 1 回から第 4 回までの電気事業公債は「電気事業経営費」として公債が募集され、1918（大正 7）年 3 月までにすべて償還が完了しているが、第 1 回や第 2 回の電気事業公債についていえば、第一次世界大戦の影響を受けていることが推察される。

第 5 回電気事業公債は、1917（大正 6）年から 1919（大正 8）年まで数回に分けて発行されている。この公債は大堀発電所の建設費用を調達するために発行されたものであった。この公債についていえば、当初、大堀発電所の建設費用 31 万 8000 円のうち 24 万円を調達するために発行されたものであった。それにあたって、まず第 1 回目（1917 年 11 月）は 17 万円の起債を行うために「第 5 回電気事業公債条例」の改正を行い、1917 年 9 月にその認可を受けた³¹²。そして同年 11 月に日本勧業銀行から低利資金（年利 0.56 パーセント）の

³⁰⁷ 同上、電気部主管 4 ページ。

³⁰⁸ 第 3 回電気事業公債については、「大正六年六月十一日低利債（年利六分）借換ノ為メ」第 6 回電気事業公債を発行し、「大正六年中償還スヘキ元金六万七千五百円ハ之ヲ償還シ残額百十三万二千五百円日本勧業銀行ヨリ借入ヲ為シ繰上償還」を行った。その後、この第 6 回電気事業公債の償還については、1923（大正 12）年にその債務が宮城県へ移された。

³⁰⁹ 第 2 回電気事業公債は、「電気事業市営ノ当初財産（仙台電力株式会社が有していた財産の一部…引用者）ノ売却ヲ為シ、事業経営費ノ一部ニ充テントシタルモ其時機ニアラサルヲ以テ、大正三年度ニ於テ四十五万円ノ一時債ヲ起スノ件、知事ノ許可ヲ得、幾部借入ヲ為シタルモ、猶ホ財産売却ヲ実行スル能ハサルニ依リ、之ヲ公債ニ改メ一時債ノ返済及ビ事業費ノ補充ニ充テタリ」というものであった（仙台市『大正四年度 仙台市事務報告書』）。そのため、「大正五年十二月低利債借換ノ為メ其筋ノ許可ヲ受ケ……、年利六分五厘ヲ以テ株式会社日本興業銀行ト契約シ、大正六年四月一日新ニ公債ヲ募集シ繰上償還ヲ為スコト、」なった（同）。その後、この第 2 回電気事業公債は、「株式会社日本興業銀行ト契約シ、第四回電気事業公債発行及償還方法ニ依リ新ニ公債ヲ募集シ、全部ノ繰上償還」された（仙台市『大正六年度 仙台市事務報告書』）。

³¹⁰ 仙台市『大正六年度 仙台市事務報告書』155～156 ページ。

³¹¹ この第 3 回電気事業公債が発行される数ヶ月前の 6 月 30 日、市会に「仙台市電気事業公債条例及仙台市水道敷設公債条例併合並ニ更正ノ件」が提出された。これは、これまで発行しようとした電気事業公債が「目下経済界ノ状態ニアリテハ到底募集シ能ハサル」ため、年率を 7 パーセントにあらため、償還年限も 22 年に延長し、そして「公債条例ハ電気ト水道ト両様ニナシ置キテハ募集上ノ不利益ト認ムルヲ以テ同一条例ニ合併」する、つまり、公債条例を改正して、電気事業と水道事業をあわせて起債しようとしたものであった。しかし、この議案は 8 月 5 日の市会で否決され、その後、遠藤庸治が再議を求めたが、結局、同年 8 月 11 日の市会で否決された（仙台市会『大正三年 市会決議録』）。

³¹² 仙台市『大正六年度 仙台市事務報告書』157 ページ。

借入を行っている。その後、1918年には内務・大蔵両大臣に対し、起債額の増額を申請し³¹³、起債額を34万円へと増額することの認可を受けた。そのため、1919（大正8）年には2回目（1919年1月）と3回目（同12月）の公債発行が行われている。なお、この第5回電気事業公債は1935（昭和10）年までに償還が完了している。

第8回電気事業公債は、1919年から1922（大正11）年までに発行されている。この公債発行は碓石川発電所の建設費用を調達するためのものであった。特にその1回目は、第5回電気事業公債の3回目と同時に発行され、「地方貸付低利資金中ヨリ供給ヲ受」けることとしていた³¹⁴。その後、この第8回電気事業公債は1940（昭和15）年までにはすべて償還が完了している。なお、1922（大正11）年3月には短期債として14万円の起債がなされているが、これは「第八回公債九十六万七千円ノ借入残額二十一万七千円ノ内金拾四^(マ)万円ハ年利八分ヲ以テ千代田火災保険株式会社ヨリ」³¹⁵借り入れたものであった。この短期債も1940（昭和15）年までに償還が完了している。

次に、特別会計電気事業費歳出（臨時部）に計上されている「編入金」（市費編入金）と「積立金」に注目してみよう。公債費を除くと、これらの費目が歳出（臨時部）において大きな割合を占めているからである。これらの費目のうち「積立金」は、電気事業運営にかかる積立金として特別会計電気事業積立金へ支出されたものであるが、「編入金」については、当初は「市費編入金」とあらわされていたように、電気事業運営そのものための支出ではなく、他の会計へ支出されるべく計上されているのである。

3. 特別会計電気事業費歳出（臨時部）「編入金」の動向

では、この「編入金」はどのようなところに充当されていたのか。表3-7は、1914（大正3）年度から1942（昭和17）年度までの特別会計電気事業費歳出（臨時部）「編入金」の金額とその内訳をみたものである。「編入金」という費目は1914（大正3）年度に「繰入金」として計上されたのが最初で、内訳をみると「一般会計へ繰入金」とある³¹⁶。当初は、電気事業に関わる調査費用として使用されていたようであるが、それが大きく変化するのが1919年度からである。1919年度にはその金額が1万6600円となり、1921（大正10）年度になるとさらに金額が急増し、23万9629円40銭となっている。それ以降、多少の変動はあるものの、この「編入金」の金額は年々増加傾向を示しており、約20年後の1939（昭和14）年度には約21倍となっていることがわかる。その「編入金」の行き先は、「市区改正事業資金編入金」、「一般会計編入金」、「水道事業費編入金」、「都市計画事業費編入金」など、仙台市一般会計や他の特別会計へ多岐にわたって支出されている。その中でも、「市区改正事業資金編入金」、「一般会計編入金」、「水道事業費編入金」、「都市計画事業編入金」の割合

³¹³ 仙台市『大正七年度 仙台市事務報告書』178ページ。

³¹⁴ 仙台市『大正八年度 仙台市事務報告書』177ページ。

³¹⁵ 仙台市『大正十一年度 仙台市事務報告書』220～221ページ。

³¹⁶ 仙台市『大正三年度 宮城県仙台市一般会計特別会計歳入歳出決算書』。

が大きいことがわかる。その中でもいち早く繰り入れが行われたのが「市区改正事業資金編入金」、すなわち、1919年度に設置された特別会計市区改正事業資金である。

前章でも言及したように、市区改正事業資金の設置は、1919年2月、当時の仙台市長山田揆一が「仙台市市区改正事業資金設置及管理規則」を市会に提出したことから始まる。これは、1907（明治40）年に仙台市会による「五大事業」の登場以来、財源不足のためにほとんど進展をみなかった市区改正事業の本格的な着手を目指して提起されたものであった。しかしその際、市区改正事業資金の財源として、市営電気事業の電気料金の値上げを行い、もって市区改正事業資金として充当するという計画を立てたため、これについて仙台市会で相当の議論が交わされた³¹⁷。結果として「市区改正事業資金及管理規則」が施行され、市区改正事業資金の財源は「電気事業より生スル利益繰入金」を充てることが明示された（第2条）。これにもとづき、同年2月に1919年度予算に特別会計市区改正事業資金が設定され、特別会計電気事業費からの繰り入れが行われることとなった³¹⁸。

ともかく、このような経緯を経て、市営電気事業会計からの繰り入れが初めて開始されたのである³¹⁹。

次に、1931（昭和6）年度以降に設定されている「都市計画事業費編入金」、すなわち特別会計都市計画事業費への「編入金」をみてみよう。これは、仙台市が1923（大正12）年に都市計画法の適用を受け、それに基づいて各種事業が行われたのであるが、それらの財源として充当されたものである。この金額は、1934（昭和8）年度が一番大きく、11万7140円となっている。

特別会計電気事業費の「編入金」のうち、一番大きな割合を占めているのが「一般会計編入金」である。電気事業費から一般会計への繰り入れは、1921（大正10）年2月の仙台市会で、ふたたび電気料金の値上げを行い、それでもって一般会計の財源を確保しようと計画したことに端を発するもので、1910年度予算で初めて計上されたものであった。

³¹⁷ このときの経緯については、第2章を参照のこと。

³¹⁸ なお、特別会計市区改正事業資金は、仙台市の土木費に吸収され、その後、都市基盤整備事業の一環として行われていくこととなる。

³¹⁹ なお、ここで注意しなければならないのは、先行研究において、一般会計へ繰り入れがなされたのが1919（大正8）年度であるという認識がなされていることである。たとえば、『公営電気復元運動史』における宮城県のところでは、「一般会計へ充当」されたのが1919年度であるという表現を用いている（公営電気復元運動史編集委員会編『公営電気復元運動史』、公営電気事業復元県都市協議会、1969年）。また、仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編7 近代2』（仙台市、2009年）においても、似たような認識がなされており、「一九一九年（大正八）度以降、特別会計からの一般会計への『繰入金』が計上されている」が、これは電気事業特別会計の「収益の繰り入れによるものである」としている（同書36ページ）。たしかに1919年度からは「繰入金」が計上されているが、その内訳をみると「特別会計繰入金」とあるだけで、どこから繰り入れがなされたのかについては管見の限りでは不明である。しかし、少なくとも特別会計電気事業費からの「繰り入れ」は1919年度には行っていないことは確かであり、この記述は曖昧な表現であると言わざるを得ない。しかし、この表6をみるように、一般会計への繰り入れ、つまり「一般会計編入金」が計上されたのは、1921（大正10）年度からなのである。それ以降、「編入金」のなかで一番大きな割合を占めるのは、「一般会計編入金」となっていく。

この「一般会計編入金」が、一般会計歳入においてどれくらいの割合を占めているのかをみてみよう。表3-8は、1919年度から1945（昭和20）年度における仙台市一般会計歳入の「繰入金」の金額と内訳をみたものである³²⁰。この「繰入金」の中で、金額・割合ともに一番大きな位置を占めているのが「電気事業費繰入金」、すなわち特別会計電気事業費からの繰入金である。初めて計上された1921年度には16万3529円40銭、1931（昭和6）年には13万2240円となっている。その後は14万円前後で推移するが、昭和10年代中ごろからふたたび増額し、市営電気事業の終焉をむかえる直前の1941（昭和16）年度には23万9983円となっている。これらの金額は「繰入金」総額に占める割合も大きく、約8割から9割を占めていた。ここから、一般会計歳入「繰入金」のほとんどが「電気事業費繰入金」、すなわち電気事業費からの編入金でまかなわれていたことがわかる。

なお、この「繰入金」が一般会計の中でどれくらいの割合を占めていたのかについては後述することとし、次に特別会計電気事業積立金の動きについてみることにする。

4. 特別会計電気事業積立金

次に、仙台市営電気事業のもうひとつの事業会計である特別会計電気事業積立金の特徴についてみてみよう。特別会計電気事業積立金は、1915（大正4）年7月28日に制定された「仙台市電気事業積立金条例」に基づいて設定された。同条例では、電気事業積立金の収支は特別会計で行い、その歳入出は特別会計電気事業費と分別すること（第1条）、積立金の種類を用途別に第一積立金・第二積立金・第三積立金に分けて設定すること（第2条）³²¹、積立金の収入は電気事業の「利益金」などを充てること（第3条）などが定められた³²²。この積立金条例の設定ののち、仙台市営電気事業の第2回電気事業公債（48万円）のうち18万円が特別会計電気事業積立金に充当されている。同会計の設置当初は、おもに第一積立金・第二積立金への積立が頻繁になされていた。

この特別会計電気事業積立金の歳入の動きをみたものが、表3-9である。ここでは、第

³²⁰ ちなみに、仙台市一般会計歳入において、1918（大正7）年度以前には「繰入金」という科目はない。

³²¹ 第一積立金は「電気部所属ノ建物、電線路及器械器具等ノ減損償却費ニ充ツル目的ヲ以テ、金二百万円ニ達スルマデ積立」るもので、第二積立金は「本市（仙台市のこと…引用者）水道事業費補填ノ費ニ充ツ、其積立金ハ十三万五千二百七十九円ヲ限度トス」るもの、そして第三積立金は「電気部所属財産増殖ノ資ニ充ツ、但本積立金ハ第一積立金及第二積立金ノ外猶剰余金ヲ存スル場合ニ限ル」ものとされた（仙台市『仙台市電気事業史』1943年、121～122ページ）。

³²² このほか、積立金は郵便貯金か銀行預金とし、その利子は元金に編入すること（第5条）、第三積立金は仙台市会の議決を経て特別会計電気事業費に補充できること（第6条、これが特別会計電気事業費歳入「積立金繰入金」の根拠となる）、電気事業経営に関し起債の必要がある場合は市会の決議を経て積立金を年六分五厘の利子で運用すること（第8条、これが特別会計電気事業費歳入「積立金運用金」の根拠となる）などが設定された（同上）。なお、この積立金条例は、1918（大正7）年2月の仙台市会で改正されたのをはじめとして、その後何度か改正されている。

一積立金・第二積立金・第三積立金ともに「電気事業費繰入」（1931〔昭和6〕年度以降は「繰入金」の項目「電気事業費繰入金」）が最も大きいのが、これは特別会計電気事業費から積立金として支出されてきた繰入金である。その次に大きいのが「積立金収入」であるが、これはおもに「預金利子」³²³と「運用金利子」³²⁴の合計である。これらの金額は、第一積立金、第三積立金で大きな割合を占めている。

次に、特別会計電気事業積立金の歳出についてである（表3-10）。第一積立金・第二積立金・第三積立金ともに、最も大きい費目は「積立金」となっている。これは、電気事業そのものの事業を行うために積み立てられている部分であると考えられる。ただし、ここで特に注目したいのは、それぞれの積立金の中で大きな割合を占めている「繰入金」や「運用金」である。これらは、市営電気事業の運営のために使用されるもの、すなわち特別会計電気事業費に充当されるために支出されたものではなく、他の市営事業会計の財源として運用されるために支出されたものである³²⁵。

では、電気事業積立金はどのような事業へ運用されたのであろうか。先にも述べたように、特別会計電気事業積立金は「仙台市電気事業積立金条例」に基づき、市営電気事業そのものの事業経営費を毎年積み立てておくために設置されたものである。しかし、大正中期からは、他の会計に「運用金」として繰り入れられている。つまり、いずれ特別会計電気事業積立金へ利子をつけて戻し入れることを前提として積立金の運用が行われるようになっていった。そのため、「運用金」の金額は、その事業会計から「返済」されないかぎり、毎年累積していくこととなる。この電気事業積立金の「運用金」・「預金」・「株式」の金額の累積の推移をみたものが表3-11であるが³²⁶、これをみるように、さまざまな事業会計に特別会計電気事業積立金の「運用金」が用いられていることがわかる。

その用途は第一積立金・第二積立金・第三積立金に分けられている。それぞれの内訳をみてみよう。

³²³ 「預金利子」とは、仙台市内の銀行に預け入れた電気事業積立金の利子収入のことである。これは1915年度・1916年度の『仙台市事務報告書』にのみ記述されており、前者には「預金ハ当市、東北実業、宮城商業、第七十七、ノ三銀行へ預入」と記載されているだけであるが、後者には「預金ハ市内東北実業、宮城商業、第七十七ノ三銀行へ年利六分七厘ヲ以テ預入」というように、具体的な年利の記載がなされている。これ以降、どの銀行にどれだけの年利で預入がなされているかを追うことはできないが、少なくとも同『昭和十二年度 仙台市事務報告書』には七十七銀行に預入を行っているという記述があることから、少なくともこれらの銀行に預入がなされていたことは確認しえる。

³²⁴ 「運用金利子」とは、特別会計電気事業積立金から一般会計や他の会計へ運用された資金（「運用金」）を特別会計電気事業積立金へ戻し入れる際に付与する利子のことである。

³²⁵ この電気事業積立金の「運用金」の支出方法とその戻入方法について定めたのが、「仙台市電気事業積立金運用及戻入方法」（1915〔大正4〕年7月29日仙台市会で決議）である。同規定は電気事業積立金からの運用金を戻し入れるたびに制定されたものである。

³²⁶ なお、この表は、毎年どれくらいの金額が「運用金」・「預金」・「株式」として支出されているかをあらわしたものであり、特別会計電気事業積立金の「運用金」の金額とは必ずしも一致するものではない。なぜなら、「預金」のなかからも「運用金」として支出されているものがあるからである。そのため、詳細な検討については今後の課題とする。

第一積立金は、市営電気事業に関する各種施設・設備の減損償却費として、その資金を積み立てる役割を担っていた。そのため、その積立金はおもに「運用金」（のち「電気事業」。特別会計電気事業費への支出）や一般会計に充当されている。しかも「電気事業」に対する累計金額は増加傾向にあり、1919（大正8）年には15万4000円であったものが1925（大正14）年には約29万8000円と、約2倍近くにまで達している³²⁷。一般会計については、1919年から運用金が充当されているが、これはほとんど戻し入れられることなく、1941（昭和16）年まで続いている。その額も増加しており、1919年には約3万4000円であったものが、1941年には約99万円となっている。

第二積立金は、もともと仙台市の水道事業費に補填するための積立金であるため、第一積立金や第三積立金と比べると累計金額はあまり大きくない。それでも、1917（大正6）年においては、第二積立金の預金の一部が特別会計電気事業費へ運用されたため³²⁸、1917年には第二積立金の預金額は9万8690円25銭だったものが、翌年には4万5129円76銭へと減額しているほか、1919年からは特別会計電気事業費と一般会計、そして1933年度以降は特別会計窒素研究費に「運用金」を充当している。

第三積立金は、特別会計電気事業費に剰余金がある場合にのみ積み立てられるものであった。そのため預金を中心となっており、1917（大正6）年には第三積立金の「預金」の一部が特別会計電気事業費へ繰り入れられている³²⁹ほかは、昭和初期に至るまでほとんど運用金の支出はなかった。この積立金からの運用がはじまるのは1929（昭和4）年からで、「電気部所属財産増殖ノ資ニ充ツ」ために設定されていた第三積立金から一般会計への運用がはじまる。しかも、その後は、金額の差異はあるものの、第一積立金を凌駕する勢いで一般会計に対する運用金の充当がなされているのである³³⁰。

このように、電気事業積立金は特別会計電気事業費をはじめ、さまざまな事業会計へ「運用金」を支出していたが、その最大の支出先は仙台市一般会計であった。

ではここで、「運用金」の内訳についてみることにしたい。

³²⁷ その後、特別会計電気事業費からは、1933（昭和8）年までに運用金がすべて戻し入れられている。

³²⁸ このことは、仙台市『大正六年度 仙台市事務報告書』財産表に、「第二積立金預金九万八千六百九十円二十五銭中五万九千円ハ、大正六年度ニ於テ事業拡張費ニ充用ノ為メ運用スルコト、シ、同年度予算ニ計上シアリ」と記述されている。

³²⁹ このことについては、仙台市『大正六年度 仙台市事務報告書』財産表に「第三積立金二万二千二百八十三円六十一銭（預金の金額…引用者）中一万七千百十六円六十六銭ハ、大正六年度事業費ニ充用ノ為メ繰入ル、モノトシ、予算ニ計上シアリ」と記述されている。

なお、ここで注意しなければならないのは、「運用した」ということと「繰り入れた」ということの違いである。「運用した」というのと「繰り入れた」というのは、同じようで異なる。前者は「運用金」として運用しているため、運用するには上にみた積立金条例を改正し、それに基づいて運用される。その資金を電気事業積立金へ戻し入れる際には、仙台市電気事業積立金条例第8条に基づき、元金とその利子をつけて戻さなければならないのである。その一方で、「繰り入れた」というのは、積立金から電気事業そのものへの資金の充当するためのもので、利子などはつかないものである。

³³⁰ このほか、1931（昭和6）年以降は工業学校移築費への運用も行われている。

1919年度以降、「運用金」は「電気事業運用金」と「一般会計運用金」に分けられ、それ以前の「運用金」は「電気事業運用金」に引き継がれたが、「一般会計運用金」には新たに3万8600円が運用されている³³¹。1920（大正9）年には、「一般会計運用金」として特別会計電気事業積立金歳入から一般会計へ2万5000円の運用がなされたため、1920年の「一般会計運用金」の累計総額は6万3600円となっている。その後も「運用金」は電気事業と一般会計へ運用しており、その金額も増加傾向をたどるが、昭和初期から「電気事業運用金」の運用累計金額が減少しているのに対し、「一般会計運用金」の運用累計金額が増加している。「電気事業運用金」への運用金額が減少しているのは、電気事業への運用金額が減少したということと、特別会計電気事業費からの「運用金戻入」によって減額していったことも挙げられよう。その一方で、「一般会計運用金」の運用金額が増加していることも見逃せない。

では、このような電気事業積立金は、一般会計歳入「運用金」へ計上された後は、どのような事業の財源として用いられたのであろうか。『仙台市事務報告書』によれば、電気事業積立金の運用目的は以下のようにになっている³³²。

第一積立金の「一般会計運用金」の内訳は、工科大学創立費寄付金（1918〔大正7〕年）、里道改修費、土木費、土木費教育費、学校増改築費、市庁舎建築費設備費、幼年学校跡地買収費（以上、1936〔昭和11〕年以降から確認）、一般会計充当（費）³³³となっている。また、第二積立金の内訳は、窯業研究所費（1933〔昭和8〕年以降）、消毒所敷地買収費（1936年から確認）、第三積立金の内訳は、一般会計充当費（1929年以降）、工業学校移築費（1931年以降）となっている。また、第一積立金から一般会計を経由し、ほかの特別会計へ運用されたものとして、水道事業拡張費（特別会計水道事業費関連、1931〔昭和6〕年から確認）と、瓦斯事業費（1941〔昭和16〕年から確認）が、そして同じく第三積立金からは市立病院改築費（1937〔昭和12〕年以降）、小口産業貸付資金（1938〔昭和13〕年）、瓦斯事業費（1941〔昭和16〕年）がある³³⁴。このように、たくさんの費目にこの運用金がいわれていることがわかる³³⁵。このことについて、『仙台市電気事業史』では「積立金運用及戻入方

³³¹ この金額について積立金の累計には「1919年」にみられるが、同じ金額は、特別会計電気事業積立金の1918（大正7）年度にみられる。これは、前者が年末（その年の12月末日現在）によるもの、後者が年度末の決算によるものであるためである。つまり、この38,600円という金額は、1919年の1月から3月までの間に計上されたものであるため、決算では「1918年度」にあらわれるのである。

³³² おそらく仙台市電気事業積立金条例改正後のものと考えられるが、どのように改正されたのかは、今のところ資料がないため不明である。

³³³ この「一般会計充当（費）」（あるいは「一般会計歳出充当」）は運用金額が大きいのであるが、これがどのようなところに使用されたのかは今のところ不明である。

³³⁴ 仙台市『仙台市事務報告書』各年版より。

³³⁵ この電気事業積立金の「運用金」が、いかに仙台市財政に大きな影響を与えていたのかについて、仙台市『仙台市電気事業史』では以下のように述べている。「最近に至り、年度毎に（昭和十四年一月二十八日）電気事業積立金運用金元利戻入停止の件を市会の決議を経て一般会計に運用したる……運用金は『昭和十四年度に於て元金は之を戻入停止し利子は之を附せざるものとす』となつて据置きの状態に

法が必要の都度屢々改正せられ市会の決議を経て電気事業運営上円滑なる運用を図り発展充実を期したる外工科大学創立に際しては寄付金支出の為此の積立金より運用したるを始め、里道改修、消毒所土木費、一般会計、及都市計画事業、水道事業、市立病院等に対し相当額を運用して其施設遂行に遺憾なきを期せしめ……本市重要事業の企画遂行に貢献した事は特筆すべきことである。全く電気事業こそは所謂本市財政の宝庫として燦然たる業績を貽して来たのである」³³⁶と評価している。

では、特別会計電気事業積立金から一般会計への「運用金」は、一般会計歳入においてどれくらいの割合を占めていたのか。表3-12は、1916（大正5）年度から1944（昭和19）年度における一般会計歳入「運用金」の金額と、同時期における特別会計電気事業積立金歳出（臨時部）の「運用金」うち、「一般会計運用金」として支出されている金額の推移をみたものである。これをみるように、特別会計電気事業積立金からは、1918（大正7）年度頃から一般会計への繰り入れを行っていることがわかる。しかも、一般会計歳入「運用金」の内訳をみると、そのほとんどが特別会計電気事業積立金からの運用金でまかなわれていることが明白である。また、「一般会計運用金」の金額は、先にみた一般会計歳入「繰入金」のなかの「電気事業費繰入金」の額よりも大きいことがわかる。そして、この「運用金」の用途は、上述のような水道事業、市立病院、里道改修費など、都市整備事業に関する事業会計に用いられているのである。

このように、仙台市営電気事業の事業会計（特別会計電気事業費・特別会計電気事業積立金）が安定的な財政運営を行っていたこと、その中で、特別会計電気事業費歳出（臨時部）の「編入金」や特別会計電気事業積立金の歳出「運用金」が「電気事業収益金」³³⁷として、一般会計や他の特別会計への資金の充当などを行っていたことが明らかとなった。

第4節 仙台市財政と電気事業特別会計

では、このような「電気事業収益金」は、仙台市一般会計の中でどれくらいの割合を占めていたのであろうか。

図3-11は、1916（大正5）年度から1944（昭和19）年度における仙台市一般会計（決

あるが、これは立派に電気事業の資産として記録に残つて居る偉大な業績と言はねばなるまい」（同書122ページ）。つまり、1939年度においては運用金の元金の戻入はせず、利子のみを支払うという決議がなされたのである。これによって仙台市は、運用金の元金は電気事業積立金に支払わなくてもよいというシステムを設定する一方で電気事業積立金からの運用を行いやすくし、運用金の支出を増加させたのである。

³³⁶ 仙台市『仙台市電気事業史』122ページ。

³³⁷ 仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編7 近代2』（仙台市、2009年、305ページなど）において、「電気事業収益金」というのをどのような意味で用いているのかは不明であるが、以下では特別会計電気事業歳出（臨時部）からの「編入金」、そして特別会計電気事業積立金歳出の「運用金」などといった、電気事業会計から他の会計へ繰り入れられている資金のことを「電気事業収益金」と呼ぶこととする。

算額)に占める「電気事業収益金」および市債の金額の割合を示したものである。これをみるように、その他の収入(おもに市税などの租税収入)を除けば、仙台市は「市債」(公債)の割合が最も大きいといえる。しかし、市債を除くと、一般会計歳入に占める「繰入金」・「運用金」、すなわち「電気事業収益金」は、その他の収入(おもに市税などの租税収入)に次ぐ財源として大きな割合を占めており、全体として10~20パーセントとなっている。特に、1933(昭和8)年度および1934(昭和9)年度になると、その割合が30パーセント近くを占めるようになるのである。しかも、その内訳をみると、大正後期には「繰入金」が大きな割合を占めていたものが、昭和期に入ると、「運用金」の割合が大きくなっていることがわかる。ここから、「電気事業収益金」は仙台市財政において、きわめて重要な役割を果たしていたといえる³³⁸。

以上、仙台市営電気事業が「財源調達手段として機能」し、仙台市財政において「財政の宝庫」と呼ばれるようになった根拠を浮き彫りにしてみた。このような仙台市営電気事業であるが、戦時体制下における電力国家管理体制のもと、1942(昭和17)年3月に市電事業を除く電気供給事業設備を東北配電株式会社(同年4月発足)に強制統合され、終焉をむかえることとなる³³⁹。

³³⁸ このように、仙台市営電気事業の「電気事業収益金」は、仙台市の様々な事業に充当されていたため、当時の為政者たちをして仙台市の市税負担が「全国各都市に比し低額な」ものとなっていたと言わしめることになるのである(仙台市『仙台市公報』第39号、1936年11月、8ページ)。これについては、仙台市役所「仙台市公報」第1号(1935年4月20日)、同第39号(1936年11月15日)を参照のこと。

これと関連して、大政翼賛会政策局内政部が1941(昭和16)年1月下旬に行った調査によれば、仙台市は「夙に財政整理を断行し冗費を節し経費の支出を極力縮減すると共に、他面市営電気事業費の特別会計より毎年十五万円程度の繰入金を為し、以つて出来る限り市民の負担軽減に努力し来れり。……市民は裕福にして担税余力を有し」と評価している(大政翼賛会政策局内政部『地方財政実情調査報告(其四)一宮城県下町村一』、出版年不明、27~28ページ)。この大政翼賛会による評価は、仙台市営電気事業が市財政にも大きく貢献していることを指摘しているとも捉えることができ、興味深い。なお、このことについては、仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編7 近代2』(仙台市、2009年)501ページにおいても言及されているので、そちらも参照されたい。

³³⁹ しかし、その際、当時の仙台市長渋谷徳三郎は以下のように述べている。「……東北配電会社への市電(仙台市営電気事業のこと…引用者)出資額は一千七十七万一千余円であつて、これに対しては年七分の利益配当が計算されて居り、この計算を以てすれば年七十一万二千円の利益配当がある予定である。……結果公営電気に対しては政府は出資後十ヶ年間は利益金(総ゆる利益を包含して)九十五パーセントの配当保障を確約されたのである。此の計算に依るときは本市電気配当金は今後十ヶ年間は一ヶ年約九十四万五千円の収入を見る予定である」。それによって各種事業の財源とすることもできるし、市民の負担軽減にもつながるということから、仙台市の財政は「盤石」なものとなり、「本市将来の財政は電気供給事業の移管に依つて微動だにしないばかりでなく、寧ろ一層の堅実性を加ふるもの」であるとしている(「配電統制実施後も市の財政は盤石」、仙台市役所『仙台市公報』第169号、1942年、127~128ページ)。このように仙台市営電気事業は、その終焉をむかえたあとでも、終戦までは「財政の宝庫」としての役割を担い続けたと評価されている。これについては、今後さらに詳細な検討を加える必要がある。

おわりに

これまで検討してきたことを要約して結びとしたい。

まず特別会計電気事業費についてみると、大正中期以降、歳入が歳出を上回る状況が続いており、その差額部分を次年度への繰越金として計上するほどの好調な事業運営を行っていた。これを歳入面についてみると、旺盛な電気需要の伸びに裏付けられた電気使用料金の増収が顕著にみられたほか、昭和期に入ると市電気事業による収入も増加した。歳出面、特にその中の臨時部においては、このような歳入の伸びに支えられるかたちで、公債の償還が順調に行われただけでなく、1919年度以降は「編入金」が設置され、他の会計への財源として充当された。「編入金」の内訳をみると、市区改正事業資金や水道事業、一般会計など、仙台市が近代的都市形成を目指すうえで欠かすことのできない重要な事業の財源の一部として充てられていた。また、一般会計歳入「繰入金」の内訳をみると、「電気事業繰入金」、すなわち特別会計電気事業費歳出「編入金」中の「一般会計編入金」でほぼ占められていた。

また、特別会計電気事業費から支出される「積立金」は、目的に応じて第一積立金・第二積立金・第三積立金の3種類に振り分けられていたが、大正中期以降はその役割が変化し、市営電気事業の運営そのもの以外の会計へ、市営電気事業の「積立金」の運用がさかんに行われた。特に、第一積立金・第三積立金からは一般会計へ運用されているものが多いほか、市立病院の建設費など都市整備事業にも運用された。そして、一般会計歳入の「運用金」の内訳にいたっては、そのほとんどが「電気事業運用金」で占められていた。

そして、こうした「繰入金」・「運用金」が一般会計の中でどれくらいの割合を占めているかをみてみると、電気事業会計からの充当部分、すなわち「電気事業収益金」が一般会計歳入のなかに占める割合は決して小さくなく、最大時でも30%近くを占めるほどであった。一般会計歳入における公債の割合も大きかったが、租税収入に次いで大きな独自財源として位置づけられていたといえる。

以上のことから、「電気事業収益金」は仙台市財政における重要な財源として特筆すべき重要な意義を有していたことが明らかになった。総じて、仙台市営電気事業が、仙台市の「財政の宝庫」としてきわめて重要な役割を果たしていたことを確認することができた。

第4章 「大仙台」構想の展開と仙台市営電気事業

はじめに

本章では、大正中期以降の「大仙台」構想の展開と、その過程における仙台市営電気事業の役割を明確にするために、以下の作業を行う。

以下、まず第1節では、大正中期の「大仙台」構想の展開を概観する。次に第2節では、都市計画法の制定の動きに対応するかたちで登場する市区改正事業資金の設置と、その中で市営電気事業の役割を財政データで分析する。第3節では、仙台市における都市計画事業の構想と、「電気事業収益金」の位置づけを財政データで検証する。第4節では、都市計画事業の推進、特に都市計画街路の計画策定にあたり、地元住民からの要求が考慮されていたことを明らかにする。第5節では、市電敷設事業の始動時の経緯をトレースする。特に、仙台市営電気事業の郡部財産の売却が市電敷設事業の費用として充当されたことを明らかにする。

第1節 「大仙台」構想の展開過程

1. 都市計画法・市街地建築物法の成立と「大仙台」構想

周知のように、第一次世界大戦時の好景気（いわゆる大戦景気）の進展を背景に、六大都市を中心に種々の社会問題・都市問題が激化した。その解決手段の一つとして、1919（大正8）年、都市計画法が制定されることになった。

同法では、第1条で「都市計画ト称スルハ交通、衛生、保安、経済等ニ関シ永久ニ公共ノ安寧ヲ維持シ又ハ福利ヲ増進スル為ノ重要施設ノ計画ニシテ市ノ区域内ニ於テ又ハ其ノ区域外ニ亘リ執行スヘキモノ」と規定された。このような基本方針に基づき、第6条と第8条で財源についての規定が設けられた。すなわち第6条では「都市計画事業ノ施行ニ要スル費用ハ、……主務大臣必要ト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ都市計画事業ニ依リ著シク利益ノ限度ニ於テ前項ノ費用ノ全部又ハ一部ヲ負担セシムルコトヲ得」として、受益者負担の原則が明記された。また、第8条では「公共団体ハ……目的税ヲ賦課スルコトヲ得」と規定され、地租税・国税営業税割、営業税雑種税または家屋税、その他勅令を以て定めるもの、という4種類の「特別税」が設けられることが明記された³⁴⁰。

また、この都市計画法と同時に市街地建築物法が制定された。同法では「主務大臣ハ本法ヲ適用スル区域内ニ住居地域、商業地域又ハ工業地域ヲ指定スルコトヲ得」³⁴¹（第1条）が

³⁴⁰ 以上、「都市計画法」、『公文類聚 第四十三編 大正八年 卷二』（国立公文書館デジタルアーカイブ資料）。

³⁴¹ 「市街地建築物法」、同上。

明記された。つまり、市街地のゾーニング（地域の用途別利用の設定）を行うことが規定されたのである。

この上記の 2 つの法律に基づいて都市計画区域が設定され、都市計画事業が展開することとなるが、これらの法律は当初から六大都市にのみ適用されることになった。そのため、これらの法律の適用を受けるべく、仙台市でも対応策を講じることとなる。

そのような動きの中で、正確に言えばこれらの法律の成立前夜において登場してきたのが「大仙台」構想であった³⁴²。1918（大正 7）年 11 月 26 日の『河北新報』によれば、仙台市民の間に、同市に隣接している名取郡長町、宮城郡原町を仙台市に合併し、「大仙台」を実現させるべきであるという意見があることが報じられた³⁴³。特に長町については、「近来、各種工場の設立その他によりて、頗る発展を来し」ていることから、「先づ長町を市に編入」することが目指された。すでに、長町には旭紡織株式会社などの近代工業が立地していたこともあって、住宅の集積・交通機関の整備などが顕著であり、将来の開発可能性が見込まれていた。

2. 仙台市都市計画区域の策定から第一次合併・第二次合併まで

その後、仙台市は、1921（大正 10）年頃、市議員から構成される仙台都市計画臨時調査委員会を設置し、都市計画法に基づくかたちでの仙台市の都市計画事業についてさまざまな調査を行ったほか、翌年 4 月には、仙台市役所内に都市計画準備調査部を設置し、本格的に都市計画法の適用に向けての準備を行っていった。そして 1923（大正 12）年 5 月、仙台市は全国 28 都市とともに都市計画法の適用都市に指定された。これを受けて、仙台市は都市計画区域の設定に向けて動き始めた。

都市計画区域とその中の各地域の役割（ゾーニング＝地域の用途別利用の設定）については、都市計画法の適用を受けた都市の議会で審議したうえで、その都市を管轄する県に設置された「地方委員会」で立案・決定され、それを中央委員会に提出し、最終的には内務省の認可を受けるというしくみとなっていた。都市計画法の適用を受けた仙台市においては、仙台市会で議論されたのち、都市計画宮城地方委員会³⁴⁴（以下、宮城地方委員会とする）で審

³⁴² 都市計画法制定の動きについては、すでに 1918（大正 7）年 11 月の『河北新報』でも確認できる（たとえば「都市計画要綱」、『河北新報』1918 年 11 月 10 日など）。

³⁴³ 「大仙台実現せん」、『河北新報』1918 年 11 月 26 日。ちなみに、この当時、都市名に「大」をつけて市勢振興をめざそうとする動きが全国の諸都市などでみられた。これについては梅田定宏「多摩の『都市化』の一側面―『総合的都市』建設を夢見た時代―」（松尾正人編『近代日本の形成と地域社会―多摩の政治と文化―』岩田書院、2006 年、373～401 ページ）、伊藤之雄『「大京都」の誕生』にも言及があるため、そちらを参照されたい。

³⁴⁴ 都市計画宮城地方委員会の主な構成員は、行政担当者からは県知事 1 名、県会議員 3 名、市議員 6 名、市長、吏員 2 名であった。委員長は県知事が担当し、委員長はこの他に関連する官庁・機関（大学、県庁、逓信局、鉄道局など）から高等官 10 名、学識経験者 10 名を選任することができた。さらに内務大臣は技師・技手などを任命・配置することができた。委員の多くは県知事による推薦によって選

議されることとなっていた。

その原案は、都市計画法の適用を受けた直後の1923年6月頃に完成した。当時の『河北新報』では、次のように報じられている。

- 商業地 ほぼ電車（市電のこと…引用者）第一期線（周回線の内部）、すなわち南町通以北、元柳町以東、北四番丁以南、停車場前通以北の圏内（勿論出入あり）
- 工業地 鉄砲町北裏小田原付近より長町一帯
- 住宅地 広瀬川両沿岸
- 公園 東公園、西公園、青葉神社境内、薬師堂付近、向山一帯、大崎八幡神社境内付近の七ヶ所³⁴⁵

これをみるように、このときすでに長町・原町は仙台都市計画区域に含まれ、その中の「工業地」、すなわち仙台圏における重点的工業推進地域として位置づけられていることがわかる。しかし、同年9月に発生した関東大震災の影響もあり、区域決定は行われなかった。

1924（大正13）年11月には、内務省より仙台市都市計画区域原案が提示された。このときの区域は、仙台市および同市の南方・東方にあたりとされた名取郡長町、宮城郡原町・七郷村大字南小泉・蒲町であった。また、12月下旬になると内務省から宮城地方委員会に対して都市計画区域に関する諮問が行われた。

これを受けて、翌1925（大正14）年1月8日の仙台市会で議論が交わされた。内務省からの原案には賛同する者も多かったが、ある市会議員からは「西方ト北方トハ現在ノ市ノ行政区画ヲ以テ限ラレ、山地丘陵ニシテ将来発展ノ見込ミナシト書イテアルモ、西方及北方ノ一部ハ大仙台ヲ建設スルニ拡張シ置クノ必要」があるという意見が出された。また、別の市会議員からも、七北田村の台ノ原地区などは「大仙台トナル時ハ将来住宅区域ト発展スル地」であるため「荒巻ノ一部及台ノ原ヲ入ルルヲ至当ト思フ」と意見も提示された。さらに、他の市会議員からもこれらの意見に賛成する声が高まった結果、諮問に対する仙台市会の答申として、上記の区域に加えて宮城郡七北田村荒巻字三居沢、文殊堂、山屋敷、貝ヶ森、台ノ原など8地域を組み入れることが決議された³⁴⁶。これが仙台市の原案として宮城地方委員会に提出され、同委員会でも仙台市の都市計画区域として同地域を「宮城郡七北田村荒巻」として区域編入することが決定されたのである（同年2月23日）。つまりここでは、仙台

出され、内務大臣が任命するというかたちをとっていた。

このうち、仙台市会議員については市会内での選挙で選ばれることとなったが、その都市計画委員の選出をめぐる、議員間の政党・派閥による激しい争いにまで発展した。この経緯については、仁昌寺正一「地元在住研究者が語る昭和3年仙台市と名取郡長町の合併—80周年の節目に—」（2008年8月、長町歴史の会での講演）に詳述されているため、そちらを参照されたい。

³⁴⁵ 「都市計画と仙台 計画法と将来の濫画」、『河北新報』1923年6月11日。

³⁴⁶ 以上、仙台市会『大正十四年 仙台市会会議録』。

都市計画区域として仙台市、名取郡長町、宮城郡原町・七郷村大字南小泉・蒲町・七北田村荒巻を含んだものを要望していたのである。

しかし、1925（大正14）年3月6日に内務省より通達された「仙台都市計画区域」では、その区域を仙台市、名取郡長町、宮城郡原町・七郷村南小泉・蒲町とされていた。宮城郡七北田村荒巻地域は除外されたのである。つまり、仙台市および宮城地方委員会での原案修正案は採用されなかったのである。

「仙台都市計画区域決定理由書」によれば、仙台市に対して次のような構想があることがわかる。

……本市（仙台市のこと…引用者）ヲシテ其ノ産業都市タル機能ヲ發揮セシメ、且ツ東北文化ノ中心地トシテノ使命ヲ全フセシメム為ニハ、現在ノ市域ヲ以テ満足スヘカラサルハ勿論ニシテ、現今市ノ東部及南部ハ漸次発展ヲナシ、人家連担シ、又長町、七郷村及原町ニ亘ル一体ノ地ハ鹽釜港ノ完備並宮城電気鉄道（仙台―鹽竈、石巻間）ノ完成等ト相俟ツテ鹽竈港ト連絡ヲ益々密接ナラシムルコトニ依リ、發展上有利ノ地位ニ在ルヲ以テ将来工業地域トシテ其開発ニ努ムルノ必要アリ……³⁴⁷

ここには、仙台市が「産業都市タル機能」を發揮するとともに「東北文化ノ中心地」となるべきであること、そのために現在の市の東部・南部を發展させて「将来工業地域トシテ其開発ニ努ムルノ必要アリ」ということが明記された³⁴⁸。そのために、都市計画区域内での開

³⁴⁷ 「仙台都市計画区域決定理由書」、『公文雑纂 卷二十二 都市計画』（1925年）国立公文書館デジタルアーカイブ資料。

³⁴⁸ こうした考えは、都市計画法の適用都市となった直後の世論にも反映されている。1923（大正12）年9月の『河北新報』社説では、仙台市の近代都市化に関する根本問題として、以下のように述べられている。

仙台市は完全なる消費の都市である。学生と軍人と樹木の都市である。大銀行と大工場と大会社とを軸とし、生産を心臓として回転する商工都市が所謂近代都市の概念だとすれば、仙台市は近代都市の圏外に立つ特殊なる意味における特別な都市だと言わねばならぬ。事実、仙台には旧都市の残骸があつて、今日の意味における都市の呼吸はないのである。市が過去数年来、新興都市の間に伍して原形以上に一步も出るを得なかつたのはこれのために他ならぬ。森の都とは美麗である。けれども、その美は内部に充溢する目まぐるしい活動が造りなす美とは本質を異にする。都市の実質は活動だ。活動を外にしては今日の都市の意味がなく、従つて都市の創る美はありえない。森の都とは活動が休止した状態を指した言葉、非活動を象徴した言葉である。仙台市は森の都から活動の都へ、静穏なる消費都市から騒々しい産業都市へと転回して行かねばならない。これは仙台市にかかる根本問題であり、而して今が実行の緒を切るべき絶好の機会である。

都市計画法が施行されたことはこの場合、甚だ洩い向きである。……都市をして近代都市たらしむる努力、都市をして消費都市から生産都市たらしむる努力であつて、換言すれば都市の本質を改造する所に都市計画の目的があるのである。都市計画を施行することになった仙台市は、遅かれ早かれ計画の究極目的によって改正されなければならないのであるから、……こ

発が推進されるが、その中で長町・原町は以下のような地域とされた。

長町ハ、……市ト一体ノ関係ヲ為スノミナラス、経済的関係密接ニシテ現ニ長町駅付近ニハ多数ノ工場散在シ、又同駅ヲ起点トシテ秋保電気鉄道ノ敷設近ク其ノ竣工ヲ見ルヘシ、従テ将来工業地帯トシテ有望好適ノ地タルヘク、都市計画上不離ノ関係ニ在ルモノト言フベシ、

原町ハ本市ノ東方ニ接シ、境ニ山砲兵第一連隊ノ所在地ニシテ又宮城野原練兵場アリ、飛行場トシテ最モ適当ナル場所ニシテ飛行機格納庫ノ常置セラル、アリ、将来航空上市ト相俟ツテ都市的設備ヲ為スヘキモノ少カラサルヘシ、土地概ネ平坦ニシテ山地少ク、近来工業開ケ漸次発展ノ機運ニ向ヒ都市計画上密接ノ関係ヲ有スルモノト云フヘシ³⁴⁹

このように、長町・原町に期待された地域的役割は「工業地帯」となることであり、仙台市の一大政策目標である工業集積地域を有する近代都市の形成のためにも重要な地域として位置づけられた。また、原町は「山砲兵第一連隊」「宮城野原練兵場」といった第二師団関連の施設があることから、軍事的役割を担う地域としても位置づけられた。

その一方、南小泉地域は次のような地域とされた。

七郷村大字南小泉及蒲町ハ、平坦ナル耕地ニシテ本市ト地理的ニ接近シ、市民日常ノ野菜類ハ多ク此ノ地ヨリ供給セラル、農業地ナレトモ、都市発展ノ趨勢ハ、此ノ方面ニモ及フヘク原町及長町ト共ニ都市計画区域内ニ包含セシムルヲ至当トス³⁵⁰

南小泉地域が都市計画区域に含まれた理由は、上記の長町・原町とは異なるが「市民日常ノ野菜類ハ多ク此ノ地ヨリ供給セラル、農業地」であることから、仙台市およびその都市計画区域への食料供給地域として位置づけられていた。

これに対し、地元から要求のあった宮城郡七北田村荒巻地域は都市計画区域外とされた。このことについては、この「理由書」では明確な言及はないが、本文中に「本市（仙台市のこと…引用者）ハ西北ニ面ニ亘リ七北田村ノ山岳丘陵ヲ控ヘテ発展ノ余地ナク、市ノ発展膨張ハ専ラ之ヲ東方及南方ニ求メサルヘカラス」とあることから、将来的な発展の余地のない地域とされ、やはり除外されたと考えられる。

の好機を善用して生産都市たるの基礎を築くの計に出づることは決して軽率ではない。寧ろ都市計画の進行を有利に導く所以の途である。

ここに、仙台市が取り組むべき課題が集約されているといえるだろう。そのため、仙台市は都市計画法の適用を受け、このような都市の特徴から脱却しようとしたのである。

³⁴⁹ 「仙台都市計画区域決定理由書」、内務省『公文雑纂 卷二十二 都市計画』（1925年）国立公文書館デジタルアーカイブ資料。

³⁵⁰ 同上。

さて、この仙台都市計画区域決定を受けて、仙台市とその周辺町村はどのような状況であったのであろうか。1925（大正14）年7月14日の『河北新報』の記事では「工場地帯として長町の前途ますます有望となる」という見出しで、この当時の長町の様子を以下のように伝えている。

市外長町は行政上の区分においては名取郡に属するが、商工業より来る経済的関係においては当然仙台市の圏内に属するのは明かなる事実である、……同町における秋保電鉄の開通や蔬菜市場の殷賑や元より発展に大なる関係を有するのは元よりだが、殊に注目に値するのは、長町駅が東北における大操車場として貨物の集散地となつた一事である、……且大操車場の設備は、従来工場地として有望視されたる同町一帯の地域をして更にその確実性を保証せしむるに至つたから、仙台における大工場なるものは期せずしてこの地に建設されんとするは疑ふべき余地はない、現在の旭紡織、日本製粉の両工場は其規模において囑目に値するは勿論として、製紙、製瓦の両工場を始め整理後における板紙工場の如き財界の好転と共に活躍を期すべく、且は電車の便による石材の移出など同町附近の前途を飾るものは決して少なくない、況んや今後設立されんとする各種の工場を具体化するに当りては単に長町をしての存在ではなく大仙台の地区内として発展の希望に満ちてゐるのはいふまでもないことである、

このように、大正末期頃の長町には経済発展のために活用できる施設などが揃いつつあり、同地域が今後は工業地帯として発展することを有望視されていたことがわかる。こうした地域を都市計画区域に編入することは、工業化の達成を目指していた仙台市にとっても重要なことであった。

さて、この仙台都市計画区域決定を受けて、仙台市とその周辺町村との間で合併に向けた議論が行われるようになる³⁵¹。同年7月31日の『河北新報』では、「仙台市に原ノ町、長町を合併して大仙台の第一歩を策すべしとの議は、今や議論の境地を脱して実行の時期に到達」しており、「長町の如きは仙台市といふ目標の下に建設さるゝ各種の工場地となつてゐる」ため、仙台市と長町・原町との合併を促進すべきという意見が掲載された³⁵²。その後、これらの市町村の合併に向けた動きは、1927（昭和2）年頃になると本格化することとなる。

1927年4月8日の仙台市会において「一、原町、長町ノ南町ヲ仙台市行政区域ニ編入実

³⁵¹ 都市計画区域が市町村をこえて指定されることはすでに述べた通りであるが、これらの市町村が都市計画区域に指定されたとしても、必ずしも合併（編入）しなければならないということではなかった。しかしながら、都市計画区域に指定されると、都市計画法・市街地建築物法などの制約を受けることとなり、「住宅地、又は商工業地域は道路等制限を加へらるることとなるから、市町村が勝手に種々なる施設を行うことが出来なくなる」ため、便宜上、これらの市町村の合併が行われたということもできる。

³⁵² 「大仙台の実現に長町と原町との提携促進の必要」、『河北新報』1925年7月31日。

現ニ関スル建議書」が提出され、長町・原町の編入にむけての調査を行うことが決議された³⁵³。その後、内務省にとの届出がなされ、その照会に回答するべく、同年4月28日には「町村合併ニヨル市ノ基本調査」が提出された。その調査では、仙台市・長町・原町・南小泉にかかる情勢が詳細に分析されているが、その中の「一、原町、長町、南小泉を編入するとせば下水道、道路及電車其他交通計画の大要」の中で「原町、長町、南小泉は既に大正十四年三月仙台都市計画区域に決定せられたるものにして、其の交通衛生保安及経済等に関しては仙台市と一体を為すと言ふべく」状況にあるとして、都市計画法に基づき「相互的乃至統一的に利福増進を期すへきこと明」らかであるとされた³⁵⁴。そのうえで、当該地域の工場数・会社数、生産額などが報告されている³⁵⁵。

同年6月には仙台都市計画街路の認可を受けたことにより、合併に向けた動きはより加速していくこととなった。同年7月16日の仙台市会では、第56号議案「仙台市臨時町村併合調査委員規程ノ件」が提起・可決され、合併に向けた調査委員会が設置された。

やがて、仙台市の調査委員と、名取郡長町、宮城郡原町、同郡七郷村南小泉それぞれの代表者との間で合併にむけた協議が行われた。同年8月3日に行われた第1回の協議では「南小泉村ハ大体委員ノ意見ノ合致ヲ見タ」ものの、長町・原町との間では「容易ニ解決スルニ至ラス」という状況であった。この状況は8月18日の第2回の協議でも同様で、「略協定ヲ遂ゲタルモ、未タ全ク解決スルニ至ラス」という状況であった³⁵⁶。

長町・原町は仙台市に対して「長町及原町希望事項」³⁵⁷を提示していた。それは、事務・機関、財務、勸業、教育、交通・土木、雑件などの8項目にわたるものである。ここでは財務と交通・土木、雑件に記載された「希望事項」と、それに記されている市当局の回答について一部を抜粋しておく。仙台市営電気事業や都市計画事業に関わる事項が含まれているからである。

第二 財務

一、電灯料及電動力使用料ハ市内ト同額トセラレタキコト（原町）

³⁵³ 仙台市『昭和二年 仙台市会会議録』。

³⁵⁴ 仙台市役所「町村合併ニヨル市ノ基本調査（内務部長照会 回答）」、仙台市役所『昭和三年 長町 原町 南小泉 併合経過関係書類』（同『長町 原町 南小泉 合併関係書類』所収）16～17ページ。

³⁵⁵ 1927年時点で、この地域に立地していた会社数は162、工場数（職工数5名以上）は125であった。当時の工場数の内訳をみると、染織工場・機械器具工場・化学工場（工場数の割合41.6パーセント、職工数60.3パーセント、生産額37.2パーセント）よりも飲食物工場（工場数29.6パーセント、職工数21.1パーセント、生産額50.1パーセント）が多いことがわかる。同地域内の職業別戸数をみると、工業（全体の17.1パーセント）商業・交通業・公務自由業（同59パーセント）となっており、この時点で「消費都市」＝第三次産業中心の都市が形成されつつあることがわかる。このような状況を打開するために「大仙台」構想が提起され、後に述べるような各種都市整備事業を展開するのである。

³⁵⁶ 以上、「町村合併ニ関スル経過報告」、庶務課『昭和三年 長町 原町 南小泉併合経過関係書類』（仙台市役所所蔵）。

³⁵⁷ 庶務課『昭和三年 長町 原町 南小泉併合経過関係書類』（仙台市役所所蔵）所収。

〔仙台市側の回答…引用者。以下同じ〕電灯料及電動力使用料共市内ト同額ニ更ムヘシ

第五 交通及土木

一、本町内ニ於ル町道以外ノ道路、堰堤及橋梁、堤防等ノ修繕並用悪水路ハ旧慣ニ依リ実施スルコト（原町）

〔仙台市側の回答〕異議ナシ

一、本町ニ於テ計画シツ、アル道路及新設諸事業等、合併ノ後完成セシムルコト（原町）

一、左記道路ヲ新設及改修セラレタキコト（長町）

イ、長町西裏一号線

ロ、長町西裏八号線

ハ、長町東裏線

ニ、長町小学校裏門通線（新設線） …（中略）…

〔仙台市側の回答〕併合町村ノ実地ト希望トヲ参酌シ、可成希望ニ叶フ様調査決定シタシ

一、市電車ノ開通ヲ速進セラレタキコト（長町）

〔仙台市側の回答〕電車ハ長町線、原町線共、目下工事ノ測量並設計中ニテ、市ニ於テモ促進希望ニ付、右ニテ了承アリタシ

第八 雑件

一、都市計画特別市税ハ其ノ工事ノ関係原簿ニヨリ賦課ヲ均一ニセラレタシ（長町）

〔仙台市側の回答〕法規上許サルヘシ

一、都市計画特別市税ハ其ノ工事ノ長町ニ着手セサル迄ハ賦課セサルコト（長町）

〔仙台市側の回答〕法規上許サルヘシ

このように、この「希望事項」には、当時の仙台市で展開していた市営電気事業や、都市計画事業に関する事柄も含まれていた。その後、12月24日にも協議が行われ、綿密な議論が行われたのち、12月26日に仙台市・長町・原町・南小泉の間で合併同意の「覚書」が締結され³⁵⁸、翌1928（昭和3）年4月1日には仙台市と名取郡長町、宮城郡原町・七郷村南小泉地区の合併が行われた（第一次合併）。

この合併が実現したことにより、仙台市は「五大事業」以来の工業都市化の実現への第一歩を踏み出すこととなる。そのために、市区改正事業・市電敷設事業といった大規模な都市

³⁵⁸ 仙台市役所『昭和三年 長町 原町 南小泉 併合経過関係書類』（同『長町 原町 南小泉 合併関係書類』所収）、140 ページ。

整備事業に着手していくこととなるのである。

さて、仙台市と長町・原町・南小泉の合併が行われた約3年後、宮城郡七北田村字荒巻・北根の合併が行われた。すでに述べたように、荒巻・北根は「山岳丘陵」で発展の余地がないと判断され、都市計画区域からは除外された地域であった。

第一次合併が実現した直後の1929（昭和4）年7月、荒巻住民200名の連署をもって、仙台市長山口龍之助に宛てた「請願書」³⁵⁹が提出された。「請願書」には、荒巻地区は仙台市に隣接し、交通・住宅などの面から同市と密接な関わりがあることが主張されたうえで、教育・消防などの諸事情から仙台市との合併を強く望んでいた。この請願書の中には「仙台市ニ於テ現ニ荒巻地内ニ施設経営セラレツ、アル事業ハ三居沢ノ発電所、山屋敷ノ水道貯水池等有之候……其他都市計画上ニモ関係スルモノ多々可有之ト存候」ともあり、当時、仙台市が市営事業として管轄していた各種施設が荒巻地区内に設置されているという状況でもあったため、両者の利害の一致を図るために合併を強く望んでいたと考えることができる³⁶⁰。

この請願書は、同年11月15日の仙台市会に提出・議論されたのち可決され、荒巻・北根の仙台市への編入に取り組まれることとなった。その後、同年12月4日には荒巻地区の代表者と七北田村の代表者との間で協定が結ばれ、それが「覚書」として宮城県に提出された。この「覚書」には「合併ハ昭和五年四月一日ヨリ実施スルコト」「荒巻区（北根ヲ含ム）有財産ハ全部合併前ニ七北田村ニ無条件ヲ以テ寄付スルコト」などが盛り込まれた³⁶¹。

この「覚書」は宮城県から仙台市に通牒された。これを受けて同年12月21日の仙台市会で第111号議案「宮城県七北田村一部併合臨時調査委員規程設定ノ件」および第112号議案「宮城県七北田村一部併合臨時調査委員薦定ノ件」が提起・可決され、山田久右衛門をはじめ10名の市会議員がこの臨時調査委員に任命された。

同委員会は、翌1930（昭和5）年1月8日に第1回の会議を開き、「覚書」に記されたことはすべて認めることはできないとしたうえで、合併条件のうち存有財産（七北田村荒巻地区にある建物などの施設）などについて慎重な検討が行われることとなった。その後、同年12月19日になってようやく第2回の会議が開かれ、合併に向けた本格的な議論が行われた。ここでもまた村有財産が議論の中心となっていることから、この合併交渉で難航していたのは、建物などの譲渡に関するものであったことがうかがえる。なお、荒巻地区にあった三居沢発電所については、調査書類の項目のうち「荒巻区併合後ニ於ケル予想經常費」の中で言及されているが、「電気事業ハ既ニ市電（仙台市営電気事業。つまり仙台市電気部のこ

³⁵⁹ 「請願書」、仙台市役所『荒巻北根合併関係書類』1929～1931年、1～33ページ。

³⁶⁰ 仙台市と荒巻・北根地区の合併の理由のひとつとして、仁昌寺正一はこの当時、商工省が全国の主要都市に中央卸売市場を設置・開設する計画に着手しており、対象となっていた仙台市および宮城県の調査の結果、仙台市、長町・原町・南小泉のほか荒巻・北根もその区域に含まれていたことを指摘している。このことについては仁昌寺正一「仙台市と宮城郡七北田村荒巻北根の合併」（仙台市博物館『市史せんだい』Vol.15、仙台市、2005年、39～54ページ）に詳しいので、そちらを参照されたい。

³⁶¹ 「市町村境界変更ニ関スル件通牒」1929年12月6日付、同上70～73ページ。

と…引用者) 供給ノ□区域]であるとされており、合併にともなう財産譲渡では問題視されていない³⁶²。

荒巻・北根地区の調査は継続して行われ、最終的には1931(昭和6)年4月1日をもって仙台市と合併すること、その際に区有財産は仙台市に譲渡することなどが決定され、関係官庁に申請された。その後、同年3月27日に「仙台市境界変更ニ関スル件通知」の許可が宮城県内務部から仙台市に通知され、4月1日をもって荒巻・北根は仙台市に編入されることとなった(第二次合併)。

このように、仙台市は、都市計画法の適用と、その後の都市計画区域決定を大きな契機として、さらなる市域拡大を行っていった。

第2節 市区改正事業資金設置及管理規則の制定と市区改正事業

1. 市区改正事業資金設置と「焼跡市区改正」事業の登場

このような、市域拡大を前提とした「大仙台」構想の展開とともに、その具体的な事業として注目されたのが、街路整備事業(市区改正事業)および市電敷設事業であった。本節ではまず、市区改正事業の展開について述べることにする。

すでに述べたように、仙台市における市区改正事業は明治末期の「五大事業」に端を発するが、財源の問題などがあり進展は見られなかった。しかし、大正期になると住民からの請願も相次ぎ、市区改正事業の必要性が再燃することとなった。

そのような中、1919(大正8)年2月18日、当時の仙台市長山田揆一は、仙台市会において「市区改正事業資金設置及管理規則」を提議し、2月26日に原案修正のうえ可決された。第2章でも述べたように、この規則では特別会計を設定して市区改正事業資金を積み立てること、その財源としては「電気事業ヨリ生スル利益繰入金」が充当されることなどが明示された。

それが決議された直後の1919年3月、南町大火(仙台大火)³⁶³が発生した。これにより、大きな被害を受けた南町や東一番丁などの火災地道路整備(里道改修)が優先して行われることとなった。いわゆる「焼跡市区改正」の実施である。

1919年3月4日の仙台市会において、第47号議案「火災救済臨時委員設置規則」と「火災救済臨時委員選挙ノ件」が提起された。文字通り、大火の被害に遭った道路の復旧・復興について調査するためのものであり、原案通り可決されるが、その際に市長の山田揆一は「火災ノ延焼セル理由ハ種々アルモ道路ノ狭キコトモ一ノ原因ラシキ様ナリ、依テ市ニテハ里道、県ニテハ県道ノ整理ヲ行フ考デ居リ、市ニテハ此際里道ノ幅ヲ拡メテ貫ヒ度考ナリ、

³⁶² 「宮城郡七北田村一部併合ニ関スル調査書」、同上175ページ。

³⁶³ 1919(大正8)年3月2日、「南町大火」が発生した。この火災は南町の周辺12町に延焼し、698戸を焼失し、東北学院などを含めた学校や官公署、会社などが罹災した。これについては『河北新報』1919年3月2日以降の新聞記事を参照されたい。

如何ノモノニヤ……」と述べた。それを受けて議員からは「夫レハ焼ケタ部分全部ナリヤ」と質問があり、それに対して山田は「焼ケタ区域全部ヲ市区改正案ニ依リ整理シタシ」³⁶⁴と答弁した。市長はこの時点ですでに、火災からの復旧を機に市区改正事業を進めたいという意向を示しているのである。

その3週間後の1919年3月25日、仙台市会において、第50号議案「市区改正臨時委員設置規程」が市長の山田揆一から提起された。提案にあたり、山田は「本案ハ先般来焼跡ノ道路拡張ニ就キマシテ種々考慮ヲ費シマシタ、……此ノ拡張ニ就キマシテ種々調査ヲスル必要ガアリマス、乃チ本案ヲ提出シテ之ガ調査委員ヲ設ケ調査セントスルモノデアリマス」³⁶⁵と説明し、あらためて南町大火の罹災地を中心に、新たな市区改正事業を実施するための調査を行うことを目的としていることを表明した。

これについて、市会議員の小野平一郎などからは疑問の声があがった。小野は「市区改正ト云フコトハ年来当市ノ宿題ニナツテ居ルモノデア」るとし、「然ルニ本案ハ火災罹災地ニ限ツテ市区改正ヲスル為メ調査セラルルト云フコトデアリマスガ、其ノ何レ則チ市全般ニ涉ツテ市区ヲ改正スルト云フノカ、又ハ火災ノ場所ニ限ツテ改正セラルルト云フノカ」³⁶⁶と追及している。それに対し山田は、「本市全般ニ渉ル市区改正ニ付キマシテハ……其レ々々調査ノ上御計画ニナツテ居リマスガ、本案ハ……火災罹災地ニ向ツテ急ニ市区改正ノ必要ヲ認メマシタモノデアリマス」と答弁し、道路改修には県からも「多少ノ補助金ヲ交付セラルル筈デアリマス」³⁶⁷という展望も述べている。つまり、県からの補助金を受けられることを想定しつつ、罹災地を中心にした本格的な市区改正事業の推進を企図したのである³⁶⁸。

市区改正事業は、明治末期に仙台市市区改正規定が制定されたものの、それ以降ほとんどの進展を見ないままであった。それは市会議員の間でも共通認識として共有していたようである。そのため、同日の答弁の中で山田が「現時ノ状況ニ適合スルヤウ改正セントスルモノデアリマス」³⁶⁹と述べていることから、「焼跡市区改正」は、すでに仙台市市区改正規定で設定された道路の改修・新設を念頭に、それを具体的実施することを想定していたといえるだろう。この「市区改正臨時委員設置規程」は原案通り可決され、調査委員が任命された³⁷⁰。

³⁶⁴ 仙台市『仙台市会会議録』1919年、233ページ。

³⁶⁵ 仙台市『仙台市会会議録』1919年、244ページ。

³⁶⁶ 同上、245ページ。

³⁶⁷ 同上、246ページ。

³⁶⁸ そのため、小野のように「一体市区改正と云ふことは市全体に涉り此処はこうすると云ふ大計画を樹て、取り掛からなければならぬものであります、然るに……単に場所（タケ）の通路だけを拓むる計画であると云ふことであります、先づ通路を拓めんとするとしても仙台市内を縦横無尽に渡つて市区改正の大方針を立て、然る後に致さなければならぬものであります」（仙台市『仙台市会会議録』1919年、248～249ページ）のような意見が出るのも至極当然といえる。

³⁶⁹ 同上、252ページ。

³⁷⁰ このとき任命されたのは、市参事会員2名（伊澤平左衛門、木村一是）と市会議員4名（坂元蔵之允、前田藤吉郎、長沼致直、野副重一）、市公民1名（清野喜平治）である（同上、257～258ページ）。

その後、1919年4月10日の仙台市会において第68号議案「火災地道路改修費特別会計設置管理規則」および第69号議案「大正八年度宮城県仙台市特別会計火災地道路改修費歳入出予算」が提起された。この可決によって火災地道路改修も特別会計で行われることとなり、1919年度の予算に11万3760円が計上された³⁷¹。なお、費用は一般会計からの繰入金³⁷²と宮城県からの補助金でまかなわれることが決定された³⁷³。

同年5月21日には「市営事業臨時委員設置規程」が設定された³⁷⁴。その委員会は、市区改正および市電敷設に関する調査を行うために設置されたもので（第1条）、市区改正や市電敷設における路線の選定・設計・予算の編成などを行う（第2条）ための重要な委員会であった³⁷⁵。この調査の結果、火災跡地を中心に、将来の市電敷設を見込んだうえでの市区改正事業に着手されることとなった。

このとき市区改正事業の中心となったのは、南町大火によって被害を受けた道路の改修および拡張であった。対象となったのは、旧仙台市街地のうち東一番丁、北目町、柳町、南町など、およびその地域に隣接する市道（北目町通、柳町通、南町通）であった。将来、これらの地域には市電が敷設されることを見込んで、引き続き市区改正に関する調査が行われることとなった。

2. 特別会計市区改正事業資金・特別会計火災地道路改修費にみる「電気事業収益金」

ここで、市区改正事業に関する2つの事業会計（特別会計市区改正事業資金・特別会計火災地道路改修費）の推移を、データを用いて確認しておく。

表4-1は、特別会計市区改正事業資金（決算額）の推移をみたものである。1919年2月の仙台市会の決議に基づき、同年度から特別会計市区改正資金が設定された。歳入（決算額）をみると、そのほとんどが「繰入金」、すなわち「電気事業繰入金」から構成されていることがわかる。電気事業収益金からの充当は続き、1921（大正10）年度・1922（大正11）年度にはそれぞれ6万円ずつ充当されている。

一方、歳出（決算額）をみると、1919年度・1920年度までは「基本金」と歳入額が同額となっていることがわかる。この内訳をみると「積立金」とあるため、市区改正事業を行うための資金を積み立てていることがうかがえる。

ジ)。

³⁷¹ この歳入の内訳をみると、一般会計繰入金10万5000円、県費補助8760円となっている。歳出は里道改修費2万1900円、国県道改修費寄付金8万3500円、予備費8360円となっていた（仙台市会『大正八年 市会決議録』）。

³⁷² このとき、一般会計からこの繰入金に充当されたのは戸数割付加税と借入金であった。

³⁷³ このほか、材料購入費などに関する決議も行われている（仙台市会『大正八年 市会決議録』）。

³⁷⁴ なお、同年5月23日には「市営事業臨時委員費用弁償規定」も制定されている（仙台市会『大正八年 市会決議録』）。

³⁷⁵ 仙台市会『大正八年 市会決議録』。

しかし、その「積立金」が大幅に減少するのが1921（大正10）年度である。1921年度の歳入「繰入金」は6万円となっているが、歳出「積立金」は3万6000円にとどまっている。それどころか、歳出「繰入金」として、10万3035円48銭もの金額が支出されていることがわかる。この「繰入金」は翌年度も計上されている。

では、この「繰入金」は何を意味しているのか。表4-2は市区改正事業資金の積立金の収支と総額の推移を簡単にまとめたものである。これをみると、1919年度から1920年度までは市区改正事業資金として、歳入全額（つまり「電気事業繰入金」）がそのまま積み立てられており、1920年度末時点で積立金額は5万9734円15銭となっている。しかし、翌年度をみると、その額は減少に転じている。『決算書』によると「其ノ理由ハ電気事業繰入金六万円、預金収入金三千百十三円三十二銭ノ収入アルモ、之ニ元資金繰入ヲ加ヘテ金十萬三千三十五円四十八銭ヲ火災地道路改修費ニ繰入レタルニ由ル」³⁷⁶とある。つまり、市区改正事業資金として積み立てられている資金が、「焼跡市区改正」事業の資金として流用されているのである。

それはすなわち、市営電気事業の収益金が、市区改正事業資金を経て特別会計火災地道路改修費（すなわち「焼跡市区改正」の資金）として使用されていることを意味している。こうした市区改正事業資金は、翌1922（大正11）年度には一般会計の財源としても充当されている。

では次に、特別会計火災地道路改修費の歳入・歳出（決算）の推移をみてみよう（表4-3）。まず歳入の推移をみると、1919年度から1921年度までは「繰入金」が大きな割合を占めていることがわかる。上述のように、1919年度予算では11万3760円を計上したにもかかわらず、決算額をみると約6655円となっている。これは、歳入として見込んでいた一般会計からの「繰入金」が大幅に減少したためである。それでも翌年度は一般会計から10万円を超える額が「繰入金」として充当されたほか、県補助金も充当されているが、その一方で多額の繰越金が計上されていることがわかる。これは、実際の工事などに着手できなかったことをあらわしている。

注目したいのは、1921（大正10）年度である。この年度の歳入（決算）の「繰入金」は約15万円となっているが、このうちの約10万円は、市区改正事業資金から充当されている資金である。1921年3月25日の仙台市会において、第45号議案「大正十年度宮城県仙台市特別会計火災地道路改修費歳入出予算」が提案された際、仙台市長の鹿又武三郎より「大正九年度ニ火災地跡市区改正工事施工未済ノ分」、特に「賀川横丁、良覚院丁、柳町通、北目町通、東一番丁」における工事を優先的に行い、市電敷設を想定した道路工事を行うにあたっては「市区改正費」から財源を充当することが提示された³⁷⁷。これについては、原案通り可決された。

³⁷⁶ 仙台市役所『大正十年度宮城県仙台市一般会計特別会計歳入歳出決算書』135ページ。このことは、1922（大正11）年の『仙台市事務報告書並財産明細書』からもわかる（明細書6ページ）。

³⁷⁷ 仙台市『仙台市会会議録』1921年、157ページ。

このように、特別会計で設定された市区改正事業資金は、のちに仙台市営電気事業が財源調達手段、すなわち「財政の宝庫」³⁷⁸として位置づけられることになる最初の出来事であった。これ以降、市営電気事業の収益部分が、仙台市が企図した各種事業または同市の一般会計の財源補填に充当されていくことになることは、第三章で詳述した通りである。

なお、特別会計市区改正事業資金は、1924（大正13）年3月11日告示第8号をもって市区改正事業資金設置及管理規則が廃止されることにもない、改変されることとなった。『決算書』によると「市区改正事業資金設置及管理規則ハ大正十二年度限廃止セラレ従来ノ積立金ハ特別会計基本金中土木基金ニ繰入ノコトニ議決」とある。市区改正事業資金は、都市計画事業の進展にともなって1923（大正12）年度で廃止され、それまでの積立金は特別会計基本金のなかの土木基金に編入された。また、特別会計火災地道路改修費も、1928（昭和3）年度をもって廃止された。

この背景には、1923（大正12）年に都市計画法の適用を受けたことや、それによって補助金の交付を受けること、受益者負担または特別税という独自財源を充当することにより、市区改正事業を都市計画事業として本格的に展開させようという為政者たちの意図がくみとれる。

いずれにせよ、「市区改正」事業は、同時期に展開していた都市計画構想に引き継がれることとなる。

第3節 仙台市における都市計画事業と市営電気事業

都市計画事業は、同じ時期に仙台市が着手していた市電敷設事業と連動するかたちで進められていた。市電敷設事業については次節で述べることとし、ここでは都市計画事業に着手するまでの展開と、同事業における電気事業収益金の位置づけについて考察する。

前述のとおり、仙台市は、1923（大正12）年に都市計画法の適用を受けた。それにもない、仙台市においても都市計画事業を推進するために様々な作業が行われた。一つは、先にも述べた都市計画区域の設定、もう一つは、その区域における都市計画街路の建設計画の策定である。

1926（大正15）年6月8日、仙台市は、勅令第154号をもって市街地建築物法の適用都市となった（施行は10月1日）。その後、都市計画宮城地方委員会では具体的な都市計画事業の計画を作成し、宮城県に提出した³⁷⁹。しかし「大正十五年七月三十一日内務大臣ヨリ仙台都市計画街路ノ件付議ヲ受ケ、同年八月十六日之ガ答申ヲ為シタルモ未ダ認可ヲ受クルニ至ラス」³⁸⁰という状況が続いていた。

³⁷⁸ 「昭和十五年度予算市会に於ける渋谷市長演述要旨」（仙台市『仙台市公報』第117号、1940年）。

³⁷⁹ この間、都市計画宮城地方委員会では、仙台都市計画街路網に関する調査・検討が行われた。その内容は、街路の新築・拡張、街路の形態などについてであった（『仙台都市計画街路網関係書類』、宮城県公文書館所蔵）。

³⁸⁰ 「九、都市計画ニ関スル件」、宮城県『大正十五年十二月十八日更迭 知事々務引継書 前任上田知事

その後、1927（昭和2）年6月に内閣より「仙台市都市計画街路決定ノ件」³⁸¹が認可された。この決定書では、街路の種類・幅員は以下のように設定された。

仙台都市計画

街路ノ部

第一、街路ノ等級及幅員ハ左ノ標準ニ依ル

一、広路 幅員二十四間以上

二、一等大路ハ左ノ三類トス

第一類 幅員二十間以上

第二類 幅員十六間以上

第三類 幅員十二間以上

三、二等大路ハ左ノ三類トス

第一類 幅員十間以上

第二類 幅員八間以上

第三類 幅員六間以上

第二、橋梁ノ主要部ハ鉄、石、鉄筋「コンクリート」等不燃質耐久材料ヲ以テ築造スルモノトス、（後略）

この規定に基づき、具体的な都市計画街路の新設・拡築およびその位置・幅員が規定された。そのうち、一等大路とされたのは次の路線である。

一等大路第一類：仙台駅東口線（東六番丁～東八番丁間）

一等大路第二類：中央環状線

一等大路第三類：清水小路線（第一号線）、仙台駅七郷線（第二号線）、仙台駅原町線（第三号線）、仙台駅小田原線（第四号線）、光禅寺通線（第五号線）、仙台駅立町線（第六号線）、堤通長町線（第七号線）、八幡町案内線（第八号線）、定禅寺通松原線（第九号線）、小田原新河原町線（第十号線）、案内長町線（第十一号線）、案内蒲町線（第十二号線）、土樋蒲町線（第十三号線）、新河原町古城南線（第十四号線）、長町北目線（第十五号線）、諏訪町吹上線（第十六号線）³⁸²

このとき内閣から認可を受けたのは全38路線、総延長105キロメートルに及ぶ街路整備

後任牛塚知事』（宮城県公文書館所蔵）。

³⁸¹ 「仙台都市計画街路決定ノ件」、内閣『公文雑纂 昭和二年 第三十一卷 都市計画 一』（国立国会図書館デジタルアーカイブ資料）。

³⁸² 同上。

計画であった。「仙台都市計画街路理由」によると、仙台駅を中心に、周囲に幅員十六間の環状線を整備し、さらにそこから七方向に道路を整備する計画であることがうかがえる。これによって仙台駅を中心として交通の円滑化を図るとともに、市街地の発展と、市の東部・東南部における開発を推進しようとしたのである³⁸³。

この街路計画が認可を受けた直後の『河北新報』には、当時、宮城県都市計画課主任技師を務めていた三浦義太郎のインタビュー記事が掲載されている。それによると「仙台都市計画街路網は愈々認可されたが、この街路網によつて将来の大仙台建設の上に光明を見ることが出来た、……大体三十年後のその中心部分を仙台駅であらうといふ考へから、これを巡らすに十六間の環状線を作り、又東方開拓の将来にはどうしても停車場裏に東玄関を設ける必要のあるを認め、環状線から仙台駅の裏に二十間の美観風致を凝らせる道路を設けたのである、この一大中心地から更に七本の放射道路を作り、之れを基準としてそれに連絡する或は縦貫道路又は斜交道路等三十六本を配して交通の雑沓或は将来の電車計画、中央市場等を考慮して国県道と連絡せしめたのが、即今回認可された道路である」³⁸⁴と述べている。やはり、「大仙台」構想を実現させるための街路整備計画であったともいえるだろう。

ともかく、街路計画の認可を受けたため、仙台市において具体的な街路整備計画の作成・検討が行われた。その結果、「仙台都市計画事業執行年度割案」³⁸⁵としてまとめられた。この「理由書」では、①仙台市内における産業・経済の進展により人口数・工場数の増加が進んでいること³⁸⁶、②都市の発展と交通量の増加にともない、藩政期以来の「在来二間乃至四間ノ路幅ノ道路ハ漸ク狭隘ノ状態」となっていること、③路面拡張と電車計画（市電敷設）の進展により「市部ト郊外トノ連絡交通ハ益々ソノ頻繁ノ状態ヲ示シ、殊ニ長町及原町ニ於テ然リ」という状況になっていることなどから、「茲ニ於テソノ交通ノ緩和、利便ノ上ヨリ経済的方面ノ上ヨリモ速ニ之ヲ都市計画トシテ統一アル街路網ニ則リ事業ヲ実施スルハ蓋シ刻下ノ緊務」であると説明されている。そのうえで、都市計画街路として 38 路線の新設・拡張を計画しているが、その総工費は 2880 万 2000 円とされており「今直チニ之ノ全部ヲ執行スルハ財政上許ササル事情アル」ため、実情に鑑みて、喫緊に着工すべきと認められる 6 路線を優先して着工することも説明されている。

このとき優先して取り組まれることとなった 6 路線は、中央環状線（一等大路第二類）、仙台駅原町線（一等大路第三類第三号線）、堤町長町線（同第七号線）、八幡町案内線（第八

³⁸³ 「仙台都市計画街路理由」（「仙台都市計画街路決定ノ件」に所収）、『公文雑纂 昭和二年 第三十一巻 都市計画 一』（国立国会図書館デジタルアーカイブ資料）。

³⁸⁴ 「仙台なる都市の神経系統成る」、『河北新報』1927 年 6 月 29 日。

³⁸⁵ 仙台市役所『昭和三年度 仙台都市計画事業並執行年度割（案）』（仙台市役所所蔵）。なお、この案は数度にわたって作成・修正されたらしく、この簿冊には朱書きで「一回」「二回」などと書かれた「仙台都市計画事業執行年度割案」および「仙台都市計画街路事業費財政計画要綱」が収録されている。

³⁸⁶ 「即チ大正九年ヨリ大正十四年ニ至ル五ヶ年間ニ於ケル人口ノ増加ハ二万三千九百十人ニシテソノ一ヶ年間ノ増加率ハ四「パーセント」ヲ算ス、次ニ工場ノ増加ハ大正五年ニ於テ其ノ数九十七ナリシモ昭和二年ニ至リテハ六百三十五ヲ算シ、略三倍強ノ激増ヲ示シ、商工業都市トシテノ傾向漸ク著シキヲ加ヘタリ」とある（同上）。

号線)、北九番丁線(第十七号線)、北仙台駅線(第十八号線)である。これらの路線は「第一期事業」として位置づけられた。その後、具体的な検討・修正が行われた結果、「第一期事業」として取り組まれたのは中央環状線、仙台駅原町線、荒巻長町線(一等大路第三類第七号線、1928年に堤町長町線から改称)、八幡町案内線、北仙台駅線(同第十七号線に変更)の5路線、総延長4940間(約9100メートル)となった³⁸⁷。

その後、1928(昭和3)年7月、この案とともに内務省に対して事業認可を申請し、同年11月23日に「仙台都市計画事業執行年度割」の認可を受けた³⁸⁸。これに基づき、具体的な事業に着手するために財政計画が立てられることとなる。

その財政計画が「仙台都市計画街路事業費財政計画要綱」³⁸⁹である。これによると、第一期事業(5路線)の延長は4940間、総工費は566万7355円(一間あたりの平均事業費は1158円96銭)、工事期間は6年(1928年度～1933年度)とされた。その事業費財源をみると、受益者負担金³⁹⁰188万9117円(事業費の3分の1)、国庫補助金92万0545円、県補助金48万4287円、電気事業繰入金141万6839円(事業費の4分の1)、市税385万1837円、市債253万円、合計1109万2625円とされており、相当の財源が確保できることを見込んでいたことがわかる。

ここで注目したいのは、都市計画事業の街路整備の財源として「電気事業繰入金」が見込まれていることである。総工費に占める割合は12.8パーセントとさほど大きくはないが、しかし街路整備を推進するにあたって、当初から電気事業収益金の充当が計画されているということは、それだけその収益金にかかる期待の大きさがうかがえる。

その後、1928(昭和3)年12月13日の仙台市会において、第119号議案「自昭和三年度至昭和八年度宮城県仙台市特別会計都市計画事業費継続年期及支出方」、第120号議案「仙台都市計画公債条例制定ノ件」、第121号議案「昭和三年度宮城県仙台市特別会計都市

³⁸⁷ 「仙台都市計画事業並執行年度割案」(三回)、仙台市役所『昭和三年度 仙台都市計画事業並執行年度割(案)』所収。なお、このときに着手予定であった5路線の具体的な優先順位とその路線は次の通りである。

- ①中央環状線の元寺小路～小田原間 400間(約653メートル)
- ②仙台駅原町線の小田原～原町(宮城電気鉄道停車場まで)間 1170間(約2370メートル)
- ③荒巻長町線の荒町～長町駅間 1640間(約4183メートル)
- ④八幡町案内線の滝前丁～大学病院間 880間(約1677メートル)
- ⑤北仙台駅線の北四番丁勾当台通角～国鉄仙山線北仙台駅間 850間(約218メートル)

³⁸⁸ 「仙台都市計画事業並執行年度割決定ノ件」(内閣『公文雑纂 昭和三年 第四十一巻都市計画三』)。

³⁸⁹ 仙台市役所『昭和三年度 仙台都市計画事業並執行年度割(案)』所収。ここで引用しているものは、朱書きで「五回」と書かれているものである(同書138～199ページ)。

³⁹⁰ このとき受益者負担金、すなわち都市計画特別税の対象となっているのは国税付加税(地租、営業収益税、特別地税)および県税付加税(営業税、雑種税、家屋税、特別税個別税)である。この税負担について、当初は「他の都市に比較し尙相当の余力を存するものと認む、又既往の実績に依れば市税賦課標準額の増加は毎年度相当の額を達しをるなり」(四回)とあったが、朱書きで訂正され「他ノ都市ニ比較シ重キ負担ナリ」と述べられている(同上、142～143ページ)。

計画事業費歳入歳出予算」、第 122 号議案「仙台都市計画特別税賦課徴収規程制定ノ件」など、都市計画事業にかかわる議案が提出された。また、都市計画事業は市電敷設事業と密接な関わりがあることから、第 128 号議案「仙台市都市計画事業並に電車敷設委員設置規程制定ノ件」も提出された。

この市会では、受益者負担金・市税（特に都市計画特別税）が市民への過重負担になることが懸念され、議論が展開している。その中で電気事業収益金については、その負担軽減のために市会議員の北村嘉吉が「本案ニ就テ種々議論アルヤ畢竟スルニ金ノ問題ト思フガ、電気事業繰入金ヲ之以上増額出来ヌヤ、又水道事業ヨリ繰入ル、コト能ハザルヤ」³⁹¹という質問がなされた。それに対して仙台市長の山口龍之助は「左様ナコトハ出来マセヌ」と否定した。また、別の議員からも同じような意見が出されたが、山口は、都市計画法の規定に基づき、受益者負担金・特別税および公債を中心とした財源確保を主張し続けた。また、市会議員の中からは「一般（一般会計のこと…引用者）ノ方ニ繰入レテ市税ノ軽減ヲハカルハ可ナルモ、都市計画ニ於テハ負担ノ軽減ヨリモ市債ヲ減ゼヨトイフコトニナル」³⁹²という見解も出された。これらの議案は 12 月 26 日の市会でも再度議論されるが、結果的にすべて原案通り可決された

仙台市会での決議を受けて、「仙台都市計画街路事業費財政計画要綱」は 1928（昭和 3）年 12 月末に内務省に提出され、同時に国庫補助金の申請も行われた。その後、1929（昭和 4）年 7 月 10 日に内務省令第 27 号「仙台都市計画事業道路新築拡築受益者負担ニ関スル件」として認可を受け、本格的な都市計画事業、とりわけ街路整備事業に着手することとなった。

しかしながらこの時期、日本経済は大きく揺れ動いていた。同年 7 月に成立した浜口雄幸内閣のもとで大蔵大臣を務めていた井上準之助は、金解禁を行うために緊縮財政政策を展開した。その一環として、地方財政に対してすでに執行されていた 1929（昭和 4）年度の当初予算の 15 パーセントの削減を命じたほか、新規事業の中止、すでに計画されていた事業の打ち切りや中止、予算の減額、事業の繰り延べなどが行われた。また、地方債についても新規事業についての起債はほとんど認可されないばかりか、許可・認可を受けた事業ですら打ち切りや繰り延べなどが行われる事態となった。

仙台市でも同様であり、1929 年から着手される予定であった各種事業も繰り延べられることとなる。特に都市計画事業については、上記の決議を経て 1928 年度より特別会計都市計画事業費が設定されているはずであるが、その記載は当該年度の『決算書』にもないのである。むろん、電気事業収益金の充当も行われておらず、街路計画は中断していたようである。

これが再び動き始めるのは、1931（昭和 6）年になってからである。1931 年 8 月 24 日の仙台市会において、「宮城県仙台市特別会計都市計画事業費継続年期及支出方法更正ノ件」、

³⁹¹ 仙台市『仙台市会会議録』1928 年、328 ページ。

³⁹² 同上、332～333 ページ。

「特別会計設置ノ件」、「昭和六年度宮城県仙台市特別会計都市計画事業費歳入歳出予算」が提起・可決された。これによって、都市計画事業がようやく動き始めるのである。

表4-4-1・4-4-2は、特別会計都市計画事業費の歳入・歳出（決算）の推移をみたものである。まず歳入をみると、割合が大きいのが「市債」および「電気事業費繰入金」である。特に「電気事業費繰入金」（1939年度より「繰入金」と改称）は初年度から充当されており、この事業会計の中でも「市債」の次に割合が大きいことがわかる。一方、歳出については、「都市計画事業費」が毎年度計上されていることから、街路整備にあたっての調査などが行われていることがうかがえる。

このように、仙台市における都市計画事業は、紆余曲折を経ながら1931年以降、本格的に着手されることとなる。それが可能となったのは、やはり電気事業収益金が「財政の宝庫」としての機能を有していたからにほかならない。

第4節 都市整備に関する地元からの要求

このような仙台市など行政当局の動きに呼応するように、市民の間からも「市区改正」や街路整備に関する様々な請願が行われる。その一部が、土木課『自大正十二年 至昭和七年 諸願綴』2-1（仙台市役所所蔵）に収録されている。その内容を示したものが、表4-5である。

これをみるように、その多くは人口増加にともなう地域内での家屋・店舗の増加、交通事情の変化などにより、道路の狭隘化などが問題となっていることである。たとえば、1926（大正15）年1月19日に、仙台市荒町・石名坂・南鍛冶町の住民たちが中心となり、仙台市長鹿又武三郎に宛てて提出された「市道開削再請願」では、すでに1920（大正9）年に道路整備の請願をしたものの具体的な着手はなされず、しかも「近時住宅の建設益々増加」しており、「交通上の便利上道路施設の必要痛切ニ感じ」るため、石名坂から南鍛冶町に至る「旧孫兵衛堀敷貫通道路開鑿」を要求している。これに対して市当局は「都市計画課ノ道路網施設方針ヲ待チテ処理」という回答を行っており、都市計画街路の一つとして検討予定であることを伝えている³⁹³。

また、1931（昭和6）年10月16日に、仙台市長町方面の住民約780名が仙台市長渋谷徳三郎に提出した「愛宕橋拡張請願書」では、愛宕橋は幅が狭隘で、自動車・馬車の「行違不可能」なため、1932（昭和7）年度予算をもって同橋の拡張の実施を請願している³⁹⁴。これに対して市当局は「本橋ハ腐朽架換ヲ要スルモノニシテ来年度予算ニ掲上ノ見込トス」と

³⁹³ 仙台市役所『自大正十二年 至昭和七年 諸願綴 二ノ一』仙台市役所所蔵。なお、この「市道開削再請願」には①最初の請願（1920年）に対する仙台市長からの回答文、②1922（大正11）年に再度行った「市道開鑿再請願」の写し、③旧孫兵衛堀敷貫通道路開鑿工事設計書、④当該地域の地図2枚も添付されている。

³⁹⁴ この請願書に添えられた連署は枚数が多く、『自大正十二年 至昭和七年 諸願綴』2-2として別冊にまとめられている。

回答している。

地域住民から提出された請願書のうち、市当局による検討が行われたり着手されたりしたものは、第二師団関連の施設のある地域（川内地区、原町・小田原方面）との連結道路が多いと考えられる。たとえば、1929（昭和4）年3月21日に、仙台市川内地区の住民たちが仙台市長山口龍之助に宛てて提出した請願書では、川内大工町道路改修工事の際、一部区域を廃道とし、その敷地を住宅地として利用したいという要求も出されている。それに対して仙台市側は「川内大工町道路改修工事ニ関連シ陸軍省用地ト管理換ヲ為ス道路敷地ニ連絡セル個所ニシテ未タ廃道処分シアラサルモノニ付申添候」としている。また、1932（昭和7）年1月30日に、仙台市宮町方面の住民158名より仙台市長渋谷徳三郎に対して提出された請願書では、宮町から東照宮方面を通り、小田原区域に至る車道・歩道の新設改修を要求しているが、市当局は「出願個所ハ当局ニ於テ其必要ヲ認メ、昭和四年六月〇日指令第二一九三号ヲ以テ市道路線認定認可ノモノニシテ、土地寄附纏ラサル関係上、改修ノ運ビニ至ラサルモノトス、猶道路改修工事設計立案ハ目下調製中」と回答している。さらに同年8月には、仙台市原町方面の住民13名から「仙台市原ノ町小田原福澤神社前道路」（「北六番丁通ヨリ福澤神社々前ヲ経テ市内宮町及ビ北三番丁ニ到ル道路」）の改修が請願されている。市当局は「調査ノ結果、応急ノ処置ハ早速之ヲ為スコトトシ、追而将来改修工事ヲ為ス見込ニ付申添候」と回答している。

このように、1920年代後半から30年代前半にかけて立案されていく仙台市の街路計画は、地元住民の請願や利害関係も錯綜しつつ、それを取り入れて反映させていったものと考えられることができる。

第5節 市電敷設事業の登場と展開

1. 交通調査委員会の設置

では、市区改正事業・都市計画事業と連動するかたちで展開していた市電敷設および市電事業はどのような展開をしていたのであろうか。

1918（大正7）年1月16日の仙台市会において、交通調査委員設置についての「建議書」が提出された。この建議書では「仙台市街電車鉄道設計及予算ニ関スル件」などを調査するために臨時で委員を置くことが述べられた。それを受けて、翌2月22日の仙台市会において「交通調査委員設置規程」が制定され、市参事会員4名、市会議員7名、市公民4名が委員に任命された。また、この頃、仙台市長山田揆一の委嘱により東北帝国大学教授らによって調査が進められ、それに基づいて委員会が調査した結果が1919（大正8）年3月頃に「仙台市電気鉄道調」³⁹⁵として提出された。それには①市電の線路はすべて単線軌道とすること、

³⁹⁵ 仙台市史編さん委員会編『仙台市史 資料編5 近代現代1 交通建設』（仙台市、1999年）160ページに収録されているものは「仙台市電気鉄道調」としてその要項が掲載されているが、仙台市『仙台市

②線路は一周線（循環線）・長町線・原町線の3路線とすることなどが盛り込まれていた³⁹⁶。

その後、同年5月に市営事業調査委員会が設置され、市電敷設を前提とした主要道路の拡張・整備の調査に着手されていった。しかし、市区改正事業は「焼跡市区改正」としてある程度の進展をみた一方で、市電敷設事業について調査は行われるものの、具体的な着工には至らない状況が続いた。

そのような中、1920（大正9）年9月16日の仙台市会において「市内電車急設ノ件建議案」³⁹⁷が提出された。これによれば、仙台市にとって市電の敷設は長年にわたる悲願であり、「往年仙台市長ガ電気鉄道調査書ナル者^(ママ)ヲ作成」しているが「未ダ何等實際ノ措置ヲ見ズ、是レ財源ノ出所」がないため、着手することができなかつたのであるが、「宮城県ハ県下電気事業ヲ統一シテ県営ノ規画アリト、乃チ此ノ機会ニ於テ、仙台市ガ所有スル電気事業郡部財産ヲ適当ナル方法ヲ以テ処分シ、其ノ資金ヲ以テ市内電車ノ敷設費ニ充当シ」ようとしたことが述べられている。この建議は同日満場一致で可決された。

つまり、市電敷設事業の財源として、仙台市営電気事業の「郡部財産」の売却によって得られる費用を充当しようとしているのである。

2. 仙台市営電気事業の郡部財産の売却

ここで、仙台市営電気事業における郡部部分の宮城県への売却の経緯についてみておこう。上述のように、仙台市が市電事業に着手しようとした背景には、宮城県が県営電気事業を発足させようとする構想があった。その構想は、1919（大正8）年4月、宮城県知事に森正隆が着任したことに始まる。森は、翌5月に仙台市商業会議所で開かれた会合において、宮城県内において大小さまざまな電気会社（表3参照）が濫立していることをあげ、県内の産業発展の障害を防ぐために県内の電気事業を統合し、県営の電気事業を設立するという考えを提示したのであった。

この構想は、1920（大正9）年8月の県会で県営電気事業についての調査費が計上されて以降、本格的に動き出すこととなる。同年12月1日には宮城県電気経営事業計画が発表され、14日の県会で可決された。そして1921（大正10）年1月には宮城県臨時電気経営準備事務所が設置され、その後さまざまな事務手続きを経て、1923（大正12）年2月1日、宮城県内務部電気課が設置された。県営電気事業の開始である。なお、このとき宮城県は、

電気事業史』(1943年)では「仙台市電気鉄道調査書」の原文が掲載されている(同書583~595ページ)。

³⁹⁶ 「仙台市電気鉄道調」、仙台市史編さん委員会編『仙台市史 資料編5 近代現代1 交通建設』(仙台市、1999年)160ページ所収。ちなみに、一周線とは、「官線停車場(仙台停車場のこと…引用者)前ヲ起点トシ南町通、南町、国分町ヲ通過シ定禅寺通、同槽丁、北材木町、木町通ヲ経テ北四番丁ニ右折シ勾当台通ニ出テ再ヒ定禅寺通ニ戻リ東二番丁北部及元寺小路ヲ廻リ停車場前ニ復歸スルモノ」、長町線は東五番丁で一周線と分かれ、清水小路を経て荒町を通り、長町に出るもの、原ノ町線は一周線から名掛町で分かれ、X橋を通り元寺小路、鉄砲町を通り原町につながるものであるとされている。

³⁹⁷ 仙台市史編さん委員会編『仙台市史 資料編5 近代現代1 交通建設』(仙台市、1999年)161~162ページ所収。

県営で電気事業を行う目的として、①県下の町村全体に電灯を普及すること、②県内の電気事業を統合することで個々の企業の重複費用をなくし、廉価な電力供給を図ること、③財界変動の影響を受けた事業を救済し、商業の発展を期すること、④電気事業の利益を県財政に充当することなどを挙げている³⁹⁸。

このような中でまず着手されたのが、仙台市の市営電気事業における郡部事業（＝郡部財産）の買収であった。それは、表3-1（第3章で使用）にみられるように、1911（明治44）年の開業以来、仙台市営電気事業が仙台市域だけでなく、郡部部分の広範な地域にも電気供給を行っていたからである。仙台市においても、市営電気事業を発足させる際、仙台市以外の郡部部分における事業はいずれ他の営業者に売却するということが条件づけられていたため、仙台市はそれをどこに売却するかが問題となっていた。また、仙台市は、1920（大正9）年10月に早急に郡部財産の売却を行うべしという指示を内務省から受けていた。そうした中で、宮城県において公営電気事業を発足させようという動きが起こったため、仙台市では郡部部分における財産などの売却を目的として調査委員を設けることとし、1920（大正9）年11月9日の市会において、電気事業市外財産臨時調査委員設置規程が提案・可決された。この規則では、①委員会は市営電気事業における市外財産処分に関する事務を行うこと、②事務の内容は、市外財産処分の範囲やその価格などの設定に関することであることなどが定められた³⁹⁹。

その後、12月1日の仙台市会において、「電気事業郡部財産処分ノ件」が提起された。ここでは、郡部部分のうち名取郡長町、宮城郡原町、同七北田村の一部（三居沢、堤町）を除く地域、および白石発電所をはじめとする工作物や営業権など、郡部財産全部を162万8000円で宮城県に売却することが提示された。また、このときは仙台市において基石川発電所が未完成であったため、それが完成するまでは仙台市と宮城県のあいだで電力融通を行うことも提案された。これについては「仙台市未曾有の大問題なり、市政実施以来の重要問題である」とされ、市会においても反対の声も相次ぎ、慎重に議論がなされた⁴⁰⁰。議論は12月

³⁹⁸ 宮城県議会史編さん委員会編『宮城県議会史』第3巻、宮城県議会、1975年、394ページ。しかし、「その主目的が電気県営による利潤で二千万円県債を償還し、県財政を窮乏の淵から救うことにあったのは論を待たない」と述べられていることから、宮城県が重視したのは④の電気事業の収益の県財政への充当であったと考えられる。そのため、それ以降の電気事業関連は、その目的に基づいた運営がなされることとなる。その後、宮城県営電気事業は、1923年2月には山三カーバイド株式会社、同年7月には大崎水電株式会社などを買収したほか、1929年には東北電灯株式会社、仙南電気工業株式会社の買収を行った。このほか、1931年には宮城送電興業株式会社を買収している。しかし、宮城県営電気事業も、1942年3月に東北配電株式会社へ全設備・事業を出資し、その終焉をむかえることとなる。東北配電株式会社の出資直前における電力供給量は20,305キロワット（21発電所による自営分）、受電は39,880キロワット（日本発送電、東北送電など）となっていた。

³⁹⁹ 「電気事業市外財産臨時調査委員設置規程」、仙台市『仙台市電気事業史』（1943年）224ページ所収。

⁴⁰⁰ 1920年12月1日の市会の様子は、仙台市『仙台市電気事業史』（1943年）225～234ページに収録されている。

8日の市会に持ち越されたが、なかには、「県ガ事業ヲ統一スルトイフコトナレバ、県民トシテモ利益ノアルコトデモアリ、仙台付近ニ大ナル工場出来レバ、仙台市ノ利益トモナルコトナレバ、郡部財産ヲ売却ノ建議モアツタコトナレバ電車経営ヲスルコト、致サン」⁴⁰¹という意見もあった。その後、調査委員による調査・審議が行われ、12月13日の市会で売却代金の支払いなどについて修正を行ったことが報告され、「電気事業郡部財産処分ノ件」については満場一致で修正可決された。これによって仙台市は宮城県に対し、162万8000円で郡部財産の売却に応じることを決定したのである。

その間、市当局と県当局のあいだで郡部財産の売却に関する協議が行われた。仙台市側の要求はほぼ全部承認され、3通の覚書が締結された⁴⁰²。1通目は1920年12月9日に締結されたもので、郡部財産のうち、名取郡長町、宮城郡原町、同七北田村の一部（三居沢、堤町）を除く地域と白石発電所をはじめとする郡部への電気供給にかかわる工作物・営業権を、仙台市から宮城県へ売却すること、その財産全部を162万8000円で売却することを約束したものであった。2通目・3通目の覚書はどちらも12月11日に締結されたが、2通目では売却代金162万8000円の支払い方法が定められている。162万8000円のうち120万円の内訳は、仙台市の日本勧業銀行からの借入金38万円、および「郡部財産売却ニヨリ生ズル市部経営ニ欠陥ヲ来ス為メ償還ヲ要ス可キ勧業銀行借入金」82万円⁴⁰³となっており、この120万円は県が市から引き継ぎ、日本勧業銀行から借換をすること、そして残りの42万8000円は10ヶ年賦、年6.5パーセントの利率で、毎年4万2800円ずつ支払うこととされ、仙台市が市電事業を行うときは必要に応じて随時支払うことが定められていた⁴⁰⁴。そして3通目では、仙台市において電力不足となった場合、宮城県から最低料金をもって電力融通を行うこと、郡部電気事業に関する土地・建物の賃貸借や郡部における電気事業経営者に対する電気供給について仙台市が有していた権利・義務は、すべて宮城県が継承することなどが定められた。

その後、1923（大正12）年2月、宮城県が宮城県内務部に電気課を設置したことにより、宮城県営電気事業の開業を迎えることとなる⁴⁰⁵。そして同年3月には市営電気事業の郡部財産の引き渡し完了し、4月1日には受渡書が仙台市から宮城県へ送付されている。これ

⁴⁰¹ 仙台市会『大正九年 市会会議録』、仙台市役所。

⁴⁰² この3通の覚書は、すべて仙台市『仙台市電気事業史』（1943年）243～245ページに収録されている。

⁴⁰³ この借入金38万円は、仙台市が1918年に発行した第7回電気事業公債の未償却残高であり、同82万円は、1917年に発行した第6回電気事業公債の未償却残高である。仙台市は、これらの起債は郡部部分における事業に充てるものであったとして、これらの債務を宮城県に譲渡し、これをもって売却金額の一部としたのである。

⁴⁰⁴ この42万8000円は、特別会計電気事業費歳入「財産売却代」として、1923年度に4万7000円、1924年度に42万5000円がそれぞれ計上されていることから、早々に支払われたものと考えられる。それは、このときすでに仙台市が市電事業の構想を立てていたからであり、それに対応すべく支払いがなされたといつてよいだろう。

⁴⁰⁵ その後、1926年に宮城県電気事務所に改編し、1930年には宮城県電気局に改編されている。

によって、仙台市営電気事業と宮城県営電気事業の供給区域が明確に分かれ、仙台市およびその周辺町村は仙台市営電気事業が、それ以外の郡部部分については宮城県営電気事業が、それぞれ電気供給を行うこととなる⁴⁰⁶。

このように、仙台市営電気事業の郡部財産を宮城県に売却することが順調にすすんでいったため、その売却代金の一部を市電事業の財源に充当するという計画が浮上してきたのである。つまり、「この資金がベースとなって都市計画における懸案事項であった市電建設がはじめて可能となった」⁴⁰⁷のである。

3. 市電敷設事業の本格的な展開

また、その一方で、1919（大正8）年の都市計画法の公布（六大都市にのみ適用）を受け、仙台市でも都市計画事業が急ピッチですすめられた。1921（大正10）年2月の市会で、一般会計に電車敷設調査費4000円が計上され、先に提出された「仙台市電気鉄道調査書」をもとに調査が進められた。その結果、1923（大正12）年2月には市電の第一期線（一周南廻線⁴⁰⁸・一周北廻線⁴⁰⁹・長町線⁴¹⁰）についての原案が提出された。そこでは、この第一期線は「将来市の発展に伴ひ繁華なる地域も自然拡大せらるべく、大体に於て都市計画上当市が予定し居る商業地域を一^(マ)週するもの」とされ、将来は市内の各地域および仙台市外の地域との連絡を計ろうとしているだけでなく、「将来の都市計画上経済的に実施し得て比較的理想到に近き線路」であるとされ、その敷設が有望であることが述べられている。しかし、この間、1923（大正12）年2月15日には、市内国分町・二日町・北鍛冶町・通町の地主らが、第一期線を国分町線とすることや、電車敷設に要する土地は無償で市に寄付することなどを決議している⁴¹¹。つまり、電車敷設に要する土地は無償で市に寄付するかわりに、第一期線は南町通を経て芭蕉の辻・国分町・「青葉下」⁴¹²に至る路線として、国分町・二日町・北

⁴⁰⁶ このとき、宮城県内における電気事業は、宮城県営電気事業と仙台市営電気事業の2団体によって、地域独占が確立したといつてよい。

⁴⁰⁷ 仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編7 近代2』、仙台市、2009年、83ページ。

⁴⁰⁸ 一周南廻線は、仙台停車場を起点として、南町通・狐小路・片平丁・元柳町・元常盤丁・支倉町・支倉通・北四番丁を経て大学病院前の終点に至る線路である。軌道の長さは6.25マイル、換算すると約3.62キロメートルであった（仙台市史編さん委員会編『仙台市史 資料編5 近代現代1 交通建設』、仙台市、1999年、162ページ）。

⁴⁰⁹ 一周北廻線は、仙台停車場を起点とし、歳徳神横丁・茂市ヶ坂裏新道・光禅寺通・長丁・勾当台通・北四番丁を経て大学病院前の終点に至る線路である。軌道の長さは1.76マイル、換算すると約2.832キロメートルであった（仙台市史編さん委員会編『仙台市史 資料編5 近代現代1 交通建設』、仙台市、1999年、162ページ）。

⁴¹⁰ 長町線は、東五番丁から荒町を経て長町に至るもので、その軌道付近には各種教育機関が多く設置されていたため、「将来益々有望ナル線路」とされていた（仙台市史編さん委員会編『仙台市史 資料編5 近代現代1 交通建設』、仙台市、1999年、163ページ）。

⁴¹¹ 仙台市『大正十二年 昭和二年 電車事業ニ関スル書類綴』（仙台市史編さん委員会編『仙台市史 資料編5 近代現代1 交通建設』仙台市、1999年、163ページにも収録）。

⁴¹² 国分町・二日町・北鍛冶町・通町は、いずれも旧奥州街道沿いに面した町であり、これらは芭蕉の辻

鍛冶町・通町を通る電車の敷設を請願したのである⁴¹³。

このような市電敷設への機運の高まりのなか、1923年3月23日の仙台市会において、第39号議案「市街電車事業経営ニ関スル件」、第40号議案「自大正十二年度至大正十五年度宮城県仙台市電気軌道敷設費継続年期及支出方法」、第41号議案「仙台市電車事業公債条例設定ノ件」などが提起された。

「市街電車事業経営ニ関スル件」では、①「電気軌道ヲ敷設シ市内ニ於ケル一般交通ノ便ニ供スル為メ」に市街電車事業を經營すること、②「本事業ニ関スル収支ハ既設仙台市特別会計電気事業費トシテ経理スルモノトス」⁴¹⁴ることが明記された。この建議に添付された「起業目論見書」では、③一周南廻線・北廻線、長町線（東五番丁－荒町間のみ）を第一期線とし、広瀬橋、原町入口、堤町、八幡町に通ずる路線は第二期線として別途計画を立てること、④市電敷設にかかる総工費は265万円とされ、「工費中一部ハ既定電気供給事業郡部財産売却代ヲ充當シ、他ハ起債ニ求ムルモノトス」⁴¹⁵とされた。また「自大正十二年度至大正十五年度宮城県仙台市電気軌道敷設費継続年期及支出方法」では、「逐年市の発展に伴う交通情態に徴し、市内交通機関をして電車敷設の必要を認めたるを以て」、4年間の継続事業として市電敷設を行うこととされた。さらに、「仙台市電車事業公債条例」では、「市営電車事業経営ニ関スル財源トシテ公債ノ必要ヲ認メタルニ由ル」ため公債条例を設定するものとされた⁴¹⁶。

市電敷設の問題はこれまでにない一大事業であり、都市計画事業ともかかわる重要なものであるとされたことから、慎重な調査・審議が行われ⁴¹⁷、3月26日にほぼ原案通り可決された⁴¹⁸。

こうして市電の敷設が決定したため、仙台市は着工に向けてさまざまな手続きを進めた。たとえば、1923（大正12）年4月11日、仙台市内電気軌道敷設特許申請書を内務大臣・通

から青葉神社の方面、つまり奥州街道を北へ進むルートにあったため、この「青葉下」とはおそらく青葉神社のふもとと考えられる。

⁴¹³ 「請願書」、仙台市『大正十二年 昭和二年 電車事業ニ関スル書類綴』（仙台市史編さん委員会編『仙台市史 資料編5 近代現代1 交通建設』仙台市、1999年、164ページにも収録）。

⁴¹⁴ 仙台市役所『自大正十二年三月 至昭和三年三月 電気敷設関係書類』1ページ。

⁴¹⁵ 同上5ページ。市営電気事業の財産売却代は1923年度の収入に充てられているが、充当する金額は35万9000円とされた（「第四十四号議案 宮城県仙台市電気軌道敷設費継続年期及支出方法」添付表、仙台市会『大正十二年 市会決議録』）。

⁴¹⁶ 「第四十一号議案 仙台市電車事業公債条例設定ノ件」、仙台市会『大正十二年 市会決議録』。なお、後には特別会計電気事業積立金からの繰入金も充当されることとなる。

⁴¹⁷ その議論の中で、市会議員からは「電車事業は市に取りて営利事業」であることに言及されている（仙台市役所『大正十二年 仙台市会会議録』3月21日）。また、3月26日の議論の中で「電気事業繰入金ハ各年度確実に繰入し得る見込ありや、若しありとせば其根拠如何」という質問があり、それに対して市長が「電気事業繰入金は現在の状態に於ては確実に繰入れ得る見込あり」と答弁している（同、3月26日）。ここからも、仙台市営電気事業が収益的の事業として認識されていることがうかがえる。

⁴¹⁸ 仙台市会『大正十二年 市会決議録』。

信大臣宛てに提出したうえで、同年 7 月からは市電の線路敷地の実測調査も開始した。この間、1923 年 5 月には、仙台市が都市計画法の適用を受けたため、市電敷設は道路整備とともに都市計画事業の一環としても位置づけられていくこととなる。

しかしながら、同年 9 月の関東大震災の発生により、仙台市が想定していた起債許可が下りなかったため、財源の問題から着工することができなかった。『仙台市電気事業史』によれば「大正十三年一月九日、県内務部長より電車事業起債の件に関し財政緊縮の折柄其の財源を起債に求め、起工せんとするは不適當と被認趣」があり、「再考相成たき旨の通牒」があったという⁴¹⁹。そのため、仙台市は「請願書」を提出し、市電敷設事業費の起債許可を請願した。この請願書では、これまでの市電敷設事業構想の経緯を説明したうえで、以下のよう記されている。

大正十二年ニ至リ、……碁石川発電所モ亦完成ヲ告グルヲ以テ、電力ニ余裕ヲ生ジ尚郡部財産ノ売却ニ依リ電気事業ノ財政ニ幾分ノ余裕ヲ生ズル見込ナルヲ以テ、多年ノ懸案タル電車敷設ハ……之ヲ十二年度ヨリ着手セントスル計画ヲ樹テタルモノニ有之候、勿論緊縮財政ニ付テハ……本計画ニ就テモ専ラ其点ニ留意シ、季節電気事業ノ郡部財産売却代金ノ一部ヲ初年度事業費ニ充当シ、次年度以降ノ事業費ハ各年度毎ニ起債スルコト、シ、而シテ起債償還財源ニハ将来ニ於ル同事業ノ剰余金ヲ充当シ、一毫モ之ヲ市民ノ負担ニ仰ガザルコト、セリ、

今ヤ財政緊縮ヲ要スル場合ナルヲ以テ事業計画ノ財源ハ可成起債セザル方針ニテ種々考究調査シタルモ、現在ノ市ノ財政状態ハ将来起債ノ償還財源ニハ支障ナキモ、差当リ一次ニ要スル事業費ヲ支出スル由ナク、已ムヲ得ズ財源ヲ起債ニ求め、以テ市一般公益ノ為メ交通機関ヲ整理シ、産業ノ発展ヲ図ラントスルモノニ有之候⁴²⁰、

このような請願が提出されたにもかかわらず、内務省から年度内に起債許可が下りないことが判明したため、1924（大正 13）年 1 月 22 日の仙台市会に第 2 号議案「市営電車事業着手繰延ノ件」が提出された。この議案では、「本案ハ電車事業公債条例並ニ電車敷設共十二年度中ニ其筋ノ許可ヲ得ルノ運ニ至ラス、已ムナク凡テ之ヲ十三年度ヨリ繰延施行セムトスルニ由ル」ことから、「大正十二年三月二十六日市会議決仙台市電車事業公債条例中ノ大正十三年度ヲ大正十四年度トシ以下順次繰下ク」こと、「同年同月同日議決宮城県仙台市継続費電気軌道敷設費継続年期及支出方法中大正十二年度ヲ大正十三年度トシ以下順次繰下ク」ことが提起され、原案通り可決された⁴²¹。そのため、市電敷設事業は翌年度に繰り越されることとなった⁴²²。

⁴¹⁹ 仙台市『仙台市電気事業史』1943 年、623～624 ページ。

⁴²⁰ 「請願書」、仙台市『仙台市電気事業史』1943 年、624 ページ所収。

⁴²¹ 仙台市役所『自大正十二年三月 至昭和三年三月 電車敷設関係書類』41～43 ページ。

⁴²² 同上および 158～159 ページ。なお、これにあわせて、1923（大正 12）年 3 月 26 日に決議された仙

また、これらと同時に八木久兵衛より仙台市長鹿又武三郎宛てに「寄附願」が提出された。八木は「仙台市に於ける目下の状態を観察するに市民の便宜上且つ市としての体面上、市営電車敷設を以て最も緊急適切なる事業」であるとして、15万円の寄付を願い出たのである。その際、「希望条件」として①寄付金は市電敷設工事の許可が下り次第支払い、1925（大正14）年度までに完納すること、またその寄附金は濫費とならないよう厳正なる管理をすること、②第一期線のうち仙台駅前より南町通および清水小路間は1924（大正13）年度中に完成させること、③予定している街路の他、「市ノ経営上将来収益多クシテ損失割合ニ少キ場所」には道路を敷設すること、④予定している街路でも利益が少ない場所については繰延を行うこと、などが求められていた⁴²³。これはただちに同日（1924年1月22日）の仙台市会に第3号議案として諮られた結果、原案通り可決された。

こうした動きも相まって、1924年1月24日、仙台市は内務省に宛てて再度「陳情書」を提出した。これによれば、仙台市における市電敷設事業は「本市民一般ハ多年ノ懸案タル本事業ニ対シ其一日モ早く実現センコトヲ希望シテ已マ」ないものであり、その市民のうち「今回市内八木久兵衛ハ該事業費中へ金十五万円ノ寄附ヲ申出デ熱誠其促進ヲ願出候ニ付、……寄附金ハ起債計画中ノ大正十四年度借入額八十万円中ヨリ之ヲ減額スルモノ」として、起債額の見直しを含めた陳情を行っていることがわかる⁴²⁴。

その後、同年5月24日に内務大臣・鉄道大臣の連名により「宮城県仙台市裏五番町北四番丁間、同市北四番丁裏五番町間及同東五番丁、荒町間に軌道ヲ敷設シ旅客ノ運輸事業ヲ為スコトヲ特許ス」として市電敷設事業の認可を受けた⁴²⁵。これを受けて、市電敷設に向けた具体的な調査・計画の立案が行われていくが、事業資金の調達についてはなかなか日途が立たない状況が続いた。

1924（大正13）年9月13日、内務大臣・大蔵大臣の連名により仙台市に宛てて「起債並公債条例許可」が下りた。それによると、当初の起債額229万円を200万300円に、1925（大正14）年度募集額80万円を61万3000円に、1926年度募集額75万円を68万4900円に、1927年度募集額74万円を70万2400円にすることなどの「更正条件」が指示された上での許可であった⁴²⁶。これは10月2日の仙台市会に第67号議案「仙台市電車事業公債条例更正ノ件」として提出され、原案通り可決された⁴²⁷。

この結果、起債額が減少することとなったため、それを補うべく、特別会計電気事業費からの繰入金が増額した。それだけでなく、特別会計基本金からも「運用金」というかたちで費用が充当された（表4-6）。これについては同日の仙台市会で第68号議案「市有財産運

台市電気事業公債条例などについても見直しが行われた。

⁴²³ 「寄附願」、仙台市『自大正十二年三月 至昭和三年三月 電車敷設関係書類』152～154ページ。

⁴²⁴ 「陳情書」、仙台市『仙台市電気事業史』（1943年）、624～625ページ所収。

⁴²⁵ 特許状の原文は、仙台市『仙台市電気事業史』（1943年）636～637ページに収録されている。

⁴²⁶ 「市会提出案 第六七号議案 仙台市電車事業公債条例更正ノ件」、仙台市『自大正十二年三月 至昭和三年三月 電車敷設関係書類』44～46ページ。

⁴²⁷ 同上。

用及戻入方法ノ件」として提議され、「電車事業ニ充当スル起債額ヲ減少シ、其不足分ニ充ツヘク……運用セムトスルニ由ル」として、御下賜金・土木基金・基本財産・小学校基金などから1925年度～1927年度までで合計3万1300円を運用すること（第1条）、運用金利息は年利5分5厘とすること（第2条）、運用元利金は「電車事業収入及既定電気事業ヨリ生スル収入ヲ以テ之ヲ支弁ス」ること（第5条）などが確認され、原案通り可決された⁴²⁸。

これらの決議をふまえ、1924年10月21日、仙台市は逓信大臣に宛てて、電気軌道事業経営の許可申請を行った。その後、1925（大正14）年3月14日、仙台市は軌道工事施行認可を申請し、同年7月4日に特許（認可）を受けた。これによって同年11月1日、市電の第一期工事第一次線（仙台停車場前－南町通－大町一丁目〔仙台市公会堂前〕間約2キロメートル、東五番丁－荒町間約1.2キロメートル）が着工された⁴²⁹。これらの第一期工事第一次線は、翌1926（大正15）年11月15日に完成し、25日から営業開始となった。市電開通記念式は仙台市公会堂で行われ、市民など約1300人が参加したという⁴³⁰。その間、第一期工事第二次線（大町一丁目－大学病院前間）が着工されている。その後、1928（昭和3）年には、環状線約6キロメートルが全線開通したほか、芭蕉の辻線（芭蕉の辻－南町間）0.3キロメートルが完成した⁴³¹。

こうして、仙台市の長年の懸案であった市電の敷設はここに完成をみることとなる。そして同事業は、これ以降、仙台市の市営電気事業における一大事業として位置づけられるのである。

仙台市にとって、市電が開業することは電車収入の新設・増加につながり、市営電気事業における新たな財源確保が可能になったことを意味している。つまり、従来の「財源調達手段として機能」する＝「財政の宝庫」としての側面が強化されたといえる。

おわりに

以上、本章では大正中期以降の仙台市の都市整備計画である「大仙台」構想の展開を概観した。当該期において、仙台市営電気事業が市区改正事業・市電敷設事業、都市計画事業といった、市民生活に関わる都市インフラ整備事業の重要な財源として充当されていたことを確認できた。また、この時期に展開していた都市計画街路についていえば、市内各地の住民の要求を市当局が受け入れるかたちで立案・実施されていったことも、資料を通して裏付

⁴²⁸ 「第六八号議案 市有財産運用及戻入方法（副本）」、仙台市『自大正十二年三月 至昭和三年三月 電車敷設関係書類』103～107ページ。

⁴²⁹ その後の11月15日、市電事業のために建設されていた大町変電所が完成している。

⁴³⁰ 仙台市史編さん委員会編『仙台市史 資料編5 近代現代1 交通建設』（仙台市、1999年）157ページ。

⁴³¹ その後、1936年には長町線（東五番丁－長町間）4.2キロメートル、翌年には北仙台線（北四番丁－北仙台間）1.2キロメートル、1941年には八幡町線（北四番丁－八幡神社方面）1.6キロメートルが開通した。なお、芭蕉の辻線は、1944年に線路を金属供出したため廃止となった。

けることができた。

終 章 本論文の結論

本論文は、仙台市を事例にして、公営電気事業が近代の都市形成に如何なる役割を明らかにしようとする目的で行われたものであった。

この目的に到達するためにまず参考とした分析方法は、大石嘉一郎・金澤史男らが地方都市の分析を行うために採用した「行財政分析」の方法であった。文字通り財政分析と行政分析を駆使して地方都市の特徴を明らかにしようとするものであるが、特に注目に値するのは、都市財政における「市営事業のもつ意義の『再発見』」という指摘であった。換言すれば、都市財政の解明を行う際には公営事業の役割に関する分析が不可欠であるという指摘である。そして、このような指摘を嚆矢として、やがて行財政分析の対象を、電気事業をはじめとする公営事業に焦点をあてて、都市史を再考する研究も次第に登場することになった。本論文では、このような一連の先行研究に学びつつ、仙台市の市営電気事業の近代都市形成において果たした役割を明らかにすることにした。

本論文が対象とした時期は、全国的に都市整備事業の構想が登場した明治後期から、その構想が具体的に展開していった昭和初期までの時期であった。そしてこの時期をいくつかの時期に区分しつつ、各時期に設定した課題を解明する作業を行った。

この時期の財政分析を行うにあたって重視した仙台市の財政データは、『電気事業報告書』や『宮城県仙台市一般会計特別会計歳入歳出決算書』各年度などに記載されている特別会計電気事業・特別会計電気事業積立金の記述、または仙台市役所所蔵資料に依拠した。また、行政分析を行うにあたって重視した資料は、『仙台市会会議録』各年度、『仙台市会決議録』各年度をはじめ、『仙台市事務報告書』各年版などを使用した。さらに、これら一次資料の利用の制約を補うためや、事実経過の確証を行うため、新聞記事の利用を重視した。

以上のようなかたちで行われた作業の結果は、以下の通りである。

まず、「第1章 明治末期における『五大事業』の登場と仙台市営電気事業の成立」では、仙台市の体系的な近代都市整備事業の出発点といえる「五大事業」（仙台市の5つの公営事業、すなわち上水道、電気、市区改正、市電敷設、公園整備）の登場と、これらの事業のその後の展開をトレースする作業を行った。その結果、「五大事業」は、仙台市を近代以降の「軍都」「学都」「杜（森）の都」として呼称された「消費都市」から、六大都市のような近代工業が集積する「生産都市」への転換を意図して提唱された「都市改造」の構想そのものであったこと、そしてこの事業の中でも、近代都市化を目指すうえで最も重視されていたのが仙台市営電気事業であったことが明らかになった。

次に「第2章 大正中期における仙台市営電気事業の新展開」では、大正中期において実施された仙台市営電気事業の電灯・電動力使用料金（電気料金）の値上げに関する事実経過を検証する作業を行った。その結果、当該期に行われた電気料金値上げが、同市における本格的な都市整備事業に着手するために必要な資金を確保するために行われたものであったことを明らかにした。ここから、仙台市営電気事業が、従来の電気供給事業としての役割＝

公共的事業としての役割だけでなく、財源調達機能としての役割＝収益的事業としての役割を果たすようになったことを明らかにした。ちなみにこの時期には、第一次世界大戦の勃発後、都市部で深刻化した社会問題に対応するために、さまざまな都市整備事業の必要性が叫ばれるようになり、そのための財源調達が急務の政策課題となっていた。仙台市でも同様の動きがみられたが、同市の場合、市営電気事業の順調な経営状況に注目し、電気料金を値上げすることで、安定的な財源を確保しようとしたのである。それが、1919（大正8）年の仙台市会で提議された「市区改正事業資金設置及管理規則」の財源、および1921（大正10）年度以降の一般会計の財源というかたちであらわれてきたのであった。

さらに「第3章 『財政の宝庫』としての仙台市営電気事業」では、「財政の宝庫」と呼ばれた仙台市営電気事業の具体的な諸相を、当時の財政資料を利用して明らかにする作業を行った。ここから、仙台市営電気事業の事業概要（供給区域の変遷、電灯・電力需要の推移など）から、同事業が好調な経営状況にあったことを明らかにしえた。また、財政データの分析・検討によって、仙台市財政の中に占める電気事業特別会計（特別会計電気事業費・特別会計電気事業積立金）の特徴がクリアになった。また、仙台市の一般会計や他の事業会計（特別会計）における「電気事業収益金」に関するデータの検討により、「財政の宝庫」と呼ばれた所以を明らかにすることができた。

以上に加え、「第4章 『大仙台』構想の展開と仙台市営電気事業」では、大正中期に登場した「大仙台」構想と仙台市営電気事業の関わりを補足する作業を行った。特に、市区改正事業・市電敷設事業、都市計画事業の財源として市営電気事業の収益金が充当されていることを明確にした。また、都市計画街路の計画については、市内各地の住民の要求を市当局が取り入れるかたちで進められていったことが、資料で裏付けられた。

総じて、仙台市において、公営電気事業が、特に都市インフラ整備の財源として、近代の都市形成に極めて大きな役割を果たしたことが明らかになったように思われる。

参考文献

- 穴山梯三『電力産業の経済学』NTT出版、2005年
- 安孫子麟『県民百年史4 宮城県の百年』山川出版社、1999年
- 荒川高而「三居沢電気百年館」、土木学会『土木学会誌』第81巻第7号、1996年、22ページ
- 石田頼房『日本近現代都市計画の展開 1868-2003』自治体研究社、2004年
- 伊藤清次郎口述・小西利兵衛編集『仙台昔話電狸翁夜話』（復刻版）宝文堂、1990年
- 井口和起編『近代日本の軌跡3 日清・日露戦争』山川出版社、1994年
- 井口和起『日露戦争の時代』吉川弘文館、1998年
- 井上馨侯博記編纂会『世外井上公伝 第5巻』原書房、1968年
- 伊東孝「わが国最初の水力発電発祥地—三居沢発電所」、リバーフロント整備センター『FRONT』1999年9月号、1999年、56～59ページ
- 伊東孝『日本の近代化遺産』岩波書店、2000年
- 伊藤之雄「日露戦争後の都市改造事業の展開—京都市の都市経営 一九〇七～一九一一—」、京都大学法学会『法学論叢』第160巻第56号、2007年、119～183ページ
- 伊藤之雄「第一次世界大戦後の都市計画事業の形成—京都市を事例に 一九一八～一九一九—」、京都大学法学会『法学論叢』第166巻第6号、2010年、1～34ページ
- 伊藤之雄『「大京都」の誕生—都市改造と公共性の時代 1895～1931年—』ミネルヴァ書房、2018年
- 伊藤之雄編著『近代京都の改造—都市経営の起源 1850～1918年—』ミネルヴァ書房、2006年
- 岩波一寛「昭和恐慌下の地方債の累積と財政矛盾」、中央大学経済学研究会『中央大学経済研究所年報』第4号、1979年、1～37ページ
- 岩本由輝「仙台市における電気事業」、仙台市博物館編『市史せんだい』Vol.1、仙台市、1992年、61～71ページ
- 岩本由輝『東北開港120年』刀水書房、1994年
- 宇田正「近代大阪の都市化と市営電気軌道事業の一寄与—市区改正との関連において—」、大阪歴史学会『近代大阪の歴史的展開』吉川弘文館、1976年、287～357ページ
- 梅田定宏「多摩の『都市化』の一側面—『総合的都市』建設を夢見た時代—」、松尾正人編『近代日本の形成と地域社会—多摩の政治と文化—』岩田書院、2006年、373～401ページ
- 宇野弘蔵監修、林健久・山崎広明・柴垣和夫著『講座帝国主義の研究6 日本資本主義』青木書店、1973年
- 梅本哲世『戦前日本資本主義と電力』八朔社、2000年
- 漆山徳郎「歴史に耐え現在に生きる日本最古の水力発電所」、日本機械学会『日本機械学会

- 誌』第112巻(通号第1084号)、2009年、4～5ページ
- 大石嘉一郎・金澤史男「近代都市財政史研究の課題と方法」、明治学院大学産業経済研究所『研究所年報』第11号、1994年、97～136ページ
- 大石嘉一郎・金澤史男編著『近代日本都市史研究—地方都市からの再構成—』日本経済評論社、2003年
- 大石嘉一郎・金澤史男・田中重博「戦前期地方都市財政の展開過程——静岡市水戸市の事例研究——」、明治学院大学産業経済研究所『研究所年報』第12号、1995年、95～163ページ
- 大内力編『現代資本主義と財政金融 2 地方財政』東京大学出版会、1976年
- 大川一司編『長期経済統計 7 財政支出』東洋経済新報社、1966年
- 大坂健『地方公営企業の独立採算制』、昭和堂、1992年
- 越智洋三『「財政の宝庫」としての電気事業』、仙台市『仙台市政だより』2002年12月号(「市史編さんこぼれ話」のコーナーに収録)
- 楫西光速・加藤俊彦・大島清・大内力『日本資本主義の発展Ⅰ』(双書 日本における資本主義の発達3)東京大学出版会、1957年
- 楫西光速・加藤俊彦・大島清・大内力『日本資本主義の発展Ⅱ』(双書 日本における資本主義の発達4)東京大学出版会、1957年
- 金澤史男「1910年代の都市財政の一考察—東京市電気事業の成立を中心に—」、東京大学経済学研究会『経済学研究』第22号、1979年、77～89ページ
- 金澤史男「Ⅰ 都市財政史研究の課題と方法—地方都市財政分析の意義を中心に—」、日本地方財政学会編『現代地方財政の構造転換』勁草書房、1996年、193～220ページ
- 金澤史男『シリーズ日本近代からの問い⑤ 自治と分権の歴史的文脈』青木書店、2010年
- 金澤史男『近代日本地方財政史研究』日本経済評論社、2010年
- 亀掛川浩著、東京市政調査会編『自治五十年史』(制度篇)文生書院、1977年
- 木村弥蔵『電気事業経済』経済往来社、1972年
- 近現代資料刊行会編『日本木谷都市社会調査資料集成 4 京都市府社会調査報告書[Ⅰ] 34巻 昭和10年(1)』近現代資料刊行会、2001年
- 栗原東洋編『現代日本産業発達史Ⅲ 電力』交詢社、1964年
- 公営電気復元運動史編集委員会編『公営電気復元運動史』公営電気事業復元県都市協議会、1969年
- 小桜義明「日本資本主義確立期における電力国家政策の形成と都市電気業統制—日本電気業統制史(1)—」、京都大学経済学会『経済論叢』第111巻第5号、1973年、61～83ページ
- 小路田泰直『日本近代都市史研究序説』柏書房、1991年
- 小早川光郎編集代表『史料日本の地方自治 第1巻 近代地方自治制度の形成』学陽書房、1999年
- 坂本忠次『日本における地方行財政の展開—大正デモクラシー期地方財政史の研究—』御茶

の水書房、1989年
 桜井哲夫『「近代」の意味——制度としての学校工場』日本放送出版協会、1984年
 櫻井良樹「第二次桂内閣の市制改正について」、日本歴史学会編集『日本歴史』第487号、
 吉川弘文館、1988年、66～80ページ
 櫻井良樹『帝都東京の近代政治史——市政運営と地域政治——』日本経済評論社、2003年
 芝村篤樹「関一における都市政策の歴史的意義」、大阪歴史学会『近代大阪の歴史的展開』
 吉川弘文館、1976年
 芝村篤樹『関一——都市思想のパイオニア』松籟社、1989年
 芝村篤樹『日本近代都市の成立——1920・30年代の大坂——』松籟社、1998年
 志村嘉門『電気事業事始め——電力技術物語——』株式会社日本電気協会新聞部（電気新聞）事
 業開発部、1995年
 白い國の詩編『東北の電気物語』東北電力株式会社、1988年
 鈴木勇一郎・高嶋修一・松本洋幸編著『近代都市の装置と統治 1910～30年代』（首都圏史
 叢書7）日本経済評論社、2013年
 関野満夫「関一の都市財政論」、京都大学経済学会『経済論叢』第129巻第12号、1982年、
 94～113ページ
 関野満夫「関一の大坂市営事業」、京都大学経済学会『経済論叢』第129巻第3号、1982年、
 77～96ページ
 関一『都市政策の理論と実際』三省堂、1936年
 仙台市『仙台市電気事業史』仙台市役所、1943年
 仙台市開発局計画部都市計画課『仙台都市計画史』1988年
 仙台市史編纂委員会編『仙台市史2 本篇2』仙台市役所、1955年
 仙台市史編纂委員会編『仙台市史3 別篇1』仙台市役所、1950年
 仙台市史編纂委員会編『仙台市史9 資料編2』仙台市役所、1953年
 仙台市史編さん委員会編『仙台市史 特別編4 市民生活』仙台市、1997年
 仙台市史編さん委員会編『仙台市史 資料編5 近代現代1 交通建設』仙台市、1999年
 仙台市史編さん委員会編『仙台市史 資料編6 近代現代2 産業経済』仙台市、2001年
 仙台市史編さん委員会編『仙台市史 資料編7 近代現代3 社会生活』仙台市、2004年
 仙台市史編さん委員会編『仙台市史 資料編8 近代現代4 経済・行政・財政』仙台市、
 2006年
 仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編6 近代1』仙台市、2008年
 仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編7 近代2』仙台市、2009年
 仙台市役所編『仙台市史』1908年
 仙台市役所編『仙台市営電気事業一斑』1916年
 仙台市電気部『仙台市電気使用条例 附電気ニ関スル注意ト心得』1928年4月
 仙台市水道局『仙台市水道50年史』1973年
 仙台の歴史編集委員会編『仙台の歴史』宝文堂、1989年

- 大日本文明協会編『現代都市計画』1922年
- 高橋芳紀「東北振興電力株式会社と電力統制」、東北学院大学大学院経済学研究科『経済研究年誌』第18号、1997年、97～118ページ
- 高橋芳紀「戦前東北地方における公営電気事業—仙台市宮城県を中心に—」、東北学院大学大学院経済学研究科『経済研究年誌』第22号、2001年、69～99ページ
- 高寄昇三『明治地方財政史 第一巻 明治維新と地方財政』勁草書房、2000年
- 高寄昇三『明治地方財政史 第二巻 三新法期の地方財政』勁草書房、2002年
- 高寄昇三『明治地方財政史 第三巻 自由民権と財政運営』勁草書房、2003年
- 高寄昇三『明治地方財政史 第四巻 地方財政制度の成立』勁草書房、2004年
- 高寄昇三『明治地方財政史 第五巻 府県町村制と財政運営』勁草書房、2006年
- 高寄昇三『明治地方財政史 第六巻 大都市財政と都市経営』、勁草書房、2006年
- 高寄昇三『大正地方財政史 上巻』勁草書房、2008年
- 高寄昇三『大正地方財政史 下巻』勁草書房、2009年
- 高寄昇三『神戸・近代都市の形成』公人の友社、2017年
- 高寄昇三『近代日本都市経営史 上巻』公人の友社、2019年
- 竹中龍雄「我國に於ける市営電気供給企業の成立と其背景」、社会経済史学会編『社会経済史学』第7巻第4号、1937年、433～451ページ
- 竹中龍雄『日本公企業成立史』(大阪商科大学経済研究所調査彙報第14輯) 大同書院、1939年
- 寺尾晃洋『独立採算制批判』法律文化社、1965年
- 鳥海靖・松尾正人・小風秀雄編『日本近現代史研究事典』東京堂出版、1999年
- 鶴本勝夫「三居沢発電所考」、仙台郷土研究会『仙台郷土研究』復刊第25巻2号(通巻261号)、2000年、46～50ページ
- 電気事業再編成史刊行会『電気事業再編成史』1952年
- 電力政策研究会『電気事業法制史』電力新報社、1965年
- 東北電力株式会社『東北地方電気事業史』1960年
- 東北電力株式会社『白い国の詩』2003年2月号、3月号
- 中村元『近現代日本の都市形成と「デモクラシー」——20世紀前期／八王子市から考える』吉田書店、2018年
- 成田龍一『近代都市空間の文化経験』岩波書店、2003年
- 沼尻晃伸『工場立地と都市計画——日本都市形成の特質 1905-1954』東京大学出版会、2002年
- 難波信雄「日露戦争時の仙台」、仙台市博物館『市史せんだい』Vol.4、1994年、127～134ページ
- 難波信雄「日本近代史における『東北』の成立」、東北学院大学史学科編『歴史のなかの東北—日本の東北・アジアの東北—』河出書房新社、1998年、211～236ページ
- 仁昌寺正一「仙台市と宮城郡七北田村荒巻北根の合併」、仙台市博物館『市史せんだい』Vol.15、

- 仙台市、2005年、39～54ページ。
- 仁昌寺正一「仙台市と名取郡長町の合併—長町青物市場の歴史（4）—」（長町歴史の会‘03連続講座パンフレット）
- 仁昌寺正一「昭和3年仙台市と名取郡長町の合併—80周年の節目に—」（2008年度長町歴史の会公開講座パンフレット）
- 仁昌寺正一「資料 昭和3年仙台市と名取郡長町の合併」、東北学院大学東北産業経済研究所『東北学院大学東北産業経済研究所紀要』第30号、2011年、79～103ページ
- 日本地誌研究所編『日本地誌 第4巻 宮城県・山形県・福島県』二宮書店、1971年
- 狭間源三編『講座日本資本主義発達史論』第2巻、日本評論社、1968年
- 橋爪紳也・西村陽・都市と電化研究所編『にっぽん電化史』株式会社日本電気協会新聞部、2005年
- 橋本寿朗「『五大電力』体制の成立と電力市場の展開（1）」、電気通信大学『電気通信大学学報』第27巻第2号（通巻41号）、1971年、335～347ページ
- 橋本寿朗「『五大電力』体制の成立と電力市場の展開（2）」、電気通信大学『電気通信大学学報』第28巻第1号（通巻42号）、1977年、137～150ページ
- 橋本寿朗「『五大電力』体制の成立と電力市場の展開（3完）」、電気通信大学『電気通信大学学報』第28巻第2号（通巻43号）、1978年、347～362ページ
- 橋本哲哉編『近代日本の地方都市—金沢／城下町から近代都市へ—』日本経済評論社、2006年
- 長谷部弘「仙台市における近代的な地方財政制度の成立過程—財政制度の近代化と『二十四ヶ町共有金』—」、東北都市学会『仙台都市研究』Vol.6、2008年、23～47ページ
- 土生慶子編著・鶴本勝夫解説『東北電力界の功労者の一人 太田千之助の資料集』南北社、2010年
- 林健久編『地方財政読本』東洋経済新報社、2003年
- 速水融・小嶋美代子著『大正デモグラフィ—歴史人口学で見た狭間の時代—』文藝春秋、2004年
- 原田敬一「近代都市の形成」、井口和起編『近代日本の軌跡3 日清日露戦争』吉川弘文館、1994年、149～169ページ
- 原田敬一『日本近代都市史研究』思文閣出版、1997年
- 廣瀬先一『市町村と電気事業』オーム社、1929年
- 藤田武夫『日本地方財政制度の成立』岩波書店、1941年
- 藤田武夫『日本資本主義と財政』実業之日本社、1949年
- 藤田武夫『日本地方財政発展史』河出書房、1949年
- 逸見英夫『水力発電は仙台から始まった—三居沢発電所物語—』創童社、2000年
- 宮城県議会史編さん委員会編『宮城県議会史』第3巻、宮城県議会、1975年
- 宮城県議会史編さん委員会編『宮城県議会史』第4巻、宮城県議会、1979年
- 宮入興一「第1章 日本の地方自治と地方財政」、宮本憲一・遠藤宏一編著『セミナー現代

- 地方財政 I ——「地域共同社会」再生の政治経済学——』、勁草書房、2006 年
- 持田信樹「日本における近代的都市財政の成立（一）」、東京大学社会科学研究所編『社会科学
学研究』第 36 卷第 3 号、1984 年、95～142 ページ
- 持田信樹「日本における近代的都市財政の成立（二）」、東京大学社会科学研究所編『社会科学
学研究』第 36 卷第 6 号、1985 年、49～197 ページ
- 持田信樹『都市財政の研究』東京大学出版会、1993 年
- 望月和彦『大正デモクラシーの政治経済学』芦書房、2007 年
- 山本公德「第一次世界大戦後の日本における現代的中央地方関係の模索」、歴史価額協議会
編『歴史評論』No.724、2010 年、17～28 ページ
- 渡哲郎『戦前期のわが国電力独占体』晃洋書房、1996 年
- 『改正市制町村制積義』（1911 年出版の復刻版。地方自治法研究復刊大系 第 26 巻 日本
立法資料全集別巻 716）、信山社、2010 年
- 『河北新報』1898 年（明治 31）～1942 年（昭和 17）3 月、
「産業技術遺産来訪～東北電力 三居沢発電所三居沢電気百年館」
<http://www.gijyutu.com/ooki/tanken/tanken2003/sankyozawa/sankyozawa.htm>

収集資料一覧

【仙台市役所所蔵】

○仙台市全体に関わるもの

- 仙台市『宮城県仙台市事務報告書』1911（明治44）年度～1943（昭和18）年度
- 仙台市『宮城県仙台市一般会計特別会計歳入歳出予算書』1911年度～1945年度
- 仙台市『宮城県仙台市一般会計特別会計歳入歳出決算書』1911年度～1945（昭和20）年度
- 仙台市『仙台市公報』1935（昭和10）年～1945（昭和20）年
- 仙台市会『仙台市会会議録』1907年～1935（昭和10）年
- 仙台市会『仙台市会決議録』1911年～1935年
- 仙台市参事会『仙台市参事会決議録』1911～1912（明治45・大正元）年
- 仙台市役所『仙台市参事会議事録』1907～1910年
- 仙台市役所『仙台市統計書』1925（大正14）年～1930（昭和5）年、1932（昭和7）年～1940（昭和15）年

○仙台市営電気事業に関わるもの

- 仙台市電気部『明治四十三年十二月 電気事業許可申請書類 付取下書類』
- 仙台市電気部庶務係『明治四十四年 大正元年 電気供給ニ関スル書類』
- 仙台市電気部庶務係『大正元年十二月 紡電会社財産引渡書 三冊の内一』
- 仙台市電気部『大正四年ヨリ昭和三年四月マテ 積立金条例及運用書類』
- 仙台市電気部文書課『大正四年度 積立金台帳』
- 仙台市電気課『自大正十年 至大正十四年 水力調査関係書類』第一号
- 仙台市電気課『自大正十五年 至昭和三年 水力調査関係書類』第二号
- 仙台市役所『明治二十二年 電気事業関係書類綴』1889（明治22）年～1919（大正8）年
- 仙台市役所『明治四十年十二月 電気事業出願ニ関スル書類』
- 仙台市役所『明治四十年 大正五年 電気 大蔵^(マ) 発電所関係書類』
- 仙台市役所『自明治四十一年四月十七日 至同四十四年六月三十日 逓信省管理局指令綴 旧仙台電力株式会社分』
- 仙台市役所『明治四十一年 大正二年 電気 逓信省管理局認可 元電力会社』
- 仙台市役所『明治四十三年十月 資産調査書（元仙電分）』
- 仙台市役所『明治四十三年十二月 仙台電力株式会社買取書類 付契約書』
- 仙台市役所『明治四十三年十二月 山川博士調査書』
- 仙台市役所『自明治四十三年 至同年 逓信省 宮城県 認可書類』
- 仙台市役所『明治四十三年 大正二年 電気 官公衙願届 元電力会社』（1）
- 仙台市役所『明治四十三年 大正二年 電気 官公衙願届 元電力会社』（2）
- 仙台市役所『明治四十四年 仙電引継什器及備品（電気部）』
- 仙台市役所『明治四十四年 電気事業市外財産調其他綴』

仙台市役所『明治四十四年 電力株式会社引継関係』
仙台市役所『明治四十四年七月 仙台電力株式会社 財産引継関係書類』
仙台市役所『明治四十四年 電気事業譲受書類（宮城紡績電灯株式会社 仙台電力株式会社
電灯供給許可命令書）』
仙台市役所『大正元年十二月 宮城紡績電灯株式会社買収関係書類』
仙台市役所『自大正十二年 至昭和三年 電車敷設起債関係書類』
仙台市『大正十二年 昭和二年 電車事業ニ関スル書類綴』
仙台市役所『大正十二年 電車敷設起債関係書類』
仙台市役所『昭和二年 電力 営繕』
仙台市役所『自大正五年 至昭和七年 電気事業報告書類』
仙台市役所『昭和十五年 土樋火力発電所新築工事設計書及図面』
仙台市役所『昭和二年 電力 営繕 土樋火力』
仙台市役所『昭和四年 運用戻入済台帳』
仙台市役所『昭和九年 電力 営繕』
仙台市役所『昭和十一年 電力 営繕 臨時』
仙台市役所『昭和十七年 主計 配電統合』
仙台市役所『昭和十八年 主計 雑 配電統合図面』
仙台市役所『昭和十八年 主計 配電統合』12
仙台市役所『昭和十八年 主計 配電統合』13
仙台市役所『昭和十八年 主計 配電統合』14
仙台市役所『昭和十八年 主計 配電統合』16
仙台市役所『昭和十八年 東北配電株式会社設立命令書及株式申込書類』
宮城紡績電灯株式会社・仙台市役所『自明治三十一年 至同四十一年 報告書』

○仙台市と周辺町村合併に関するもの（第一次合併～第三次合併まで）

庶務課『昭和三年 長町 原町 南小泉併合経過関係書類』
仙台市役所『昭和三年 元原町収入役より引継書類』
仙台市役所『昭和三年 長町 原町 引継書類』
仙台市役所『昭和三年 長町、原町合併に伴う書類』
仙台市役所『昭和三年 長町 原町 南小泉 合併関係書類』（庶務課『昭和三年 長町 原町
南小泉 併合経過関係書類』）
仙台市役所『昭和三年 長町合併に伴う書類（茂ヶ崎村）』
仙台市役所『昭和三年四月 町村併合引継関係書類 原町長町関係』
仙台市役所『自昭和四年 至昭和六年 荒巻 北根合併関係書類』
仙台市役所『自昭和六年 至昭和七年 宮城郡西多賀村併合書類』

○仙台市の都市計画に関するもの

仙台市土木課『自大正十二年 至昭和七年 諸願綴』二ノ一、二ノ二、
仙台市役所『自大正十五年 至昭和十七年 都市計画 公園』
仙台市役所『昭和元年 都市計画 用地買収』
仙台市役所『昭和三年度 仙台都市計画事業並執行年度割（案）』
仙台市役所『自昭和七年 至昭和十五年 仙台都市計画 土地区画整理 風致地区』
仙台市役所『自昭和八年 至昭和十二年 土木 請願 陳情』
仙台市役所『自昭和十年 至昭和十二年 評価委員会記録』
仙台市役所『自昭和十二年 至昭和十五年 都市計画 都市計画』
仙台市役所『自昭和十二年 至昭和十八年 都計 都市計画事業』
仙台市役所『昭和二十二年度 都市計画関係書類』

【宮城県公文書館所蔵】

宮城県『明治三十八年 地理 貸下地ノ二 地第五函』
宮城県『地理 河海、池沼』1910年度・1911年度
宮城県『市町村 市町村制 町村条例 市会 市歳入出 町村有財産』1911（明治44）・1915年
宮城県『明治四十五年 大正元年 市町村 仙台市電気事業起債』二ノ一、二ノ二
宮城県『大正元年度 地理 河海』
宮城県『市会決議ニ対スル裁決 電気水道両事業公債条例』1914・1915年
宮城県『市町村 市町村制 市条例』1915年・1917年
宮城県『大正五年 地理 規程、経界、官有地、社寺地』
宮城県『大正八年 市町村 市歳入出 三之二』
宮城県『大正十三年 土木 水力電気 仙台市基石川 四ノ一』

【その他】

「市制改正」、『官報』第8334号（1911年4月7日発行）、国立国会図書館デジタルアーカイブ資料
仙台市電気部『大正八年 仙台市電気事業報告書』（宮城県図書館所蔵）
仙台市電気部『仙台市電気事業報告書』1921（大正10）年～1931（昭和6）年（東京市政調査会市政専門図書館所蔵）
仙台市電気部『昭和十年 仙台市電気事業報告書』（大阪市立大学学術情報センター所蔵）
大政翼賛会政策局内政部『地方財政実情調査報告（其四）一宮城県下町村一』、出版年不明

【国立公文書館デジタルアーカイブ資料】

「市街地建築物法適用区域ノ件中改正」、『勅令』1926年
「市制町村制ヲ改正ス」、『公文類聚第三十五編 明治四十四年 第二卷 政綱二 地方自治二〔市町村制〕』

- 「仙台都市計画区域決定ノ件」、『公文雑纂 大正十四年 第二十二卷 都市計画』
- 「仙台都市計画街路決定ノ件」、『公文雑纂 昭和二年 第三十一卷 都市計画 一』
- 「仙台市助役佐々太一郎外二名都市計画地方委員会委員並幹事任免ノ件」、『任免裁可書 昭和三年 任免卷三十七』
- 「仙台都市計画街路中変更ノ件」『公文雑纂 昭和三年 第四十一卷 都市計画 三』
- 「仙台都市計画事業並執行年度割決定ノ件」、『公文雑纂 昭和三年 第四十一卷 都市計画 三』
- 「仙台市会議員伊勢久治郎外五名都市計画地方委員会委員被仰付ノ件」、『任免裁可書 昭和四年 任免卷三十一』
- 「仙台都市計画区域内ニ於ケル市街地建築物法第一条ノ規定ニ依ル地域指定ノ件」、『公文雑纂 昭和四年 第二十五卷 都市計画』
- 「仙台都市計画事業執行年度割変更ノ件」、『公文雑纂 昭和六年 第三十八卷 都市計画 四』
- 「仙台都市計画街路ノ部中変更ノ件」、『公文雑纂 昭和八年 第四十八卷 都市計画 八』
- 「仙台都市計画風致地区指定ノ件」、『公文雑纂 昭和九年 第四十五卷 都市計画 八』
- 「都市計画街路ノ部中 仙台都市計画事業並執行年度割中変更ノ件」、『公文雑纂 昭和十二年 第五十八卷 都市計画 十三』
- 「仙台都市計画風致地区追加指定」、『公文雑纂 昭和十五年 第八十四卷 都市計画 九』
- 「都市計画法」および「市街地建築物」、『公文類聚 第四十三編 大正八年 卷二』

圖表一覽

【序1】 明治後期から大正期にかけての仙台市の近代都市形成に関するフローチャート

＜明治末期＞

✂ 政府による「緊縮財政」

- ★ 日露戦争（1907〔明治37〕年2月～1905〔明治38〕年9月）
 - ・戦死者：84,000人
 - ・投入された国費：19億8,400万円（戦争前の日本の一般会計の規模は3億円程度）

■ 日露戦後の政策課題

- ・戦争処理政策に対する国民の不満への対応
- ・軍備拡張・朝鮮および満州（鮮満）経営・対支政策⇒戦時体制の拡大
- ・地方における独立税の濫発や公債発行への対応
 - ※山積する地方の課題
 - ・戦時中に繰り延べられた各種事業の復活
 - ・勸業事業の推進
 - ・教育事業の拡充（学校建設など）
 - ・公共事業・衛生事業の推進

★ 市制町村制の改正（1911〔明治44〕年4月）

- ・市町村の公法人の性格を明確化
- ・市長の職務権限の拡大
- ・財政面における市町村財政力の強化
- ・基本財産規定の整備
 - ・市町村税賦課権限の拡大
- ・特別会計の設定

◎背景◎

- ・人口増加
- ・就学児童と教員の増加

- 小学校令改正（1907〔明治40〕年3月）
 - ・修業年限の延長（4年から6年へ）

- ! 非常特別税法（1904〔明治37〕年3月）
 - ・国税の増徴
 - ・地方付加税への制限

- ! 地方税制限ニ関スル法律（1908〔明治41〕年3月）
 - ・地方付加税制限の恒常化

- ! 時局の影響による地方税拡張に関する法律（1919〔大正8〕年3月）
 - ・国税（地租・営業税・所得税）附加税制限率の緩和

- 改正（1920〔大正9〕年7月）
 - ・国税附加税率の一層の緩和

●仙台市の動き●

- 「五大事業」の提起（1907〔明治40〕年8月）
 - ・「五大事業」…5つの市営事業
 - ・水道事業
 - ・水利工事（電気事業）
 - ・市区改正
 - ・市電敷設
 - ・公園建設

- 仙台市市区改正規定（1910〔明治43〕年）
 - ⇒しかし、市区改正事業には着手されず

- 仙台市営電気事業の開始（1911〔明治44〕年7月）
 - ・仙台電力株式会社の買収完了
 - ・1912（大正元）年12月、宮城紡績電灯株式会社の買収完了

＜第一次世界大戦時＞

✂ 政府による「積極財政」の展開
✂ 好況・物価の高騰

- ★ 第一次世界大戦（1914〔大正3〕年7月～1918〔大正8〕年11月）

- ・外需による重化学工業の大都市での伸び
 - ↓
- ・都市化の加速度的進展 → 都市問題の激化
 - ↓
- ・都市部・農村部の地域間不均衡の一層の顕在化

- 米騒動の勃発（1918〔大正7〕年8月）
 - ・それまでの食料政策の矛盾の表面化

- 各種社会（救済）事業の開始
 - ・住宅建設など

WW I がもたらしたもの

- ! 都市計画法（1919〔大正8〕年4月）
 - ・六大都市への適用
 - ・都市計画区域の設定
 - ・都市計画区域内のゾーニング計画
 - ・都市計画推進の財源確保（受益者負担）

- ! 道路法（1919〔大正8〕年4月）
 - ・道路の種類区分と管理責任の明確化
 - ・費用負担関係の明確化

- ! 義務教育費国庫負担法（1918〔大正7〕年3月）
 - ・毎年1,000万円の国庫支出を行う
 - ・教育の改善と小学校教員の待遇改善が目的
 - ※教育費は市町村歳出の最大費目

- 小学校令施行規則改正（1920〔大正9〕年8月）
 - ・小学校教員の俸給が大幅に増加

＜第一次世界大戦後＞…とくに税制改革

- ★ 府県税戸数割規則（1921〔大正10〕年）
 - ・戸数割に対する史上初の一定の基準設定
 - ・所得額を中心に、住宅坪数・資産状況に応じて賦課することを規定

- 地方税制の抜本的整理案の登場と展開
 - 臨時財政調査会による地方税制整理案（1922〔大正11〕年）
 - ・国税は所得税中心、補完として一般財産税を創設
 - ・地租と営業税を地方への委譲案（→両税委譲問題へ）

- 政友会による地租委譲の建議（1923〔大正12〕年2月）
 - 政友会による地租委譲法案の提出（1926〔大正15〕年）

- ! 地方税に関する法案（1926〔大正15〕年3月）
 - ・戸数割附加税を、府県から市町村へ委譲
 - ・府県営業税・府県雑種税の整理
 - ・特別地租の賦課

- 仙台市が都市計画法の適用都市となる（1923〔大正12〕年5月）
 - ■ 仙台市都市計画区域決定（1925〔大正14〕年3月）

- 仙台市が市電敷設認可を受ける（1924〔大正13〕年5月）
 - ■ 仙台市電、第一期第一次線の開通（1926〔大正15〕年11月）
 - ・区間は、仙台駅（仙台停車場）～大町一丁目間、東五番丁～荒町間

- 「大仙台」構想の登場（1918〔大正7〕年11月頃）
 - ・工業集積都市の形成（→長町などの合併へ）
 - ・東北地方の開発拠点の形成

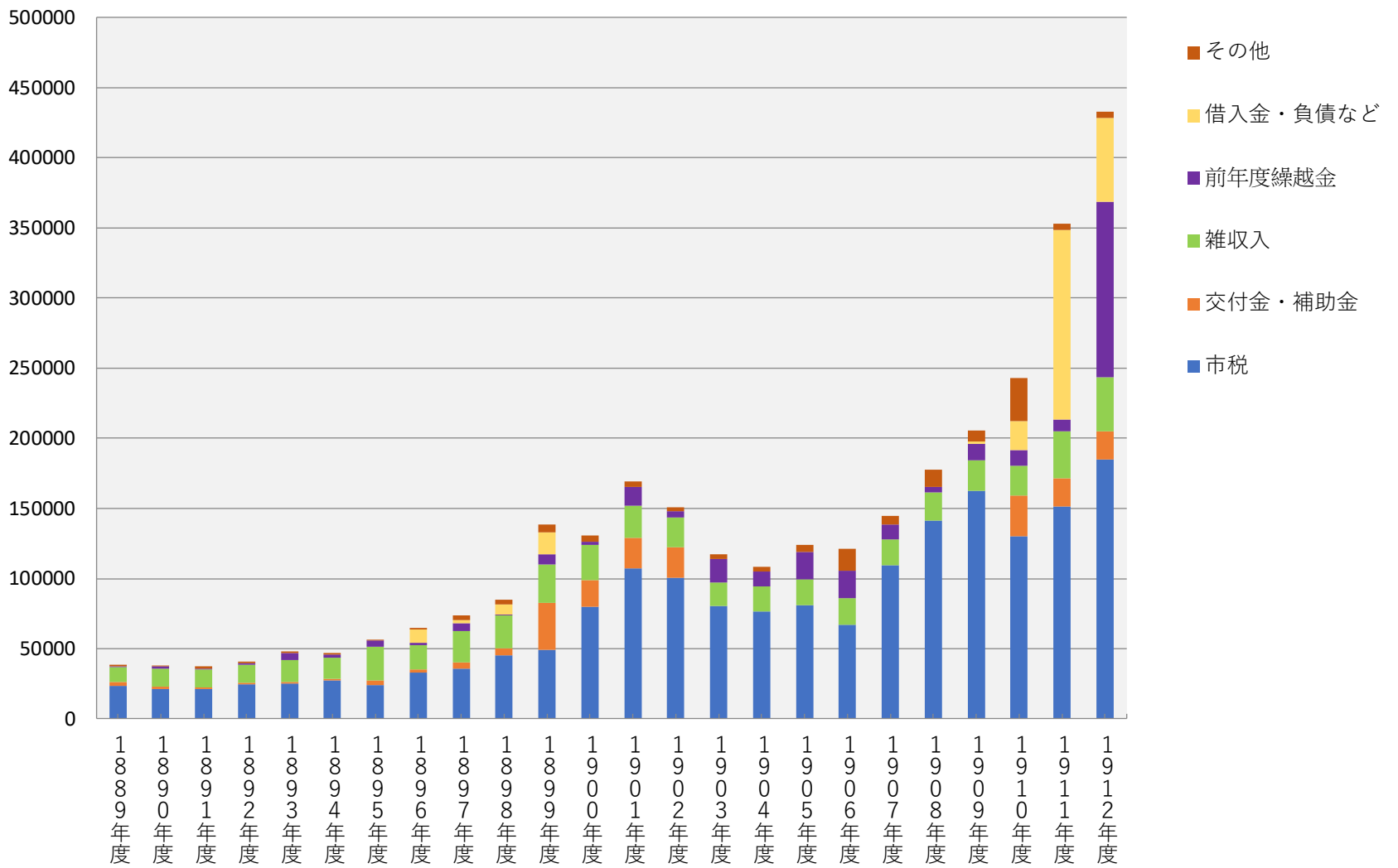
- 「市区改正事業資金設置及管理規則」の登場（1919〔大正8〕年2月）
 - ・仙台市長山田揆一の提案による
 - ・市区改正事業資金の財源は、市営電気事業の電気料金値上げによる増収分を充当

- 南町大火的の発生（1919〔大正8〕年3月）
 - 「焼跡市区改正」の進展

- 市営電気事業の収益部分を一般会計へ繰入（1921〔大正10〕年）

図2-1 明治期における仙台市一般会計歳入決算額の推移

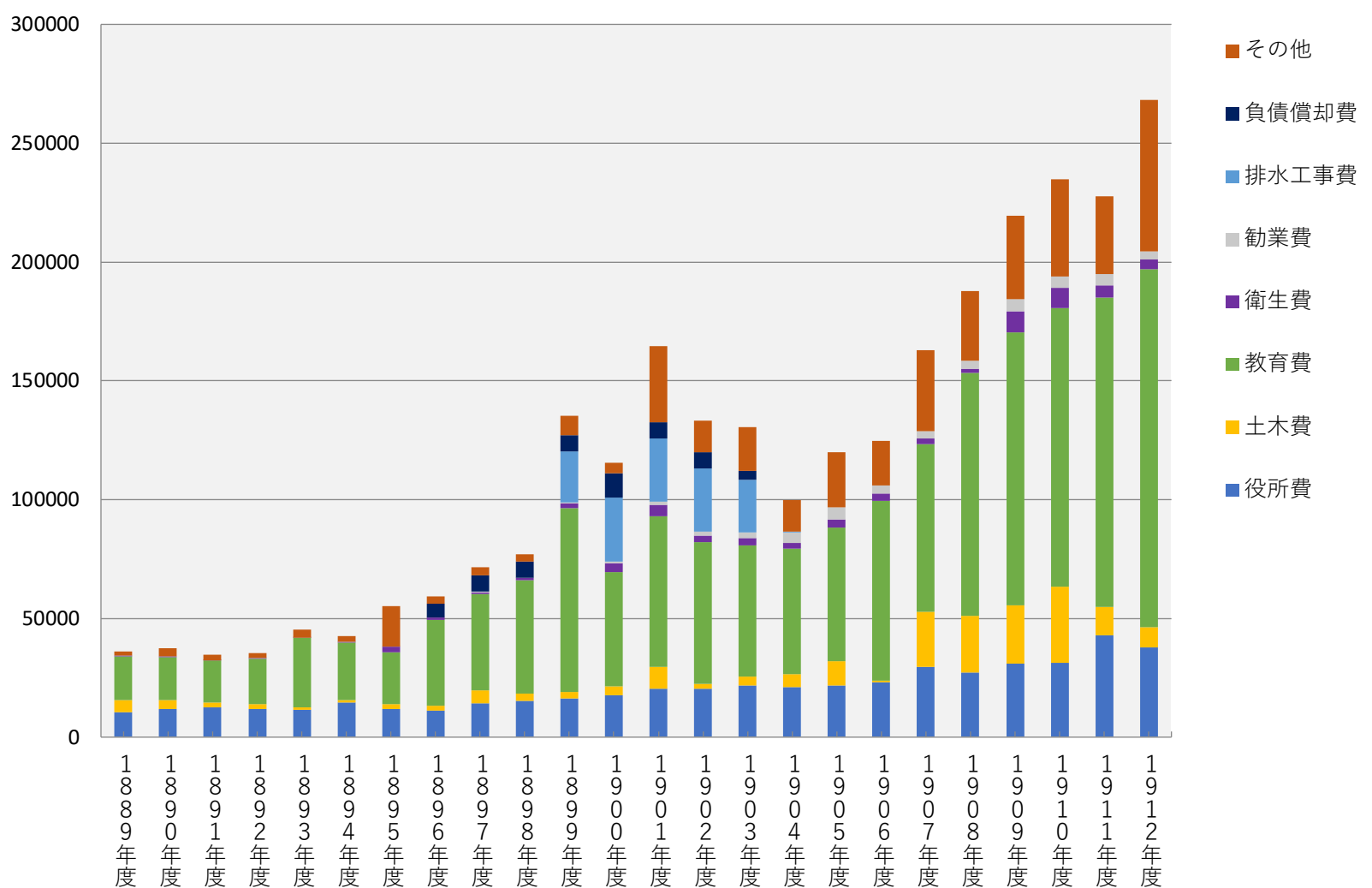
単位：円銭厘



資料：仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編6 近代1』（仙台市、2008年）、261ページの図232を参考に、仙台市『仙台市一般会計特別会計歳入歳出決算書』各年版より作成。

図2-2 明治期における仙台市一般会計歳出（経常部・臨時部）決算額の推移

単位：円銭厘



資料：仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編6 近代1』（仙台市、2008年）、261ページの図233を参考に、仙台市『仙台市一般会計特別会計歳入歳出決算書』各年版より作成。

表2-1 特別会計電気事業費
(単位：円銭厘)

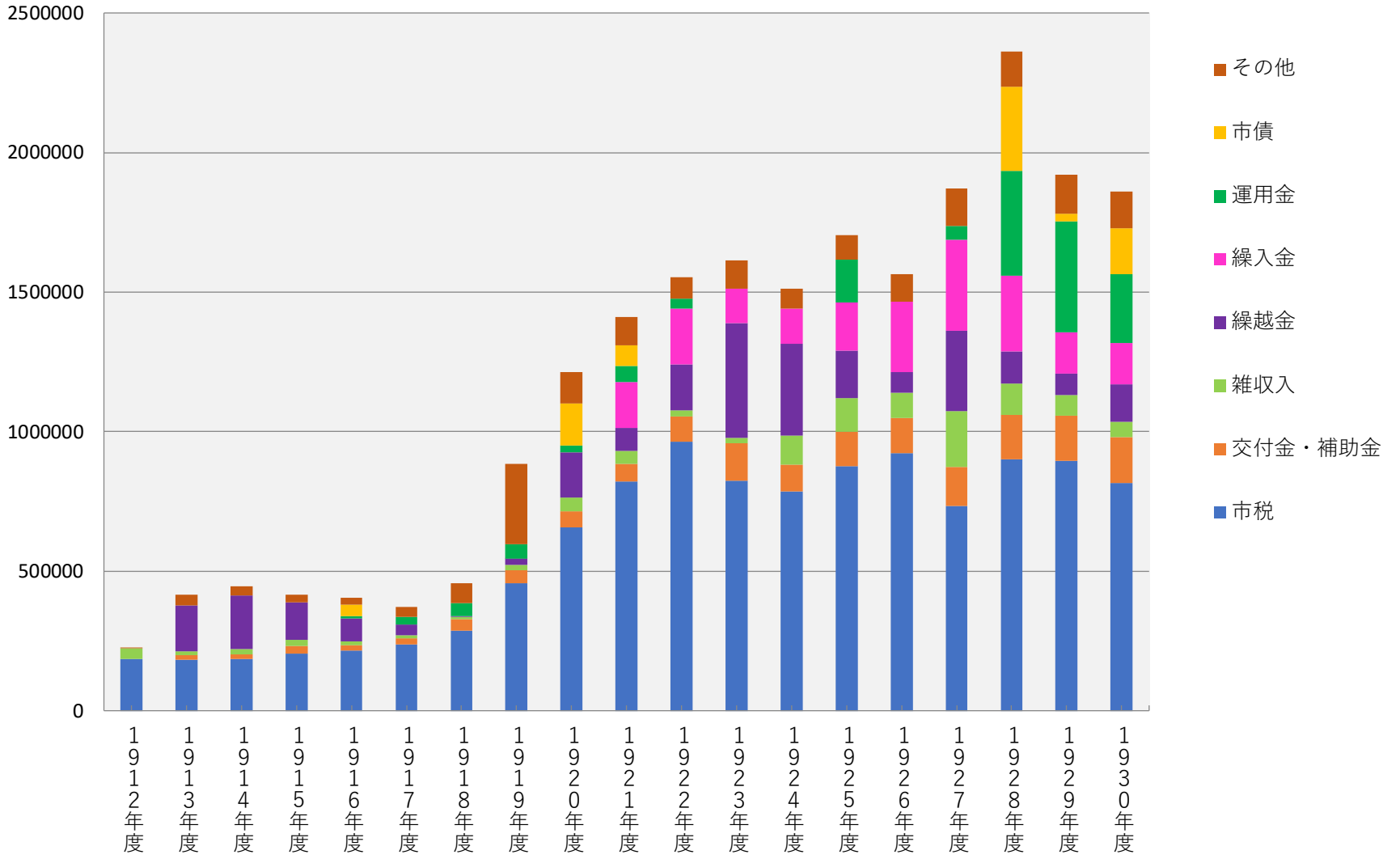
年度	収入								支出										差引残金 C-(D+E)	公債費	純益金 (差引残金-公債費)		
	使用料手数料		雑収入	公債 (B)	その他	総額 (C)	収入総額に 占める電気 使用料収入 の割合 (A/C、%)	収入総額に 占める公債 収入の割合 (B/C、%)	経常部					臨時部								収入に対する 歳出の割合 (D+E)/C、 %	
	電気 (A)	電車							事務所費	事業費	雑支出	その他	総額 (D)	電気費	當経費	積立金	その他	総額 (E)					
1911	33,037.290		2,471.399		648,035.620	683,544.309	4.8%	0.0%	13,528.402				458,733.731	472,262.133					69.09%	211,282.176	383,766.160	-172,483.984	
1912	112,027.077		1,057.005	30,680.000	228,531.671	372,295.753	30.1%	8.2%	33,714.224				3,928.100	37,642.324			330,574.330	330,574.330	98.90%	4,079.099	65,879.890	-61,800.791	
1913	283,228.370		14,828.765	320,680.000	24,005.424	642,742.559	44.1%	49.9%		67,143.140			10,336.260	77,479.400	77,730.650	256.600		431,637.180	509,624.430	91.34%	55,638.729	220,637.180	-164,998.451
1914	316,979.610		12,820.335	450,000.000	76,994.614	856,794.559	37.0%	52.5%		82,210.453			12,259.090	94,469.543	48,395.987	1,828.300	147,933.750	449,563.930	647,721.967	86.62%	114,603.049	442,306.160	-327,703.111
1915	354,072.245		17,466.990	1,200,000.000	279,914.169	1,851,453.404	19.1%	64.8%		83,760.334			23,684.750	107,445.084	42,229.460	267.400	67,821.350	1,566,544.020	1,676,862.230	96.37%	67,146.090	197,584.920	-130,438.830
1916	390,399.315		21,230.940		107,820.320	519,450.575	75.2%	0.0%		111,590.375	262.120		16,879.520	128,732.015	49,214.920	3,248.200	67,392.580	228,031.250	347,886.950	91.75%	42,831.610	216,143.200	-173,311.590
1917	427,305.780		14,029.790	2,132,500.000	245,580.390	2,819,415.960	15.2%	75.6%		124,837.350	471.010		32,332.160	157,640.520	95,056.010	1,320.810	31,507.240	2,265,015.060	2,392,899.120	90.46%	268,876.320	2,252,667.550	-1,983,791.230
1918	488,267.730		14,813.700	140,000.000	391,052.850	1,034,134.280	47.2%	13.5%	65,026.460	89,636.430	0.100		40,222.690	194,885.680	142,203.350	11,114.840	29,502.000	408,972.220	591,792.410	76.07%	247,456.190	213,510.610	33,945.580
1919	585,946.880		16,708.530	480,000.000	365,134.760	1,447,790.170	40.5%	33.2%	102,058.050	117,314.650	5.390		54,268.700	273,646.790	173,251.730	6,186.450	28,587.400	489,102.520	697,128.100	67.05%	477,015.280	228,885.590	248,129.690
1920	767,002.260		37,691.130	300,000.000	561,888.510	1,666,581.900	46.0%	18.0%	123,137.830	142,278.890	19.700		86,554.090	351,990.510	54,706.440	2,173.600	52,849.000	454,266.080	563,995.120	54.96%	750,596.270	248,638.580	501,957.690
1921	910,193.740		56,860.810	213,400.000	840,311.310	2,020,765.860	45.0%	10.6%	128,582.390	121,625.030	193.610		72,926.180	323,327.210	11,136.270	5,698.120	39,033.590	833,993.650	889,861.630	60.04%	807,577.020	270,492.490	537,084.530
1922	1,067,643.560		76,981.490		926,089.680	2,070,714.730	51.6%	0.0%	139,463.810	140,256.310	67.210		68,584.220	348,371.550	144,784.540	9,505.860	28,566.000	1,062,378.110	1,245,234.510	76.96%	477,108.670	331,755.360	145,353.310
1923	886,869.340		67,707.410		721,414.340	1,675,991.090	52.9%	0.0%	128,578.160	96,629.670	521.950		27,127.210	252,856.990	107,391.900	8,134.530	49,661.000	935,982.260	1,101,169.690	80.79%	321,964.410	194,093.510	127,870.900
1924	978,720.000		47,130.670		901,235.680	1,927,086.550	50.8%	0.0%	126,440.190	98,460.250	2,375.030		36,690.300	263,965.770	119,512.610	6,245.310	141,289.910	494,296.080	761,343.910	53.21%	901,776.870	235,211.850	666,565.020
1925	1,044,842.250		73,209.070	613,000.000	1,131,361.230	2,862,412.550	36.5%	21.4%	141,730.990	127,417.570	512.050		33,317.810	302,978.420	143,383.660	16,863.260	44,821.000	1,009,341.170	1,214,409.090	53.01%	1,345,025.040	246,520.920	1,098,504.120
1926	1,190,887.940		107,808.180	684,900.000	1,474,368.370	3,457,964.490	34.4%	19.8%	156,386.260	139,018.070	3,561.930		57,417.910	356,384.170	120,561.310	8,507.700	44,825.000	2,277,976.390	2,451,870.400	81.21%	649,709.920	292,453.970	357,255.950
1927	1,624,402.660		112,848.120	1,478,700.000	716,324.710	3,932,275.490	41.3%	37.6%	169,278.690	266,488.720	285.050		176,507.220	612,559.680	284,228.750	2,185.500	136,484.230	2,430,818.630	2,853,717.110	88.15%	465,998.700	1,082,226.110	-616,227.410
1928	1,366,714.990	460,652.330	81,878.260	797,000.000	556,361.240	3,262,606.820	41.9%	24.4%	192,211.580	285,531.800	3,750.480		270,782.400	752,276.260	315,236.960	16,173.560	62,985.000	1,752,070.640	2,146,466.160	88.85%	363,864.400	1,179,004.070	-815,139.670

資料：仙台市『仙台市一般会計特別会計歳入歳出決算書』各年版より作成

注：白木正俊「明治後期の琵琶湖疏水と電気事業」（伊藤之雄編『近代京都の改造—都市経営の起源 1850～1918年—』、ミネルヴァ書房、2006年）86～87ページの表を参考に作成した。

図2-3 大正期から昭和初期における仙台市一般会計歳入の推移

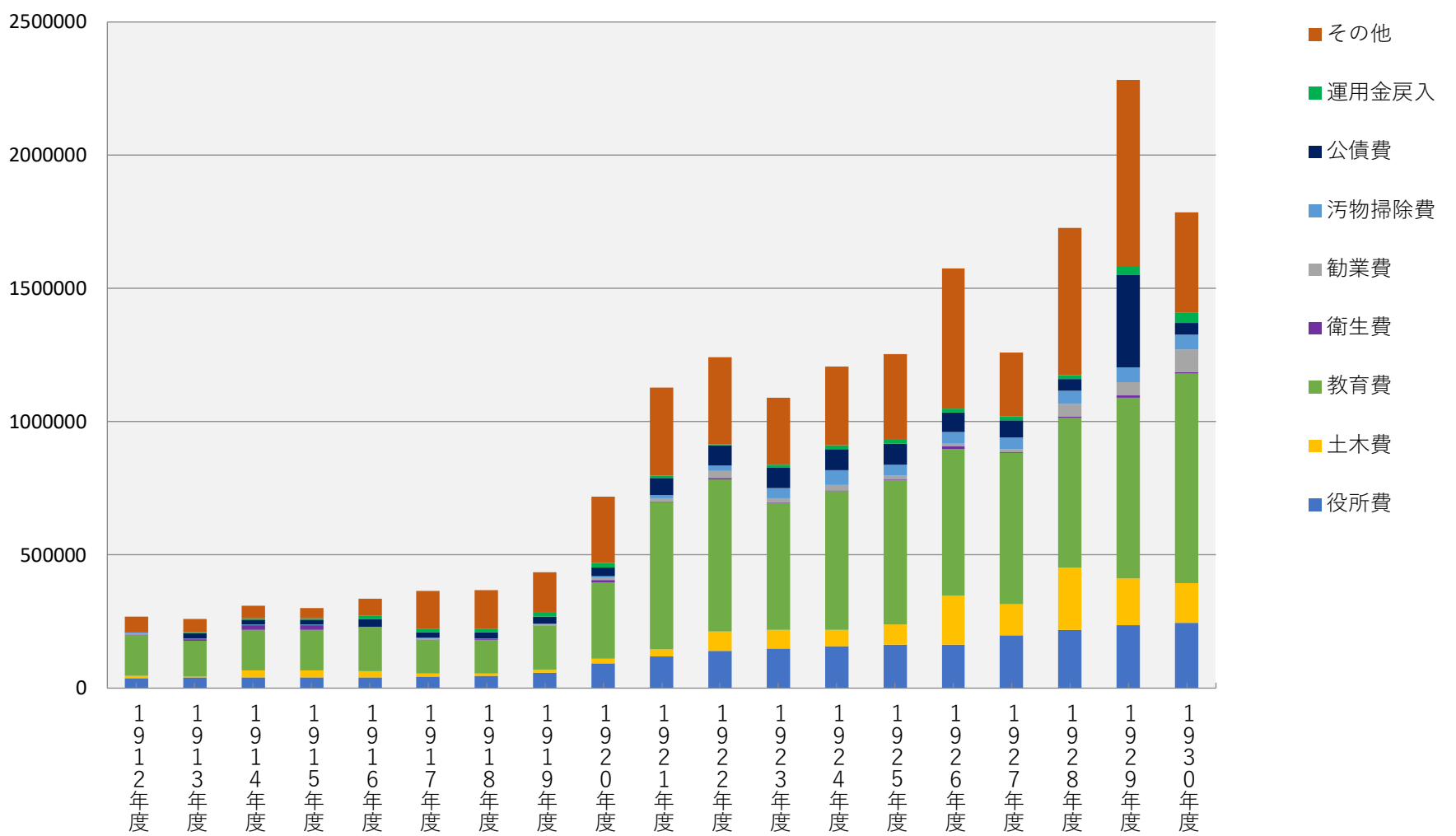
単位：円銭厘



資料：仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編7 近代2』（仙台市、2009年）、31ページの図31を参考に、仙台市『仙台市一般会計特別会計歳入歳出決算書』各年版より作成。

図2-4 大正期から昭和初期における仙台市一般会計歳出（経常部・臨時部）決算額の推移

単位：円銭厘



資料：仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編7 近代2』（仙台市、2009年）、30ページの図30を参考に、仙台市『仙台市一般会計特別会計歳入歳出決算書』各年版より作成。

表 2 - 2 電気料金の推移

<電灯>

	1911年 (明治44)	1919年 (大正8)		1921年 (大正10)	
	全域	市部	郡部	市部	郡部
5燭 (以下)	28銭	30銭		35銭	不明
8燭 (以下)		35銭	45銭	45銭	
10燭	45銭				
16燭	70銭				
20燭以下		55銭	65銭	65銭	
24燭	1円				
32燭以下	1円20銭	80銭	90銭	90銭	
50燭以下	1円70銭	1円	1円15銭	1円15銭	
100燭以下	3円	1円80銭	1円95銭	2円	
200燭以下		3円20銭		3円50銭	
孤光灯	7円	8円	15円	10円	

注：1919（大正8）年と1921（大正10）年の金額はいずれも値上げ後の金額であり、白熱灯1灯あたりの金額である。

<電動力>

	1911年 (明治44)	1919年 (大正8)		1921年 (大正10)	
	全域	市部	郡部	市部	郡部
1ヶ月300KW以内	12銭/KWH	13銭/KWH	15銭/KWH	15銭/KWH	不明
1ヶ月500KW以内	11銭/KWH	12銭/KWH	14銭/KWH	14銭/KWH	
1ヶ月1000KW以内	10銭/KWH	11銭/KWH	13銭/KWH	13銭/KWH	
それ以上	9銭/KWH	10銭/KWH	12銭/KWH	12銭/KWH	

資料：仙台市会『仙台市会会議録』1919年度・1921年度、および仙台市『仙台市電気事業史』（1943年）より作成。

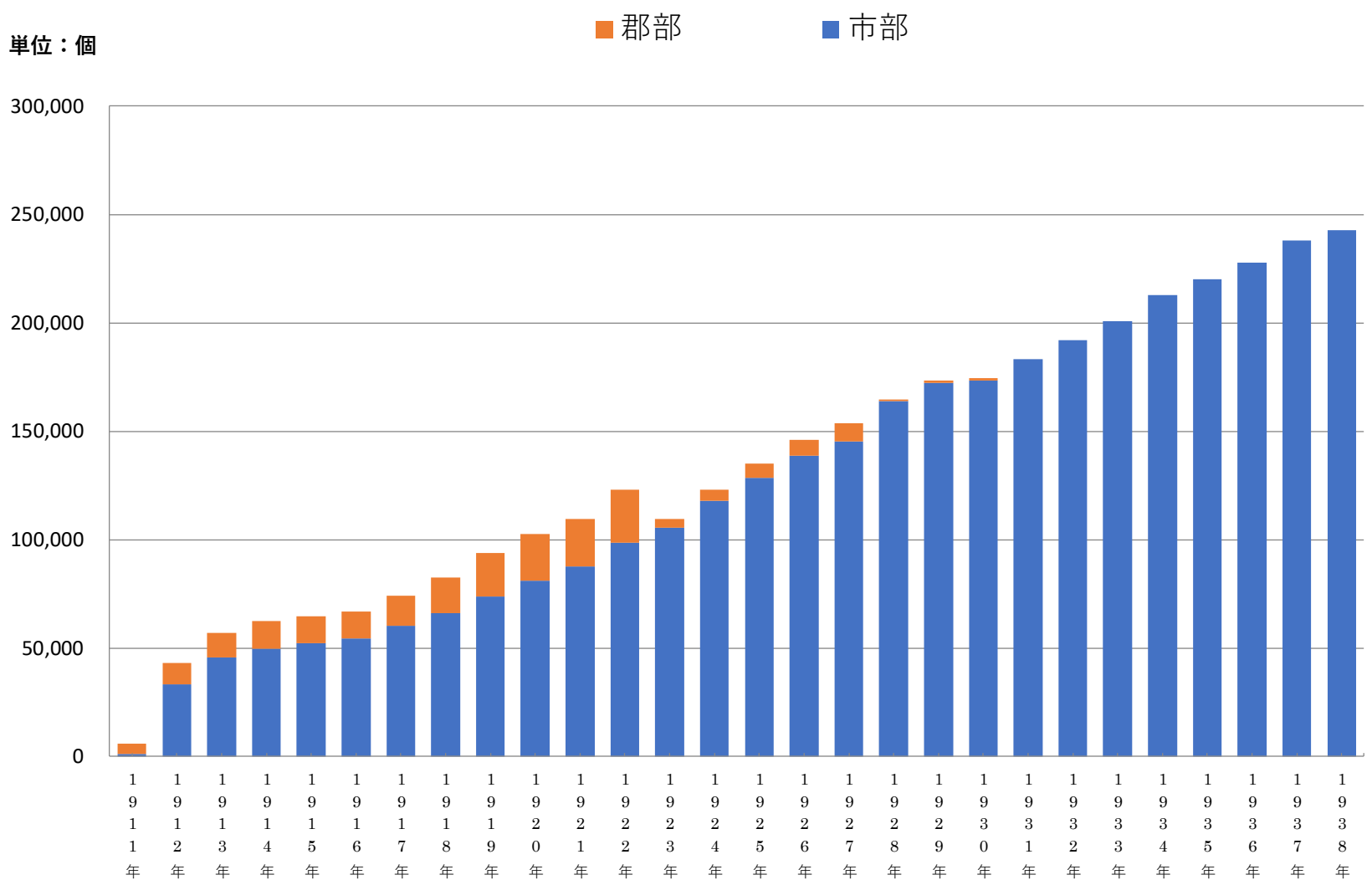
表 3 - 1 供給区域変遷一覧表

第一期	第二期	第三期	第四期	第五期	第六期
1911 (明治44) 年7月 ~1912 (大正元) 年11月	1912 (大正元) 年12月 ~1923 (大正12) 年3月	1923 (大正12) 年4月 ~1928 (昭和3) 年3月	1928 (昭和3) 年4月 ~1929 (昭和4) 年1月	1929 (昭和4) 年2月 ~1931 (昭和6) 年3月	1931 (昭和6) 年4月 ~1942 (昭和17) 年3月
仙台市 (旧仙台市域) の一部	仙台市 (旧仙台市域) 全域	仙台市 (旧仙台市域)	仙台市 (旧仙台市域) (長町・原町を含む)	仙台市 (旧仙台市域) 南小泉	仙台市 (旧仙台市域) 荒巻 北根 松原
名取郡 茂ヶ崎村 諏訪 西多賀村大野田 中田村中田 増田町 館腰村 岩沼町 東多賀村関上	名取郡 名取郡長町 諏訪 西多賀村大野田 中田村中田 増田町 館腰村 岩沼町 東多賀村関上	名取郡 長町 諏訪 宮城郡 原町 七北田村 (一部。荒巻など)	宮城郡 七北田村 (一部。荒巻など)	宮城郡 七北田村 (一部。荒巻など)	
宮城郡 鹽釜町 岩切村岩切 利府村 松島村 七ヶ浜村 高砂村 多賀城村	宮城郡 原町 七北田村(荒巻・北根など) 七郷村南小泉 (一部) 七郷村松原 鹽釜町 岩切村岩切 利府村 松島村 七ヶ浜村 高砂村 多賀城村				
巨理郡巨理町	巨理郡 柴田郡 大河原町 村田町 伊具郡角田町 刈田郡 白石町 福岡村 小原村蔵本 白川村 巨理郡 巨理町 逢隈村鹿島				

宮城紡績電灯(株)から継承した区域
仙台市が拡張した区域
宮城県営電気に譲渡した区域を再び仙台市において譲り受けた区域

資料：『仙台市事務報告書』各年版、仙台市 (1943) 『仙台市電気事業史』360ページ~362ページをもとに作成。

図 3 - 1 仙台市営電気事業における電灯需要数の推移 (1911〔明治44〕年~1938〔昭和13〕年)



資料：仙台市『仙台市事務報告書』各年版より作成。

表3-2-1 仙台市営電気事業の地域別電灯需要数の推移（1911〔明治44〕年度～1922〔大正11〕年度）

年号		1911年度	1912年度	1913年度	1914年度	1915年度	1916年度	1917年度	1918年度	1919年度	1920年度	1921年度	1922年度
供給区域		(明治44)	(明治45・大正元)	(大正2)	(大正3)	(大正4)	(大正5)	(大正6)	(大正7)	(大正8)	(大正9)	(大正10)	(大正11)
仙台市	電灯個数	1,300	33,170	45,524	49,709	52,272	54,314	60,396	66,038	73,690	80,910	87,533	96,647
	需要家数			13,467	15,526	17,199	15,883	17,443	18,440	19,248	19,974	20,010	22,510
原ノ町	電灯個数		436	548	535	603	733	707	868	1,270	1,330	1,331	1,544
	需要家数			318	328	392	431	660	531	763	779	777	868
七北田村	電灯個数			68	88	68	76	43	412	431	464	496	517
	需要家数			2	2	2	2	3	359	382	391	392	265
七郷村	電灯個数				84	43	63	46	99	350	376	368	522
	需要家数				17	16	13	19	40	194	201	201	241
南小泉	電灯個数		62	84									
	需要家数			17									
岩切村	電灯個数		64	62	65	67	43	46	61	384	449	469	463
	需要家数			23	26	26	27	33	43	283	321	322	319
利府村	電灯個数				173	202	183	189	211	254	417	424	377
	需要家数				151	168	168	160	182	208	224	227	290
鹽釜町	電灯個数		2,264	2,527	2,569	2,620	2,670	2,713	2,983	3,428	3,701	3,771	4,151
	需要家数			773	788	816	861	768	782	826	861	895	939
松島(嶋)村	電灯個数			408	751	728	535	632	801	769	818	838	1,081
	需要家数			121	310	313	331	293	313	357	376	418	404
茂ヶ崎村	電灯個数				534								
	需要家数				305								
長町	電灯個数		283	404		618	697	978	1,050	1,170	1,373	1,290	1,872
	需要家数			200		344	362	466	440	478	504	502	752
諏訪	電灯個数		55	68									
	需要家数			58									
大ノ(野)田	電灯個数		33	43	55	47	50	75	75	82	82	82	138
	需要家数			33	40	42	44	54	57	62	62	62	112
中田村	電灯個数		175	198	208	207	221	224	321	377	377	385	336
	需要家数			138	146	150	151	163	247	284	284	287	230
増田町	電灯個数		311	320	330	335	315	333	374	354	402	425	466
	需要家数			178	192	195	204	184	203	209	217	222	225
館腰村	電灯個数		124	126	139	132	133	137	170	179	249	248	269
	需要家数			108	118	117	121	111	138	144	208	209	211
岩沼町	電灯個数		1,079	1,009	1,027	974	956	1,034	1,146	1,451	1,471	1,532	1,383
	需要家数			490	515	532	352	485	540	595	566	601	628
東多賀村	電灯個数				358	369	316	387	409	572	581	601	618
	需要家数				251	254	260	252	297	415	423	423	408
閑上浜	電灯個数		391	356									
	需要家数			252									
亘理町	電灯個数		462	511	530	517	521	630	712	801	851	1,069	655
	需要家数			242	262	274	299	335	365	413	422	449	471
大河原町	電灯個数		755	913	848	834	794	902	982	707	672	684	1,269
	需要家数			372	368	371	375	391	437	556	566	568	405
村田町	電灯個数		547	646	718	746	739	734	992	1,070	1,120	1,272	1,175
	需要家数			241	271	285	316	374	413	490	527	547	478
角田町	電灯個数		632	739	775	833	960	1,037	1,099	1,349	1,391	1,383	1,568
	需要家数			312	326	474	514	499	530	630	646	683	660
白石町	電灯個数		2,035	2,156	2,259	1,911	1,784	2,186	2,785	3,137	3,219	2,913	3,075
	需要家数			797	825	838	901	993	1,175	1,343	1,374	1,387	1,326
蔵本	電灯個数		190	211	213	217	197	214	207	202	214	214	268
	需要家数			11	11	11	11	6	5	8	9	9	24
小原村	電灯個数		112	113	113	59	56	106	67	72	170	170	49
	需要家数			3	3	3	3	8	8	8	8	8	3
七ヶ浜村	電灯個数							234	244	250	258	291	281
	需要家数							208	210	238	234	246	217
多賀城村	電灯個数							196	195	374	395	399	428
	需要家数							156	159	259	286	292	299
高砂村	電灯個数							131	132	590	750	770	578
	需要家数							96	95	369	400	401	417
北白川村	電灯個数								54				
	需要家数								31				
白川村	電灯個数									56	59	59	72
	需要家数									32	32	32	28
事業者用(郡部)	電灯個数									360	366	368	110
	需要家数									21	21	21	20
合計	電灯個数	5,960	43,180	57,034	62,081	64,402	66,356	74,310	82,487	93,729	102,465	109,385	119,912
	需要家数			18,156	20,781	22,822	21,629	24,160	26,040	28,815	29,916	30,191	32,750

注1:1911年度については郡部への供給も行っているが、具体的にどの地域からどれくらいの需要があったのかについては不明な点もあるため、ここでは記載していない。

注2:1922年(大正11)度以降は休灯数が登場するが、ここでは合計数に含んでいない。

資料:仙台市『仙台市事務報告書』各年度より作成。

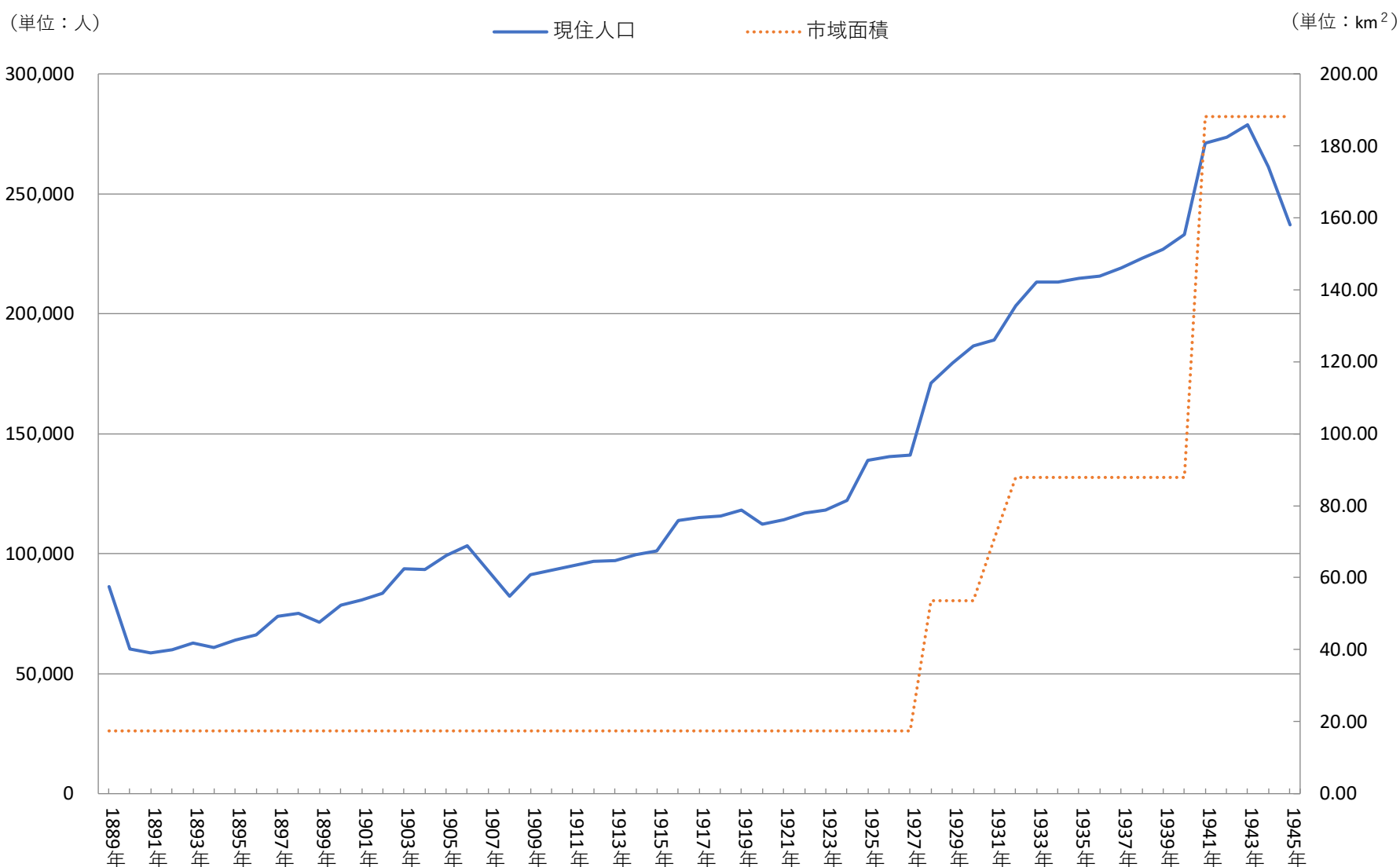
表3-2-2 仙台市営電気事業の地域別電灯需要数の推移（1923〔大正12〕年度～1934年〔昭和9〕年度）

供給区域		1923年度 (大正12)	1924年度 (大正13)	1925年度 (大正14)	1926年度 (大正15・昭和元)	1927年度 (昭和2)	1928年度 (昭和3)	1929年度 (昭和4)	1930年度 (昭和5)
仙台市	電灯個数	105,228	115,077	124,885	136,209	143,882	162,877	171,845	173,055
	需要家数	24,211	25,694	26,479	27,839	27,996	32,288	32,730	34,404
長町	電灯個数	2,186	2,576	3,346	3,941				
	需要家数	831	911	1,082	1,222	1,412			
原町	電灯個数	1,731	2,574	3,070	3,415				
	需要家数	893	1,163	1,264	1,333	1,681			
七北田村	電灯個数	81	92	100	99		559	987	903
	需要家数	35	35	35	35	73	150	187	251
合計	電灯個数	109,226	120,319	131,401	143,664	143,882	163,436	172,832	173,958
	需要家数	25,970	27,803	28,860	30,429	31,162	32,438	32,917	34,655

供給区域		1931年度 (昭和6)	1932年度 (昭和7)	1933年度 (昭和8)	1934年度 (昭和9)
仙台市	電灯個数	182,690	191,255	200,419	212,358
	需要家数	35,189	36,389	37,614	38,318
長町	電灯個数				
	需要家数				
原町	電灯個数				
	需要家数				
七北田村	電灯個数				
	需要家数				
合計	電灯個数	182,690	191,255	200,419	212,358
	需要家数	35,189	36,389	37,614	38,318

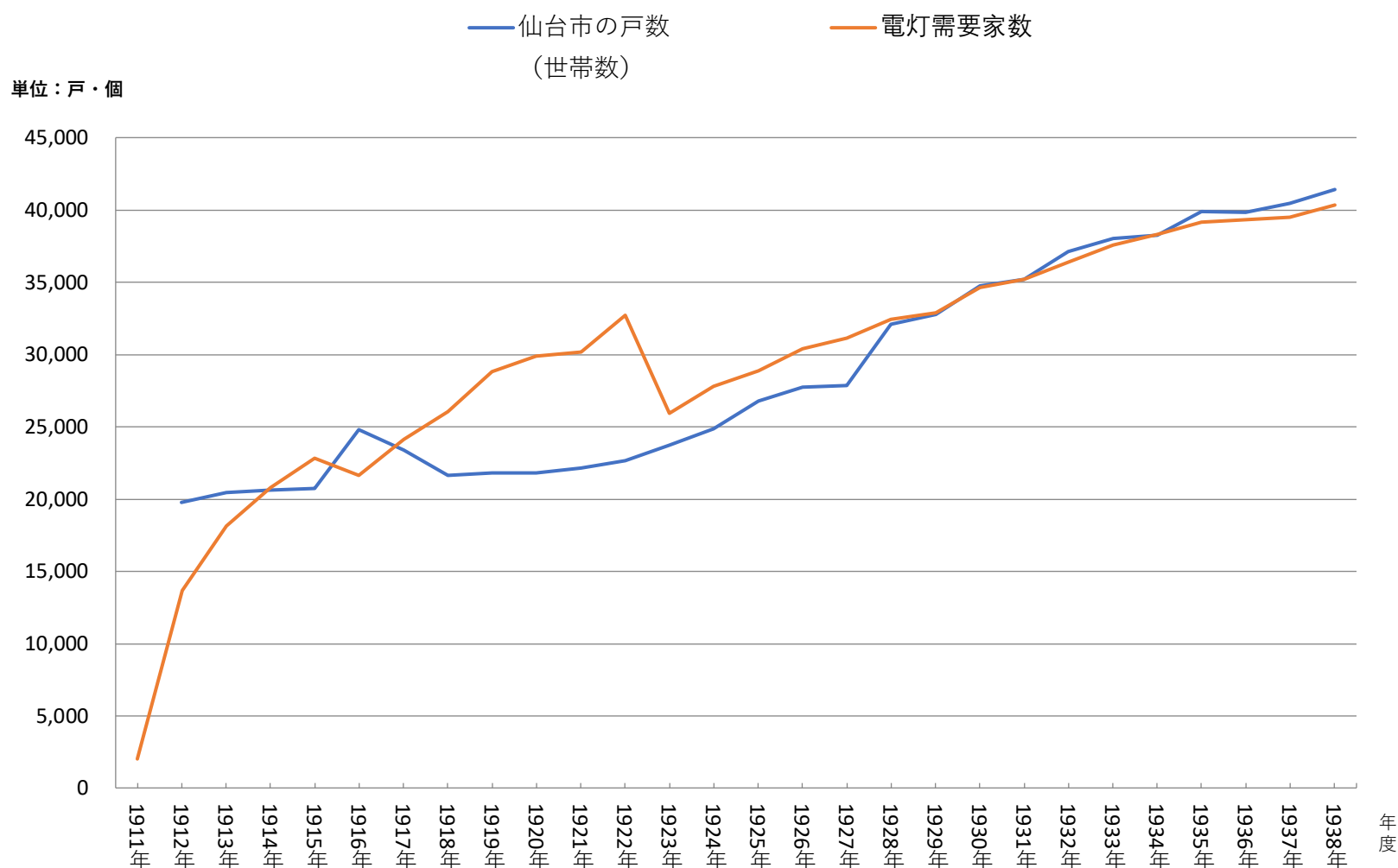
注1：1927年（昭和2）度のデータについては、資料の破損がひどく、判別不能なため、長町・原町・七北田村の電灯需要数の確認ができない状態である。
 注2：1922年（大正11）度以降は休灯数が登場するが、ここでは合計数に含んでいない。
 資料：仙台市『仙台市事務報告書』各年度より作成。

図3-2 仙台の人口と市域の変遷（1879〔明治12〕年～1945〔昭和20〕年）



注：仙台市の市域面積の拡大は、1928年（昭和3）には長町・原町・南小泉地区、1931年（昭和6）には荒巻・北根、翌年には西多賀、1941年（昭和16）には岩切・高砂・六郷・七郷・中田の編入によるものである。
 資料：仙台市史編纂委員会編『仙台市史9 資料篇2』付録（統計図表）第7表より作成。

図3-3 仙台市の戸数（世帯数）と仙台市営電気事業の電灯需要家数の推移



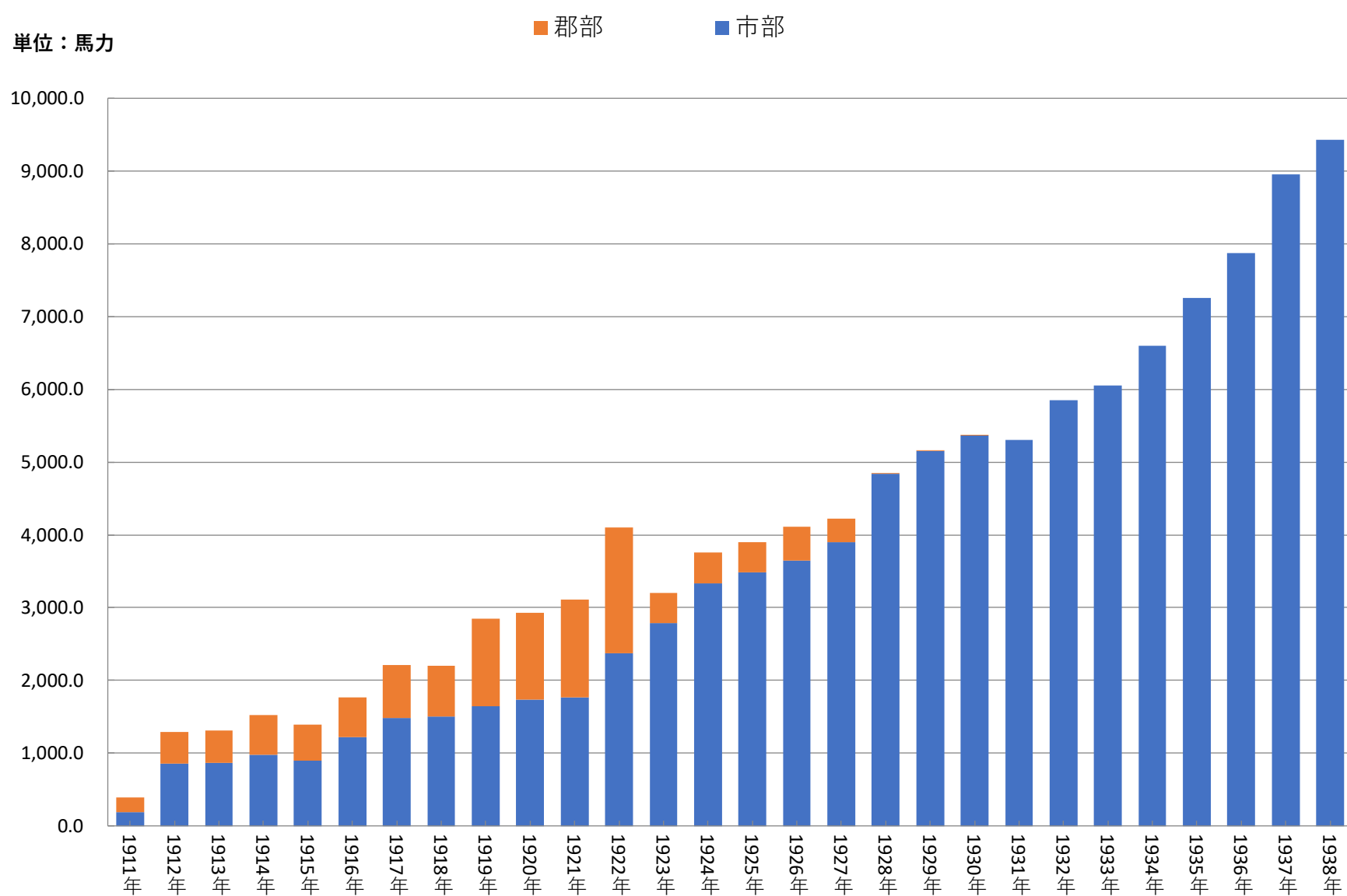
注1：1920年（大正9）、1925年（大正14）、1930年（昭和10）、1935年（昭和10）の仙台市の戸数（世帯数）については、国勢調査人口の数値を用いている。それ以外の年度については、仙台市役所『仙台市統計書』各年版、および仙台市史編纂委員会編『仙台市史9 資料篇2 別冊第7表』（仙台市、1953年）の数値を用いている。
 注2：1911年（明治44）、1912年（明治45・大正元）の電灯需用数については、各年12月現在の数値を使用している。
 注3：仙台市の戸数（世帯数）と電灯需要家（需用家）数の差が生じているのは、電灯需要家数に郡部の電灯需要家も含まれているためである。
 資料：仙台市役所『仙台市統計書』各年版、仙台市史編纂委員会編『仙台市史9 資料篇2 別冊第7表』（仙台市、1953年）、仙台市『仙台市事務報告書』各年版より作成。

表3-3 仙台市の戸数（世帯数）と仙台市営電気事業の電灯需要者数の推移

	仙台市の戸数 （世帯数）	仙台市営電気事業 電灯需要数	
		電灯需用家数	電灯普及率
1911年（明治44）		2,012	
1912年（明治45・大正元）	19,771	13,654	69.1%
1913年（大正2）	20,477	18,156	88.7%
1914年（大正3）	20,654	20,781	100.6%
1915年（大正4）	20,757	22,822	109.9%
1916年（大正5）	24,839	21,629	87.1%
1917年（大正6）	23,422	24,160	103.2%
1918年（大正7）	21,660	26,040	120.2%
1919年（大正8）	21,847	28,815	131.9%
1920年（大正9）	21,847	29,916	136.9%
1921年（大正10）	22,155	30,191	136.3%
1922年（大正11）	22,673	32,750	144.4%
1923年（大正12）	23,768	25,970	109.3%
1924年（大正13）	24,897	27,803	111.7%
1925年（大正14）	26,774	28,860	107.8%
1926年（大正15・昭和元）	27,732	30,429	109.7%
1927年（昭和2）	27,887	31,162	111.7%
1928年（昭和3）	32,086	32,438	101.1%
1929年（昭和4）	32,779	32,917	100.4%
1930年（昭和5）	34,792	34,655	99.6%
1931年（昭和6）	35,212	35,189	99.9%
1932年（昭和7）	37,146	36,389	98.0%
1933年（昭和8）	38,066	37,614	98.8%
1934年（昭和9）	38,245	38,318	100.2%
1935年（昭和10）	39,883	39,148	98.2%
1936年（昭和11）	39,866	39,351	98.7%
1937年（昭和12）	40,449	39,499	97.7%
1938年（昭和13）	41,433	40,345	97.4%

注：仙台市の戸数（世帯数）と電灯需要家（需用家）数の差が生じているのは、電灯需要家数に郡部の電灯需要家も含まれているためである。
 資料：仙台市役所『仙台市統計書』各年版、仙台市史編纂委員会編『仙台市史9 資料篇2 別冊第7表』（仙台市、1953年）、仙台市『仙台市事務報告書』各年版より作成。

図3-4 仙台市営電気事業における電動力需要量の推移（1911〔明治44〕年～1938〔昭和13〕年）



資料：仙台市『仙台市事務報告書』各年版より作成。

表3-4-1 仙台市営電気事業の地域別電動力需要量の推移（1911〔明治44〕年～1922〔大正10〕年）

供給区域		1911年度 (明治44)	1912年度 (明治45・ 大正元)	1913年度 (大正2)	1914年度 (大正3)	1915年度 (大正4)	1916年度 (大正5)	1917年度 (大正6)	1918年度 (大正7)	1919年度 (大正8)	1920年度 (大正9)	1921年度 (大正10)	1922年度 (大正11)
仙台市	馬力数			250	983.5	900	1,220	1,478	1,502.5	1,643.000	1,735.500	1,762.867	
	需要家数(戸)			220	238	260	306	356	372	332	343	354	
原ノ町	馬力数			5	24.5	27.5	36.5	36.5	36.5	27.500	35.000	54.500	
	需要家数(戸)			5	7	9	10	11	11	9	9	15	
七北田村	馬力数			4	51	43	43	43	43	54.000	14.000	74.000	
	需要家数(戸)			4	4	2	2	2	2	4	3	6	
七郷村	馬力数				5	5	5	5	5	16.500	16.500	17.500	
	需要家数(戸)				1	1	1	1	1	4	4	4	
南小泉	馬力数			1									
	需要家数(戸)			1									
岩切村	馬力数			2	6	6	6	6	6	6.000	8.000	13.000	
	需要家数(戸)			2	2	2	2	2	2	2	2	3	
利府村	馬力数				5	3	3	3	3	4.000	4.000	5.000	
	需要家数(戸)				1	1	1	1	1	1	1	1	
鹽釜町	馬力数			25	118	122	146	239	172	221.000	286.000	399.500	
	需要家数(戸)			25	26	25	30	38	41	37	47	54	
松島(嶋)村	馬力数				19.5	24.5	27.5	33.5	73.5	41.500	50.000	50.500	
	需要家数(戸)				3	6	7	7	11	10	13	13	
茂ヶ崎村	馬力数				48.5								
	需要家数(戸)				8								
長町	馬力数			7		31	39.5	47.5	64.5	427.000	319.500	222.000	
	需要家数(戸)			7		9	9	12	15	13	11	13	
諏訪	馬力数			1									
	需要家数(戸)			1									
大ノ(野)田	馬力数			1	3	3	5	5	5	9.000	11.000	16.000	
	需要家数(戸)			1	1	1	2	2	2	3	3	4	
中田村	馬力数			3	10	10	10	10	11	20.000	20.000	19.000	
	需要家数(戸)			3	3	3	3	3	3	5	5	5	
増田町	馬力数			2	9.5	4.5	7.5	7.5	7.5	7.500	14.500	15.000	
	需要家数(戸)			2	3	2	3	3	3	3	4	4	
館腰村	馬力数			2	4	2	1	1	1	4.000	4.000	4.000	
	需要家数(戸)			2	3	2	1	1	1	2	2	2	
岩沼町	馬力数			15	81.5	74	67	78.5	85.5	73.500	77.000	76.500	
	需要家数(戸)			15	18	17	17	19	25	21	22	21	
東多賀村	馬力数				9	8	8	11	11	13.000	24.000	24.000	
	需要家数(戸)				5	4	4	4	5	5	7	7	
閑上浜	馬力数			2									
	需要家数(戸)			2									
亘理町	馬力数			5	24	19	17	25	16.5	28.000	15.000	29.000	
	需要家数(戸)			5	5	6	4	6	7	7	4	6	
大河原町	馬力数			3	10	12	9	25	45	39.500	44.000	53.500	
	需要家数(戸)			3	5	6	4	6	7	4	6	10	
村田町	馬力数			2	13	8	11	8	9.5	25.500	28.000	29.500	
	需要家数(戸)			2	3	2	3	2	3	5	5	6	
角田町	馬力数			7	20.5	49	61	84	50	58.000	66.000	61.000	
	需要家数(戸)			7	8	10	12	13	16	10	11	12	
白石町	馬力数			13	74.5	34	37	55	51	97.000	130.000	148.000	
	需要家数(戸)			13	15	6	8	10	13	23	33	34	
蔵本	馬力数										3.000		
	需要家数(戸)										1		
小原村	馬力数					2		2	2	2.000	2.000		
	需要家数(戸)					1		1	1	1	1		
福田町	馬力数										20.500		
	需要家数(戸)										3		
七ヶ浜村	馬力数												
	需要家数(戸)												
多賀城村	馬力数										6.000	6.000	
	需要家数(戸)										2	2	
高砂村	馬力数											35.500	
	需要家数(戸)											4	
北白川村	馬力数												
	需要家数(戸)												
白川村	馬力数									35.000			
	需要家数(戸)									1			
事業者用 (郡部)	馬力数												
	需要家数(戸)												
合計	馬力数	データなし	データなし	350.000	1,520.000	1,387.500	1,760.000	2,203.500	2,201.000	2,852.500	2,933.500	3,115.867	3,847.370
	需要家数(戸)	93	284	320	359	375	429	500	542	502	542	580	682

注：1922年（大正11度）については、資料の破損により判別困難なため、記載していない。
資料：仙台市『仙台市事務報告書』各年版より作成。

表3-4-2 仙台市営電気事業の地域別電力需要量の推移（1924〔大正13〕年度～1931〔昭和5〕年度）

供給区域		1924年度 (大正12)	1925年度 (大正13)	1926年度 (大正14)	1927年度 (大正15・昭和元)	1928年度 (昭和2)	1929年度 (昭和3)	1930年度 (昭和4)	1931年度 (昭和5)
仙台市	総装置個数	606.000	704.000	769.000	831.0000	850	992	1,151	1,148
	総馬力数	2,591.650	3,110.847	3,201.858	3,340.8580	3,670.600	4,408.600	4,718.149	4,888.310
	総キロワット数	1,933.370	2,320.692	2,388.585	2,451.6024	2,662.467	3,288.800	3,519.739	3,646.679
	需要家数	501.000	576.000	633.000	642.0000	671	799	915	962
長町	総装置個数	29.000	30.000	31.000	44.0000	36.000			
	総馬力数	277.500	162.500	297.500	348.0000	143.500			
	総キロワット数	207.015	121.225	221.935	260.1080	106.351			
	需要家数	27.000	28.000	29.000	32.0000	35.000			
原町	総装置個数	18.000	20.000	21.000	21.0000	24.000			
	総馬力数	21.500	68.500	87.000	98.5000	102.500			
	総キロワット数	16.039	51.101	64.902	171.9910	76.465			
	需要家数	16.000	19.000	22.000	27.0000	22.000			
七北田村	総装置個数	4.000	3.000	2.000	1.0000	3.000		1.000	1.000
	総馬力数	57.000	17.000	15.000	3.0000	80.024		5.000	5.000
	総キロワット数	42.522	12.682	11.190	2.2380	59.697		3.730	3.730
	需要家数	3.000	3.000	2.000	1.0000	2.000		1.000	1.000
合計	総装置個数	657.000	757.000	823.000	897.0000	913	992	1,152	1,149
	総馬力数	2,947.650	3,358.847	3,601.358	3,790.3580	3,996.624	4,408.600	4,723.149	4,893.310
	総キロワット数	2,198.946	2,505.700	2,686.612	2,885.9394	2,904.980	3,288.800	3,523.469	3,650.409
	需要家数	547.000	626.000	686.000	702.0000	730	799	916	963

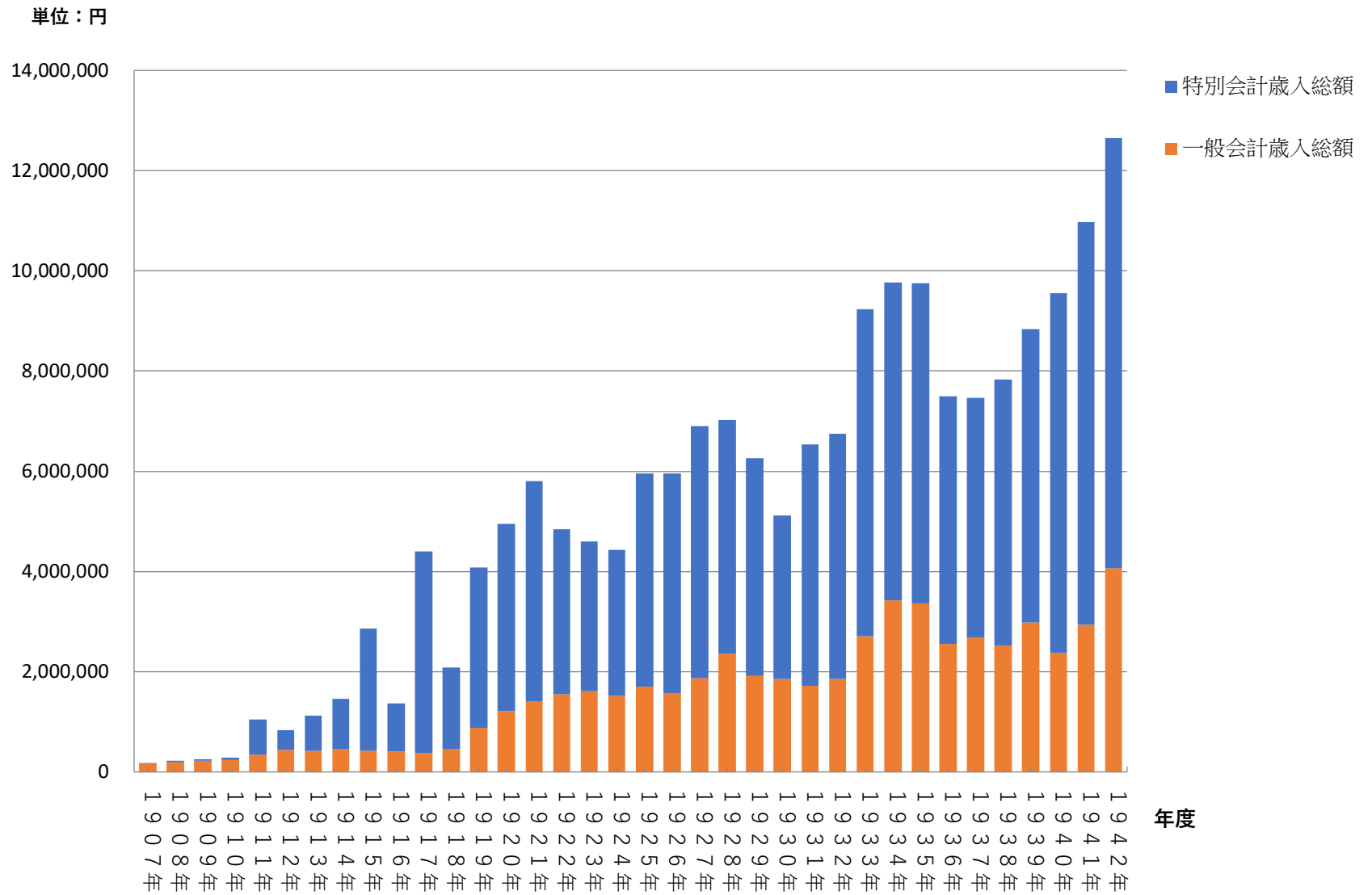
資料：仙台市『仙台市事務報告書』各年版より作成。

表3-5 大正期における宮城県内の主な電気事業者一覧

会社名	通信省 認可出力 KW	事業開始 年月日
仙台市電気部	5,090	1912.7
気仙沼電気株式会社	290	1912.3.1
仙北電気株式会社	1,017	1914.5.12
遠田電気株式会社	300	1914.9.21
東北電気株式会社	60	1914.11.1
宮城清滝電灯株式会社	100	1915.1.15
富望水電株式会社	20	1916.2.11
秋保電気株式会社	10	1917.3.1
鳴瀬川水力電気株式会社	663	1917.5.14
名取川水力電気株式会社	1,130	1919.4.
山三カーバイド株式会社	2,300	1919.4.28
大崎水電株式会社	240	1920.7
冠川電気株式会社	40	1921.1.27
斎川電気株式会社	75	1921.2.6
仙台電気工業株式会社	470	1921.7.28
広瀬電気株式会社	1,300	1921.8.21
栗駒水力電気株式会社	1,762	1921.11
江合水電株式会社	3,000	1921.12.20
加美水電株式会社	126	1921.12.28
宮城送電興業株式会社	3,200	1922.1.28
仙南電気工業株式会社	2,000	1925.101
宮城送電興業株式会社	2,500	1926.1.7
定義電気株式会社	3,320	未開業
磐仙水電株式会社	250	未開業
阿武隈電気株式会社		未開業
玉造電気株式会社	500	未開業

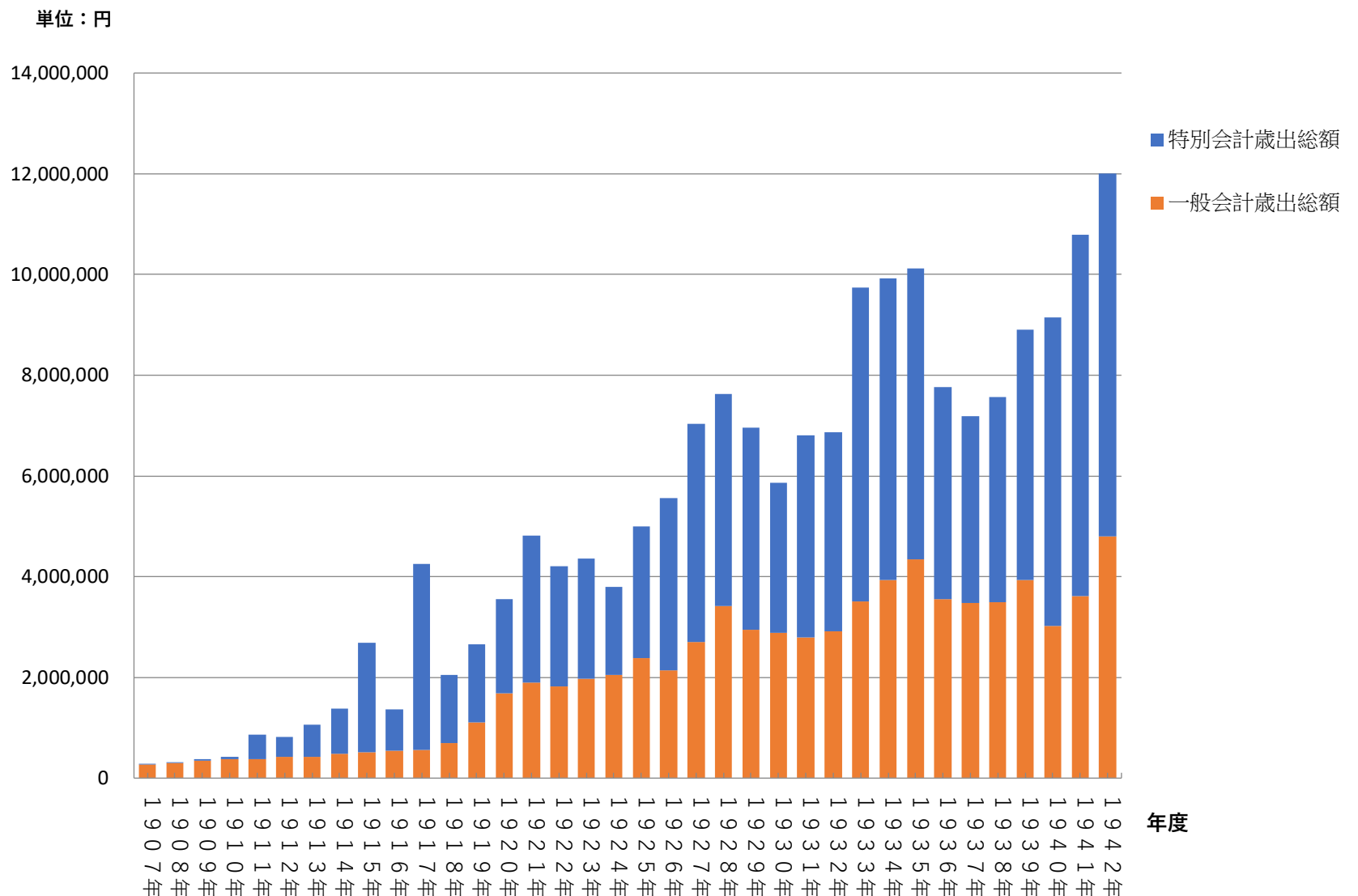
資料：東北電力株式会社『東北地方電気事業史』、1960年、宮城県議会史編さん委員会編『宮城県議会史』第3巻、宮城県議会、1975年、392ページより作成。

図3-5-1 1907（明治40）年度から1942（昭和17）年度における仙台市一般会計および特別会計の歳入の推移



資料：仙台市『仙台市一般会計特別会計歳入歳出決算書』各年版より作成。

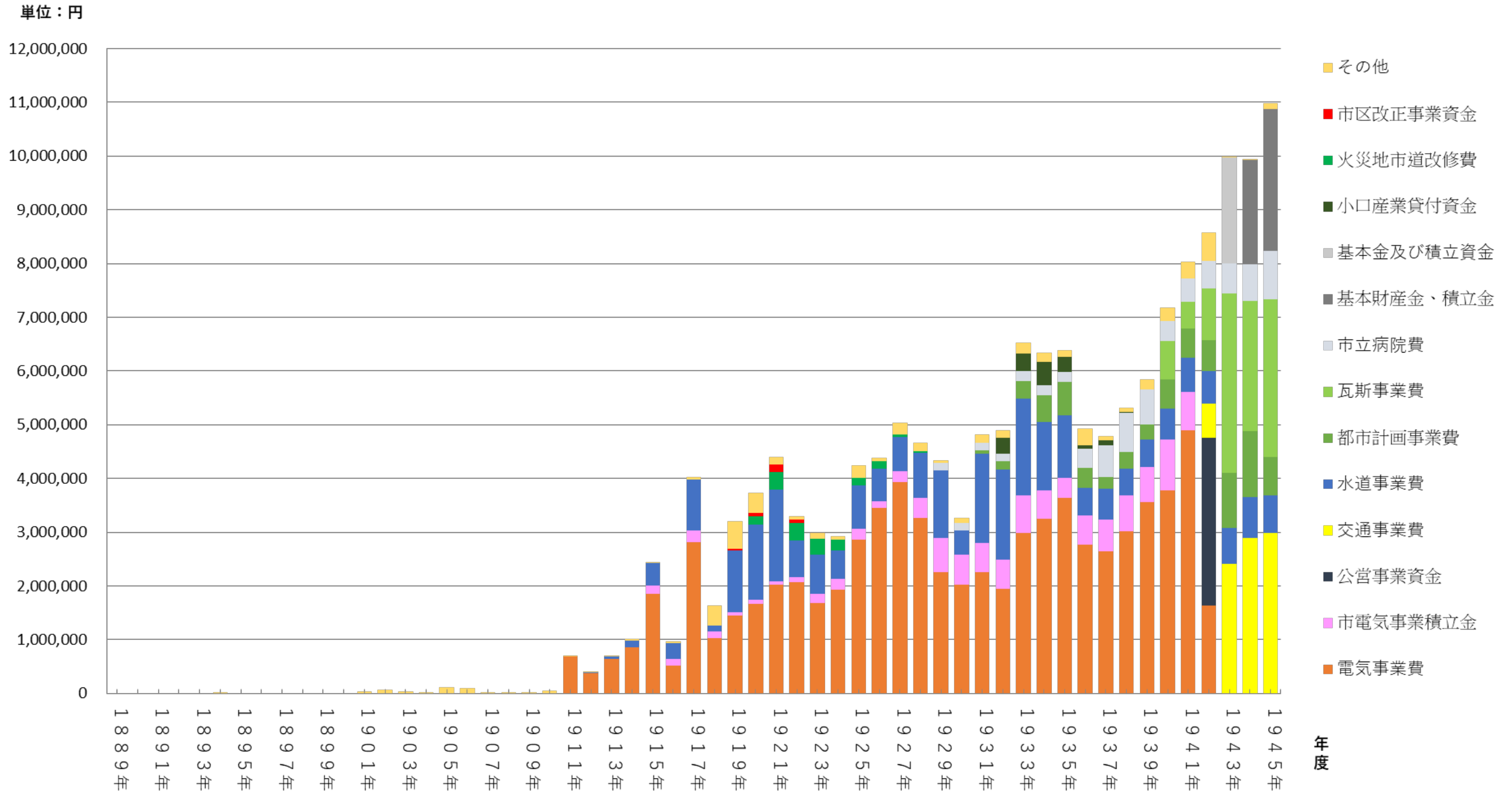
図3-5-2 1907（明治40）年度から1942（昭和17）年度における仙台市一般会計および特別会計の歳出の推移



注：一般会計・特別会計ともに、歳出総額は経常部と臨時部の合計で表している。

資料：仙台市『仙台市一般会計特別会計歳入歳出決算書』各年版より作成。

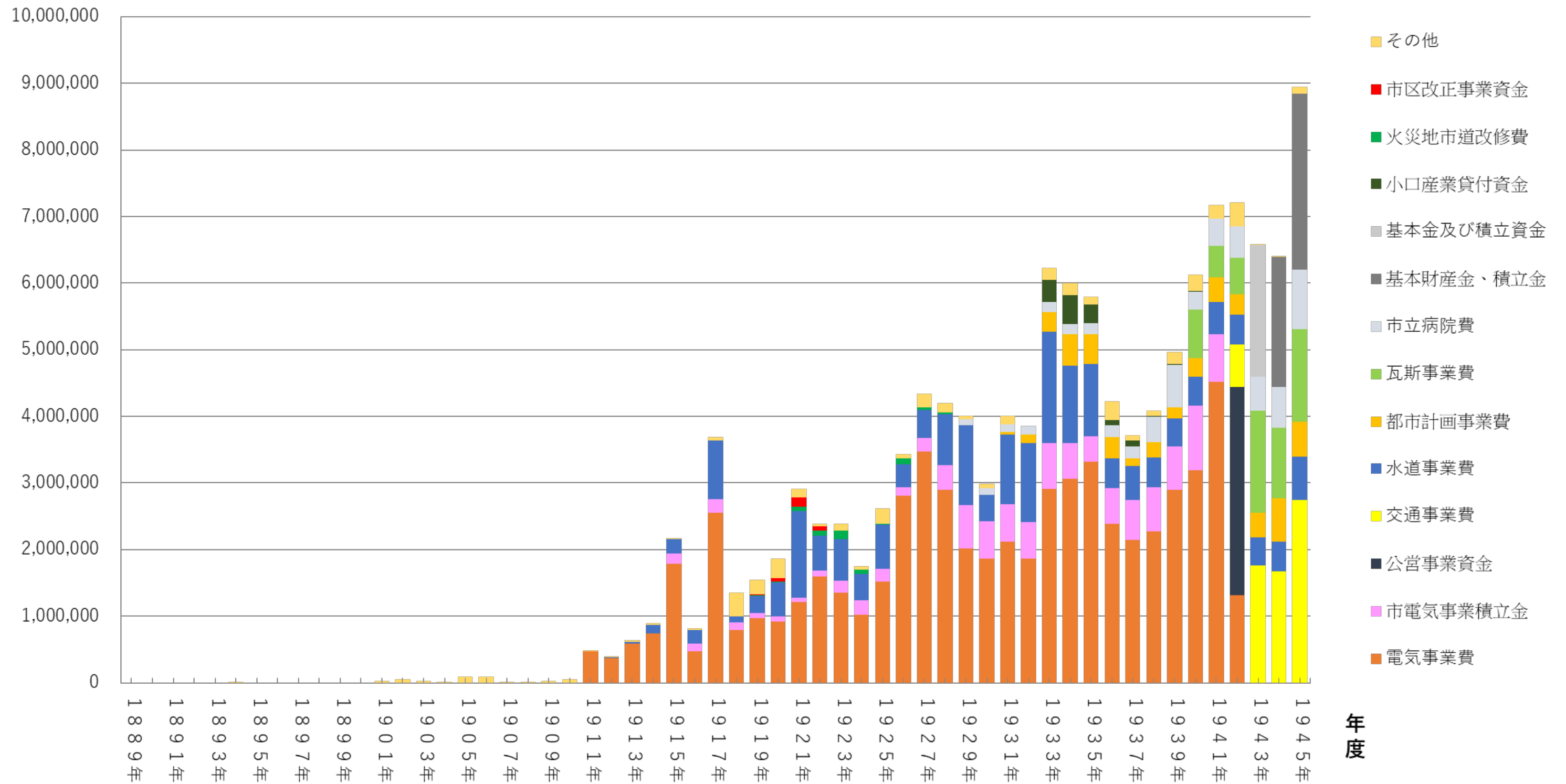
図3-6-1 仙台市における特別会計歳入の推移（1889〔明治22〕年度～1945〔昭和20〕年度）



資料：仙台市『仙台市事務報告書』各年版、および仙台市『仙台市公報』（1935年以降）各年版より作成。

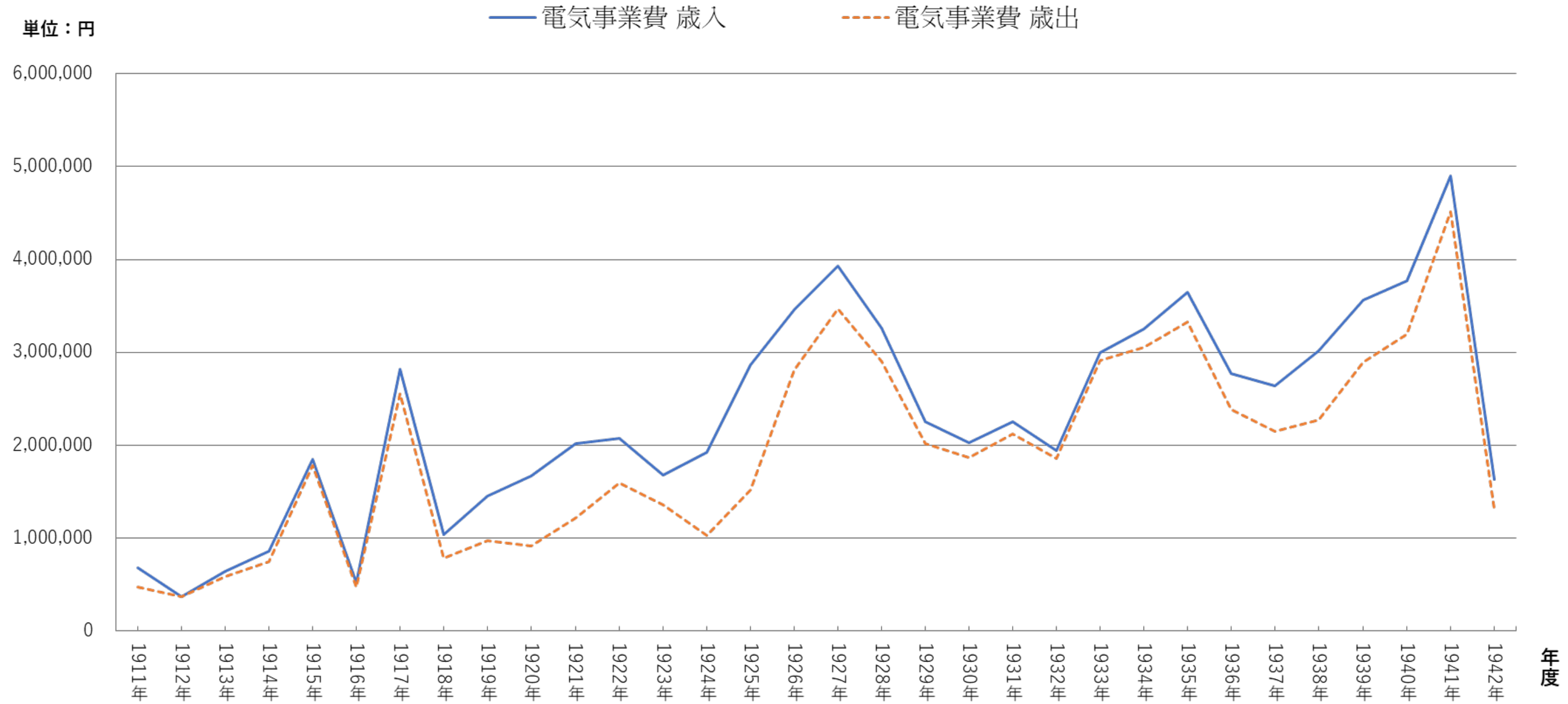
図3-6-2 仙台市における特別会計歳出の推移（1889〔明治22〕年度～1945〔昭和20〕年度）

単位：円



注：各特別会計歳出は、經常部と臨時部を合計した金額である。
資料：『仙台市事務報告書』各年版、および『仙台市公報』（1935年以降）各年版より作成。

図3-7 特別会計電気事業費の歳入・歳出の推移（1911〔明治44〕年度～1942〔昭和17〕年度）



資料：仙台市『仙台市一般会計特別会計歳入歳出決算書』各年版、および仙台市『仙台市事務報告書』各年版より作成。

図3-8-1 仙台市特別会計電気事業費歳入の内訳（1911年度～1933年度）

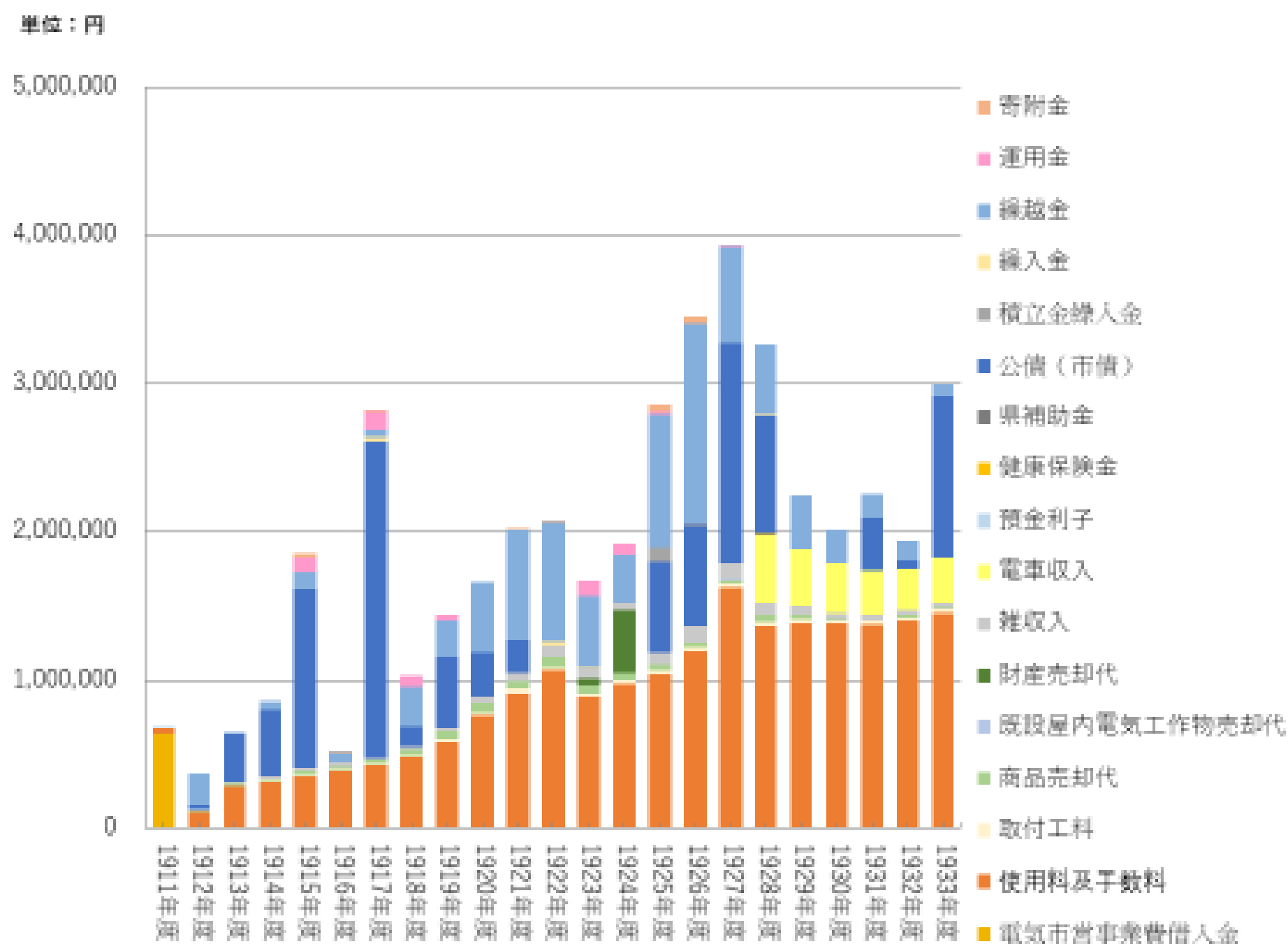
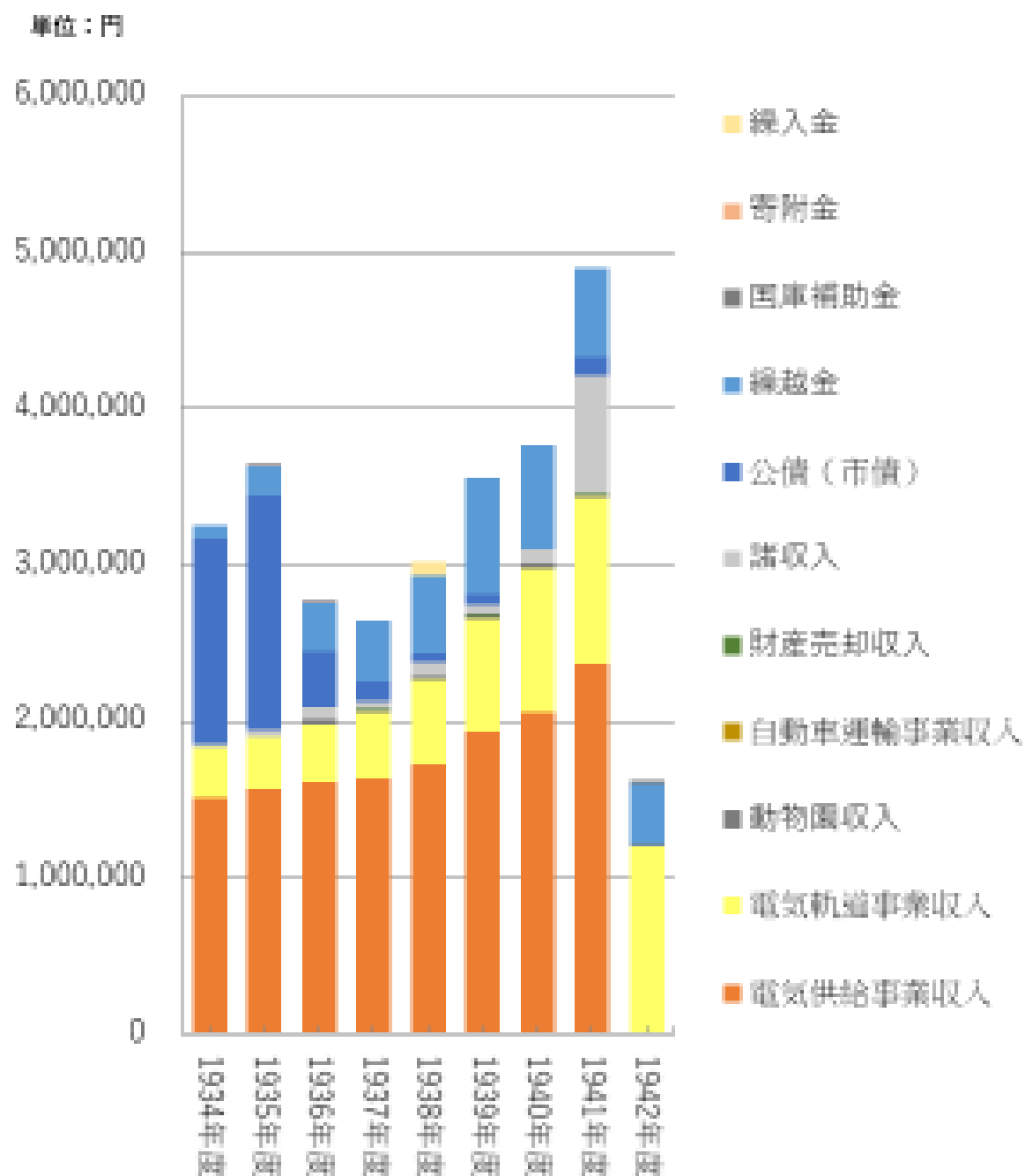


図3-8-2 仙台市特別会計電気事業費歳入の内訳（1934年度～1942年度）



資料：いずれも『仙台市事務報告書』各年版、および『仙台市一般会計特別会計歳入歳出決算書』各年版より作成。

図3-9-2 仙台市特別会計電気事業費歳出（經常部の推移（1934年度～1942年度）

単位：円

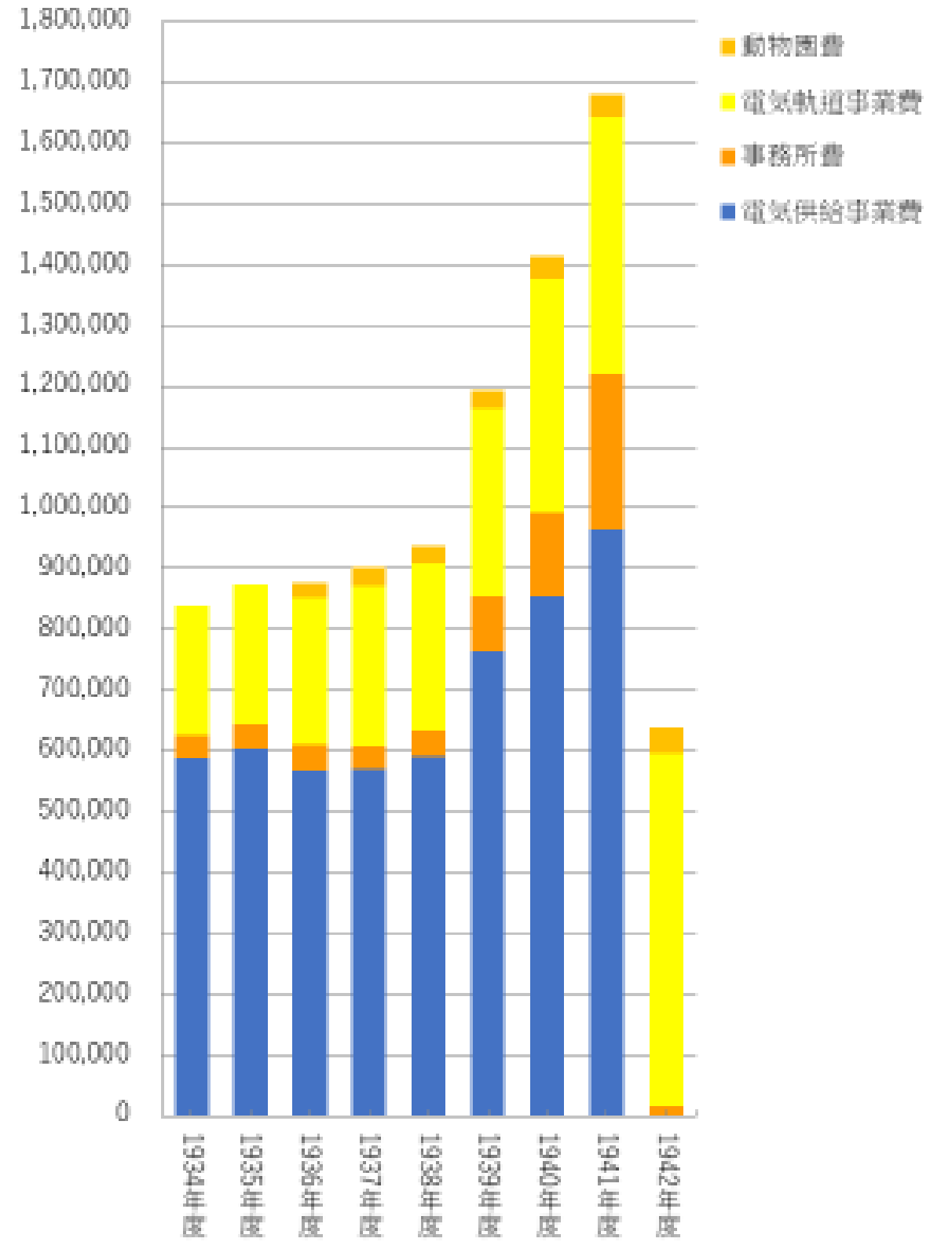
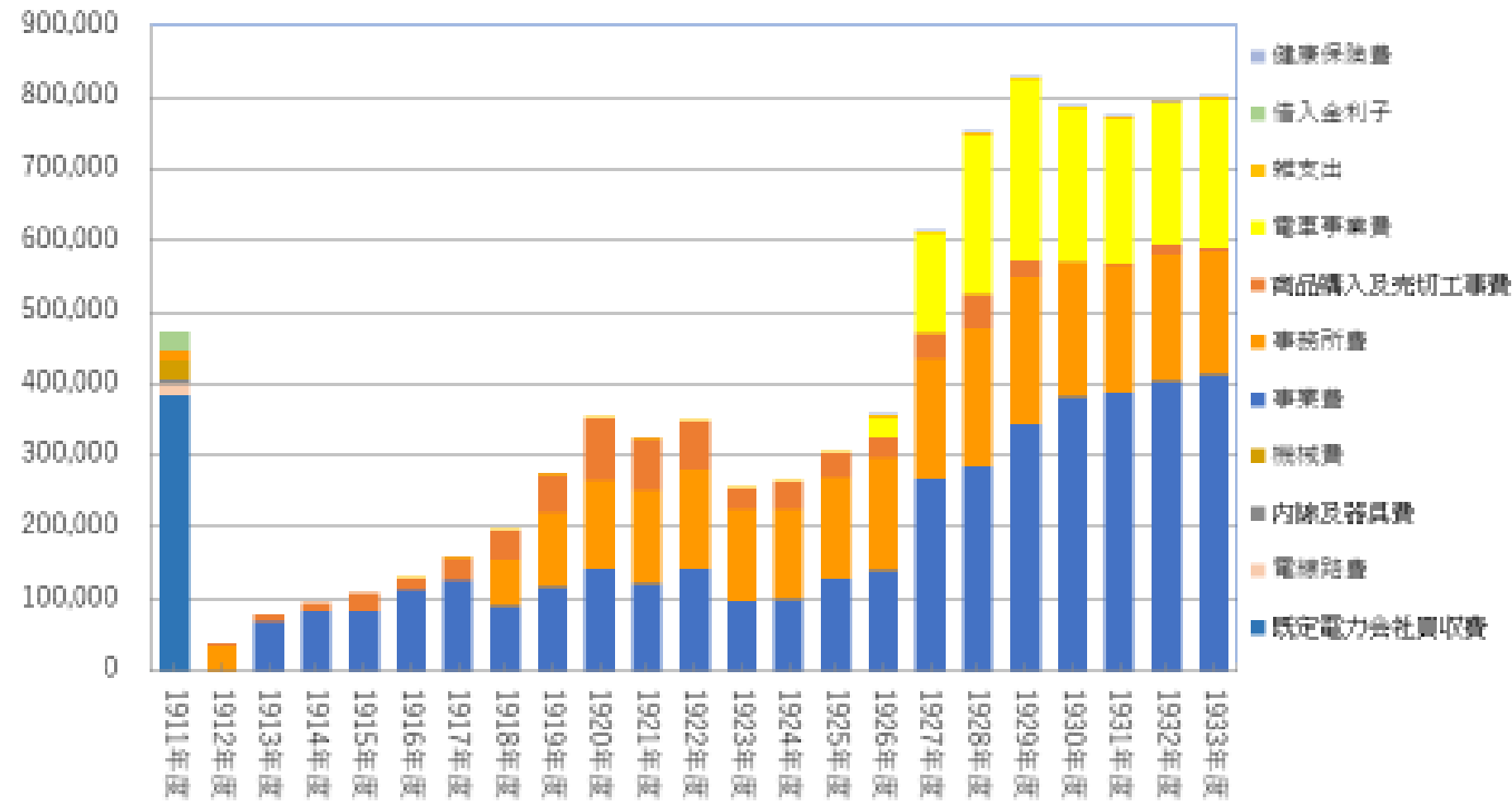


図3-9-1 仙台市特別会計電気事業費歳出（經常部）の推移（1911年度～1933年度）

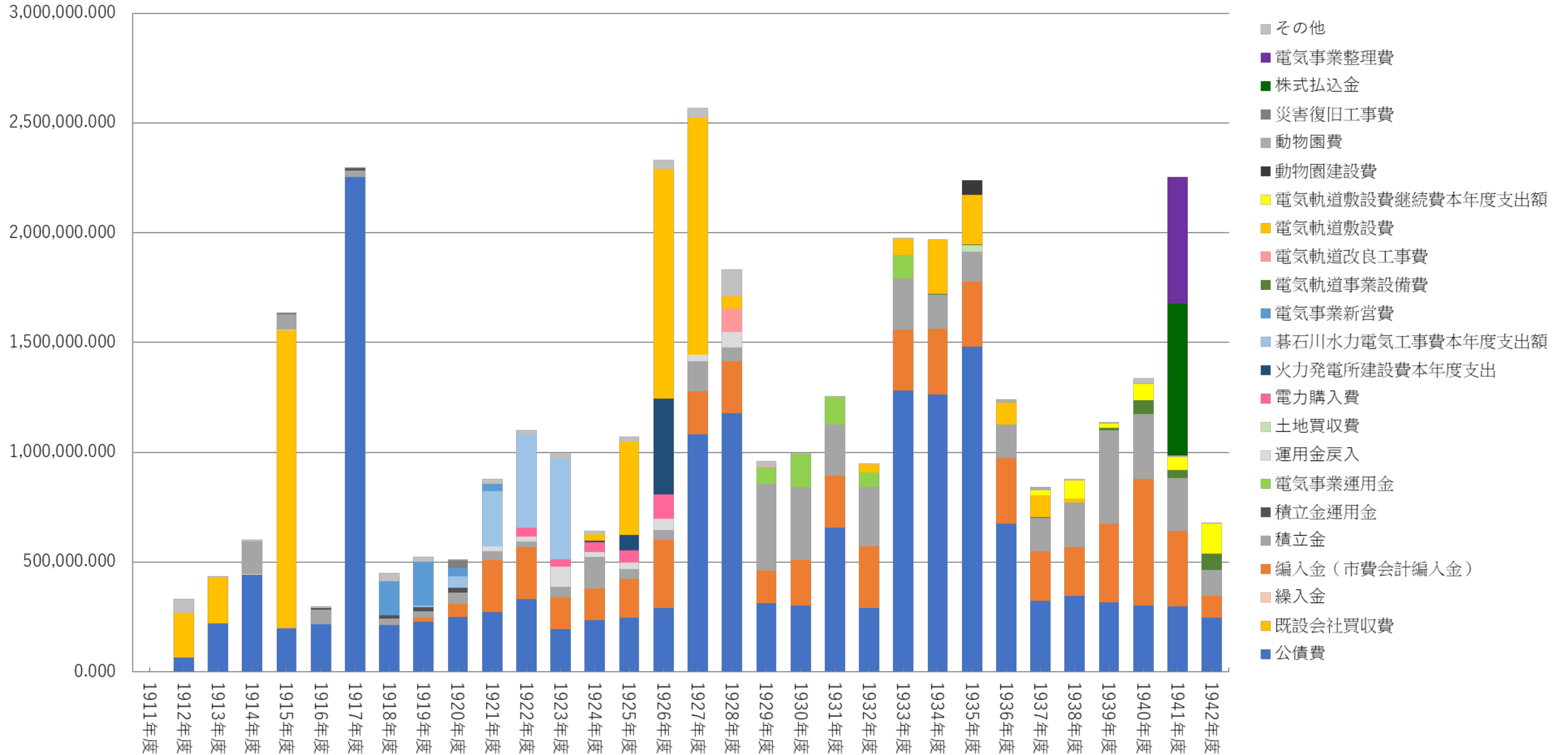
単位：円



資料：いずれも『仙台市一般会計特別会計歳入歳出決算書』各年版より作成。

図3-10 仙台市特別会計電気事業費歳出（臨時部）の推移（1911年度～1942年度）

単位：円



資料：仙台市『仙台市一般会計特別会計歳入歳出決算書』各年版より作成。

表3-6 明治期から大正期にかけて発行された仙台市営電気事業公債

種類	債権者	摘要	借入年月日	借入額(円)	利率	償還期限及び方法	既償還額(円)	未償還額	備考
第一回公債 (「六十四万三千円公債」)	日本勧業銀行	電気事業経営費	1910(明治43)年 12月13日	643,000	5.3%	1913(大正2)年～1928(昭和3)年 均等償還	643,000	なし	1918(大正7)年3月までに償還完了
第二回公債	公債発行	電気事業経営費	1915(大正4)年 4月16日	450,000	8.0%	1917(大正6)年4月2日償還済	450,000	なし	1918(大正7)年3月までに償還完了
第三回公債	公債発行	電気事業経営費	1915年10月25日	1,200,000	7.0%	1917(大正6)年6月11日償還済	1,200,000	なし	1918(大正7)年3月までに償還完了
第四回公債	公債発行	電気事業経営費	1917(大正6)年 4月2日	450,000	6.5%	1918(大正7)年3月14日、日本勧業銀行との契約により借入を行い、償還済	450,000	なし	1918(大正7)年3月までに償還完了
第五回公債ノ一	日本勧業銀行	大堀発電所建設(340,000円の内)	1917年11月19日	170,000	5.6%	1922(大正11)年～1928年均等償還	170,000	なし	1935(昭和10)年度償還完了
第五回公債ノ二	日本勧業銀行	大堀発電所建設(340,000円の内)	1919(大正8)年 1月27日	140,000	5.0%	1922(大正11)年～1937年均等償還	140,000	なし	1935(昭和10)年度償還完了
第五回公債ノ三	日本勧業銀行	大堀発電所建設(340,000円の内)	1919年12月1日	30,000	4.8%	1922(大正11)年～1936年均等償還	30,000	なし	1935(昭和10)年度償還完了
第六回公債	日本勧業銀行	第三回公債償還のため低利借入	1917年6月7日	1,132,500	6.0%			なし	郡部財産譲渡のため、1923(大正12)年5月7日、未償還額858,225円380銭を宮城県へ移す
第七回公債	日本勧業銀行	第四回公債償還のため低利借入	1918(大正7)年 3月14日	380,000	6.0%			なし	郡部財産譲渡のため、1923年5月7日、未償還額380,000円を宮城県へ移す
第八回公債ノ一	日本勧業銀行	碁石川発電所建設(997,000円の内)	1919年12月1日	450,000	4.8%	1922(大正11)年～1938(昭和13)年 均等償還	450,000	なし	1940(昭和15)年時点ですでに償還を完了
第八回公債ノ二	日本勧業銀行	碁石川発電所建設(997,000円の内)	1921(大正10)年 1月28日	150,000	4.8%	1922(大正11)年～1939(昭和14)年 均等償還	150,000	なし	1940(昭和15)年時点ですでに償還を完了
第八回公債ノ三	日本勧業銀行	碁石川発電所建設(997,000円の内)	1921年4月12日	150,000	4.8%	1922(大正11)年～1939(昭和14)年 均等償還	150,000	なし	1940(昭和15)年時点ですでに償還を完了
第八回公債ノ四	日本勧業銀行	碁石川発電所建設(997,000円の内)	1922(大正11)年 4月12日	73,400	4.8%	1922(大正11)年～1940(昭和15)年 均等償還	73,400	なし	1940(昭和15)年時点ですでに償還を完了
短期債	千代田生命保険相互会社	碁石川発電所建設(997,000円の内)	1922年3月31日	140,000	8.0%	1924(大正13)年～1940(昭和15)年 均等償還	140,000	なし	1940(昭和15)年時点ですでに償還を完了

資料：仙台市『仙台市事務報告書』各年版、同『仙台市電気事業史』(1943年)、845ページ、仙台市史編纂委員会編『仙台市史2 本篇2』(仙台市役所、1955年)、810～811ページより作成(一部加筆・修正を行っている)。

表3-7 仙台市特別会計電気事業費歳出（臨時部）の「編入金」の内訳

		1914年度 大正3年度		1915年度 大正4年度		1916年度 大正5年度		1917年度 大正6年度		1918年度 大正7年度		1919年度 大正8年度		1920年度 大正9年度		1921年度 大正10年度		1922年度 大正11年度		1923年度 大正12年度		1924年度 大正13年度		1925年度 大正14年度		1926年 大正15・昭和元年度		1927年 昭和2年度		1928年 昭和3年度	
		金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率		
特別会計電気事業費 歳出 臨時部 編入金（市費会計編入金）		円銭厩		円銭厩		円銭厩		円銭厩		円銭厩		円銭厩		円銭厩		円銭厩		円銭厩		円銭厩		円銭厩		円銭厩		円銭厩		円銭厩			
項目																															
市区改正事業費編入金	市区改正事業費編入金											16,600,000	100.0%	58,800,000	100.0%	60,000,000	25.0%	60,000,000	25.5%												
一般会計編入金	一般会計編入金	3,000,000		5,077,050		442,670										163,529,400	68.2%	137,330,000	58.4%	123,417,000	85.7%	123,836,000	85.0%	172,486,000	97.2%	252,240,000	81.7%	190,740,000	97.7%	188,240,000	80.1%
水道事業費編入金	水道施設費編入金															16,100,000	6.7%	37,800,000	16.1%	20,599,000	14.3%	6,896,000	4.7%								
	水道事業費編入金																								49,168,000	15.9%	4,432,000	2.3%	46,681,000	19.9%	
	水道貯水池築造費編入金																						15,000,000	10.3%	5,000,000	2.8%	7,500,000	2.4%			
編入金合計		3,000,000	100.0%	5,077,050	100.0%	16,597,000	100.0%	16,598,000	100.0%	16,599,000	100.0%	16,600,000	100.0%	58,800,000	100.0%	239,629,400	100.0%	235,130,000	100.0%	144,016,000	100.0%	145,732,000	100.0%	177,486,000	100.0%	308,908,000	100.0%	195,172,000	100.0%	234,921,000	100.0%

		1929年度 昭和4年度		1930年度 昭和5年度		1931年度 昭和6年度		1932年度 昭和7年度		1933年度 昭和8年度		1934年度 昭和9年度		1935年度 昭和10年度		1936年度 昭和11年度		1937年度 昭和12年度		1938年度 昭和13年度		1939年度 昭和14年度	
		金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
項目		円銭厩		円銭厩		円銭厩		円銭厩		円銭厩		円銭厩		円銭厩		円銭厩		円銭厩		円銭厩		円銭厩	
一般会計編入金	一般会計編入金	132,240,000	89.8%	132,240,000	63.6%	132,240,000	55.8%	157,332,000	56.1%	146,720,000	53.0%	143,000,000	47.7%	143,000,000	48.5%	143,000,000	47.7%	143,000,000	63.3%	143,000,000	64.6%	274,000,000	76.1%
水道事業費編入金	水道事業費編入金	15,000,000	10.2%	75,646,000	36.4%	43,884,000	18.5%	42,964,000	15.3%	40,096,000	14.5%	39,376,000	13.1%	55,400,000	18.8%	84,600,000	28.2%	48,000,000	21.3%	52,070,000	23.5%	46,600,000	12.9%
都市計画事業編入金	都市計画事業編入金					61,000,000	25.7%	80,000,000	28.5%	90,000,000	32.5%	117,140,000	39.1%	96,200,000	32.7%	69,700,000	23.3%	33,000,000	14.6%	25,500,000	11.5%	37,200,000	10.3%
市有山林山費編入金	市有山林山費編入金														2,259,000	0.8%	1,767,000	0.8%	825,000	0.4%	2,070,000	0.6%	
編入金合計		147,240,000	100.0%	207,886,000	100.0%	237,124,000	100.0%	280,296,000	100.0%	276,816,000	100.0%	299,516,000	100.0%	294,600,000	100.0%	299,559,000	100.0%	225,767,000	100.0%	221,395,000	100.0%	359,870,000	100.0%

		1939年度 昭和14年度		1940年度 昭和15年度		1941年度 昭和16年度		1942年度 昭和17年度	
		金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
項目		円銭厩		円銭厩		円銭厩		円銭厩	
一般会計編入金	一般会計編入金	274,000,000	76.1%	167,700,000	29.1%	239,983,000	69.4%	50,000,000	50.0%
水道事業費編入金	水道事業費編入金	46,600,000	12.9%	45,700,000	7.9%	45,000,000	13.0%		0.0%
都市計画事業編入金	都市計画事業編入金	37,200,000	10.3%	38,600,000	6.7%	38,800,000	11.2%		0.0%
市有山林山費編入金	市有山林山費編入金	2,070,000	0.6%	3,872,000	0.7%	3,143,000	0.9%		0.0%
瓦斯事業費編入金	瓦斯事業費編入金			320,000,000	55.6%	18,700,000			
自動車運輸事業費編入金	自動車運輸事業費編入金							50,000,000	50.0%
編入金合計		359,870,000	100.0%	575,872,000	100.0%	345,626,000	100.0%	100,000,000	100.0%

資料：仙台市『仙台市一般会計特別会計歳入歳出決算書』各年版より作成。

図3-8 仙台市一般会計歳入「繰入金」の内訳（1919〔大正8〕年度～1945〔昭和20〕年度）

	1919年度 大正8年度			1920年度 大正9年度			1921年度 大正10年度			1922年度 大正11年度			1923年度 大正12年度			1924年度 大正13年度			1925年度 大正14年度		
	金額（円）	比率	前年比	金額（円）	比率	前年比	金額（円）	比率	前年比	金額（円）	比率	前年比	金額（円）	比率	前年比	金額（円）	比率	前年比	金額（円）	比率	前年比
繰入金	29,820	-	-	70,000	-	234.7%	163,729,400	-	233899.1%	199,368,830	-	121.8%	123,487,000	-	61.9%	123,976,000	-	100.4%	172,626,000	-	139.2%
特別会計繰入金							200,000	0.1%	-	62,038,830	31.1%	31019.4%	70,000	0.1%	0.1%	140,000	0.1%	200.0%	140,000	0.1%	100.0%
電気事業費繰入金							163,529,400	99.9%	-	137,330,000	68.9%	84.0%	123,417,000	99.9%	89.9%	123,836,000	99.9%	100.3%	172,486,000	99.9%	139.3%
繰入金	29,820	100.0%	-	70,000	100.0%	234.7%															

	1926年度 大正15・昭和元年度			1927年度 昭和2年度			1928年度 昭和3年度			1929年度 昭和4年度			1930年度 昭和5年度			1931年度 昭和6年度			1932年度 昭和7年度		
	金額（円）	比率	前年比	金額（円）	比率	前年比	金額（円）	比率	前年比	金額（円）	比率	前年比	金額（円）	比率	前年比	金額（円）	比率	前年比	金額（円）	比率	前年比
繰入金	252,380,000	-	146.2%	326,810,000	-	129.5%	270,789,950	-	82.9%	148,662,900	-	54.9%	147,892,360	-	99.5%	138,375,140	-	93.6%	164,247,060	-	118.7%
特別会計繰入金	140,000	0.1%	100.0%	131,070,000	40.1%	93621.4%	48,549,950	17.9%	37.0%	16,422,900	11.0%	33.8%	15,652,360	10.6%	95.3%	6,135,140	4.4%	39.2%	6,915,060	4.2%	112.7%
電気事業費繰入金	252,240,000	99.9%	146.2%	190,740,000	58.4%	75.6%	188,240,000	69.5%	98.7%	132,240,000	89.0%	70.3%	132,240,000	89.4%	100.0%	132,240,000	95.6%	100.0%	157,332,000	95.8%	119.0%
水道事業費繰入金				5,000,000	1.5%	-	34,000,000	12.6%	680.0%												

	1933年度 昭和8年度			1934年度 昭和9年度			1935年度 昭和10年度			1936年度 昭和11年度			1937年度 昭和12年度			1938年度 昭和13年度			1939年度 昭和14年度		
	金額（円）	比率	前年比	金額（円）	比率	前年比	金額（円）	比率	前年比	金額（円）	比率	前年比	金額（円）	比率	前年比	金額（円）	比率	前年比	金額（円）	比率	前年比
繰入金	150,031,320	-	91.3%	146,263,210	-	97.5%	145,325,430	-	99.4%	152,910,750	-	105.2%	145,152,600	-	94.9%	145,105,950	-	100.0%	326,491,370	-	225.0%
特別会計繰入金	3,311,320	2.2%	47.9%	3,263,210	2.2%	98.5%	2,325,430	1.6%	71.3%	9,910,750	6.5%	426.2%	2,152,600	1.5%	21.7%	2,105,950	1.5%	97.8%	52,491,370	16.1%	2492.5%
電気事業費繰入金	146,720,000	97.8%	93.3%	143,000,000	97.8%	97.5%	143,000,000	98.4%	100.0%	143,000,000	93.5%	100.0%	143,000,000	98.5%	100.0%	143,000,000	98.5%	100.0%	274,000,000	83.9%	191.6%

	1940年度 昭和15年度			1941年度 昭和16年度			1942年度 昭和17年度			1943年度 昭和18年度			1944年度 昭和19年度			1945年度 昭和20年度		
	金額（円）	比率	前年比	金額（円）	比率	前年比	金額（円）	比率	前年比	金額（円）	比率	前年比	金額（円）	比率	前年比	金額（円）	比率	前年比
繰入金	169,904,410	-	52.0%	244,039,930	-	143.6%	709,081,530	-	290.6%	636,340,470	-	89.7%	636,858,610	-	100.1%	1,133,047,000	-	177.9%
特別会計繰入金	2,204,410	1.3%	4.2%	4,056,930	1.7%	184.0%	21,781,530	3.1%	536.9%									
電気事業費繰入金	167,700,000	98.7%	61.2%	239,983,000	98.3%	143.1%	50,000,000	7.1%	20.8%									
公営事業繰入金										631,598,000	99.3%	-						
公営事業積立繰入金							637,300,000	89.9%	-									
繰入金													631,696,000	99.2%	-	1,133,047,000	100.0%	179.4%
基本金繰入										4,742,470	0.7%	-	5,162,610	0.8%	108.9%			

注：1918（大正7）年度以前に「繰入金」の項目はない。
資料：『仙台市一般会計特別会計歳入歳出決算書』各年版、および『仙台市事務報告書』各年版より作成。

表3-10 特別会計電気事業積立金歳出（決算額）

内訳	1915年度	1916年度	1917年度	1918年度	1919年度	1920年度	1921年度	1922年度	1923年度	1924年度	1925年度	1926年度	1927年度	1928年度	1929年度	1930年度	1931年度	1932年度	1933年度	1934年度	1935年度	1936年度	1937年度	1938年度	1939年度	1940年度	1941年度		
	(大正4年度)	(大正5年度)	(大正6年度)	(大正7年度)	(大正8年度)	(大正9年度)	(大正10年度)	(大正11年度)	(大正12年度)	(大正13年度)	(大正14年度)	(大正15・昭和元年度)	(昭和2年度)	(昭和3年度)	(昭和4年度)	(昭和5年度)	(昭和6年度)	(昭和7年度)	(昭和8年度)	(昭和9年度)	(昭和10年度)	(昭和11年度)	(昭和12年度)	(昭和13年度)	(昭和14年度)	(昭和15年度)	(昭和16年度)		
第一積立金	積立金	6,589,440	44,268,660	25,770,210	638,750	0,000	18,238,280	41,605,460	11,282,130	25,152,520		76,335,500	83,088,620	55,908,050	0,000	120,528,160	209,422,640	166,091,100	27,873,470	188,108,450	75,394,770	71,066,490	64,100,410	62,730,210	65,814,700	67,726,820	85,775,720	116,298,220	
	積立金	6,589,440	44,268,660	25,770,210	638,750		18,238,280	41,605,460	11,282,130	25,152,520		76,335,500	83,088,620	55,908,050		120,528,160	209,422,640	166,091,100	27,873,470	188,108,450	75,394,770	71,066,490	64,100,410	62,730,210	65,814,700	67,726,820	85,775,720	116,298,220	
	電気事業費運用金	60,000,000	-	69,000,000	25,000,000	20,000,000				108,044,000	85,000,000																		
	一般会計運用金		-		34,700,000	25,000,000	25,000,000			37,000,000																			
	運用金													33,000,000	305,397,100	15,000,000	47,000,000	197,050,000	200,000,000	169,000,000	100,000,000					42,934,000	170,000,000		
	株式払込金																								162,500,000	137,500,000	162,500,000	162,500,000	25,000,000
第一積立金合計	6,589,440	44,268,660	94,770,210	60,338,750	45,000,000	43,238,280	41,605,460	48,282,130	143,196,520	85,000,000	76,335,500	83,088,620	68,908,050	305,397,100	120,528,160	224,422,640	213,091,100	224,923,470	358,108,450	244,394,770	171,066,490	226,800,410	200,230,210	228,314,700	273,180,820	290,775,720	116,298,220		
第二積立金	積立金	47,897,470	34,254,180	24,198,110	342,560	0,000	11,464,820	12,011,380	12,983,510			4,885,480			7,020,990	7,754,350	1,830,810	37,162,420	45,667,410	3,575,600	2,548,280	2,825,130	2,380,690	91,120	95,540	96,250	107,880		
	積立金	47,897,470	34,254,180	24,198,110	342,560		11,464,820	12,011,380	12,983,510			4,885,480			7,020,990	7,754,350	1,830,810	37,162,420	45,667,410	3,575,600	2,548,280	2,825,130	2,380,690	91,120	95,540	96,250	107,880		
	電気事業費運用金	40,000,000	-	59,000,000	50,000,000	20,000,000																							
	一般会計運用金		-		3,900,000																								
	運用金																					12,000,000							
	繰入金									21,201,000	30,304,000	15,700,000	27,232,000	25,568,000	23,919,000	22,216,000	20,438,000												
	水道布設費繰入金									21,201,000	30,304,000	15,700,000	27,232,000	25,568,000															
	繰入金																												
水道事業費繰入金																													
第二積立金合計	47,897,470	34,254,180	83,198,110	84,242,560	20,000,000	11,464,820	12,011,380	12,983,510	21,201,000	30,304,000	15,700,000	32,117,480	25,568,000	23,919,000	29,236,990	28,192,350	7,821,810	66,723,420	74,371,410	20,299,800	2,548,280	2,825,130	64,880,690	91,120	95,540	96,250	107,880		
第三積立金	積立金		36,069,110	994,850	283,820	0,000	24,268,000	12,219,340	2,380,390		96,509,080	6,907,400	0,000	94,915,940	24,807,360	107,622,700	25,830,060	4,336,330	72,640	163,097,960	119,892,840	127,702,220	156,512,700	111,312,690	182,796,780	270,051,690	263,729,380	290,644,050	
	積立金		36,069,110	994,850	283,820		24,268,000	12,219,340	2,380,390		96,509,080	6,907,400		94,915,940	24,807,360	107,622,700	25,830,060	4,336,330	72,640	163,097,960	119,892,840	127,702,220	156,512,700	111,312,690	182,796,780	270,051,690	263,729,380	290,644,050	
	繰入金					5,745,060	0,000	0,000	25,860,000	13,000,000	0,000	96,500,000	7,770,000		14,100,000											87,000,000	0,000	0,000	0,000
	電気事業費繰入金		-	31,902,160	-	5,745,060			25,860,000	13,000,000		96,500,000	7,770,000		14,100,000											87,000,000			
	運用金															386,700,000	276,760,000	325,542,000	260,000,000	89,300,000	150,000,000	70,900,000	159,000,000	215,800,000	170,500,000	113,800,000	417,000,000	306,000,000	
第三積立金合計		36,069,110	32,897,010	283,820	5,745,060	24,268,000	12,219,340	28,220,390	13,000,000	96,509,080	103,407,400	7,770,000	94,915,940	38,907,360	494,322,700	302,890,060	329,878,330	260,072,640	282,397,960	269,892,840	198,602,220	315,512,700	327,112,690	440,296,780	363,851,690	680,729,380	596,644,050		
合計	54,186,910	114,891,980	210,865,330	114,865,130	70,745,060	78,971,100	65,836,180	89,486,030	177,397,520	211,813,080	195,442,900	122,976,100	209,391,990	368,223,460	644,087,850	555,205,080	550,991,240	551,719,530	684,877,820	534,587,210	372,216,970	544,638,240	592,223,590	668,702,600	657,108,050	961,601,350	713,050,180		
備考									運用金が追加。電気事業運用金はその項目に含まれる。			第三積立金の繰入金が繰入金、電気事業費繰入金が電気事業費繰入金に変更されている。															1942（昭和17）年度については、当初予算で第三積立金に電気事業費から繰入がなされる予定であったが、追加更生予算額で全額取消され、同年設置された特別会計「公営事業資金歳入の資金収入「電気事業積立金残余金」となって計上されている。		

資料：仙台市『仙台市一般会計特別会計歳入歳出決算書』各年版より作成。

表3-11 積立金の運用金・預金・株式の金額の累積の推移

			1915年 大正4年		1916年 大正5年		1917年 大正6年		1918年 大正7年		1919年 大正8年		1920年 大正9年		1921年 大正10年		
			金額 (円銭厘)	増減率	金額 (円銭厘)	増減率	金額 (円銭厘)	増減率	金額 (円銭厘)	増減率	金額 (円銭厘)	増減率	金額 (円銭厘)	増減率	金額 (円銭厘)	増減率	
第一積立金	運用金	〔 運用金	60,000.000		60,000.000	100.0%	129,000.000	215.0%	129,000.000	100.0%							
		〔 電気事業									154,000.000	119.4%	174,000.000	113.0%	174,000.000	100.0%	
		一般会計									34,700.000		59,700.000	172.0%	84,700.000	141.9%	
		水道事業費															
	瓦斯事業費																
	預 金		38,735.840 (3,835.840の誤り)		44,475.390	114.8%	1,227.840	2.8%	31,035.550	2527.7%	8,267.060	26.6%	32,707.480	395.6%	23,125.120	70.7%	
	株 式																
第二積立金	運用金	〔 運用金	40,000.000		40,000.000	100.0%	40,000.000	100.0%	109,000.000	272.5%		0.0%					
		〔 電気事業									149,000.000		169,000.000	113.4%	169,000.000	100.0%	
		一般会計									3,900.000		3,900.000	100.0%	3,900.000	100.0%	
		預 金		44,097.910		75,064.230	170.2%	98,690.250	131.5%	45,149.760	45.7%	13,492.320	29.9%	4,152.130	30.8%	15,973.950	384.7%
第三積立金	運用金	一般会計															
		工業学校移築費															
		市立病院費															
	小口産業費																
	預 金				3,000.000		21,283.610	709.5%	5,161.800	24.3%	5,445.620	105.5%		0.0%	25,056.710		
小計	運用金計		100,000.000		100,000.000	100.0%	169,000.000	169.0%	238,000.000	140.8%	341,600.000	143.5%	406,600.000	119.0%	431,600.000	106.1%	
	内訳	〔 運用金															
		〔 電気事業										303,000.000		343,000.000	113.2%	343,000.000	100.0%
		一般会計										38,600.000		63,600.000	164.8%	88,600.000	139.3%
		水道事業費															
		工業学校移築費															
		窒素研究費															
		市立病院費															
	小口産業費																
	瓦斯事業費																
	預 金 計		47,933.750		122,539.620	255.6%	121,201.700	98.9%	81,347.110	67.1%	27,205.000	33.4%	36,859.610	135.5%	64,155.780	174.1%	
	株 式 計																
合 計			147,933.750		222,539.620	150.4%	290,201.700	130.4%	319,347.110	110.0%	368,805.000	115.5%	443,459.610	120.2%	495,755.780	111.8%	
内訳	第一積立金		63,835.840		104,475.390	163.7%	130,227.840	124.6%	160,035.550	122.9%	196,967.060	123.1%	266,407.480	135.3%	281,825.120	105.8%	
	第二積立金		84,097.910		115,064.230	136.8%	138,690.250	120.5%	154,149.760	111.1%	166,392.320	107.9%	177,052.130	106.4%	188,873.950	106.7%	
	第三積立金		0.000		3,000.000		21,283.610	120.5%	5,161.800	24.3%	5,445.620	105.5%	0.000	0.0%	25,056.710		

資料：仙台市『仙台市事務報告書』の財産表「電気事業積立金」各年版より作成。

表3-11 積立金の運用金・預金・株式の金額の累積の推移

			1922年 大正11年		1923年 大正12年		1924年 大正13年		1925年 大正14年		1926年 大正15年・昭和元年		1927年 昭和2年		1928年 昭和3年	
			金額 (円銭厘)	増減率	金額 (円銭厘)	増減率	金額 (円銭厘)	増減率	金額 (円銭厘)	増減率	金額 (円銭厘)	増減率	金額 (円銭厘)	増減率	金額 (円銭厘)	増減率
第一積立金	運用金	〔 運用金														
		電気事業	174,000.000	100.0%	174,000.000	100.0%	213,044.000	122.4%	298,044.000	139.9%	298,044.000	100.0%	298,044.000	100.0%	298,044.000	100.0%
		一般会計	84,700.000	100.0%	121,700.000	143.7%	121,700.000	100.0%	121,700.000	100.0%	121,700.000	100.0%	121,700.000	100.0%	413,097.100	339.4%
		水道事業費 瓦斯事業費														
	預 金	63,970.220	276.6%	125,841.750	196.7%	155,215.870	123.3%	100,114.550	64.5%	178,128.000	177.9%	261,444.040	146.8%	63,302.950	24.2%	
株 式																
第二積立金	運用金	〔 運用金														
		電気事業	169,000.000	100.0%	169,000.000	100.0%	169,000.000	100.0%	169,000.000	100.0%	169,000.000	100.0%	149,000.000	88.2%	149,000.000	100.0%
		一般会計	3,900.000	100.0%	3,900.000	100.0%	3,900.000	100.0%	3,900.000	100.0%	3,900.000	100.0%	3,900.000	100.0%	3,900.000	100.0%
	窒素研究費															
預 金	27,628.330	173.0%	40,611.840	147.0%	33,254.290	81.9%	16,479.670	49.6%	13,132.700	79.7%	18,018.180	137.2%	3,610.870	20.0%		
第三積立金	運用金	一般会計														
		工業学校移築費														
		市立病院費 小口産業費														
	預 金	36,487.340	145.6%	409.800	1.1%	438.950	107.1%	100,309.920	22852.2%	7,597.490	7.6%	91,861.150	1209.1%	95,078.260	103.5%	
小計	運用金計		431,600.000	100.0%	468,600.000	108.6%	507,644.000	108.3%	592,644.000	116.7%	592,644.000	100.0%	572,644.000	96.6%	864,041.100	150.9%
	内訳	〔 運用金														
		電気事業	343,000.000	100.0%	343,000.000	100.0%	382,044.000	111.4%	467,044.000	122.2%	467,044.000	100.0%	447,044.000	95.7%	447,044.000	100.0%
		一般会計	88,600.000	100.0%	125,600.000	141.8%	125,600.000	100.0%	125,600.000	100.0%	125,600.000	100.0%	125,600.000	100.0%	416,997.100	332.0%
		水道事業費														
		工業学校移築費														
		窒素研究費														
		市立病院費 小口産業費 瓦斯事業費														
	預 金 計	128,085.890	199.6%	166,863.390	130.3%	188,909.110	113.2%	216,904.140	114.8%	198,858.190	91.7%	371,323.370	186.7%	161,992.080	43.6%	
	株 式 計															
合 計		559,685.890	112.9%	635,463.390	113.5%	696,553.110	109.6%	809,548.140	116.2%	791,502.190	97.8%	943,967.370	119.3%	1,026,033.180	108.7%	
内訳	第一積立金		322,670.220	114.5%	421,541.750	130.6%	489,959.870	116.2%	519,858.550	106.1%	597,872.000	115.0%	681,188.040	113.9%	774,444.050	113.7%
	第二積立金		200,528.330	106.2%	213,511.840	106.5%	206,154.290	96.6%	189,379.670	91.9%	186,032.700	98.2%	170,918.180	91.9%	156,510.870	91.6%
	第三積立金		36,487.340	145.6%	409.800	1.1%	438.950	107.1%	100,309.920	22852.2%	7,597.490	7.6%	91,861.150	1209.1%	95,078.260	103.5%

資料：仙台市『仙台市事務報告書』の財産表「電気事業積立金」各年版より作成。

表3-11 積立金の運用金・預金・株式の金額の累積の推移

			1929年 昭和4年		1930年 昭和5年		1931年 昭和6年		1932年 昭和7年		1933年 昭和8年		1934年 昭和9年		1935年 昭和10年	
			金額 (円銭厘)	増減率	金額 (円銭厘)	増減率	金額 (円銭厘)	増減率	金額 (円銭厘)	増減率	金額 (円銭厘)	増減率	金額 (円銭厘)	増減率	金額 (円銭厘)	増減率
第一積立金	運用金	〔 運用金														
		電気事業	298,044.000	100.0%	273,044.000	91.6%	165,000.000	60.4%	60,000.000	36.4%	60,000.000	100.0%		0.0%		
		一般会計	460,091.100	111.4%	460,097.100	100.0%	460,097.100	100.0%	460,097.100	100.0%	79,097.100	17.2%	804,097.100	1016.6%	948,097.100	117.9%
		水道事業費					15,000.000		127,000.000	846.7%	179,750.000	141.5%	179,750.000	100.0%	179,750.000	100.0%
	瓦斯事業費															
	預 金		103,183.570	163.0%	230,688.920	223.6%	432,310.000	187.4%	539,737.890	124.8%	365,027.350	67.6%	427,040.950	117.0%	316,309.590	74.1%
	株 式															
第二積立金	運用金	〔 運用金														
		電気事業	138,000.000	92.6%	118,800.000	86.1%	99,000.000	83.3%	99,000.000	100.0%	40,000.000	40.4%		0.0%		
		一般会計	3,900.000	100.0%	3,900.000	100.0%	3,900.000	100.0%	3,900.000	100.0%	3,900.000	100.0%	3,900.000	100.0%	3,900.000	100.0%
	窒素研究費									12,000.000		12,000.000	100.0%	12,000.000	100.0%	
	預 金		26.510	0.7%	7,047.240	26583.3%	15,031.590	213.3%	16,639.120	110.7%	41,951.890	252.1%	71,114.000	169.5%	57,679.840	81.1%
第三積立金	運用金	一般会計	100,000.000		536,700.000	536.7%	669,460.000	124.7%	877,460.000	131.1%	1,137,460.000	129.6%	1,226,760.000	107.9%	1,429,620.000	116.5%
		工業学校移築費					111,542.000		4,637.830	4.2%	62,343.000	1344.2%	62,343.000	100.0%	62,343.000	100.0%
		市立病院費														
	小口産業費															
	預 金		206,169.020	216.8%	88,510.910	42.9%	286.140	0.3%	4,637.830	1620.8%	64,017.890	1380.3%	168,326.880	262.9%	85,159.320	50.6%
小計	運用金計		1,000,035.100	115.7%	1,392,541.100	139.2%	1,523,999.100	109.4%	1,632,094.930	107.1%	1,574,550.100	96.5%	2,288,850.100	145.4%	2,635,710.100	115.2%
	内訳	〔 運用金														
		電気事業	436,044.000	97.5%	391,844.000	89.9%	264,000.000	67.4%	159,000.000	60.2%	100,000.000	62.9%	0.000	0.0%	0.000	
		一般会計	563,991.100	135.3%	1,000,697.100	177.4%	1,133,457.100	113.3%	1,341,457.100	118.4%	1,220,457.100	91.0%	2,034,757.100	166.7%	2,381,617.100	117.0%
		水道事業費					15,000.000		127,000.000	846.7%	179,750.000	141.5%	179,750.000	100.0%	179,750.000	100.0%
		工業学校移築費					111,542.000		4,637.830	4.2%	62,343.000	1344.2%	62,343.000	100.0%	62,343.000	100.0%
		窒素研究費									12,000.000		12,000.000	100.0%	12,000.000	100.0%
		市立病院費														
		小口産業費														
	瓦斯事業費															
	預 金 計		309,379.100	191.0%	326,247.070	105.5%	447,627.730	137.2%	561,014.840	125.3%	470,997.130	84.0%	666,481.830	141.5%	459,148.750	68.9%
株 式 計																
合 計			1,309,414.200	127.6%	1,718,788.170	131.3%	1,971,626.830	114.7%	2,193,109.770	111.2%	2,045,547.230	93.3%	2,955,331.930	144.5%	3,094,858.850	104.7%
内訳	第一積立金		861,318.670	111.2%	963,830.020	111.9%	1,072,407.100	111.3%	1,186,834.990	110.7%	683,874.450	57.6%	1,410,888.050	206.3%	1,444,156.690	102.4%
	第二積立金		141,926.510	90.7%	129,747.240	91.4%	117,931.590	90.9%	119,539.120	101.4%	97,851.890	81.9%	87,014.000	88.9%	73,579.840	84.6%
	第三積立金		306,169.020	322.0%	625,210.910	204.2%	781,288.140	125.0%	886,735.660	113.5%	1,263,820.890	142.5%	1,457,429.880	115.3%	1,577,122.320	108.2%

資料：仙台市『仙台市事務報告書』の財産表「電気事業積立金」各年版より作成。

表3-11 積立金の運用金・預金・株式の金額の累積の推移

			1936年 昭和11年		1937年 昭和12年		1938年 昭和13年		1939年 昭和14年		1940年 昭和15年		1941年 昭和16年	
			金額 (円銭厘)	増減率	金額 (円銭厘)	増減率	金額 (円銭厘)	増減率	金額 (円銭厘)	増減率	金額 (円銭厘)	増減率	金額 (円銭厘)	増減率
第一積立金	運用金	〔 運用金												
		電気事業												
		一般会計	948,097.100	100.0%	948,097.100	100.0%	948,097.100	100.0%	991,031.100	104.5%	991,031.100	100.0%	991,031.100	100.0%
		水道事業費	179,750.000	100.0%	179,750.000	100.0%	179,750.000	100.0%	179,750.000	100.0%	179,750.000	100.0%	179,750.000	100.0%
	瓦斯事業費											170,000.000		
	預 金	265,621.600	84.0%	154,193.650	58.1%	195,332.770	126.7%	84,072.880	43.0%	142,420.180	169.4%	40,911.970	28.7%	
株 式	162,500.000		300,000.000	184.6%	325,000.000	108.3%	487,500.000	150.0%	625,000.000	128.2%	650,000.000	104.0%		
第二積立金	運用金	〔 運用金												
		電気事業												
		一般会計	3,900.000	100.0%	3,900.000	100.0%	3,900.000	100.0%	3,900.000	100.0%	3,900.000	100.0%	3,900.000	100.0%
	窒素研究費	12,000.000	100.0%	12,000.000	100.0%	12,000.000	100.0%	12,000.000	100.0%	12,000.000	100.0%	12,000.000	100.0%	
預 金	60,157.860	104.3%	62,682.990	104.2%	2,563.680	4.1%	2,654.800	103.6%	2,750.340	103.6%	2,846.590	103.5%		
第三積立金	運用金	一般会計	1,493,680.300	104.5%	1,518,042.500	101.6%	1,518,042.500	100.0%	1,634,647.500	107.7%	1,770,352.500	108.3%	1,792,702.500	101.3%
		工業学校移築費	62,343.000	100.0%	62,343.000	100.0%	62,343.000	100.0%	62,343.000	100.0%	62,343.000	100.0%	62,343.000	100.0%
		市立病院費			82,000.000		167,800.000	204.6%	209,200.000	124.7%	295,000.000	141.0%	365,000.000	123.7%
		小口産業費					60,000.000		55,000.000	91.7%	49,500.000	90.0%	46,500.000	93.9%
	預 金	118,388.990	139.0%	114,648.500	96.8%	89,104.420	77.7%	13,173.870	14.8%	42,061.990	319.3%	15,974.810	38.0%	
小計	運用金計		2,699,770.400	102.4%	2,806,132.600	103.9%	2,951,932.600	105.2%	3,147,871.600	106.6%	3,363,876.600	106.9%	3,623,226.600	107.7%
	内訳	〔 運用金												
		電気事業	0.000		0.000		0.000		0.000		0.000		0.000	
		一般会計	2,445,677.400	102.7%	2,470,039.600	101.0%	2,470,039.600	100.0%	2,629,578.600	106.5%	2,765,283.600	105.2%	2,787,633.600	100.8%
		水道事業費	179,750.000	100.0%	179,750.000	100.0%	179,750.000	100.0%	179,750.000	100.0%	179,750.000	100.0%	179,750.000	100.0%
		工業学校移築費	62,343.000	100.0%	62,343.000	100.0%	62,343.000	100.0%	62,343.000	100.0%	62,343.000	100.0%	62,343.000	100.0%
		窒素研究費	12,000.000	100.0%	12,000.000	100.0%	12,000.000	100.0%	12,000.000	100.0%	12,000.000	100.0%	12,000.000	100.0%
		市立病院費			82,000.000		167,800.000	204.6%	209,200.000	124.7%		0.0%		
		小口産業費					60,000.000		55,000.000	91.7%		0.0%		
	瓦斯事業費													
	預 金 計	444,168.450	96.7%	331,525.140	74.6%	287,000.870	86.6%	99,901.550	34.8%	187,232.510	187.4%	59,733.370	31.9%	
株 式 計	162,500.000		300,000.000	184.6%	325,000.000	108.3%	487,500.000	150.0%	625,000.000	128.2%	650,000.000	104.0%		
合 計			3,306,438.850	106.8%	3,437,657.740	104.0%	3,563,933.470	103.7%	3,735,273.150	104.8%	4,176,109.110	111.8%	4,332,959.970	103.8%
内訳	第一積立金	1,555,968.700	107.7%	1,582,040.750	101.7%	1,648,179.870	104.2%	1,742,353.980	105.7%	1,938,201.280	111.2%	2,031,693.070	104.8%	
	第二積立金	76,057.860	103.4%	78,582.990	103.3%	18,463.680	23.5%	18,554.800	100.5%	18,650.340	100.5%	18,746.590	100.5%	
	第三積立金	1,674,412.290	106.2%	1,777,034.000	106.1%	1,897,289.920	106.8%	1,974,364.370	104.1%	2,219,257.490	112.4%	2,282,520.310	102.9%	

資料：仙台市『仙台市事務報告書』の財産表「電気事業積立金」各年版より作成。

表3-12 仙台市一般会計歳入運用金の推移と内訳

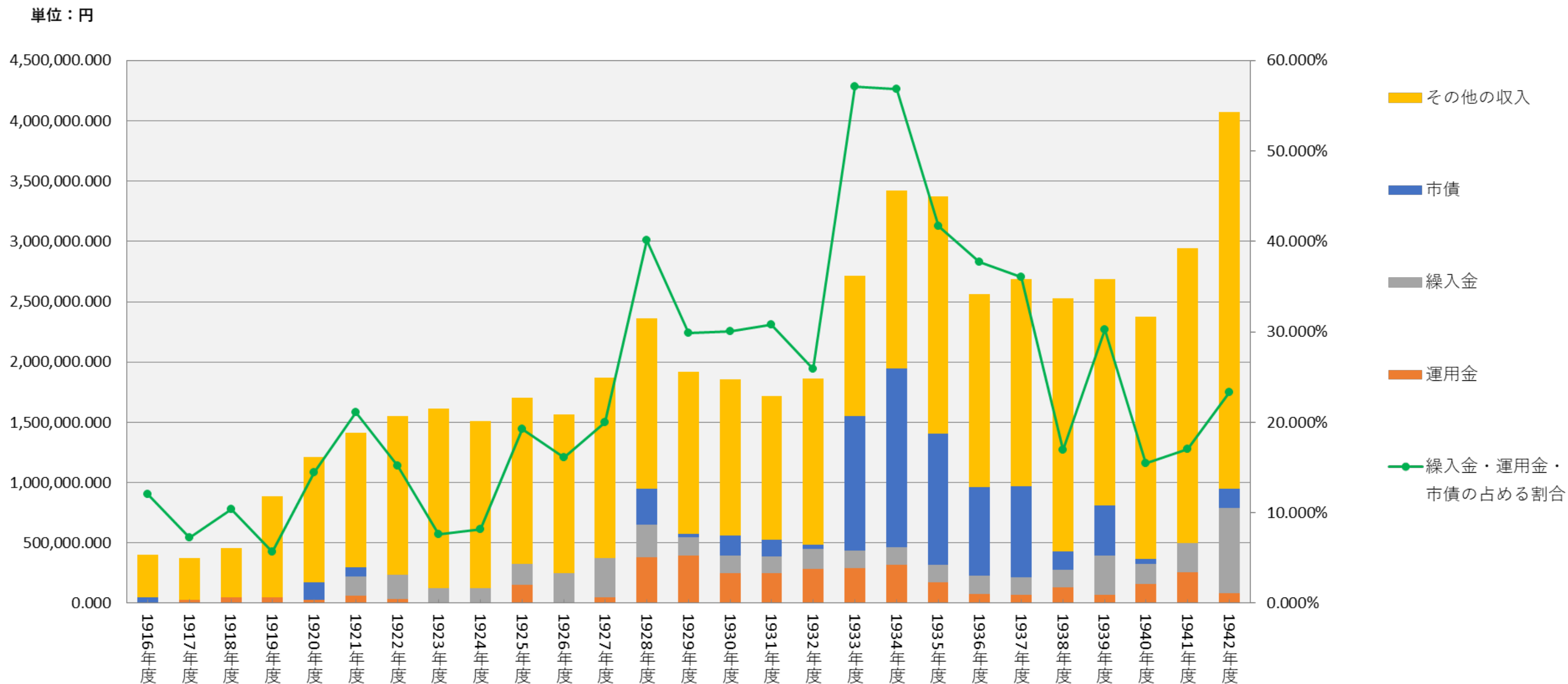
科目	1916年度 大正5年度	1917年度 大正6年度	1918年度 大正7年度	1919年度 大正8年度	1920年度 大正9年度	1921年度 大正10年度	1922年度 大正11年度	1923年度 大正12年度	1924年度 大正13年度	1925年度 大正14年度
歳入 運用金	円銭厘 8,900.000	円銭厘 26,980.000	円銭厘 47,600.000	円銭厘 50,000.000	円銭厘 25,000.000	円銭厘 59,700.000	円銭厘 37,000.000	円銭厘 なし	円銭厘 なし	円銭厘 155,000.000
備考	内訳なし	内訳なし	内訳なし	内訳なし	内訳なし	内訳なし	内訳なし			内訳なし
電気事業積立金歳出										
第一 一般会計運用金			34,700.000	25,000.000	25,000.000		37,000.000			
第二 一般会計運用金			3,900.000							
第三 運用金 (うち一般会計へ運用金)										
電気事業積立金合計	0	0	38,600.000	25,000.000	25,000.000	0.000	37,000.000	0.000	0.000	0.000
一般会計歳入運用金の内訳に占める割合			81.1%	50.0%	100.0%	0.0%	100.0%			0.0%

科目	1926年度 大正15・昭和元年度	1927年度 昭和2年度	1928年度 昭和3年度	1929年度 昭和4年度	1930年度 昭和5年度	1931年度 昭和6年度	1932年度 昭和7年度	1933年度 昭和8年度	1934年度 昭和9年度	1935年度 昭和10年度
歳入 運用金	円銭厘 なし	円銭厘 48,000.000	円銭厘 377,397.100	円銭厘 396,700.000	円銭厘 245,760.000	円銭厘 249,000.000	円銭厘 284,000.000	円銭厘 289,300.000	円銭厘 319,000.000	円銭厘 170,900.000
備考				当初、予算は20万円であったが、追加で18万6700円が計上されている。その内訳は「特別会計基金より1万円、電気事業積立金より18万6700円追加」となっている。	「特別会計電気事業費より運用」とあるが、特別会計電気事業積立金からの運用金と思われる。					
電気事業積立金歳出										
第一 一般会計運用金		33,000.000	305,397.000					200,000.000	169,000.000	100,000.000
第二 一般会計運用金										
第三 運用金 (うち一般会計へ運用金)				386,700.000	276,760.000	325,542.000		89,300.000	150,000.000	70,900.000
電気事業積立金合計	0.000	33,000.000	305,397.000	386,700.000	276,760.000	325,542.000	0.000	289,300.000	319,000.000	170,900.000
一般会計歳入運用金の内訳に占める割合		68.8%	80.9%	97.5%	112.6%	130.7%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%

科目	1936年度 昭和11年度	1937年度 昭和12年度	1938年度 昭和13年度	1939年度 昭和14年度	1940年度 昭和15年度	1941年度 昭和16年度	1942年度 昭和17年度	1943年度 昭和18年度	1944年度 昭和19年度
歳入 運用金	円銭厘 77,000.000	円銭厘 70,000.000	円銭厘 129,100.000	円銭厘 70,934.000	円銭厘 157,000.000	円銭厘 256,000.000	円銭厘 80,000.000	円銭厘 190,000.000	円銭厘 344,000.000
備考	「特別会計電気事業第三積立金運用」とあり。	内訳なし	内訳なし	内訳なし	ここからは、財産運用金の金額を記載している。	「電気事業第三積立金運用」とあり。			
電気事業積立金歳出									
第一 一般会計運用金				42,934.000					
第二 一般会計運用金									
第三 運用金 (うち一般会計へ運用金)	77,000.000	70,000.000	129,100.000	28,000.000	157,000.000	256,000.000			
電気事業積立金合計	77,000.000	70,000.000	129,100.000	70,934.000	157,000.000	256,000.000	0.000	0.000	0.000
一般会計歳入運用金の内訳に占める割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%

資料：仙台市史編さん委員会編『仙台市史 資料編8 近代現代4 政治・行政・財政』別冊資料、仙台市、2006年、および仙台市『仙台市一般会計特別会計歳入歳出決算書』各年版より作成。

図3-11 仙台市一般会計歳入決算額に占める繰入金・運用金・市債の推移



注1：「その他の収入」とは、「繰入金」・「運用金」・「市債」を除いた科目の合計で、年度によって異なるが、おもに市税収入などがふくまれる。

注2：「運用金」は、1940年（昭和15）度からは「財産運用金」と名称が変わっている。

資料：仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編7 近代2』、仙台市、2009年、309ページ図258を参考に、仙台市『仙台市一般会計特別会計歳入歳出決算書』各年版、および仙台市史編さん委員会編『仙台市史 資料編8 近代現代4 政治・行政・財政』別冊資料、仙台市、59～65ページのデータを使用して作成。

表4-1 特別会計市区改正事業資金歳入歳出（決算額）（単位：円銭厘）

		1919年度 大正8年度		1920年度 大正9年度		1921年度 大正10年度		1922年度 大正11年度		1923年度 大正12年度	
		決算額	比率	決算額	比率	決算額	比率	決算額	比率	決算額	比率
歳入	繰入金	16,600.000	100.0%	58,800.000	98.4%	60,000.000	43.2%	60,000.000	95.7%	0.000	0.0%
	電気事業繰入金	16,600.000		58,800.000		60,000.000		60,000.000			
	財産ヨリ生ズル収入			934.150	1.6%	79,035.480	56.8%	2,705.520	4.3%	2,081.820	100.0%
	基本財産収入 預金利子			934.150		3,113.320		725.520		101.820	
	元資金繰入					75,922.160					
	運用金利子							1,980.000		1,980.000	
	計	16,600.000	100.0%	59,734.150	100.0%	139,035.480	100.0%	62,705.520	100.0%	2,081.820	100.0%
歳出	繰入金					103,035.480	74.1%	61,986.130	98.9%		
	運用金										
	基本金	16,600.000	100.0%	59,734.150	100.0%	36,000.000	386.2%	719.390	8716.5%	2,081.820	100.0%
	運用金					36,000.000					
	積立金	16,600.000		59,734.150				719.390		2,081.820	
	計	16,600.000	100.0%	59,734.150	100.0%	139,035.480	460.3%	62,705.520	8815.3%	2,081.820	100.0%

資料：仙台市『宮城県仙台市一般会計特別会計歳入歳出決算書』1919年度～1923年度より作成。

表4-2 市区改正事業資金の推移（単位：円銭厘）

		1919年度 大正8年度		1920年度 大正9年度		1921年度 大正10年度		1922年度 大正11年度		1923年度 大正12年度	
		決算額	増減	決算額	増減	決算額	増減	決算額	増減	決算額	増減
市区改正事業資金総額	積立額	16,600.000	0.0%	59,734.150	359.8%	36,000.000	60.3%	719.390	2.0%	2,081.820	289.4%
	市費運用金（累積）					36,000.000		36,000.000		36,000.000	
	繰入金					103,035.480		61,986.130	60.2%	0.000	
	市区改正事業資金総額	16,600.000	0.0%	76,334.150	459.8%	36,411.990	47.7%	37,131.380	102.0%	37,233.200	100.3%
備考						「繰入金」=市区改正事業資金積立分+元資金繰入分→火災地道路改修費へ		「繰入金」=一般会計へ繰入		積立金は特別会計基本金の「土木基金」へ繰入へ	

注：市区改正事業資金総額は、『決算書』での報告を基に、前年度総額+当年度歳入（繰入金+預金利子+運用金利子）から歳出「繰入金」の金額を引いて算出したものである。

資料：仙台市『宮城県仙台市一般会計特別会計歳入歳出決算書』1919年度～1923年度より作成。

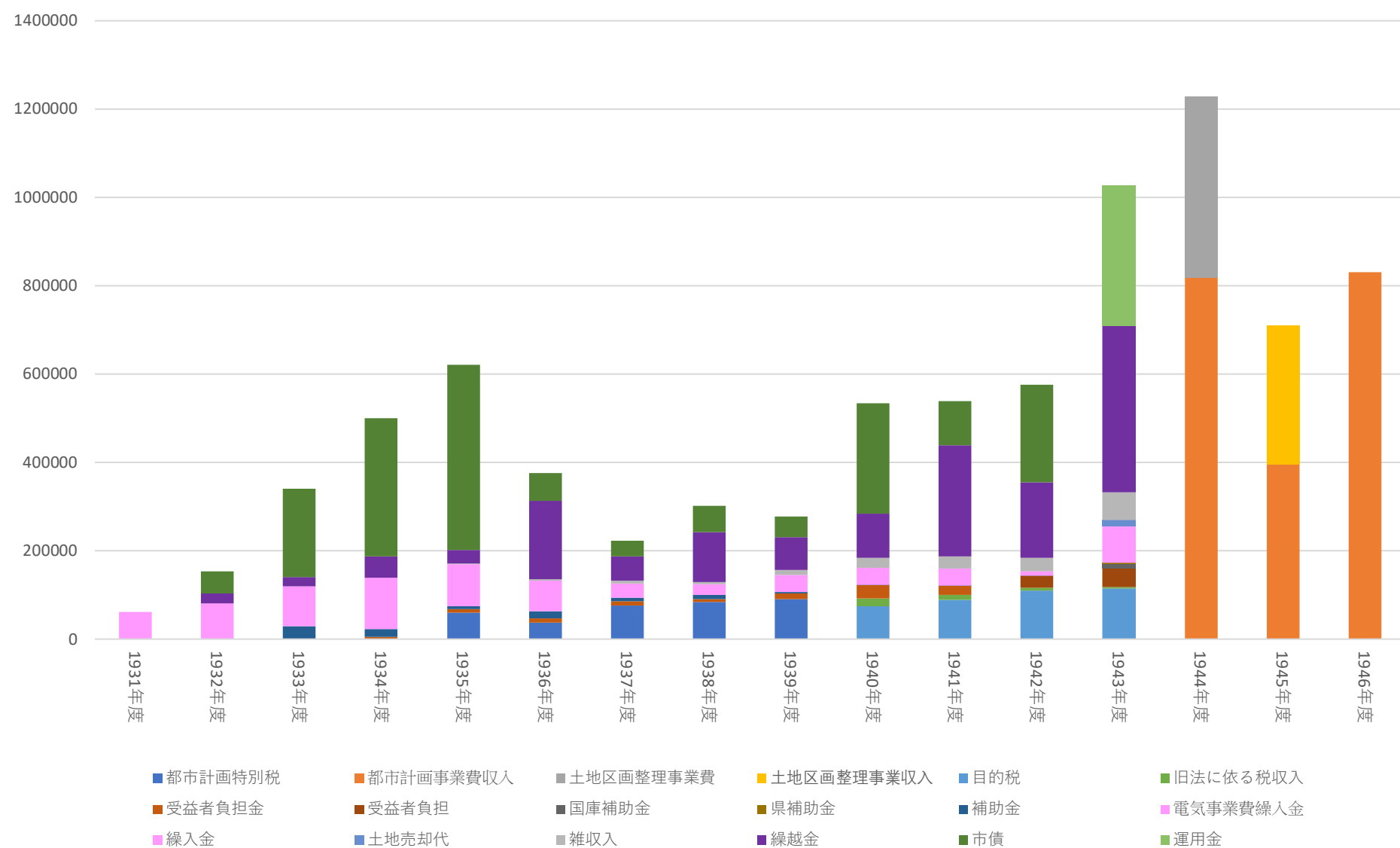
表4-3 特別会計火災地道路改修費の推移（決算額）

		1919年度		1920年度		1921年度		1922年度		1923年度		1924年度		1925年度		1926年度		1927年度		1928年度	
		大正8年度		大正9年度		大正10年度		大正11年度		大正12年度		大正13年度		大正14年度		大正15・昭和元年度		昭和2年度		昭和3年度	
		決算額	割合	決算額	割合	決算額	割合	決算額	割合	決算額	割合	決算額	割合	決算額	割合	決算額	割合	決算額	割合	決算額	割合
		円銭厘		円銭厘		円銭厘		円銭厘		円銭厘		円銭厘		円銭厘		円銭厘		円銭厘		円銭厘	
歳入	繰入金	6,650.000	99.9%	157,950.000	97.6%	151,744.900	45.9%														
	繰越金			2,234.200	1.4%	158,635.830	47.9%	268,627.150	84.5%	241,033.410	81.7%	167,020.900	81.9%	132,507.040	88.4%	128,193.040	94.0%	52,522.100	95.4%	21,588.950	98.7%
	縣補助金			1,616.500	1.0%	2,576.800	0.8%	24,199.540	7.6%			27,578.000	13.5%	4,953.000	3.3%						
	預金利子	5.300	0.1%	79.240	0.0%	17,985.510	5.4%	14,949.590	4.7%												
	雑収入									14,590.810	4.9%	9,317.110	4.6%	8,254.180	5.5%	8,137.430	6.0%	2,559.050	4.6%	288.000	1.3%
	補助金									39,332.000	13.3%										
	寄附金													4,103.100	2.7%						
	土地建物払下代							10,000.000	3.1%												
	計	6,655.300	100.0%	161,879.940	100.0%	330,943.040	100.0%	317,776.280	100.0%	294,956.220	100.0%	203,916.010	100.0%	149,817.320	100.0%	136,330.470	100.0%	55,081.150	100.0%	21,876.950	100.0%
歳出	火災地道路改修費	4,421.100	100.0%	3,244.110	100.0%	8,315.890	13.3%	76,742.870	100.0%	127,935.320	100.0%	71,408.970	100.0%	21,624.280	100.0%	83,808.370	100.0%	32,242.200	96.3%		
	訴訟費																1,250.000	3.7%			
	寄附金					54,000.000	86.7%														
	一般会計編入金																			21,876.950	100.0%
	計	4,421.100	100.0%	3,244.110	100.0%	62,315.890	100.0%	76,742.870	100.0%	127,935.320	100.0%	71,408.970	100.0%	21,624.280	100.0%	83,808.370	100.0%	33,492.200	100.0%	21,876.950	100.0%

資料：仙台市『宮城県仙台市一般会計特別会計歳入歳出決算書』各年度版より作成。

図 4 - 4 - 1 特別会計都市計画事業費歳入の推移 (1931年度～1946年度)

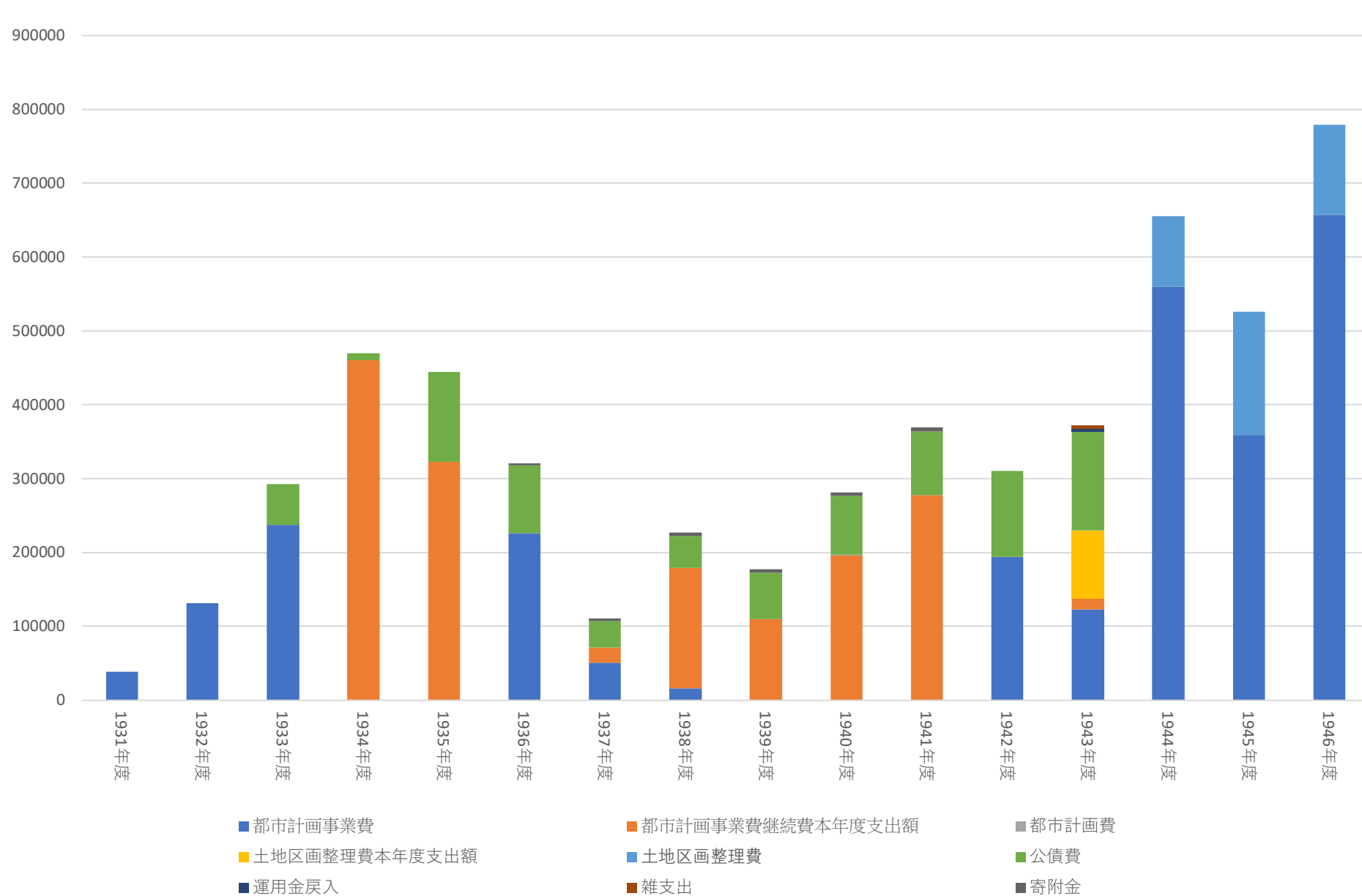
単位：円



資料：仙台市『宮城県仙台市一般会計特別会計歳入歳出決算書』各年度版より作成。

図 4 - 4 - 2 特別会計都市計画事業費歳出の推移 (1931年度～1946年度)

単位：円



資料：仙台市『宮城県仙台市一般会計特別会計歳入歳出決算書』各年度版より作成。

表4-5 土木課『自大正十二年 至昭和七年 諸願綴 二ノ一』（仙台市役所所蔵）に収録された請願書一覧

件名	出願人	出願先	出願年月日	内容	仙台市側の対応
1 交通乗降防止のための請願	中島丁民一有志	仙台市長 鹿又武三郎	1926(大正15)年9月11日	仙台市内中島丁の丁字路の道路拡張に関する請願	
2 願書	株式会社若生本店 代表者 若生巳之吉	仙台市長 鹿又武三郎	1923(大正12)年11月29日	市区改正(市道改修)により余った土地(荒町8番地付近=貫川横丁)を「商品置場」として使用するため、私下げを希望。	
3 市区改正ニ依ル廃道払下願(地図あり)	若生倉造	仙台市長 鹿又武三郎	1923(大正12)年11月15日	市区改正により余った土地(貫川横丁の一部)の私下げを希望。	
4 嘆願書(貫川横丁廃道敷地払下反対)	浅野良輔ほか9名 (荒町8番地の住民)	なし(省略か?)	1923(大正12)年3月16日	道路拡張による貫川横丁(荒町8番地付近)の廃道と、同地の払下(「敷地」について「地権者/生活ニ及ボス影響ハ自ら生命ヲ奪ハルニ異ナラス」と反発。貫川横丁の「保存」を要望。	
5 請願書	武田定之進	仙台市長 鹿又武三郎	1924(大正13)年2月25日	雨町通りの拡張などにより廃道となる予定の貫川横丁の一部の払下げを希望。	
6 請願書	川内町民代表 川内区長 石垣芳之進 川内町長 茂原一	仙台市長 鹿又武三郎	1925(大正14)年3月15日	「川内大工町付近二橋架設ノ請願(一中之項橋)」「警察ハの請願(一般ノ交通)」および「市街ヲ為メ地方発展上並ニ交通政策上願ル得業」であるため、新たな橋を架設することを要求。	
7 再請願書	源町請願総代 阿部貞吉ほか5名	仙台市長 鹿又武三郎	1925(大正14)年12月11日	仙台市源町道路幅拡張に関する請願。1923年12月にも請願したが「放置」され、冬の時期には「凍結シク又夕降雨ニ際シ歩流シ」、通行者ノ事故頻出ノ実態」もあるため、道路改修の実施を要望。	
8 仙台市源町道路幅拡張請願	町民一同連署 大友弥四郎ほか17名	仙台市長 鹿又武三郎	1923(大正12)年12月	上の「再請願書」に記載されていた、1923年12月の請願書の写し。	
9 請願書 (添付資料:乙丑親和会会則・乙丑親和会決議抄本・乙丑親和会会員名簿)	乙丑親和会会長 武田正助 外二百三十二人	仙台市長 鹿又武三郎	1926(大正15)年1月4日	第二高等学校および男子師範学校の移転は「開却サレタル吾市東北部ノ発展ニ大ニ寄与スルモノ」であり、「大仙台移成の第一歩ヲ踏ミ」を遂げることになるため、「交通上非常ノ不便ヲ感シ」ている同校の前の道路の開鑿を行うことを請願。	
10 願書(地図あり)	橋本寿三郎ほか15名	仙台市長 鹿又武三郎	1926(大正15)年1月18日	荷馬車や通行人が増加にもない交通事故が増加しているため、支路連・新坂通間の道路の拡張について請願している。	
11 市道開鑿再請願 (添付:①最初の請願に対する仙台市長からの回答文、②1922年に行った「市道開鑿再請願」の写し、③旧孫兵衛敷道開鑿工事設計書、④当該地域の地図2枚)	佐藤新之助ほか22名	仙台市長 鹿又武三郎	1926(大正15)年1月19日	「近時住宅の建設益々増加」しており、「交通上の便利上道路施設の必要漸ク感シ」るため、各名簿から雨原谷町に至る「旧孫兵衛敷道貫道開鑿ノ件」について請願(最初の出願は1920年9月)。	なお、文頭には朱書きで、本件は「都市計画課ノ道路開鑿設計ヲ待テテ処理」することが書かれている。
12 再請願書	加藤大治郎ほか21名	仙台市長 鹿又武三郎	1926(大正15)年1月26日	以前の請願で道路改修等は一部行われたものの、「下水排水ノ設備」が充分でないこと、道路状況が悪いため(雨天時には泥や土が流出し「通行困難」となるなど)、東七・八・九番丁付近の道路改修について請願。	
13 御願	仙台砕石工業資材会社 社員 増澤千代之進	仙台市役所総務課	1926(大正15)年11月18日	砕石を用いた道路改修の実施について申請。	
14 請願書	町民総代 大島基ほか3名	仙台市長 鹿又武三郎	1926(大正15)年2月9日	欄外に「大仏前道路改修ノ件」とある。市電(第一期線)の敷設にともなう車場の設置や店舗・住宅の増加が多くなったため、街路の整備を請願。	
15 請願書	東一振興会会長 請願総代 高橋周治ほか13名	仙台市長 鹿又武三郎	1926(大正15)年3月1日	東一番丁は「人家稠密、商家ヲ殆メ営業者集中ノ場所」であるため、「街路点灯ノ設備、道路ノ改善」を請願。	欄外に「本請願ハ道法方法等十分ノ研究ヲ要ス」「水戸二於テ『コンクリート』道路建設的ニ作りシモ成績思ハシカラザル由聞及ヒ候ニ付、一応同市ニ設計費用等問合ニマラス」とある。
16 陳情書(地図あり)	桐ヶ窪孝ほか2名	仙台市長 鹿又武三郎	1926(大正15)年3月1日	石名坂から南嶺町に至る道路の新設について反発。その道路がなくとも交通上不便はないうえに、その道路に隣接している孫兵衛敷敷地に家屋があり、道路の新設されると家屋の移転を余儀なくされ、「異様な打撃ノ深甚ナルヲ痛感」と述べている。	欄外に「土木課へ回送」「本年予算二編入シアルヤ研究ヲ要ス」とある。
17 陳情書(略図あり)	桐ヶ窪孝、清原徳治	なし(省略か?)	1926(大正15)年3月1日	石名坂における桐ヶ窪孝所有地の境界をめぐる陳情。佐藤新之助に対して境界の訂正を求めると「容易ニ応ゼズ」という状況にあるという。清原徳治の「追伸文」では、それが解決に至っていないことが述べられている。	
18 請願書	向山振興会会長 草取吉ほか28名	仙台市長 鹿又武三郎	1926(大正15)年4月12日	「森の郡」である仙台市は発展しているが、公園は「狭隘」であるため、向山一帯を「大都會ノ公園」として整備し、仙台市の公園施設とすることを請願。公園整備にあわせて水道整備などを要求。	
19 評定河原橋架設二關スル請願書	佐藤米治ほか173名	仙台市長 鹿又武三郎	1924(大正13)年11月6日	片平丁や豊屋下付近は「人口劇増」などにより「交通ハ一層頻繁」なっているが、「不完全ノ渡橋」では交通上危険であるため、新たな橋梁の架設を請願。	
20 仙台市評定橋架設工事設計書(第一計画)(図面あり)				仙台市(仙台市役所)による「設計書」。「花壇ヨリ豊屋下ニ過ズル評定渡シ」の具体的な設計内容について記載されている。主に「評定橋」の建設。費用の合計は「金三万六千五百円也」とある。	
21 仙台市評定橋架設工事設計書(第二計画)(図面あり)			1925(大正14)年度臨時部	仙台市(仙台市役所)による「設計書」。「花壇ヨリ豊屋下ニ過ズル評定渡シ」の具体的な設計内容について記載されている。第一計画よりも橋梁の架設が増え、建設費用の合計は「金四万八千七百七十円也」とある。	
22 仙台市評定橋架設工事設計書(第三計画)(図面あり)				仙台市(仙台市役所)による「設計書」。「花壇ヨリ豊屋下ニ過ズル評定渡シ」の具体的な設計内容について記載されている。この計画によると、建設費用の合計は「金三万三千円也」とある。	
23 一、市内雨町道路改修工事設計書			1925(大正14)年度臨時部	仙台市(仙台市役所)による「設計書」。蓋橋から新坂に至るまでの「道路改修工事」(道路拡張)にかかる費用の合計は「金二千六百三十円也」とある。内訳に「コンクリート」とあることから、道路にはコンクリートの使用が予定されていたことがわかる。	
24 道路改修請願(地図あり)	工藤仙太郎ほか3名	仙台市長 鹿又(又)武三郎	1925(大正15)年6月10日	「通行漸ク頻繁ヲ極メ」ている控木通の道路改修についての請願。	
25 請願書 (以下は朱書きで記入) 一、同心町道貫道開鑿ノ件 二、番丁宮町入口道路拡張ノ件 三、排水溝修理ノ件	乙丑親和会会長 武田正助 外二百三十七名	仙台市長 鹿又武三郎	1926(大正15)年11月6日	「一、同心町道貫道開鑿ノ件請願書」...市電開通および「人車馬ノ往来頻繁ヲ来シツ」アル今日、交通上甚々遺憾」のための、道路の新設を請願。 「一、番丁宮町入口道路拡張ノ件請願書」...北二番丁~北五番丁~宮町間の道路が「吾市非常ナル狭隘ノ道路」であり、自動車などの頻繁な往復が増え、交通上甚々遺憾」のため、道路の拡張を請願。 「一、排水溝修理ノ件」...北一番丁などの地域の排水溝が「悪水停滞シ臭氣ノ汚穢衛生上害ニ至ルモノ」になっているため、排水溝の工事を請願。 「一、道路土留施行ノ件請願書」...市内の東北部に住宅・店舗の建設が増えているものの、道路の土留がなく「悪水滞留天ノ懸」ル如キ道路ノ崩壊ヲ来シ、外観上、衛生上危険であるため、土留の工事を請願。 「一、道路拡張ノ件請願書」...自動車・自転車などの往來が増加しつつあることあり、末無掃部町付近の道路の拡張を請願。(地図あり)	

表4-5 土木課『自大正十二年 至昭和七年 諸願帳 ノ一ノ』(仙台市役所所蔵)に収録された諸願書一覧

	件名	出願人	出願先	出願年月日	内容	仙台市側の対応
26	仲ノ瀬橋架設諸願書 諸願書 添付: 「川内元騎兵隊下町(大工町、中瀬川前丁、明神横丁、元文寺)帯帯二重鉄線(大正十四年十月一日現在)」「川内元騎兵隊下居住者職業別調」「交通調査統計」「大森橋横間交通調査表」「川内元騎兵下町二入りタルモノ」川内付近の地図	川内区民有志総代 服坂安二ほか780名	仙台市長 鹿又武三郎	1926(大正15)年12月20日	住宅地として発展しつつある「川内(元騎兵隊下付近)」に橋梁(二重ノ瀬橋)を架設することを諸願。署名者は川内地区に住む人々だけでなく、市街地(大町、元柳町、五町、有町など)に住む人々のものも多く見られる。	
27	排水路新設諸願ノ件(地図あり)	中ノ町住民総代 中ノ町自警団長 木戸道真ほか15名	仙台警察署長 警視 中濱俊一郎	1926(大正15)年8月9日	仙台警察署長から仙台市長宛に送付された書類(「諸願書二開スル件」) ①中ノ町付近は西公園などと隣接している。②「チブス赤痢等ノ伝染病ヲ発生」している。③第二師団に隣接している地域であり衛生上も注意する必要がある場所である。④人口増加に際しては下水溝整備の必要、といった理由から、「衛生施設」の設置を諸願。	
28	側溝修繕二開スル件	宮町巡查派出所勤務 巡查 山内武志	仙台警察署長 地方警視 中濱俊一郎	1927(昭和2)年1月20日	仙台警察署長から仙台市長宛に送付された書類(仙道甲寄一三三八番「通知」)。欄外には本署まで「当諸願書ニ於テ■■■■■交洋中ニシテ不日閉通疎通ノ見込ニ有之候」、青書きで「側溝之事、本年度予算計上 土木課」とある。小田原車道付近の側溝の下水疎通に支障をきたしており、降雨の際は下水が側溝に溢溢するため、交通に支障が生じていることや衛生上憂うべきものであることを報告。	
29	道路並側溝改修願	石名坂自警団長 丹野謙輔ほか6名	仙台市長 鹿又武三郎	1927(昭和2)年1月12日	石名坂・月ノ町付近に家屋建設が増加した結果、汚水が側溝や側溝に流出するようになり、衛生上・交通上の危険であるため、道路・側溝の改修を諸願。	
30	東一番丁の「道路舗装工費寄付ノ件」諸願書(東一番丁道路舗装工事諸願書付、及、結果)	東一自警団 伊藤小三郎ほか41名	仙台市長 鹿又武三郎	1927(昭和2)年6月13日	東北博覧会の開催に際して道路整備を諸願。一部をアスファルトによる舗装を希望。なお、市長からの回答では当該地域の道路舗装については「コンクリートでアスファルト舗装内証セシ書」とあるが、東一番丁の区画ではアスファルトによる舗装を希望していることが述べられている。	なお「効果不明ノ高価ナル『アスファルト』舗装ヲ為ス迄ノ必要ナキモト自考ス」とされ、アスファルトによる舗装は認めない。
31	第二中学校移転二就テノ陳情書写(朱書きで「原本 庶務ニアリ」とある)	仙台市西北方住民有志総代 齋藤七郎ほか60名	仙台市長 鹿又武三郎	1926(大正15)年12月10日	第二中学校の移転地の候補となっている地区(当時の大学病院付近)の交通上・衛生上の問題から、その地区への移転に対して懸念を表しており、他の方面への移転を陳情している。	
32	博覧第七二四号 川内中ノ瀬橋架設ノ件	東北産業博覧会事務局	仙台市長 鹿又武三郎	1927(昭和2)年6月2日	川内町民一同による仲ノ瀬橋架設についての申請書(写し)。1927年5月31日付。地図2枚あり。	欄外に鉛筆で「洪水ヲ考慮シテ土木課ニテ研究ヲ要ス」とあり。
33	諸願書(小田原長丁通道路側溝設備)	藤田久助ほか30名	仙台市長 鹿又武三郎	1927(昭和2)年5月	麦酒会社の設立や戸数の増加により、排水溝の水が停滞し、臭気を放つこともあるため、衛生上の懸念から小田原長丁通~金剛院丁角から鉄道線路に至る道路の側溝の設備を諸願。	
34	諸願書(中ノ橋改造ノ件)	武田清十郎以下十五名	仙台市長 鹿又武三郎	1927(昭和2)年7月1日	仲ノ瀬橋が「殆ど板橋」の状況にあり、通行の便も悪く、時には流出等もあるため、早急な改造を諸願。	
35	西公園隣行社前ヨリ中ノ町間 中ノ町大橋通十字路ノ坂路 修繕諸願(地図あり)	武田清十郎	仙台市長 鹿又武三郎	1927(昭和2)年7月22日	西公園隣行社前、中ノ町大橋通の十字路の南北の坂路の「特急起工修繕」を諸願。	
36	新設側溝敷設工事施行ノ件数願	山田久右衛門外三名	仙台市長 鹿又武三郎		※目録にはあるが、収録されていない?	
37	陳情書	富田春之進外十七名	仙台市長 鹿又武三郎	1927(昭和2)年4月	普通選挙権の拡大ともなう「選挙場」として、荒町小学校における雨天体操場の建設を陳情。	
38	南町通り歩道舗装工費二開スル諸願書(朱書きで「市事案提出案 寄付金受領二開スル件(1928年3月6日提出)とある)	南町通り会 会長 松良善照 副会長 三浦善作	仙台市長 山口龍之助	1927(昭和2)年9月	「大仙台ノ玄関通」である南町通りの路面改良・拡張を諸願。市電の開通ともなう交通量の増加により、一般歩行者が減少し、商売に支障が出ていることが述べられている。	
39	陳情書(控え)	南町通り会 会長 松良善照	仙台市長 山口龍之助	1928(昭和3)年2月13日	東五番丁から東一番丁角に至る歩道の舗装について、寄付を行うため、至急施工してほしいことを陳情。	
40	承諾書	松良善照ほか3名、八千代生命保険株式会社東北支店	仙台市長 山口龍之助	1928(昭和3)年3月1日	「南町通市区改正費用」として寄付した金額のうち、一部を東五番丁~東一番丁角の歩道舗装費として使用することを承諾。この寄付金4000円のうち、2020円は「仙台市役所へ土木費トシテ供託」、1680円は現金で寄付していることがわかる。	
41	寄付金納付ノ件 寄付金納金二開スル件	仙台市長	松良善照、三浦善作	1926(大正15)年11月26日 1925(大正14)年8月26日	1924(大正13)年9月20日付で3010円寄付の申出があつたにも関わらず「未納」であるため、「歳入整理上」至急納められるかを照会している。	
42	寄付願	松良善照	仙台市長 鹿又武三郎	1924(大正13)年9月20日	仙台市土木費中へ3010円を寄付をすることを申請している。その内訳を見ると、個人だけでなく会社(宮城火災工業株式会社、八千代生命保険会社)も寄付をしている。	
43	X道路南北鉄道踏切架設諸願	名掛丁及東六番丁丁(105名)	仙台市長 山口龍之助	1927(昭和2)年10月1日	名掛丁のX橋付近への地下道の施設を諸願。	
44	諸願書(地図あり) 添付:乙丑親和会会長 武田正助ほか232名	乙丑親和会	仙台市長 山口龍之助	1927(昭和2)年10月30日	七北田村方面と連絡する上杉山道の道路改修工事を諸願。	
45	同心町通貫通開鑿ノ件諸願書	乙丑親和会	仙台市長 山口龍之助	1927(昭和2)年12月1日	同上。	
46	排水溝修繕ノ件諸願書	乙丑親和会	仙台市長 山口龍之助	同上	北一番丁から北六番丁に至る道路の排水溝についての修繕を諸願。	
47	北五番丁宮町入口道路拡張ノ件諸願書	乙丑親和会	仙台市長 山口龍之助	同上	当該道路は自動車の往来も増加したため、「不測ノ災損」を防止するために拡張工事を実施することを諸願。	
48	諸願書(地図あり)	佐藤米治ほか75名	(仙台市長か)	1928(昭和3)年1月25日	瑞鳳殿への参拝者の増加などにより、人や自動車などの往来が増え、道路の狭隘、交通整理の必要から、霊屋下における道路改修を諸願。	
49	諸願書(朱書きで「本件二就テハ相当調査ノ上昭和二年度市費二補上ノ見込ニ有之候」と「昭和三年四月十日領収」の印あり)	中島茂三郎ほか24名	仙台市長 山口龍之助	1928(昭和3)年2月2日	「道路舗装工事諸願書」。虎屋横丁の道路が破損し、通行に困難を極めているため、道路舗装工事を諸願。総工費の半額を寄付するため、コンクリート道路としてほしいことを諸願。	
50	諸願書(「昭和三年四月十三日領収」の印あり)	後藤■■■■ほか4名	仙台市長 山口龍之助	1928(昭和3)年2月5日	園分町4・5丁目(五次横丁?)付近の道路をコンクリートで舗装してほしいことを諸願。その際、費用の半額を寄付することも述べている。	
51	諸願書(霊屋下道路改修諸願)(地図あり) (朱書きで「昭和三年一月三十日市会採択」とあり)	佐藤米治ほか75名	仙台市長 山口龍之助	1928(昭和3)年1月30日 (25日とあるのを訂正している)	瑞鳳殿への参拝者の増加などにより、人や自動車などの往来が増え、道路の狭隘、交通整理の必要から、霊屋下における道路改修を諸願。	仙台市会で可決された。市会議員坂元龍之助から仙台市長山口龍之助宛にその旨が通知されている。
52	石垣町道路側溝改修願		仙台市長 山口龍之助		※目録にはあるが、収録されていない?	
53	諸願書(愛宕山道路改修設備)	田口製外二十七名	仙台市会議員長 坂元龍之助	記述なし	愛宕山道路の改修設備について諸願。	1927(昭和2)年3月3日の市会で採択されたため、市会議員坂元龍之助から仙台市長山口龍之助宛にその旨が通知されている。
54	新設諸願書(地図あり)	渋谷正宗ほか4名	仙台市長 山口龍之助	1928(昭和3)年3月3日	宮城電気鉄道の開設などで交通量が増加したため、東十番丁における道路の新設を諸願。	
55	川内扇坂及野砲兵營前ノ坂路改修二係ノ諸願	西部振興会長 坂元龍之助	仙台市長 山口龍之助	1928(昭和3)年8月15日	川内扇坂や野砲兵營前の坂道などの勾配が急なため「人馬ノ危険状態」であるため、それらの坂道の改修を諸願。	
56	牛越橋復旧相成度儀二付諸願	西部振興会長 坂元龍之助	仙台市長 山口龍之助	1928(昭和3)年8月15日	三階沢・亀岡山方面の発展を促すため、1910(明治43)年の洪水で流出した牛越橋の復旧を諸願している。	
57	道路新設相成度儀二付諸願(地図あり)	西部振興会長 坂元龍之助	仙台市長 山口龍之助	1928(昭和3)年8月15日	瀬橋付近の道路の新設を諸願。	
58	西公園西隣ノ坂路開鑿相成度二付諸願(地図あり)	西部振興会長 坂元龍之助	仙台市長 山口龍之助	1928(昭和3)年8月15日	西公園付近の坂路の開鑿を諸願。	
59	新設諸願相成度二付諸願(地図あり)	西部振興会長 坂元龍之助	仙台市長 山口龍之助	1928(昭和3)年8月15日	北材木町付近の道路の新設を諸願。	

表4-5 土木課『自大正十二年 至昭和七年 請願級 ニノ一』（仙台市役所所蔵）に収録された請願書一覧

件名	出願人	出願先	出願年月日	内容	仙台市側の対応
60 瓦使用二枚式請願書	仙台市瓦業代表 組合長 伊藤喜三郎	仙台市長 山口龍之助	1928（昭和3）年9月10日	官公衛や学校等の新築の際に「文化屋根材」を使用するため、瓦製造業者の「営業経営上大ノ打撃」となっているため、市の「庇護」、仙台市が行う工事仕様では瓦を使用するよう請願。	
61 道路修繕二間スル請願	越路二郎ほか29名	仙台市長 山口龍之助	1928（昭和3）年12月	向山愛宕神社方面の道路修繕に関する請願。	
62 陳情書（青地画あり）	早川万吉ほか63名	仙台市長 山口龍之助	1928（昭和3）年12月18日	宮城県官に提出された広瀬川河岸工事が、むしろ洪水氾濫を引き起こすことを懸念しているため、慎重かつ確実な調査をしたうえで変更してほしいことを請願。	
63 二日町裏堀改修二間スル請願（地図あり）	櫻田栄助外七名	仙台市長 山口龍之助	1928（昭和3）年12月	二日町付近の道路を「コンクリート」構造ではなく「モルタル」で改修してほしいことを請願。	
64 南町通人達舗装工事請願	若生巳之吉外二名	仙台市長 山口龍之助	1929（昭和4）年1月	※目録にはあるが、収録されていない？	
65 請願書（中ノ町ノ道路修繕ノ件（地図あり））	武田清十郎外四名	仙台市長 山口龍之助	1929（昭和4）年1月	東北産業博覧会当時より自動車などの往来が増え、道路の破損が甚だしいため、修繕を請願。	
66 下水道設置方々之儀二付追申書	第八区衛生組合長 堀田勇	仙台市長 山口龍之助	1929（昭和4）年1月15日	北材木町・跡付町付近の下水道を至急設置してほしいことを述べている。	
67 下水道設置二間スル請願	西島栄太郎ほか29名 第八区衛生組合長 堀田勇	仙台市長 山口龍之助	1928（昭和3）年11月18日	人口稠密となってきた北材木町・跡付町付近の下水道設置について請願。	
68 道路開設請願趣意書 付請願者名簿	高崎多計志ほか224名 ※仙台市原町小田原地区、宮町、北六番丁地区、宮城郡七北田村浦田地区など	仙台市長 山口龍之助	1928（昭和3）年11月	「都市政策より杜の都大仙台たる理想的田園都市地帯として、或ひは大公園地帯として知らせしむる」ため、交通の不利・不便を解消するために、東部宮前入口から小田原付近に至る道路の開設について請願。	
69 国道舗装工事費補助願	小西利兵衛外	仙台市長 山口龍之助	1929年	※目録にはあるが、収録されていない？	
70 御真影奉安所建築二階シ「メタリコン」装飾御採用方願	日東メタリコン工業所主 矢島進	仙台市長 山口龍之助	1929（昭和4）年2月5日	御大典を記念する事業として市立各学校に御真影の奉安所を建設する際、「メタリコン」の装飾を使用してほしいと請願。	
71 請願書	仙台大工組会長 菊地新作	仙台市長 山口龍之助	1929（昭和4）年	仙台市による長町・原町・南小泉の合併により、学校が増加したことにより、学校で使用する用品製作について請願している。	
72 請願書（「御真影奉安庫型録」あり）	大倉金庫代理店 井上彦三郎	仙台市長 山口龍之助	1929（昭和4）年3月5日	御真影奉安庫の購入について。	
73 請願書（製作所の経歴書あり）	榎戸金庫製作所主 榎戸長治	仙台市長 山口龍之助	1929（昭和4）年2月	御真影奉安庫の購入について。	
74 請願書（地図あり）	服坂安二	仙台市長 山口龍之助	1929（昭和4）年3月21日	川内大工町道路改修工事の際、一部区域を廃道とし、その敷地を住宅地として利用するため、私下を請願。	仙台市側は「川内大工町道路改修工事二間通シ陸軍省用地ト管理換ヲ為ス道路敷地ニ連絡セル箇所ニシテ未タ廢道処分シアラサルモノニ付申添候」としている。
75 下水道改修申請	荒井安三郎	仙台市長 山口龍之助	1929（昭和4）年4月24日	衛生上の問題および都市地帯として、南町裏にある下水道の修繕について申請。	
76 道路改修請願書（地図、請願人名簿あり） ※添付：花京院通街角切抜工事設計書	岩崎崎之允ほか36名	仙台市長 山口龍之助	1929（昭和4）年	停車場（仙台駅）に近い花京院の交差点などで交通量が増加したため、道路の改修と電柱の位置変更を請願。	
77 寄付採納ノ件・道路舗装寄付金二間スル件・寄付願	立町内代表者 前田留吉	仙台市長 山口龍之助	1929（昭和4）年2月20日	大町五丁目および立町付近の路面舗装工事費の一部として納められた寄付金の内訳など。	
78 道路舗装工事施工ノ件	立町内代表 前田留吉	仙台市長 山口龍之助	1929（昭和4）年9月17日	寄付金について大町五丁目の分は集まったものの、立町通の分は取り纏めている最中であるため、大町五丁目の道路舗装工事から取りかかってほしいという旨を伝えている。	
79 寄付採納二間スル件			1929（昭和4）年9月7日	仙台市役所で作成した書類。前田留吉からの寄付金額について。	
80 寄付願（立町道路舗装工事） 寄付願（大町五丁目新丁路面舗装工事） ※大町五丁目の道路舗装工事に関する地図あり	岩井久兵衛ほか7名、前田留吉 佐々木重兵衛ほか4名、前田留吉	仙台市長 山口龍之助	1929（昭和4）年9月6日	1929年8月19日、市長より前田留吉に宛てて大町五丁目・立町の路面舗装工事施行の見込であるため、寄付を取り纏めるよう依頼をしている。	いずれも寄付の採納許可を申請。採納された場合、現金で納めることとし、道路舗装工事に「至急起工相成候」願出ている。
81 用地寄付願（地図あり）	玉手業隆・大槻剛	仙台市長 山口龍之助	1929（昭和4）年12月3日	西坊主町の発展にともない、市道を築設するための用地の寄付を採納するよう出願。	
82 県道認定請願書二連署ノ件（写）	刈田部白石町長 鈴木俊一郎 刈田部富村長 我妻貞亮 刈田部円田村長 村上勇吉 柴田郡村田町長 大沼萬兵衛	なし	1929（昭和4）年12月17日	刈田部円田村から柴田郡村田町に至る道路を県道として認定されるための請願。	仙台市側は市長の連署を行い、この請願の支援をしている。
83 橋梁架換願（新弓ノ町）	原谷喜六ほか13名	仙台市長 山口龍之助	1929（昭和4）年12月21日	仙台市新弓ノ町から長町通にむかう六郷堀にかかる橋が車馬の通行上危険な状況にあるため、架け換えを申請している。	
84 廃道払下願（原町佐山道路）（地図2枚あり）	佐山前四郎ほか2名	仙台市長 山口龍之助	1930（昭和5）年3月20日	仙台市原町若竹字南浦佐山脇道路は、街路改修により「廃道」となるため、その払下げを請願。	仙台市は「廃道告知後、出願者に私下見込」としている。
85 廃道敷地払願（地図あり）	二階堂亀治、小池通吉	仙台市長 山口龍之助	1930（昭和5）年3月29日	二階堂らが所有している土地のいくらかを仙台市に「寄附」し、そこに新道が開墾されるが、従来の道路は「廃道」となるため、それを払下げるよう出願。	
86 旧道存置請願（越路々地丁観音堂）（地図あり）	大石壁外三名	仙台市長 山口龍之助	1930（昭和5）年4月7日	新道を開墾し、従来の道路を廃道とすると、参拝者などに不便を与えること、無縁仏の供養などに支障が出ることから、従来の道路を「真根存置」するよう請願。	
87 廃道敷地払下願（地図あり）	千田七五郎	仙台市長 山口龍之助	1930（昭和5）年4月1日	仙台市越路道路東洋館入口より改築新道路に至る官地等を他人に払下げること、東洋館などの入口閉鎖を余儀なくされる可能性があるため、自分たちには「縁取払下」をするよう請願。	
88 木ノ下道路敷地取下げ請願ノ（「昭和六年三月十八日返戻セリ」）	小野新四郎外十六名	仙台市長 山口龍之助		※目録にはあるが、収録されていない？	
89 長泉寺横丁下水暗渠撤廃ノ件	五十嵐正外九名	仙台市長 山口龍之助	1930（昭和5）年6月10日	1915年に仙台市土木課で行った道路開墾の結果、そこから流出する汚水が井戸水に入り込んでいるため、その解決を請願。	仙台市側は「汚水排除ノ方法」を講じるとともに、該当する暗渠の閉鎖などの対応をしている。
90 道路敷地払願（地図あり）	坂本研吉	仙台市長 山口龍之助	1930（昭和5）年5月	仙台市新弓ノ町四番地ノ三地を廃道として処分する場合、私下を請願。	仙台市側は廃道の見込みで調査を行うも、私下の手続きは未了であるとしている。
91 越路道路改修ノ件	田口慶治外二十六名	仙台市長 山口龍之助	1930（昭和5）年か？	※No.53の資料とほぼ一致。出願先が異なるのみ。	
92 道路幅員決定二間スル件（長町広岡線）	仙台市土木課		1930（昭和5）年5月8日		長町広岡線（認定路線）の幅員が計画よりも狭小でも狭小でもあり、「費用二適さざるのみならず地押図と相違シ居ル」ため、整理の必要があるため「保固」にすることが述べられている。
93 道路幅員決定ノ件（地図あり）	青山勇太郎	仙台市長 山口龍之助	1929（昭和4）年12月23日	長町地区の、開設道路と所有地との境界線についての請願。	
94 廃道敷地払下願（地図あり）	鈴木寛	仙台市長 山口龍之助	1930（昭和5）年6月31日	仙台市石名坂地区の敷地払下についての請願。	仙台市側は「本件ハ縁取払下ノ為市会ニ手續中ニ付、真根處理可候」としている。
95 同上（地図あり）	石川清次郎	仙台市長代理助役 佐々木太郎	1930（昭和5）年6月21日	同上。	
96 向山越路六軒丁道路改修ノ件（地図あり）	尾形庄左右衛門ほか33名	仙台市長 山口龍之助	1930（昭和5）年3月25日	交通量の増加などにもない行われようとしている向山、越路、六軒町方面の道路改修について、長町との道路連絡がないため、八木山への往復が不便となっているため、改修の必要性を請願。	
97 北目町南町通新道開墾願	梅田忠七外六十九名	仙台市長 山口龍之助	1929（昭和4）年	仙台市北目町から南町通に向かう新道開墾について請願。交通量の増加、人家店舗の増加、学校の開設など。	
98 道路境界ノ件	遠藤満吉	仙台市長 山口龍之助	1929（昭和4）年2月19日	「昭和三年十二月仙台市内大工町北方ヨリ川内川前丁二通スル市道改修」の際に所有地の一部を払下げたら、そこにある樹木などが伐採されたため、その損害賠償を求めている。	仙台市側は、本人の同意のもとでそれを行ったと具申しており「意外ナル請求」としている。
99 原町南裏道路側溝清造請願	川村伊兵衛ほか37名	仙台市長 山口龍之助	1930（昭和5）年10月20日	仙台市原町若竹地区に側溝を設置するも、荷車や荷馬車の出入りが不便なため「道路二業設スル機」について便宜を図ってほしい旨を請願。	仙台市側は側溝工事は竣工の予定であるため、実際の状況を確認した上で適切な処置を行うとしている。
100 川内三十人町及北裏町経由ノ車馬道築設ノ件	高橋武隈ほか270名	仙台市長 洪谷徳三郎	1930（昭和5）年10月	「市内港前丁地先牛越橋ヨリ川内電岡町二通スル川内三十人町及北裏町経由ノ車馬道築設請願」についての請願。	仙台市側は「請願道ハ本年度完成牛越橋トノ連絡主要道ナルヲ以テ本課（土木課のこと。豊稔）ニ於テ之レ力改修二付目下調査中」としている。

表4-5 土木課『自大正十二年 至昭和七年 諸願級 ニノ一』（仙台市役所所蔵）に収録された諸願書一覧

件名	出願人	出願先	出願年月日	内容	仙台市側の対応
101 石垣町道路側溝改修ノ件	蘆立菊治外町一同	仙台市長 渋谷徳三郎	1930(昭和5)年11月5日	仙台市石垣町地区の道路、両側の側溝の改修について諸願(溝チフスの蔓延など、衛生問題)。	仙台市側は「来年度予算二掲上セリ」として対策を講じていることがわかる。
102 工事請負二間スル教願書	石材技工相互組合長 高橋藤蔵	仙台市長 渋谷徳三郎	1930(昭和5)年11月14日	不景気による失業労働者を救済するために、道路側溝工事に石工を雇ってほしいことを諸願。	
103 秋保石材使用諸願	秋保電気鉄道株式会社 社長 針生久助	仙台市長 渋谷徳三郎	1930(昭和5)年12月12日	「市内下水道改良工事ノ御計画又近く都市計画ノ御実施ノ他各種工事」にあたっては、秋保石を採用・使用してほしいことを諸願。	
104 川内竜岡大堀沢横断道路改修ノ件	志村区外四十八名	仙台市長 渋谷徳三郎		※目録にはあるが、収録されていない?	
105 木町通道路拡張及下水道布設諸願	日下要ほか199名	仙台市長 渋谷徳三郎	1931(昭和6)年1月	交通量の増加、道路状況の改善のため、道路の改修・拡張及び下水道敷設を諸願。	
106 虎屋横丁東一番丁東二番丁道路改修工事請負ノ件	小原和吉外八十三名	仙台市長 渋谷徳三郎		※目録にはあるが、収録されていない?	
107 廃道地払下願(越路々地下)(地図あり)	鈴木喜三郎	仙台市長 渋谷徳三郎	1931(昭和6)年2月	仙台市越路地区の廃道となる部分についての払下げを諸願。	
108 市道復旧ノ件諸願	黒田宗光ほか25名	仙台市長 鹿又武三郎	1923(大正12)年10月26日	「市内道前町ヨリ御田各條、三十人町三層沢発電所角五郎町講武所様兵隊等一進スル広瀬川奈市道ハ水害ノ為メ樹根シ交通全ク途絶ノ状態ニ有之、一般公衆ハ勿論附近住民ノ困難タルヤ莫二忍ビ難キ」状況であるため、復旧工事の施行を再諸願。	
109 郡山用水路波濤ノ件願	郡山青年会長 沼田長吉	仙台市長 渋谷徳三郎	1931(昭和6)年3月20日	「今般当青年会ニ郡山水路波濤程度候條、昭和六年度郡山用水路波濤ニ備當青年会ニ即付下度、此ノ段諸願候也」	
110 道路開鑿及修繕工事諸願(地図あり)	耕地整理組合会長 小野寺三郎	仙台市長 渋谷徳三郎	1931(昭和6)年3月20日	道路開鑿及修繕工事ノ義ニ付申請。八幡町方面の道路開鑿・修繕について申請している。	出願された道路については「認定シ居ラサルヲ以テ直ニ実施放棄候」としている。
111 道路改修諸願(北山町一念仏坂一荒巻本沢)	小野寺三郎ほか70名	仙台市長 渋谷徳三郎	1931(昭和6)年3月	仙台市北山町ヨリ根白石村に通ずる道路、北山町から荒巻本沢に通ずる道路の急勾配(坂路)の緩和を諸願。	「諸願箇所ハ不十分經費ヲ要シ、既定予算内ニテハ実施不能ノモノ」としている。
112 虎屋横丁道路改修二間スル件(絵圖2枚あり)	小原和吉(外八十三名)	仙台市会副議長 大石倫治	1931(昭和6)年1月19日	「今回徳夫致候森徳店傍地整理ヲ機トシ同地点ヨリ東方ニ互ル道路ヲ拡張シテ元寺小路ノ道線ト併行スル様適宜ノ御計画相成度、見取圖相添へ關係町民連署ノ上、此段及申請」	「虎屋横丁(東一番丁・東二番丁間)の往路改修工事に関する書類が提出され、工事予算書などが提示されている。調査を行っている。
113 木町通路面舗装実施諸願	遊佐広太ほか3名	仙台市長 渋谷徳三郎	1931(昭和6)年6月4日	木町通(南定禅寺通)の街路舗装工事実施の諸願。	
114 大勝道路存置出願ノ件	佐藤松蔵	仙台市長 渋谷徳三郎	1931(昭和6)年		
115 火防用消火栓新設願(地図あり)	長町北区自警団長 佐藤卯七	仙台市長 渋谷徳三郎	1931(昭和6)年7月25日	仙台市長町西浦道路青物市場角より南の80間の間に消火栓を設置することを諸願。	「火防用消火栓新設許可願ノ件」として、「消火栓ヲ設置スルモ交通上支障ナキモノト認メ候、土木課吏員監督ノ許ニ許可スル」としている。 一土第709号として通達
116 道路改良工事ニ付諸願	菅原東喜ほか19名	仙台市長 渋谷徳三郎	1931(昭和6)年6月	仙台市荒巻梅田中地区の道路改良工事の実施を諸願。	「調査ノ上、追加予算決定次第着手ノ見込トス」
117 木町通路面舗装工事実施方ノ件(木町通)	高橋春吉ほか有志	仙台市長 渋谷徳三郎	1931(昭和6)年7月10日	木町通(南定禅寺通)・権町と北六番丁間の街路舗装工事実施の諸願。	「当局ニ於テモ之レガ実施方ニ関シ焦慮候條ハ共、予算ノ關係上、当分実施放棄候」
118 排水溝設置諸願(西文化住宅)(地図あり)	仙台市文化住宅借利用購買組合 組合長 府田政之助	仙台市長 渋谷徳三郎	1931(昭和6)年8月5日	文化住宅への排水溝設置の諸願。	「東街道ニ於テ現存欄一間五分内外ナルヲ以テ現状ノ便ニテハ実施困難ニシテ土地寄付行為ヲ要スルモ家屋移転費並工事費(用)予算無之当分実施放棄候」
119 砂石無断採取禁止ノ件	齋藤利三郎	仙台市土木課	1931(昭和6)年9月15日	「砂石無断採取禁止ノ方法ニ付員陳書」。無断で砂石を採取されることで道路の破壊、交通の遮断につながっていることを懸念し、県当局への取などを要求している。	回答状を送り、「之レガ取締方ニ関シ県当局ニ依頼致置候」としている。
120 側溝修繕工事諸願(木町通)	植木作治郎ほか9名	仙台市長 渋谷徳三郎	1931(昭和6)年10月5日	木町通(北八番丁・北九番丁間)の側溝の修繕工事施行に関する諸願。	「該地ハ本年十一月、下水道課ニ於テ側溝ヲ実施ノ予定」であることが述べられている。 一土第300号に「該地ハ(下水道課ニ於テ)本年度既許予算ニ掲上シテ一月頃下水道修繕工事施工ノ上、附帯工事トシテ側溝工事ヲモ実施スルコトニ相成居候」とあり。
121 仲町道路斜面上二建設家屋附属便所物干場設備ノ件(図面、写真あり)	阿部忠一	仙台市長 渋谷徳三郎	1931(昭和6)年9月21日	「仙台市仲町九拾五番地々接道路斜面上二建設ノ家屋ニ所屬便所及物干場ヲ設備セシムルノ件」について諸願。	
122 愛宕橋拡張陳情書	石崎行成以下781名 一「諸願級」2・2	仙台市長 渋谷徳三郎	1931(昭和6)年10月16日	『諸願級 ニノ二』では、同年6月頃から愛宕橋の通行に關係のある地区住民の「愛宕橋拡張諸願書」がまとめられている。それによると、設置場所は築造で、自動車・馬車の「行進不可能」なため、1932年度予算で同橋の拡張の実施を諸願している。	「本橋ハ廣朽架換ヲ要スルモノニシテ来年度予算二掲上ノ見込トス」
123 西公園内及中ノ瀧橋へ点灯諸願	茂泉一ほか17名	仙台市長 渋谷徳三郎	1931(昭和6)年8月	西公園内に該当を設置することを諸願。	「道路ハ点灯済、公園ハ目下計画中」
124 乳劑舗装工事施工諸願	二十人町町民代表 瀬川嘉次平ほか10名	仙台市長 渋谷徳三郎	1931(昭和6)年11月	簡易乳劑舗装の施工を、二十人町一丁目掛〜欄岡付近まで実施することを諸願。	「昭和七年度ニ於テ施行ノ見込」
125 土工備役諸願	川内三十人町民 片倉長七	仙台市長 渋谷徳三郎	1931(昭和6)年11月24日	市が行う土木工事に失業者を「使役」することを諸願。	
126 舗装工事施工二間スル諸願(南光院丁)	鹿又九万外九名	仙台市長 渋谷徳三郎			
127 道路新設改修諸願(東照宮前通)	五十嵐豊吉ほか158名	仙台市長 渋谷徳三郎	1932(昭和7)年1月30日	宮町から東照宮方面を通り、小田原区域に至る車道・歩道の新設改修を諸願。	「出願箇所ハ当局ニ於テ必要ヲ認め、昭和四年六月四日指令第一九二号ヲ以テ市道諸路認定認可ノモノニシテ、土地寄附維持ノ關係上、改修ノ運ビニ至ラサルモノトス、猶道路改修工事設計立案ハ目下調査中」
128 道路改修ノ件(豊屋下)	本間半兵衛ほか有志	仙台市長 鹿又武三郎	1925(大正14)年	交通量が増加したため、豊屋下道路改修に関する諸願。	「土木課へ 御豊屋附近道路修繕ハ大演習前二計画アリヤ」
129 原町小田原福澤神社前道路改修ノ件	伊藤金助ほか13名	仙台市長 渋谷徳三郎	1932(昭和7)年8月26日	「仙台市原町小田原福澤神社前道路」(「北六番丁通ヨリ福澤神社々前ヲ經テ市内宮町及北六番丁二到ル道路」)の改修を諸願。	「調査ノ結果、応急ノ処置ハ早速之ヲ為スコトシ、進而将来改修工ヲ為ル見込ニ付申送候」
130 道路改修相成度儀ニ付諸願(角五部付近)	鈴木有為ほか有志	なし	1933(昭和8)年	市内角五部新丁附近の道路改修に関する諸願。	
131 道路新設二間スル件陳情	斎藤亀興	なし	1932(昭和7)年12月12日	東照宮より小松島方面に道路新設が実現した場合、生活に脅威を与えるため到底忍び難いということを陳情。道路の新設に反対しているのではない。	本人と面談し、事情聴取。
132 道路側溝改修方二間スル件(図面あり)	堀田勇ほか20名	仙台市長 渋谷徳三郎	1932(昭和7)年12月10日	大町一丁目から立町に至る側溝、立町から本町末無に至る側溝などの改修を諸願。	「本諸願箇所ハ比較的急流ヲ要セサルモノト被認、又市財政上ノ關係等モアリ今直ニ施行シ得サルモ、逐年施行ノ予定ナリ」

表4-6 電車敷設事業における起債額の変更比較

	当初計画	変更計画
起債	2,290,000	2,000,300
電気事業繰入	1,000	109,400
郡部財産売却代	359,000	359,000
寄附金		150,000
運用金（基本金運用）		31,300
合計	2,650,000	2,650,000

資料：「起債額変更比較」、仙台市『自大正十二年三月 至昭和三年三月 電車敷設関係書類』58～59ページより作成。